

令和6年

島本町議会9月定例会議 会議録

令和6年9月3日開議

令和6年9月30日散会

令和6年9月3日（第1号）

令和6年9月4日（第2号）

令和6年9月5日（第3号）

令和6年9月30日（第4号）

島本町議会

令和6年島本町議会9月定例会議会議録目次

第 1 号 (9月3日)

○出席議員	1
○議事日程	2
○開議の宣告	5
○会議録署名議員の指名	5
○諸般の報告	5
○一般質問	7
・ 福嶋議員	7
・ 大久保議員	20
・ 戸田議員	29
・ 中嶋議員	38
・ 山口議員	44
・ 永山議員	51
・ 川嶋議員	60
・ 中田議員	67
○延会の宣告	81

第 2 号 (9月4日)

○出席議員	83
○議事日程	84
○開議の宣告	86
○一般質問	86
・ 平井議員	86
○第 5 号報告 令和5年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について	93
○第 6 号報告 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	93
○第 6 6 号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	94
○第 6 7 号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	94
○第 6 8 号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	95
○第 6 9 号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	95

○第70号議案	工事請負契約の締結について……………	96
○第71号議案	動産の買入れについて……………	96
○第72号議案	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について……	97
○第73号議案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪 広域水道企業団規約の変更に関する協議について……………	101
○第74号議案	島本町長期継続契約に関する条例の制定について……………	102
○第75号議案	島本町情報公開条例の一部改正について……………	102
○第76号議案	島本町税条例の一部改正について……………	105
○第77号議案	島本町住民福祉審議会条例の一部改正について……………	106
○第78号議案	島本町障害者施策推進協議会条例の一部改正について……………	111
○第79号議案	島本町国民健康保険条例の一部改正について……………	112
○第80号議案	島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関 する基準を定める条例の一部改正について……………	114
○第81号議案	令和6年度島本町一般会計補正予算（第2号）……………	114
○第82号議案	令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）……	114
○第83号議案	令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）……	114
○第84号議案	令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）……	114
○第85号議案	令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）……………	122
○延会の宣告……………		123

第 3 号（9月5日）

○出席議員……………		125
○議事日程……………		126
○開議の宣告……………		127
○第86号議案	令和5年度島本町水道事業剰余金の処分について……………	127
○第87号議案	令和5年度島本町下水道事業剰余金の処分について……………	127
○第1号認定	令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算……………	127
○第2号認定	令和5年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算……………	127
○第3号認定	令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算……………	127
○第4号認定	令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算……………	127
○第5号認定	令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算……………	127
○第6号認定	令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算…	127

○第 7 号認定	令和 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	1 2 7
○第 8 号認定	令和 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	1 2 7
○第 9 号認定	令和 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	1 2 7
○第 10 号認定	令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	1 2 7
○第 11 号認定	令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	1 2 7
○第 12 号認定	令和 5 年度島本町水道事業会計決算	1 2 7
○第 13 号認定	令和 5 年度島本町下水道事業会計決算	1 2 7
○大綱質疑 (第 85 号議案及び第 86 号議案並びに第 1 号認定から第 13 号認定まで)		
・自由民主クラブ (伊集院議員)		1 2 7
・人びとの新しい歩み (戸田議員)		1 3 8
・コミュニティネット (平井議員)		1 5 4
○第 88 号議案	令和 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 3 号)	1 6 6
○散会の宣告		1 7 0

第 4 号 (9 月 30 日)

○出席議員		1 7 3
○議事日程		1 7 4
○開議の宣告		1 7 5
○行政報告		1 7 5
○各常任委員会委員長報告 (第 74 号議案から第 13 号認定まで)		1 7 7
○第 74 号議案から第 13 号認定までの討論・採決		1 7 8
○第 7 号報告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	2 1 0
○第 89 号議案	令和 6 年度島本町一般会計補正予算 (第 4 号)	2 1 0
○第 90 号議案	令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 2 号)	2 1 0
○散会の宣告		2 2 7
※付議事件の議決結果		2 2 9

令和6年

島本町議会9月定例会議会議録

第1号

令和6年9月3日(火)

島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 1 号)

年 月 日 令和 6 年 9 月 3 日 (火)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 13 人である。

1 番	川 嶋 玲 子	2 番	野 口 日 利 美	3 番	山 口 博 好
4 番	中 嶋 洵 智	5 番	大 久 保 孝 幸	6 番	福 嶋 保 雄
8 番	中 田 み どり	9 番	東 田 正 樹	10 番	平 井 均
11 番	伊 集 院 春 美	12 番	清 水 貞 治	13 番	戸 田 靖 子
14 番	永 山 優 子				

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	高 岸 信 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	杣 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和6年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第1号

令和6年9月3日（火）午前10時開議

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 諸般の報告

日程第3 一般質問

福嶋議員 1. 保育所待機児童状況と継続的待機児童発生の回避取組を
2. より住みやすいまちづくり 空き家状況と立地適正化について

3. 住民がつどい楽しめる よりよい公園づくりに向けて

大久保議員 1. 島本町の妊娠期からの子育て支援について
2. 島本町の屋外分煙所整備について

戸田議員 これからの一般廃棄物処理行政～高齢者等のごみ出し支援～

中嶋議員 子ども達が遊べる（集える）屋内施設の必要性について

山口議員 高齢者や障害者等の投票環境について

永山議員 1. 自衛隊への個人情報提供に対する除外申請制度について
2. 会計年度任用職員の処遇改善について
3. 6月定例会議の答弁について

川嶋議員 乳幼児健診について

中田議員 改めて、命を守る避難所運営・備えを！

平井議員 第五次総合計画に掲げられているまちづくりについて

日程第4 第5号報告 令和5年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告
について

日程第5 第6号報告 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告
について

日程第6 第66号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第7 第67号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 第68号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めること
について

日程第9 第69号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めること
について

- 日程第10 第70号議案 工事請負契約の締結について
- 日程第11 第71号議案 動産の買入れについて
- 日程第12 第72号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 日程第13 第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 日程第14 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について
- 日程第15 第75号議案 島本町情報公開条例の一部改正について
- 日程第16 第76号議案 島本町税条例の一部改正について
- 日程第17 第77号議案 島本町住民福祉審議会条例の一部改正について
- 日程第18 第78号議案 島本町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
- 日程第19 第79号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 日程第20 第80号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 日程第21 第81号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第83号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第84号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 日程第22 第85号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）
- 日程第23 第86号議案 令和5年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 案87号議案 令和5年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 令和5年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算

- 第 8 号認定 令和 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 10 号認定 令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 11 号認定 令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 12 号認定 令和 5 年度島本町水道事業会計決算
- 第 13 号認定 令和 5 年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより、令和6年島本町議会9月定例会議を開きます。

これより、本日の会議を開きます。

議案等はお手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

なお、本定例会議の会議期間は、本日から9月30日までの28日間の予定となっておりますので、皆様には円滑な議会運営に御協力いただきますよう、よろしく願いいたします。

議員及び職員におかれましては、タブレット端末や業務用ノートパソコンを議場に持ち込み、本定例会議の内容に関わって使用することを試行的に認めておりますので、注意事項を遵守いただきますよう、お願いいたします。

傍聴される方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は控えていただきますよう、お願い申し上げます。

お諮りいたします。

本定例会議の議案の内容説明については、議会運営委員会で確認されておりますとおり、あらかじめ原稿を配付することによって、朗読されたものとして取り扱いたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認め、そのように取扱いいたします。

日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

会議録署名議員は、島本町議会会議規則第127条の規定により、5番 大久保議員及び9番 東田議員を指名いたします。

よろしく願いいたします。

日程第2、諸般の報告を行います。

議会運営委員会の調査研修が実施されましたので、委員長より御報告いただきます。

川嶋委員長 (登壇) おはようございます。

それでは、議会運営委員会の所管事務調査研修について、御報告いたします。

去る7月4日及び7月10日に、「議会におけるタブレット端末の導入活用とペーパーレス化について」をテーマに、所管事務調査研修を行ってまいりました。

まず、7月4日に、議会運営委員会委員4人と議長、随同行した議会事務局長の計6人で、石川県能美市へ出向きました。

森喜朗元総理大臣やメジャーリーグで活躍した松井秀喜氏を輩出した能美市は、石川県の南部、加賀平野のほぼ中央に位置し、面積は84.14平方キロメートル、令和6年7月1日現在の人口は4万9,665人で、平成17年2月1日に、根上町、寺井町、辰口町の3町の対等合併により誕生しました。

能美市議会では、会議資料のペーパーレス化や事務作業の軽減化などを図るため、令和2年6月に議会の活性化に関する検討会を設置し、タブレット端末の導入等の検討を開始、機器・システムのデモンストレーション、近隣市への行政視察、機器・システムの選定、運用基準の作成を行い、令和3年5月の会議から紙資料と併用でタブレット端末の運用を、令和3年11月の会議から完全ペーパーレス化での運用を開始しました。

導入時には、議員や事務局だけでなく、部長級以上の執行部職員や説明員の分も含めた42台のタブレット端末を議会費で購入の上、議員や関係職員へ貸与しており、執行部より先に議会がペーパーレス化に取り組んでいる状況でした。また、能美市議会タブレット型端末機及び文書共有システム運用基準を作成し、タブレット端末の取扱いに関し、必要な事項を定めておられます。

導入の効果といたしましては、年間で約23万枚の紙資料、約173万円の経費の削減だけでなく、資料の保管場所や資料の印刷・差し替え作業の削減、議員が事前に資料の確認が可能となったことなどを、問題点といたしましては、複数の資料を一度に開くことができないため、過去の資料との比較が難しいこと、利用する議員の習熟度に差があること、執行部の資料提供がルーズになり、差し替えが多くなることを挙げておられました。なお、活用範囲の拡大、端末更新時に発生する費用などが、今後の課題であるとのことでした。

続いて、7月10日に、議会運営委員会委員5人と議長、随同行した議会事務局議会総務課参事の計7人で、岐阜県関市へ出向きました。

日本一の刃物のまちとして知られる関市は、岐阜県のほぼ中央部、長良川の中流に位置し、面積は472.33平方キロメートル、令和6年7月1日現在の人口は8万4,274人で、平成17年2月7日に、武芸川町、洞戸村、板取村、武儀町、上之保村を編入合併しております。

関市議会では、事務の効率化、コスト削減、省資源化を推進するため、平成24年6月に、議員からタブレット端末の導入について提案があり、その後、代表者会議で端末の導入及び活用の推進が決定され、平成25年2月、正副議長、議会運営委員会委員、事務局用としてタブレット端末12台を購入、3月定例会から試験的に使用を開始しました。平成25年4月には個人所有のタブレット端末も同様に扱うこととし、9月定例会からは

全議員に配置され、12月定例会からは資料の紙での配付は行わず、ペーパーレス化を実施しました。また、現在は貸与しているタブレット端末だけでなく、議員自身のタブレットやパソコン、スマートフォンの使用も認めており、関市議会電子機器使用規程を作成し、使用にあたっての必要事項を定めておられます。

導入の効果といたしましては、年間で約9万枚の紙資料、30万円超の経費の削減だけでなく、クラウドサーバを活用した最新の情報の共有やスケジュール管理を行えることなどを、問題点といたしましては、議員からの操作等に関する質問を受けたときに回答できるよう、事務局職員の知識・操作方法の習得が必要であること、議案等に修正があった場合、その都度、データ更新が必要となり、手間がかかることなどを挙げておられました。なお、端末の購入や更新時における操作方法の習得、会議以外での活用などが、今後の課題であるとのことでした。

島本町議会におきましても、タブレット端末を導入し、ファックスに代わる連絡手段としての活用やオンラインを活用した委員会を実施するための環境を整備するとともに、議会や委員会での使用を試行的に認めているところでございますが、今後、ペーパーレス化の検討をさらに進めていく上で、既にペーパーレス化を実施している能美市議会、関市議会の取組は非常に参考になるものでした。

以上が今回の調査研修の概要であります。詳しい資料等につきましては、議会事務局に保管しておりますので、そちらも御覧ください。

以上をもって、議会運営委員会の所管事務調査の報告といたします。

清水議長 次に、島本町議会会議規則第129条第1項ただし書きの規定により、お手元に配付しておりますとおり、議員を派遣しましたので、御報告いたします。

以上で、諸般の報告を終わります。

日程第3、一般質問を行います。

通告の順によりまして、福嶋議員、大久保議員、戸田議員、中嶋議員、山口議員、永山議員、川嶋議員、中田議員、平井議員の順で行います。

それでは、最初に福嶋議員の発言を許します。

福嶋議員（質問者席へ） 改めまして、おはようございます。

福嶋保雄の一般質問を始めさせていただきます。

それでは、1つ目、「保育所待機児童状況と継続的待機児童発生の回避取組を」と題して、質問いたします。

平成30年11月、保育基盤整備加速化方針が示され、各種の検討、議論とともに、事業者の誘致、施設の設計、開設が行われ、受入規模が順次拡大いたしました。その結果、令和3年度は待機児童ゼロとなる月が半分、そして、令和4年度から令和6年8月までは継続的な待機児童ゼロが実現できています。

しかしながら、島本町では、現在保育ニーズが高まっており、私は保育の待機児童が再び継続的に発生することを懸念しております。今回の質問で、現状の共有と待機児童発生をいかに防いでいくのか、議論できればと思っております。

それでは、質問です。

保育基盤整備加速化方針を出された当時、令和元年6月議会で、待機児童ゼロの早期実現のためには、待機児童が発生している年齢層の保育キャパシティ増強が必要であり、全歳児同一保育数を確保することが最短であると訴えさせていただきました。今日現在、過去を振り返り、島本町が実施された施策とその効果について、まずはおさらいをお願いいたします。

教育こども部長 それでは、福嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「保育所待機児童状況と継続的待機児童発生の回避取組を」についてでございます。

本町における保育環境につきましては、平成30年11月に策定いたしました島本町保育基盤整備加速化方針に基づき、保育施設の新設等による定員の拡充を図ったところでございます。それにより、当該方針策定時に、歳児ごとに、0歳児が80人、1歳児が90人、2歳児101人、3歳児121人、4歳児126人、5歳児126人の計644人であった認可定員について、保育ニーズに合わせ、これまでより低年齢児の受入数の割合を高く設定した施設を新たに整備し、0歳児が128人、1歳児が157人、2歳児180人、3歳児192人、4歳児193人、5歳児193人、計1,043人にまで拡充いたしました。

就学前児童の人口に対する保育を希望する児童の割合は高まってきておりますが、保育基盤の拡充により、令和3年4月に待機児童が解消され、令和4年度及び令和5年度においては年間を通じて待機児童数ゼロを維持できており、令和6年度においても、本日現在まで待機児童は発生しておりません。

以上です。

福嶋議員 加速化方針では、現在の元号に言い換えると、令和4年度に保育所定員数1,020人とし、JR島本駅西地区想定人口3パターンを想定し、令和8・9年度に最大となり、少ない場合1,012人、多い場合1,071人と想定されておりました。想定人口が1,071人と、定員の1,020人より多い保育希望があった場合、どのように対応しようと考えられていたのか、お教えてください。

教育こども部長 保育所等利用希望者が整備後の認可定員を上回った際の対応についてでございます。

待機児童を出し、利用希望者の皆様に御不便をおかけすることがないように対応することを、まず考えることが重要でございますので、基準の範囲内において定員を超えて児童を受け入れる、いわゆる弾力的運用を活用した対応を想定しておりました。

以上です。

福嶋議員 本年6月議会の資料として、上下水道部より、現状の開発を反映した行政区域内人口は、令和8年が3万4,210人になると、給水量の予測表が提供されました。これは第五次総合計画推計2の3万2,838人より1,438人多い人数となっています。

加速化方針の計画段階では、平成29年に対し、人口が2,228人増加に対し、保育対象が133人増と推計されておられました。これは、増加した人口に対し、保育対象者が5.97%に相当する割合です。

今回の予測表では3,590人の人口増加とされていますので、同じ割合で概算した場合、保育対象者数は今より214人増加すると推定されます。現在の最新データとなる就学前の保育実施児童数は、令和6年8月1日現在1,029名で、施設定員の99%となっています。そして、主に0歳児・1歳児は年末まで保育希望者が比較的多くある傾向であり、施設全体としては、既に弾力的運用が求められている状況と考えております。

これから、島本駅西地区関連ほかの計画されている住居への入居が本格的に始まります。令和8年には保育対象者が214名増加し、年度途中時点で1,240名前後、施設定員の120%弱となることが推定されます。このような状況が想定される中、どのように保育環境を確保し、待機児童ゼロの継続を行っていくのか、お考えをお教えてください。

教育こども部長 「保育ニーズの増加と人口の増加」についてでございます。

保育ニーズは増加傾向にあり、今後につきましても、同等またはそれ以上で推移することが見込まれるものと予測いたしております。

まず、平成30年11月にお示しした島本町保育基盤整備加速化方針と現在の保育ニーズの乖離につきましては、これは、幼児教育・保育無償化が令和元年10月から制度化され、スタートしたことが大きな要因と言えると考えております。これらの要因も相まって、保育ニーズは本町がこれまでに経験したことのない数値を示しており、今後、いかなる比率で推移することになるのかを正確に予測することは困難であるものと考えております。一方、就学前児童人口につきましては、過去の傾向等からも一定数の増加はあるものと考えております。

以上のことから、近年の保育ニーズの上昇に、今後の就学前児童人口の増加が加わることで、本町における保育環境は、厳しさが増していく可能性が高いと懸念しているところであり、今後の対応について、現在、様々な検討を進めているところでございます。以上です。

福嶋議員 本町における保育環境は、厳しさが増していく可能性が高いと懸念され、様々な検討を進められているとのことですが、様々な検討を進められることで、継続的な待機児童の発生を防いでいけるという理解をすればよいでしょうか。

教育こども部長 「継続的な待機児童の発生の防止」についてでございます。

さきに御答弁申し上げましたとおり、本町といたしましては、以前、府内において待

機率ワーストであったときのように、待機児童を出し、利用希望者の皆様に御不便をおかけすることがないように対応することを、まず考えることが重要であると考えております。そのためには、事業者の協力はもとより、本町としても現有施設の活用など、様々な可能性を検討して対応していかなければならないと考えております。

いずれにいたしましても、様々な検討、そして、様々な対策を講ずることにより、継続的な待機児童の発生を防がなければならないと考えております。

以上です。

福嶋議員 現状のままであれば、今後数年間は1年を通して待機児童がゼロの状況を維持することは困難なのでしょうか。その場合、課題は施設面なのか、人材の確保にあるのか、お考えをお教えてください。

教育こども部長 「待機児童が発生した際の課題」についてでございます。

本町といたしましては、可能な限り待機児童が発生しないよう、児童の受入枠の調整に当たっては、毎年度、事業者と協議を行い、一部の弾力的な運用を既にお願ひしている歳児もでございますことから、そのためには弾力的運用を想定どおり機能させるためには、人材確保が大きな課題となるものと考えております。

しかしながら、さきに御答弁申し上げましたとおり、保育ニーズは増加傾向にあり、今後も人口増加、保育ニーズの高まりにより保育所等施設利用希望者が増加することになると、施設面での課題も出てくるものと認識をいたしております。

福嶋議員 今後、マンションの建設が進み、新規転入者の増加や保育ニーズのより一層の高まりへ、どのように保育環境確保と待機児童ゼロ継続に向けて行っていくのか、お考えをお教えてください。

教育こども部長 「今後の保育環境確保と待機児童ゼロ継続に向けた取組」についてでございます。

今後の取組につきまして、現在、様々な検討を進めているところでございまして、現時点でお示しできる段階ではございませんが、引き続き民間保育施設等とも協議を行いながら、中長期的な視点を踏まえつつ、町全体で過不足のない保育環境の維持管理を行ってまいりたいと考えております。

以上です。

福嶋議員 御答弁いただき、ありがとうございました。

今回の質問では、いかに保育待機児童を発生させないか、発生したとしても、継続的な発生をいかに回避する取組を行うのかについて問い、利用希望者の皆様に御不便をおかけすることがないように対応することをまず考えることが重要であるとの御認識であること、その手法の考え方について共有させていただきました。

ぜひ、検討されている様々な方策を実現いただき、過不足のない保育環境の維持管理

等を通じ、待機児童の発生を防いでいただくことをお願いし、1つ目の質問「保育所待機児童状況と継続的な待機児童発生回避取組を」についてを終わります。

2つ目、「より住みやすいまちづくり 空き家状況と立地適正化について」と題して質問いたします。

少子高齢化、高齢単身者世帯の増加が見込まれ、その結果として、空き家の増加が想定されます。空き家の少ない、誰もが住みやすいまちづくりをめざして、立地適正化の考え方などについて聞きたいと思います。

島本町では、平成30年度に島本町空家等実態把握調査を行われ、令和2年度現況調査で空家が99件あると認識されたと思います。まず、その99件の現状について、お教えください。併せて、現状の残件について、空き家の対策をしようとしても解決できない要因と思われることについて、お教えください。

都市創造部長 続きまして、「より住みやすいまちづくり 空き家状況と立地適正化」についてでございます。

御指摘のとおり、本町における直近の空き家の件数といたしましては、令和2年度に実施いたしました空き家現況調査に基づき99件でございます。本町が空き家として把握いたしております99件の現状につきましては、詳細は把握いたしておりませんが、各物件によって除却により更地となったもの、戸建て住宅等に建て替わったもの、空き家のままであるものなど、様々であると認識しております。空き家の実態把握につきましては、今後につきましても定期的に現況調査を実施し、現状把握に努めてまいりたいと考えております。

次に、空き家が解消されない要因についてでございますが、個々の状況は把握できていないものの、空き家所有者の御意見等を踏まえると、空き家の除却に係る金銭的な問題や所有者の相続問題、所有者の空き家に対する愛着等が要因と推察いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 除却したいがなかなか除却できない特定空家、管理不全空き家等の課題解決については、除却することで固定資産税等の軽減措置を受けられない、支払う税金が元どおりになるわけですが、御本人の感覚としては増額と感ずることになるなど、短期的に考えれば当事者が除却をちゅうちょするような税制と、現状なっています。

島本町として、空き家の除却を推進する施策、例えば空き家除却後、その周辺を含めて開発が進むまでの数年間、空き家の除却後も固定資産税等の軽減措置を継続するなどの施策検討も必要ではないかと考えますが、島本町のお考えをお聞かせください。

都市創造部長 空き家の課題解決に係る御質問でございます。

空き家除却後における固定資産税等の軽減措置につきましては、大阪府内において既に実施されている自治体も少数あるものと聞き及んでいるところでございます。本町と

いたしましては、大阪府内で実施されている自治体における導入に至った経緯や効果、
税収や交付税算定等への影響を調査研究の上、本町における当該軽減措置の必要性につ
いて検討してまいりたいと考えております。

なお、仮に本町において当該軽減措置を実施する場合においては、条例等の整備が前
提となるため、固定資産税所管との協議等が必要になるものと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 今後、少子高齢化、高齢単身者世帯の増が進み、持ち家であれば、その先に空
き家の増加が想定されます。子育てが終わり、セカンドライフが始まる前後から老後の
将来を考える方も多いと思います。高齢者が単身でも住みやすいまちづくりを目指すた
めには、ある程度、インフラの集積が必要と考えます。

まずは、医院、病院、公共交通機関、公園や緑地、コミュニティセンター、食品店な
どが活用したい距離にあることが求められると思います。これらの施設の高齢者の標準
的な誘致距離を御紹介ください。

都市創造部長 「高齢者における公共施設等への標準的な誘致距離」に係る御質問でござ
います。

高齢者の方の標準的な誘致距離につきましては、個々人の健康状態にも左右されるこ
とから、一概にお示しすることは困難であるものと認識しております。一方、国土交通
省が発行されております都市構造の評価に関するハンドブックにおきましては、一般的
な徒歩圏として半径800メートル、公共交通沿線地域について、鉄道駅は800メートル、
バス停については300メートル、また、高齢者の一般的な徒歩圏として半径500メー
トルを採用されていることから、高齢者の標準的な誘致距離の目安といたしましては、半径
500メートル程度であるものと認識いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 適切な距離に各種施設があることが望まれますが、島本町のお考えをお教えく
ださい。

都市創造部長 各種施設の立地に係る御質問でございます。

本町におきましては、コンパクトで持続可能なまちづくりを推進するため、現在、島
本町立地適正化計画の策定を進めております。本計画においては、医療、福祉、商業等
の都市機能を誘導し集約する区域として、住民の皆様の徒歩圏等も鑑みながら、都市機
能誘導区域の設定や、都市機能誘導区域に立地を誘導すべき施設として誘導施設の設定
を予定しており、これらの区域等の設定により、各種サービスの効率的な提供を促進し
てまいりたいと考えております。

誘導施設の設定に際しましては、身近に利用するスーパーマーケットや診療所、保育園、
通所型介護施設などは、住民の皆様のお住まいの地域にそれぞれあるべきと考え、

誘導施設には位置づけず、分散的な配置を検討しております。一方、役場や病院、大型商業施設等はまちの中心にあることが、まちの効率性の観点から適切であると捉まえ、誘導施設に位置づけるとともに、都市機能誘導区域をまちの中心部に設定し、区域に施設を誘導、集約するような都市構造を検討しているところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 民間企業の自主的な施設設置検討がいただける環境づくりなどが必要と考えますが、行政ができること等、お考えをお教えてください。

都市創造部長 持続可能なまちづくりを推進するためには、行政だけでなく、民間企業の御協力によるまちづくりが不可欠になるものと考えているところでございます。そのために本町ができることといたしましては、現在、策定を進めております立地適正化計画のように、町が考えるまちのこれからの姿をお示しし、民間企業の皆様に御理解いただくとともに、当該計画における誘導施設の立地に際しましては、国の支援制度をお示しし、施設設置を前向きに御検討いただけるよう努めることと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。

より住みやすいまちづくり、住み続けたいまちづくりには、まちづくりの考え方の基本を示し、関係者が共有し、議論し、方向性を作りあげていく必要があると思っております。町内での移動問題、空き家問題など、多くの懸念事項がありますので、早め早めの御検討をお願いし、2つ目の質問、「より住みやすいまちづくり 空き家状況と立地適正化について」を終わります。

3つ目、「住民がつどい楽しめる よりよい公園づくりに向けて」と題して質問いたします。

島本町には、水無瀬川緑地公園などの都市公園、開発に伴い設置などされるその他の公園や淀川河川公園島本地区などがあります。新型コロナウイルス感染症拡大により、健康的なライフスタイルの支援、安全な外出場所、個人でできるレクリエーションの推進など、公園の価値と必要性が再認識されました。

本質問では、島本町の公園に対する考え方を確認させていただくとともに、今後の公園の在り方や施策について議論できればと考えております。

島本町には、町が管理される都市公園が12、都市公園に位置づけていないその他の公園が60強あるかと思いますが、まずは、それぞれの公園の島本町の状況、設置目的、設置方法等についてお教えてください。

都市創造部長 続きまして、「住民がつどい楽しめる よりよい公園づくりに向けて」についてでございます。

本町が管理する公園につきましては、山崎二丁目地内に位置する水無瀬川緑地公園を

はじめ、江川公園、広瀬公園、柳原公園など各地域の主要な公園であり、都市公園として位置づけている12か所の公園のほかに、各地域に設置している比較的規模の小さい公園が63か所ございます。また、国が管理する淀川河川公園1か所の合計76か所の公園が町域内に設置されている状況となっております。

それぞれの公園は、子供たちの遊びの場や住民の方々のレクリエーション空間、良好な都市景観の形成、防災性の向上、生物多様性の確保、豊かな地域づくりに資する交流の空間の提供などの目的により設置されており、設置方法といたしましては、都市計画決定したものをはじめ、過去に本町の施策的に設置した公園や、開発行為等により開発区域内に設けられ、完成後、本町に帰属された公園など様々でございます。

以上でございます。

福嶋議員 島本町公共施設総合管理計画（令和4年3月改訂版）によれば、（ア）施設の保有量に関する方針「開発行為に伴う公園整備のあり方について検討するとともに、長期的な視点に立ち、都市公園などの地域拠点となる公園への重点化に向けた検討を行います。」とあります。また、令和3年6月17日から1週間で、島本町ライン公式アカウントに友だち登録をしている方を対象に公園に関するアンケートを実施、年齢、お住まい地域、利用頻度、利用目的等について情報収集をされました。

この2年半の検討状況について、お教えてください。

都市創造部長 島本町ライン公式アカウントによる意見の多かった公園について、施策で実施しております島本町公園長寿命化計画に基づいた更新工事において、特に利用者の多い水無瀬川緑地公園など優先的に遊具の更新を行ったことや、広瀬公園におきましては、老朽化した遊具の更新に併せ、「花や緑がたくさんある公園」を望まれる意見が多かったことを受け、幅広い年代により親しんでいただけることを目的として大規模な植樹ゾーンを新たに設置するなど、さらなる取組を進めてまいりました。

今後におきましても、遊具等を更新する際には、利用者の現状やアンケートの結果を参考にするなど、御利用される方々のニーズを可能な限り反映できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

福嶋議員 島本町のホームページには速報的なアンケート分析結果が掲載されていますが、現時点でのアンケート分析結果をお教えてください。

都市創造部長 「アンケート分析結果」におきましては、御回答いただいた方々の中で、世代別で30代・40代からの回答者の人口割合が多く、利用頻度においても、他の世代と比べ多い結果となっております。また、皆様が御利用されている公園については、全世代で「自宅から近い」という理由で御利用されている状況となっております。公園のニーズにおきましては、全世代で「花や緑がたくさんある公園」を望んでおられる方が多く、特に回答者の人口割合が多かった子育て世代であります30代・40代の方々におき

ましても、「花や緑がたくさんある公園」を望んでおられる結果となっており、今後、本町における公園づくりにおいて参考にさせていただくとともに、皆様のニーズを可能な限り反映するよう努めてまいりたいと考えております。

福嶋議員 全世代で「花や緑がたくさんある公園」を望んでおられる方々が多く、特に回答者の人口割合が多かった子育て世代であります30代・40代の方々においても「花や緑がたくさんある公園」を望んでおられるとのことですが、島本町の現在の公園に対する認識をお教えてください。

都市創造部長 現在、本町におきましては開発行為等が行われる際に、一定の開発面積があれば公園を設置し、本町に帰属されるケースが多く、公園の内容については、開発事業者と協議を行い、遊具や植栽、休憩施設などを開発事業者の予算の範囲で、周辺の公園施設の状況や維持管理の容易さ等を踏まえ、設置いただいております。

本町が管理する公園の施設の配置につきましては、花や緑が中心となった公園は少なく、多くは安全領域を確保した上で遊具等の施設を中心に設置し、周辺に低木や高木などの植栽を配置している公園が多いものと認識いたしております。

福嶋議員 集合住宅、宅地等の開発行為に伴って、敷地内に居住者利用を前提とした公園、砂場やボーンレンド等が設置される事例も見受けられますが、敷地内の公園等はどのように位置づけて考えられておられるのか、お考えをお教えてください。

都市創造部長 開発行為等で敷地内に公園を設置され、完成後も町に帰属は行わず、管理組合等で維持管理されている公園につきましては、本町においても複数あり、当該公園の位置づけとしては、公共的に設置された公園ではないことから、本町における公園の総数や総面積等には含んでおらず、民間の施設の1つとして取り扱っているものでございます。

以上でございます。

福嶋議員 公園の場所や規模は公園利用に際し大きく影響する視点と思いますが、敷地内に設置された公園は島本町の公園施策にどのように反映されているのか、お教えてください。

都市創造部長 公園の利用を促進するためには、利便性の高い場所にあり、かつ小さいお子様からお年寄りの方々の利用ニーズの機能を備えた規模であることが重要であると認識しており、公園の場所や規模は公園利用に大きく影響するものと考えております。

現在、本町におきましては、大規模な集合住宅などの敷地内に設置されております公園の面積や施設については把握しておらず、島本町の公園施策には反映いたしておりません。

以上でございます。

福嶋議員 令和6年7月に都市公園法運用指針（第6版）が発行され、現在設置されている都市公園の適正な管理を図る観点から、都市公園の配置及び規模に関する技術的基準

を条例で定めることが望ましいとされています。併せて、児童公園、プレイロットを含めて小さな子供たちが遊ぶ公園は、小さな面積でも密度が高く配置することが必要と考えています。誘致距離の視点から、島本町のお考えをお教えてください。

都市創造部長 本町域内における公園につきましては、主要な公園として位置づけている都市公園をはじめその他の比較的小規模な公園を含め、各地域に配置しているところですが、国の基準に示す街区公園で250メートル、規模の小さい公園で100メートルの距離範囲内に公園がない地域もあることは認識しております。このような地域におきましては、既に住宅が建ち並んでいる箇所や大規模な集合住宅となっている箇所であり、現在の土地利用から、公園を新たに設置することは困難ではございます。

しかしながら、公園の適正な配置は、本町におきましても重要な課題であるものと認識いたしておりますことから、幅広い年代にわたり、住民の皆様が公園を利用したくなるような環境づくりの観点を念頭に、配置や規模等の技術的基準の条例化を検討するとともに、今後、新たな開発行為等がなされる際には、近隣する地域の公園の配置状況を踏まえた上で、適正な誘致距離に公園が配置できるよう努めてまいりたいと考えております。

福嶋議員 島本町は、開発行為等で敷地内に公園を設置され、完成後も町に帰属は行わず、管理組合等で維持管理される公園について、民間施設として取り扱われている状況です。公園の面積や施設等は把握しておらず、島本町の公園施策には反映していないとの御答弁でした。そして、現状の敷地内公園を把握していない状況のままでは、その地域は住民が多いにもかかわらず公園がない地域として認識され、新たな公園設置が必要な地域として区分せざるを得ません。ただ、それでは、せつかく開発指導されてから造られた公園が、その後の町の公園施策に反映されないということになるのではないのでしょうか。

私自身は、開発行為等で公園設置を指導され、その公園が設置されたのかどうかの把握を行い、記録する。結果的にその公園が町に帰属されなかったとしても、該当住居公園として把握し、適正な誘致距離の公園配置の検討に活用する必要があると思います。

島本町のお考えをお教えてください。

都市創造部長 民地内に設置されております利用者が限定されるような公園の規模や施設等については把握しておらず、不特定多数の方が利用されることを前提とした公園施策に反映しておりませんが、誘致距離や周辺の本町が管理する公園との位置関係、それぞれの公園に設置されている施設の視点からは、一定把握することが望ましいと認識しておりますことから、今後、可能な限り把握に努め、本町の公園施策の参考になるよう努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 J R 島本駅西側の土地区画整理事業において、居住人口1人当たり3平米を確

保するとされ、3,523平米もの大変広い公園を移管いただき、設置されましたが、現状、都市公園に位置づけられておりません。現在、行われている都市公園の整備では国費も活用しながら行われていることから、この規模の公園であれば、都市公園として位置づけるべきと考えております。

島本町で、公園等を都市公園として指定することのメリット、デメリットについて、お考えをお教えてください。

都市創造部長 御指摘の桜井せせらぎ公園につきましては、JR島本駅西土地地区画整理事業において施工がなされ、当該組合から本町に移管された公園であることから、現在、都市公園として位置づけられておりませんが、町域内の他の都市公園と比較しても比較的大きく、機能も充実した公園であることから、今後の活用促進も期待しているところでございます。

そのことから、当該公園を都市公園として指定することは、将来的なイベントなどの活用に係る公園内行為や占用利用における手続の明確化が図られるなどのメリットがあるものと認識いたしております。また、御利用される皆様におかれましても、特にデメリットはなく、当該公園のように他の公園に比べ面積も大きく、当該地域以外の皆様にも活用が想定される公園であることから、都市公園の指定に向けた事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 公園の都市計画、都市公園法第3条2項には、「都市公園の設置は、緑地の保全及び緑化推進に関する基本計画（緑の基本計画）に即して行うように努めなければならない。」とあります。島本町の「緑の基本計画」はどのような状況か、お教えてください。

都市創造部長 「緑の基本計画」に係る御質問でございます。

「緑の基本計画」につきましては、都市緑地法第4条に基づき、市町村が緑地の保全や緑化の推進に関して、その将来像、目標、施策などを定める基本計画であり、本町においても平成11年3月に策定したものでございます。島本町緑の基本計画につきましては、都市計画制度以外の緑地の保全、公共施設の緑化、民有地の緑化などに関する事項も含め、今後の緑の保全・創造の目標と方針を定めたものでございますが、既に目標年次である平成30年を経過しているものの、現時点においては改定の予定は未定でございます。

今後につきましては、府内市町村の策定状況等や本町における当該計画の必要性等を精査した上で、改訂の是非につきましても検討してまいりたいと考えております。

福嶋議員 今後、新たな都市公園の設置・変更に当たり、島本町都市公園条例の改正や、それに伴った「緑の基本計画」の改訂の必要性があるのかないのか、お教えてください。

都市創造部長 都市公園の設置変更においては、必ずしも条例改正や計画の改訂が伴うものではないと思いますが、今後、諸条件を整理し、必要に応じて適宜条例改正や計画の改訂の必要性についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 条例項目の1つとして、市民一人当たりの公園敷地面積の標準が想定されます。取得できる土地があるのであれば、市街地における住民一人当たりの都市公園面積の標準について、参酌すべき基準である5平米以上とすべきでしょうが、現状、島本町は約4.1平米であり、島本町都市計画マスタープランで、「公園・緑地については、開発に伴う整備を推進します。」とされている島本町です。そのため、実現困難な状況と推察されます。

都市公園法運用指針では、「市町村は、このような趣旨を踏まえ、施行令第1条の2で定める基準を十分参酌し、地域における都市公園及び市民緑地の整備水準を勘案して、住民一人当たりの都市公園の敷地面積の標準を定めることが望ましい。」とあり、公園条例で「都市公園の住民一人当たりの敷地面積標準は0.91平方メートルとする。」とされている自治体もあります。

島本町も現実をしっかりと見つめながら、よりよい公園づくり、まちづくりに向け取組を強化できるよう、条例を作りあげていく必要があると思いますが、お考えをお聞かせください。

都市創造部長 住民一人当たりの公園面積の基準につきましては、本町において条例化するなど、具体的な数値目標の設定に向けた取組を行っていくことにつきましては、他の自治体等の状況等を調査・研究を行った上で、本町の土地利用や地域の実情を精査し、検討する必要があるものと認識いたしております。

以上でございます。

福嶋議員 今までの島本町のお考えをお聞かせいただき、利用される公園として、距離については重要な要素である、新たな開発行為等がなされる際には適正な誘致距離に公園が配置できるように努めるとの御認識であることを理解いたしました。

しかしながら、島本町の現行条例等の中に、都市公園法施行令第2条（地方公共団体が設置する都市公園の配置及び規模の基準）の関係で述べられている「公園の分布の均衡を図り、その配置及び規模を定める」という趣旨の記述がどこにもありません。

予算を含め、現在の御認識をしっかりと実行していくためにも、島本町全体でのコンセンサスを図るためにも、島本町都市公園条例等で公園の配置及び規模の基準をしっかりと記述しなければいけないと思います。改めて、島本町のお考えをお聞かせください。

都市創造部長 御指摘のとおり、現行の島本町都市公園条例におきましては、都市公園の維持管理に必要な事項を主に定めたものとなっており、本町域内の公園配置の見直しや

新設などの計画等がないことから、公園の配置・規模等につきましては条例で定めておりません。しかしながら、条例等で公園の配置及び規模等の基準を定めることは、今後、公園施策における一定の基準にもなることから、本町における公園の在り方について議論し、現状の配置や規模等を精査する中で、条例の改正につきましても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 公園が潤沢にあるとは言えない島本町ですので、現有の公園のより一層の活用を図る必要があると考えております。その対象の1つとして私が考えているのが、淀川河川公園島本地区です。

淀川河川公園については、国道171号線からアクセスするには、横断歩道の活用が必要です。また、駐車場への誘導路が狭く、安全に公園活用向上を図るためには改善策の検討が必要です。以前から提案している山崎交差点部の緊急輸送道路の入口部分を公園駐車場への入口とすることで、国道171号線の横断、駐車場への車が入れ替われない誘導路などの多くの課題が解決でき、淀川河川公園のより一層の活用を図るための必要な施策の第一歩と考えております。島本町のお考えとともに、対応状況についてお教えください。

都市創造部長 淀川河川公園につきましては、進入路が狭く、進入場所についても分かりにくいなどの御意見をいただいております。進入路の移設のほかにも国道171号に案内標識の設置をすることなど、当該公園へのアクセスの向上に関することについて、管理者である淀川河川事務所に対して要望した経過がございます。

国道171号山崎交差点への当該河川公園のアクセス路の変更につきましては、本町といたしましても、住民の皆様が公園利用する際に安全にアクセスが可能になるなどのメリットがあるものと認識しており、引き続き、淀川河川事務所には要望してまいりたいと考えております。

以上でございます。

福嶋議員 ありがとうございます。

島本町では、現在、都市公園の整備が行われ、環境改善が進んでいます。その他の公園も含め、誘致距離を考慮しながら、誘致距離内の住民年齢層、例えば、年少人口である未就学児、児童・生徒、老人人口、従属人口、公園利用者を想定した整備が必要です。

そのためにも、島本町都市公園条例における公園の配置及び規模に関する基準関連の検討をしっかりと行い、町全体のコンセンサスを取りながら施策を実行する。例えば、GISを用いて誘致距離内の居住者年齢層と公園利用目的との整合を図る、公園利用目的をホームページなどで公開し、住民と一緒に公園活用を図るPDCAループをつくるなど、こういうことを行い、全住民が島本町の公園って随分よくなったと感じていただけ

るよう公園施策をしっかりと作り、実行でき、改善できるよう、よろしく対応できるよう
お願いし、3つ目の質問、「住民がつどい楽しめる よりよい公園づくりに向けて」を
終わり、福嶋保雄の一般質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長 以上で、福嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、大久保議員の発言を許します。

大久保議員（質問者席へ） それでは、通告どおり質問に入ります。

1点目、「島本町の妊娠期からの子育て支援について」、お伺いします。

平成22年の日本の総人口は約1億2,800万人でピークを迎えましたが、その後は減り
続け、令和4年12月時点では1億2,484万人と、約350万人も減少する結果となりました。

このような現状の中、令和4年度に国内で実施された人工妊娠中絶件数は12万2,725
件で、前年度より3,449件減少したことが厚生労働省の調査で分かりました。単純に日
割り計算すると、1日336件のペースで行われたことになり、総数は減少傾向にある一
方、20歳未満は9,569件で、前年度より476件増加しております。個々にいろいろな事情
があるとは思いますが、この状況は「いのちの始まりを大切にしないと、生まれてから
のいのちも大切にしなくなる。」と言われており、極めて深刻であると考えます。

このような現状から、私たちの島本町も、これから生まれてくるお腹の赤ちゃんを大
切にするために何ができるのか、お伺いしたいと思います。

まず、島本町は、国・府・町の人工中絶数を把握されていますか。また、乳幼児虐待
死者数は把握されておられますか。

健康福祉部長 それでは、大久保議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「島本町の妊娠期からの子育て支援について」のうち、「人工中絶数」につ
いてでございます。

国・府の人工妊娠中絶件数につきましては、厚生労働省の衛生行政報告令の概況にお
いて把握しており、直近の令和4年度の数値は、国12万2,725件、大阪府1万1,721件で
ございます。町の人工妊娠中絶件数は、市町村ごとに集計されていないことから把握し
ておりません。

以上でございます。

教育こども部長 次に、「乳幼児虐待死者数」についてでございます。

全国で児童虐待を起因として児童が死亡する痛ましい事案が発生しているところでご
ざいますが、国における同事案の発生数につきましては、こども家庭審議会児童虐待防
止対策部会児童虐待等要保護事例の検証に関する専門委員会において検証され、その結
果が公表されているところであり、直近の公表データである令和3年度といたしまして
は、児童虐待を起因とする死亡人数は50人でございます。

次に、大阪府内においては、府内全体の取りまとめとしての公表はなされておりませ

んが、事案ごとの検証結果報告書が掲載されております。その内容を見る限り、児童虐待を起因とする死亡人数は、令和3年度及び令和4年度とも1人であり、令和5年度はございませんでした。

なお、平成16年の児童福祉法改正において、子ども家庭相談を第一義的に応じる機関は市町村であると明記されて以降、本町が同事案の発生について把握した事例はないと認識をいたしております。

以上です。

大久保議員 まず、人工妊娠中絶件数は、大阪府で1万1,721件ということで、町としては集計されていないことから把握をしていないということでもあります。次に、乳幼児虐待死者数に関しましても正確なデータがないんだろうと思います。同事案の発生について把握した事例はないということなので、「ない」ということだと思います。

このような現状を踏まえまして、本町の子育て世代包括支援センターの活動内容とその成果について、お伺いします。

健康福祉部長 次に、「子育て世代包括支援センター」についてでございます。

令和2年10月に設置をいたしました子育て世代包括支援センターの活動内容といたしましては、妊娠期から出産、就学前の子育て期にかけての切れ目のない相談・支援を実施しております。センター設置後、令和3年度に産後ケア事業、令和4年度に多胎妊婦健康診査、産婦健康診査及び出産・子育て応援事業、令和5年度に新生児聴覚検査、低所得妊婦初回産科受診料支援事業を開始し、母子保健サービスの拡充に努めたところでございます。

子育て世代包括支援センターの成果といたしましては、気軽に相談できる専用窓口を開設するなど、助産師、保健師、管理栄養士、保育士等の専門職が相談内容に応じて支援する体制が整備できたことや、町内の産婦人科クリニックと定期的に連絡会を開催し、医療機関をはじめ各関係機関との連携の強化を図ることで、妊娠期はもとより、産後、早期に支援が開始できるようになったことが成果であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 本町の子育て世代包括支援センターにおかれましては、いろいろな成果を上げておられるということでもあります。一定、評価させていただきます。

今回、質問はしませんけれども、本町も把握されているとは思いますが、妊産婦の自殺が社会的な問題となっております。警察庁の統計の分析で、令和4年～令和5年の調査で118の方が亡くなられております。自殺の死亡率が最も高い年齢が、妊娠中は20歳から24歳、産後は40歳から44歳ということで、原因につきましては、交際問題から家庭問題、健康問題など——健康問題は産後うつなどがあるということでもあります。ぜひとも今後の課題として、取り上げていただきたいと思っております。

次の質問です。

島本町すこやか推進課におかれましては、流産・死産等でお子様を亡くされた御家族への相談窓口を設けられておられますが、実際の相談数や現状をお伺いします。

健康福祉部長 次に、「流産・死産等での相談件数」についてでございます。

流産・死産等でお子様を亡くされた御家族が、今の気持ちを誰かに聞いてもらいたいと思ったときに話をしていただける場の1つとして、助産師、保健師による相談窓口を設けております。また、専門機関である大阪府の「おおさか性と健康の相談センター「caran-coron（カランコロン）」の御案内と併せてホームページで周知をするとともに、町に死産届を出された際にも、相談窓口のチラシを配付しております。

相談件数といったしましては、母子健康手帳の返却の必要があるのかということや、火葬に関する事等、制度についての問合せは年に数件ございますが、これまでに、気持ちを聞いてほしいという御相談は1件ございました。流産・死産等を経験されたグリーフ（悲しみ）は、長期にわたる場合もあるものと認識をしており、その方が相談したいタイミングで寄り添えるように、相談窓口の情報が届くよう、今後も周知に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 グリーフケア、非常に難しいと思います。その方の相談したいタイミングもありますので、非常に難しいと思いますが、今後とも相談窓口の情報が届くように周知をお願いします。

次の質問です。

冒頭に、「いのちの始まりを大切にしないと、生まれてからのいのちも大切にしなくなる。」と申し上げましたが、「いのちの始まりを大切にする」ためには、学校での教育が非常に重要であると考えます。

私たちは、母性・母体によりやさしく生まれ、命を授かっております。本来の学校での性教育は、母性・母体を守る、いとおしむ心を教えるものだと考えますが、本町の見解をお伺いします。

教育こども部長 次に、「いのちの始まりを大切に教育」についてでございます。

命の大切さを児童・生徒が学ぶことは非常に重要なことであり、学校においても、生命に関して複数の教科で学習するなど、教科横断的な視点で学習に取り組んでおります。

具体的に申し上げますと、性教育については、主として保健体育の授業において小学校の高学年から学習し、また、道徳の授業において「親切・思いやり」を題材とした授業を通して福祉に関する学習を実施しております。また、妊娠中の方や身体の不自由な方等に対して、福祉の視点でどのような工夫がなされ、自分自身はどのようなことができるのか等について考える機会がございます。

今後も命の大切さとともに、妊娠中の方も含めた自他の尊重について学習を続けていくことは、欠かせないことだと認識をいたしております。

以上です。

大久保議員 学校での取組の御紹介、ありがとうございます。

しかし、大きな課題があると思うんです。過去にも、他の議員からも指摘がありましたが、大阪府内だけではないんですが、性感染症、特に梅毒の症例の動向で申し上げますと、令和6年度第2四半期の女性の感染者数263例ございます。また、10代後半の割合は、女性全体の9%も占めております。こういったことを踏まえますと、学校での教育をもう少し取り組まないと、蔓延が収まらないのかなという不安がございますので、こういった視点からも学校の教育、進めていただきたいと思います。

次の質問です。

滋賀県愛荘町では、町をあげて妊婦とお腹の赤ちゃんを応援し、温かく迎えるまちづくりをされているということですが、本町も、赤ちゃんの遺棄、0歳虐待死、10代中絶の増加・低年齢化等の防止などに取り組む必要があると考えますが、見解をお伺いします。

健康福祉部長 次に、「本町における虐待死等への取組」についてでございます。

本町におきましても、先ほども御答弁いたしましたとおり、子育て世代包括支援センターにおいて、母子保健コーディネーターである助産師2名を配置し、妊娠期からの切れ目のない支援を行っており、きめ細やかな支援を必要とする特定妊婦やハイリスク妊婦の方に対しては、妊娠中から訪問や面接等により継続支援を行っているところでございます。

しかしながら、赤ちゃんの遺棄や日齢0日時の死亡事例は、予期しない、計画していない妊娠、母子健康手帳未発行、妊婦健診未受診であることが多く、関係機関の関与がないまま死亡事例に至ることが多いと認識しております。また、同様に10代の人工妊娠中絶についても、母子健康手帳未交付の事例がほとんどであることから、子育て世代包括支援センターでは把握が困難でございます。

大阪府におかれましては、思いがけない妊娠等の相談窓口である「にんしんSOS」を設置し、LINEコールも含めた通話での相談やメールでの相談を受け付ける等、安心して相談できる体制を構築されており、御希望に応じて必要な正しい情報を伝えるとともに、適切なサービスを紹介されておられます。町といたしましても、大阪府と連携し、「にんしんSOS」のさらなる周知に努めますとともに、引き続き出産・子育て応援給付金をはじめ、妊娠・出産に係る経済的負担の軽減に資する各種制度の周知を図ってまいります。

また、思いがけない妊娠を増加させないためには、正しい知識を持つこと、自他を尊

重することが重要であることから、小中学校における現状の取組を継続してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 本町のような小規模自治体としましては限界もあろうかと思えますけども、今後とも取り組んでいただきたいと思います。

そこで、もう1点だけ申し上げたいのが、議員研修でも学ばしてもらいましたけども、無戸籍、戸籍のない方がいらっしゃるということです。令和5年2月23日、法務省が把握している数が約800人とされておりますが、これは推定で、実際は1万人とも6万人ともされておりまして、具体的な数字が分からないということでもあります。この中に、無戸籍の隠れ児童・生徒数が149名おられるということで、これも把握されている数字だけです。非常に問題で、無戸籍の子供が、将来的には就職するにも非常に大変で、就職できない、困窮に陥っていくという負の連鎖があります。

私も勉強が足りないんですけど、令和6年4月1日に嫡出推定制度が改正されたことで、御存じだと思いますが、戸籍が取りやすくなったということでございますので、こういった視点からも、町はバックアップのほう、よろしくお願ひしたいと思います。

これで、1点目の質問を終わります。次に2点目、「島本町の屋外分煙所整備について」、お伺いします。

島本町のたばこのポイ捨て対策について、過去に質問させていただきましたが、現状、町内を見渡しますと、過去よりたばこのポイ捨てが増えているように感じます。また、大阪府によりますと、健康増進法及び大阪府受動喫煙防止条例に基づく「原則屋内禁煙」が進むことにより、施設周辺においては路上等での喫煙が増加する懸念があり、条例を制定した大阪府としても、法・条例に起因する路上等の喫煙対策として市町村や民間事業者と連携をしながら、「屋外分煙所」の整備促進を図り、対策を進めていくとのことでした。

本町におきましても、「屋外分煙所」の整備促進は重要課題と考え、質問をさせていただきます。

まず、大阪府として、法・条例に起因する路上等の喫煙対策として市町村や民間事業者と連携しながら「屋外分煙所」の整備促進を図り、対策を進めていくとのことですが、本町の取組や大阪府との具体的なやりとりがございましたら、お願ひいたします。

都市創造部長 続きまして、2点目の「島本町の屋外分煙所整備について」のうち、「路上等の喫煙対策」についてでございます。

大阪府におかれましては、令和元年9月に屋外分煙所整備の基本的な考え方を作成され、その後、令和4年1月に策定されました屋外分煙所モデル整備のガイドラインに基づき、令和6年度までに20～30か所の屋外分煙所の整備を目標とされております。

本町におきましては、当該ガイドラインに示されている健康増進法の規制対象である鉄道の駅舎周辺に当たるJR島本駅や阪急水無瀬駅周辺に屋外喫煙所を整備することが対象となりますが、周辺を通行される非喫煙者への影響や整備に要する費用、清掃活動など維持管理にかかる費用など、課題が多いものと認識しており、屋外分煙所の整備には慎重な判断が必要であると考えております。そのため、大阪府に対して、整備に関する具体的な要望等は現時点で行っていない状況でございます。

以上でございます。

大久保議員 前回と同じような御回答ですので、全く調査・研究もされていないんだろうなというところが分かります。

それでは、町内におけるたばこのポイ捨ては増加傾向にあると考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「たばこのポイ捨て」についてでございます。

町域内におけるたばこのポイ捨ての現状につきましては、具体的な総量は算出していないことから、明確にお答えすることは困難でございます。しかしながら、駅前周辺の商店やコンビニエンスストアの灰皿が設置されていた当時に比べ、従来の紙巻きたばこのポイ捨ての量は目立った大きな変化はないものの、加熱式たばこの吸い殻がここ数年は増加傾向にあるものと認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 以前にも、小学生の方から町への提案ということで、町内、ポイ捨てたばこが多いという指摘を受けております。

私だけではないんですけども、朝に小学校の安全ボランティアをさせていただいて、ほかの議員もたくさんおられますけども、そういったときに非常に多いなと私は感じています。多いなだけじゃ駄目なので拾うんですけども、今日でも20本ぐらい拾いました。現状は、非常に増えていると思います。紙たばこか加熱式たばこかという問題じゃなくて、増えていると思うんです。

そこで、たばこのポイ捨ては受動喫煙防止対策にも大きな影響があると考えられますが、本町の見解をお伺いします。

健康福祉部長 次に、「受動喫煙防止対策」についてでございます。

たばこがポイ捨てされているということは、その場で喫煙されているということが想定されます。例えば、人通りの多い駅前等の路上で喫煙し、その場でポイ捨てされているのであれば、受動喫煙防止対策上も問題であると考えております。

以上でございます。

大久保議員 残念ながら、人通りの多い駅前等でポイ捨てが行われているというのは事実でありますので、受動喫煙防止対策上も非常に問題があると私は考えております。

こういったことをどうやったら防げるのか、従来の方法では難しいのかなというところで、町内におけるたばこのポイ捨て防止の啓発には、携帯灰皿の配布や普及が有効と考えますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「携帯灰皿の普及」についてでございます。

携帯灰皿の配布や普及につきましては、たばこのポイ捨ての防止にも一定の効果があるものと考えられます。しかしながら、一方で、どこでも喫煙できるといった、喫煙そのものを助長させてしまうおそれもあることから、現在、携帯灰皿の物品配布は行っておらず、たばこのポイ捨て防止に向けた美化啓発活動の強化に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 携帯灰皿の物品配布は、どこでも喫煙できるといった喫煙そのものを助長させてしまうおそれがあるとは、どのような状況でしょうか。今現在、町内に落ちているたばこを見ますと、どこでもたばこを吸っていいように思えますが、いかがでしょうか。また、携帯灰皿は喫煙そのものを助長するのではなくて、ポイ捨てを抑制するものだと思いますが、見解をお伺いします。

都市創造部長 携帯灰皿の物品配布による喫煙の助長について、御答弁申し上げます。

現在、町域内におきましては、条例等による喫煙禁止区域は設定しておらず、基本的には、どの場所でも喫煙できる状況となっております。今後、携帯灰皿を普及することで、たばこのポイ捨て防止には一定の効果があるものと考えておりますが、喫煙禁止区域を設定していない現状を踏まえますと、自宅をはじめ屋内以外の灰皿がない不特定の様々な場所で気軽に喫煙する機会が増加することが懸念され、それによる受動喫煙の増加の可能性があるものと認識しておりますことから、喫煙の助長につながる側面があるものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 まず前提としまして、厚生労働省・令和4年国民生活基調調査によりますと、この調査は3年ごとに喫煙率を調べているものですが、男性は前回（令和元年）から3.4ポイント、女性は1.1ポイント低下していると、いずれも減少傾向にあります。

こういったことを踏まえまして、御答弁から「自宅をはじめ屋内以外の灰皿がない不特定の様々な場所で気軽に喫煙する機会が増加することが懸念」とありますが、まず、自宅でたばこを吸われる方はほとんど、今はいないと思われま。独身の方でも、借家だと、やはり出るときに大変お金がかかったりしますので、外で吸われる方が多いと思います。外で喫煙されて、結局、その場にたばこをほかして、また御自宅へ帰る。ホタル族と言われている方も、結局、そういう傾向が強いんだと思います。

ですから、私、毎朝、登校の集合場所に行きますとたばこを拾うわけですけども、御

近所の方が喫煙するということだと思えますし、また、大きな通路は夜中に吸う方もいらっしゃると思いますが、昼間に堂々とポイ捨てしている方も散見しますので、こういった現状を踏まえますと、携帯灰皿をもう一度普及するというのは、やるべきじゃないかなと思います。これ以上、質問はしませんけども、ぜひ調査・研究していただきたいと思えます。

次の質問です。

本町の歳入に当たりますたばこ税は1億円以上となりますが、本町として、納税者の方に何らかの形で税の還元をするお考えはありませんか。

総務部長 次に、「税の還元策」についてでございます。

本町におけるたばこ税につきましては、議員御指摘のとおり、ここ数年1億円を超える歳入がございますが、たばこ税はその使い道が限定される目的税ではないことから、一般財源として健康増進や町内の清掃を含めた各種公共サービスに活用するなど、本町に取りまして大きな財源の1つとなっております。そのため、用途は限定できませんが、今後とも町の財政状況を勘案の上、必要な施策に活用してまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 目的税ではないということですが、一部、ほんとに目的税にしてほしいぐらいです。逆に言うと、何に使ってもいいのであれば、一部、そんなにお金がかからないと思えますので、屋外分煙所の設営や携帯灰皿などに使っていただきたいと要望いたします。

次の質問です。

他市町村の事例を見ますと、本町は屋外分煙所の整備促進が大変遅れていると感じますが、本町の見解をお伺いします。

都市創造部長 次に、「屋外分煙所の整備の遅れ」についてでございます。

他市における屋外分煙所の整備につきましては、主に乗降客数の多い主要な駅周辺を中心に、ポイ捨て防止などの環境美化を目的に、設置が可能とする場所に整備されていることは認識いたしております。

本町におきましては、受動喫煙を防止できる場所の確保やこれまで発生していなかった運用に係る費用が将来にわたり発生してくるなど、様々な課題があることから、屋外分煙所の整備は行わず、駅周辺や医療機関など、多くの人が集まる施設周辺に啓発看板を設置し、受動喫煙の防止やポイ捨ての防止など、マナー向上に向けた啓発に努めているところであり、引き続き啓発に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

大久保議員 御答弁から、費用の問題、あと場所の問題などを挙げられていますが、調査・研究を多分されてないんだろうと思えます。これ以上、質問はしませんけども、費用が

どれだけかかるのか、1回出していただければなと思います。経費を使わない方法幾らでもありますので、また、大阪府との折衝でも新しい方法があるかも知れませんが、ぜひとも調査・研究していただきたいなと思います。

また、受動喫煙の防止やポイ捨ての防止など、マナー向上に向けた啓発に努めるということですが、その効果というのは、全然、私は見られないというのが現状ではないかと思います。ポイ捨てが増えているということ、まず、捉まえていただきたいと思えます。

最後に、町長にお伺いをいたしたいと思えます。

本町の職員はどこで喫煙されているのか、把握されていますか。

山田町長 次に、「職員の喫煙場所」についてでございますけれども、本町では現在、健康増進法の趣旨を踏まえまして、庁舎をはじめ各公共施設については基本的に敷地内禁煙としております。本町の職員が職場外で喫煙する場合に、ふだん、どこで喫煙をしているかということにつきましては、これまでその実態を調査したことがないため、詳細につきましては把握いたしておりません。

いずれにいたしましても、当然のことではございますが、職員が喫煙をする際には、決められたルールやマナーを遵守しながら、適切に喫煙すべきものと認識いたしております。

以上でございます。

大久保議員 詳細について把握されていないということですが、職員が喫煙をする際に、決められたルールやマナーを遵守しながら適切に喫煙すべきものと認識されているということですが、どこで喫煙することが、決められたルールやマナーを遵守することになるのでしょうか。

山田町長 たばこの煙につきましては、喫煙者本人のみならず、たばこを吸わない周囲の人の健康にも悪影響を及ぼすものであり、とりわけ子供や妊婦の方などは受動喫煙により重大な悪影響を受けるおそれがありますことから、周囲の人に受動喫煙を生じさせない場所や状況で喫煙する必要があります。そのため、健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例などの関係法令を遵守の上、喫煙者が喫煙場所を判断する必要があるものと認識しております。

以上でございます。

大久保議員 今までの議論を踏まえますと、本町はあまり受動喫煙防止に気を遣っていないようなイメージがあります。

健康増進法や大阪府受動喫煙防止条例などの関係法令を遵守の上、喫煙者が喫煙場所を判断する必要があるということですが、島本町内で、喫煙者は何を基準に喫煙場所の判断をすればよろしいのでしょうか。

山田町長 繰り返しの御答弁にはなりますけれども、喫煙しようとする場合には、周囲の人に受動喫煙を生じさせない場所や状況であるかを確認された上で、御判断いただく必要があるものと理解しております。例えば、駅前などの人通りの多いところや子供がいる近く、また、歩行中や自転車の走行中における喫煙は、周囲の人に受動喫煙を生じさせるおそれがありますため、このような場所や状況での喫煙は避けていただくべきものと考えております。

以上でございます。

大久保議員 種々御答弁、ありがとうございました。

島本町におきましては、ちゃんとしたルールやマナーを遵守しながら喫煙する場所はないものだと私は思います。

そこで、ふれあいセンターなんですが、今、お聞きしますと、一応喫煙所はあるものの、まだ再開してないということで、今後の動向も注視されるところですが、職員が喫煙されるのであれば、一番近い場所でもありますし、また、私は灰皿を置かずに携帯灰皿を使っていたら、試験的にでもやっていただきたいなと思います。

今後とも、ぜひとも屋外分煙所の調査・研究を進めていただきたいと強く要望をしまして、私の質問を終わります。ありがとうございました。

清水議長 以上で、大久保議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前11時31分～午前11時45分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、戸田議員の発言を許します。

戸田議員 (質問者席へ) これより、令和6年(2024年)9月定例会議の一般質問を行います。

「これからの一般廃棄物処理行政 ～高齢者等のごみ出し支援～」です。

高齢者のごみ出し支援は、高齢世帯からの収集を確実にするだけではなく、高齢者の生活の質の向上や見守りにつながる取組です。介護の現場におられる方から、「島本町にはふれあい収集の制度はないのですね」というお声をいただきました。認知症が進むとごみ出しが困難になるというケアマネジャーのお声もあります。両親のごみ出しのために早朝通っておられる御家族の様子などを見るにつけ、早急に何らかの支援を行わなければならないという思いを、今、強くしております。

御承知のとおり、この問題については、他の議員がこれまで幾度となく質疑、質問をされております。町として一定の課題整理をされた上で、環境省の高齢者ごみ出し支援制度導入の手引きを参考として、町の状況に応じた個別の支援制度につき検討してまいりたいと、都市創造部長、山田町長ともに御答弁されています。令和4年9月定例会議

のことです。既に2年が経っております。また、令和5年12月定例会議においては、近隣自治体の取組状況を含めた調査検討を行っているとも御答弁されておりました。

高齢者のごみ出し支援は、基礎自治体の一般廃棄物処理事業全体への信頼感につながり、本町の住民福祉の向上に不可欠なものと考え、質問してまいります。

ステーション方式から戸別収集に移行するのではなく、新たな支援制度の導入について検討されているという理解でよいでしょうか。調査検討の進捗状況、見えてきた課題とその課題解決に向けた手法などにつき、これまでに検討された内容をお示しください。

都市創造部長 それでは、戸田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「これからの一般廃棄物処理行政 ～高齢者等のごみ出し支援～」のうち、「新たな支援制度の導入及びこれまでの検討状況」についてでございます。

収集への考え方につきましては、町域内全体の戸別収集への移行ではなく、日常的なごみ出しが困難な高齢者の方々へのごみ収集を実施するに当たり、どのような方々を対象者とすべきかなど、様々な課題を抽出し、検討を進めております。

検討の進捗状況といたしましては、福祉部局と各種情報の共有や連携を図っており、現在、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどにおいて、どのような支援サービスを行っておられるのか、また、実態として、高齢者の方々がどのような支援サービスを活用され、何が課題となっているのかなど、様々な視点から現状把握に努めております。そういった内容に加え、近隣自治体における支援制度の調査も行っており、どのような方々を対象に、どのような支援を実施されているかなど、具体的な支援内容も含め調査を進めているところでございます。

以上でございます。

戸田議員 高齢者世帯へのごみ出し支援は全国的な課題となっております。本町においても、今後、数十年にわたり困難世帯の増加が続くと見込まれ、高齢化社会に対応した廃棄物処理体制にシフトしていく必要に迫られていると言っても過言ではありません。実際、既に少なくない地方公共団体が、ふれあい収集、スマイル収集などの名前の下、支援制度を導入されています。多くの先行事例において、要綱や申請書が公表され、参考にすることができるようになっております。

島本町においても、具体的な制度設計とそれに伴う予算措置を行うべきときと考えますが、この点、いかがお考えでしょうか。

都市創造部長 次に、「具体的な制度設計と予算措置」についてでございます。

高齢化が進む中で、ごみ出しが困難な高齢者の方々から支援策の要望が増えております。高齢者の生活を支援するサービスは、これまでも提供されている中で、どのような方々が、どの程度従来のサービスで対応できていないのかや、それらに対応するためにどの程度の行政コストが必要となってくるのかなど、具体的に把握する必要があると考

えております。また、北摂地域をはじめ他の自治体におかれましても、高齢者へのごみ出し支援事業を実施されている自治体もございますことから、本町におきましても、まずは課題の抽出をはじめ実態把握の検証を行うとともに、検証結果を踏まえ、新たな施策が必要であると判断した場合は、予算化も視野に入れた制度設計等の事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 予算化も視野に入れた制度設計等の事務を進めてまいりたいと、そのような御答弁をいただいたところですが。

通告の3点目になります。

自治体が運営主体となり、市町村直営のごみ収集を行う直接支援型、市町村に委託された事業者が個別に収集する直接支援委託型、あるいはシルバー人材センターやNPO等の支援団体の運営と活動を町が金銭的にバックアップする、いわゆるコミュニティー支援型に分けられると思っておりますが、本町が導入を検討していく上で、どのタイプが最もふさわしく効果的であるとお考えでしょうか。

都市創造部長 次に、「どのタイプの支援策が効果的か」についてでございます。

高齢者の方々へのごみ出し支援につきましては、本町といたしましても様々な方法があるものと考えております。お示しいただきました自治体職員が直営でごみ収集を行う方法や、委託業者へ発注し収集する方法、さらには、コミュニティーを中心とした方法のほか、現在、提供されている支援サービスを活用するなど、様々な方法があることは認識いたしております。

このことを踏まえつつ、ごみ出し支援が必要な対象者の方々々の居住環境にもよりますが、委託による収集を実施する場合においても、パッカー車が通行できないような狭隘な道路や、共同住宅の場合などにおいては、上層階からパッカー車が収集する場所までどのような方法でごみ出しを実施するかなど、委託による収集のみならず、様々なケースを想定した上で、総合的な視点で検討する必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 制度設計が簡単ではないということが分かる御答弁であったと思います。

自治会への加入率の低下や民生委員の担い手不足などの状況からすると、相互援助の仕組みには限界があり、自治体が運営主体となって支援を行う直接支援型に優位性があると私は考えております。

まず、そのことを前提に、支援制度の在り方を考えるという立場から、具体的に問うてまいります。

ニーズの検討についてです。

実際にごみ出しに困っておられる高齢者がどの程度おられるのか、近い将来、どのく

らい増えるのかの見込みについての調査・検討が必要と考えます。高齢介護課の所管になるかと思えます。参考となる指標として高齢化率、特に75歳以上の人口の割合、単身高齢者世帯割合、要介護認定者数などが考えられますが、高齢介護課としては、これらをどのように予想されていますでしょうか。

75歳以上の高齢者が増えていること、高齢者の単身もしくは高齢者のみの世帯が多いのが本町の特徴になっていると認識しております。その辺りも含めて、第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に基づき、高齢者を取り巻く状況について、御説明ください。

健康福祉部長 「高齢化率等の状況」についてでございます。

第9期島本町介護保険事業計画における推計人口で申し上げますと、高齢化率につきましては、令和12年度までは約28%で横ばい傾向が続くものの、75歳以上の高齢者の割合は約17%まで増加、また、85歳以上の高齢者の割合については約5.5%を超えて、今後大きく増えていくものと推計をしております。

要介護認定者数につきましては、要介護認定を受けておられる方の年齢を見ますと、現状においても、やはり75歳以上で増える傾向にあり、85歳以上では2人に1人以上の方が要介護認定を受けておられる状況であることから、75歳以上及び85歳以上の高齢者人口の増加とともに、要介護認定者数については、今後も右肩上がりが増えていくものと見込んでおります。

最後に、単身高齢者の世帯につきましては、今後の具体的な推計はしておりませんが、5年に1回の国勢調査の本町の結果を見ますと、調査を重ねるごとに全世帯数に占める高齢者単身世帯数は増加しており、直近の令和2年調査では、本町の全世帯の13.3%、高齢者がいる世帯の30.2%を占める状況となっており、併せて、高齢者のみの世帯数も増加傾向にあることから、今後も単身高齢者の世帯数は増えていく傾向にあるものと予測をしております。

次に、「高齢者を取り巻く状況」についてでございます。

第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定するに当たって、先ほど御答弁させていただきました高齢化率や要介護認定者数等の今後の推移などの試算を行いました。本町の特徴といたしましては、全国的に見ましても都市部は同じ傾向にあるとも言われておりますが、高齢者の中でも75歳以上及び85歳以上の高齢者数が今後さらに増えていく傾向にあり、それに伴う介護ニーズも増え続ける傾向にあること、また、議員御指摘のとおり、国勢調査の結果からではございますが、全国や大阪府下の状況と比較をいたしまして、全世帯に占める高齢者のみの世帯の割合が多かったということが特徴ではないかと考えております。

以上でございます。

戸田議員 御答弁でお示しいただいた数字は、個々の高齢者の生活困難のみならず、町の施策課題であることを示していると思います。

支援すべき対象の範囲についてお尋ねします。

基本的な考え方としては、ごみ出しが困難でありながら必要な支援が受けられていない高齢者と障害者の方を対象にすることになるかと思いますが、一言で困難な状況といっても、その状況は様々です。自立歩行ができない、腰痛なので歩行が困難、骨折などで一時的に歩行が難しい、関節リウマチなどでごみ袋を持ってない、手術の後で歩行ができない、認知症で収集日を覚えることができないなどです。集積所までの距離やエレベーターの有無、急な坂道など、ステーションまでのアクセス状況によって困難の度合いが高まることから、現行の介護保険制度だけでは解決することができないという現状がございます。よって、具体的な状況を想定した上で、どこまでを支援の対象とすべきかを検討しなければなりません。これについて、現時点でのお考えをお聞かせください。

都市創造部長 「ごみ出し支援の対象者」についてのお尋ねでございます。

現段階の検討内容といたしましては、ごみ出し支援の対象者につきましては、ごみ出しが困難な独り暮らしの高齢者や障害者の方々を対象者に絞り、検討を進めてまいりたいと考えております。要介護度や障害の区分、等級や程度など、どのような要件の方々を対象に支援を行うかについて、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 ここは非常に重要なところだと思います。

次に、人員配置の費用と効果についてお尋ねします。

通常のステーション収集の途中で、収集受託業者が戸別に収集を行うよりも、支援の利用者のお宅だけを専任で収集するほうが、課題に見合った制度設計ができると私は考えます。環境省が示す事例集によると、声かけや安否確認を行っている自治体では、行政が直接事業を担っている場合が多いです。男女ペアの2人体制で声かけを行っておられる事例も見られました。私は、この安否確認にこそ意義があると考えております。ごみ出し支援からの高齢者福祉、これぞまさしくクロスセクターベネフィットと言えます。そこで、お尋ねいたします。

仮に収集車のドライバーと支援員1名、もしくは2名を新たに環境課に配置する場合、年間の人件費はどれくらい必要になるでしょうか。大まかな試算、仮定の数字になるかとは思いますが、お示しいただけますでしょうか。

都市創造部長 専任で収集する場合における費用のうち、ごみ収集車のドライバーと支援員を雇用する人件費についてのお尋ねでございます。

本町が会計年度任用職員を雇用し、対象となる方々への戸別収集を実施する場合におきましては、ごみ収集業務のみに従事することを前提とした雇用は、業務量等が不確定

であることから困難であるものと考えておりますが、仮に雇用した場合は、大まかな試算にはなりますが、週4日の勤務体制で2人雇用した場合、約350万円となるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 財政については後にお尋ねしますので、次に進みます。

支援と利用意向における心理的負担についてです。

この問題に詳しい国立環境研究所によると、支援を受ける側にとって、公務員が対応する直接支援型に安心感があることが明らかになっています。暮らしの実態がつぶさに見えるごみの中身を、近隣住民の方に委ねることへの心理的負担は相当なものです。また、支援者にとっては、緊急時の対応などが心理的な負担になってしまいます。利用者と支援者双方の心理的負担、地域コミュニティの担い手不足などを考えると、町がごみ収集を行う直接支援型が最も合理的・効果的と考えますが、いかがでしょうか。繰り返しになりますが、お尋ねいたします。

都市創造部長 ごみ出しが困難な高齢者の方々等への収集方法につきましては、先ほどから御答弁申し上げておりますとおり、お示しいただきました自治体職員が直営でごみ収集を行う方法をはじめ、委託業者へ発注し収集する方法、さらには、コミュニティを中心とした方法など、様々な方法があるものと認識いたしております。

このことから、御指摘いただいた視点をはじめ、必要な経費のほか、他市町村が選択されているそれぞれの経緯等も踏まえ、総合的な視点で判断する必要があるものと考えております。

以上でございます。

戸田議員 次に、収集車両の選択について問います。

現行の収集受託者が、一般収集の過程で戸別収集を並行して行うのには相当の無理があると考えています。一般の収集に遅れが生じることは明らかです。何より、確実に増えていく将来ニーズに対応していくのが非常に困難になります。

環境省が示す事例集にある他団体の取組から分かったことがございます。それは、希望する各世帯から収集することになるため、狭い道路でも走行できる軽ダンプや1トンパッカー車の導入が望ましいということです。また、パッカー車を使わない場合は、資源ごみや燃やせないごみを同じ日に収集することが可能になります。小型トラックであれば、他の業務との併用も可能です。

総合的に見て、独自の収集車両による支援に優位性があると思っておりますが、いかがでしょうか。

都市創造部長 仮に、狭隘な道路沿道に居住されている対象者の方々が多いケースであれば、お示しいただいた軽トラックなどによる収集が効果的であるものと考えますが、現

在、検討中である対象者の要件や様々な課題の抽出など、具体的な検討を進めておりますことから、より効果的な収集方法についても比較・検討し、その検討内容を踏まえた上で判断してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 本町の場合は、エレベーターがあろうがなかろうが、集合住宅が多いという縦の方向の課題もあると思います。総合的に判断されるということは、よく理解しているところです。

「声かけと安否確認」について、引き続き質問します。

自治体のごみ出し支援は、高齢介護福祉、障害者福祉そのものです。ごみが出されていることで生活が確認できます。ごみが出ていないときは声かけなどをし、応答がなかったり異変に気づいたりしたときは、あらかじめ把握している御家族、民生委員、ケアマネジャーなどに連絡するということが可能になります。高齢者福祉の視点から、この問題をどのように考えておられるでしょうか。介護福祉の現場からの声はどうなのか、健康福祉部長からの御答弁をお願いいたします。

健康福祉部長 「ごみ出し支援をする際の安否確認の必要性」についてでございます。

現時点で、特に介護事業者等からごみ出し支援と併せて安否確認が必要であるとの声は把握をしておりますが、今後、ごみ出し支援の取組の制度設計をしていく中では、併せて安否確認を実施するのか、検討すべき事項であると考えております。

健康福祉部といたしましては、今後も高齢者の単身世帯の増加が見込まれる中、高齢者の安否確認は、今後も充実を図る必要性が高い重要な課題であると認識しております。緊急通報装置や配食サービスなど、既に実施している高齢者の安否確認に関連したサービスの拡充も含めて、高齢者が安心して地域で生活できる環境づくりに引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 引き続き健康福祉部長にお尋ねいたします。

この問題は、本来、島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画において議論されるべき内容でもあると私は考えました。少し先になりますが、第10期の計画においては、ステーション（集積所）までごみを出すことが困難な高齢者等への戸別収集支援サービスについて、福祉的な議論を踏まえて、きちんと明記していくのがよいと思っております。いかがでしょうか。

健康福祉部長 計画の記載についての御質問でございます。

第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画に記載しております個別具体的な事業につきましては、主に当該計画期間中に継続して実施する事業や実施予定である事業を中心に記載しております。現在の計画におきましては、ごみ出し支援に関する具体

的な取組や事業について記載はございません。今後、ごみ出し支援が高齢者の地域での生活を支える取組として開始された場合、次期計画への記載につきまして検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 ごみ出し支援は、正便益・不採算の最たるものと考えます。正当な便益があれば不採算であることに何ら問題はなく、そもそも、そうでなければ自治体の廃棄物処理は成り立ちません。現状、民生委員や訪問介護ヘルパーの方に担っていただいている高齢者世帯の見守りに加えて、生活廃棄物の収集を通じた見守りが可能になれば、クロスセクター効果、すなわち多面的・重層的な効果が期待できると考えています。

次に、離れて暮らす家族の安心を考えてみます。

国立環境研究所の高齢者ごみ出し支援ガイドブック（2017年）によると、親に支援制度を利用してほしい理由は、「転倒による怪我の心配」が64%、「身体的に大変そう」が42%、「安否確認」が39%、これは、高齢の親と離れて暮らし、かつ、ごみ出し支援制度を現在または将来的に、親に利用してもらいたいと考えるひとを対象にした調査によるものです。ごみ袋を持って集合住宅の階段を下りたり、雨や雪の日に傘とごみ袋で両手を塞がれた状態でステーション（集積所）まで歩いたりすると、転倒による骨折の危険性が高まります。これが致命傷となって暮らしの質が激変してしまうことになりかねません。骨折による要介護化は、女性に多く見られます。離れて暮らす家族にとって、大変心配な点の1つです。

興味深いのは、親に代わって家族が支援制度の利用料を負担すると仮定して、支払意思額について問うた調査です。声掛け・安否確認を行う場合が月3,603円、行わない場合でも2,912円となっており、自治体が行うごみ出し支援制度を高齢者の御家族が高く評価しておられることが分かります。実は、こういったことにこそ、本来であればふるさと納税の存在価値があると私は考えています。

財源について問います。先ほどの御答弁で、週4日の勤務体制で2人雇した場合、約350万円という数字が示されました。この数字の規模には、いささか心境は複雑ですが、実際に導入するとなると一定の財源が必要です。

財政課にお尋ねいたします。

現在、ごみ出し支援実施自治体には特別交付税措置があるはずですが、2019年に総務省が発表しています。特別交付税の内容について、御説明いただけますか。

総務部長 「高齢者等のごみ出し支援に対する特別交付税措置」についてでございます。

単身の要介護者や単身の障害者等のごみ出し支援を要すると市町村が認める者を対象とし、ごみ出し支援に係る委託料や対象世帯の調査等に要する経費につき、上限を1億円として、その2分の1が特別交付税として措置されるものでございます。

以上でございます。

戸田議員 対象世帯の調査等に要する経費も含めて、上限1億円の2分の1という措置があるとの御答弁です。

すなわち廃棄物行政は、適正処理やごみの削減にとどまらず、高齢者福祉に配慮した対応が求められるようになっていくということにほかなりません。社会的課題となっている遺品整理やゴミ屋敷など、廃棄物分野で扱われる課題と、高齢者の生活や住環境、社会的孤立など、福祉分野で扱われる課題とは相互に深く関係しています。クロスセクターベネフィットと正便益・不採算、これらはいずれも公共交通の分野で使われている用語ですが、一般廃棄物処理と高齢者福祉においても同じことが言えると思います。

通告外の質問になりますが、先行自治体における注目すべき取組である吹田市の安心サポート収集について、言及しておきたいと思います。

吹田市は、出産や骨折などの理由により、一時的にごみを出すことが困難になった方も対象にしておられます。こういった柔軟な対応により、より広く住民にこの制度が周知できると私は考えています。高齢者単身世帯だけに絞らず、ごみ出しが困難な状況にある方を対象にした制度設計について、これについてのお考えをお聞かせください。

都市創造部長 「ごみ出し支援の対象者」についてのお尋ねでございます。

本町におきましても、他の自治体におかれまして、ごみ出しに関する柔軟な施策事業を実施されていることは認識いたしております。しかしながら、先ほども御答弁申し上げましたとおり、現段階の検討内容といたしまして、ごみ出し支援の対象者につきましては、まずは、対象者の特定などの審査等が比較的行きやすい、ごみ出しが困難な独り暮らしの高齢者や障害者の方々を対象に絞り、検討を進めてまいりたいと考えております。要介護度や障害区分、等級別など、どのような要件の方々を対象に支援を行うかについて、具体的な検討を行ってまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 高齢者のごみ出し支援制度導入の手引き事例集によると、芦屋市では万が一の事態に備えてAEDを用意し、担当職員には救命講習や認知症サポーター養成講座の受講機会を設けておられるとのこと。本町においても、このような視点からのごみ収集支援制度を構築していけたら素晴らしいと思います。理想に過ぎるかも知れませんが、対象世帯の調査等に要する経費も特別交付税措置の対象になるということなので、上手に活用していただけたらと思っております。

もとより、町村レベルで高齢者ごみ出し支援制度を設けているところは、政令指定都市や中核市等に比べて極めて少ないことは承知しております。小規模自治体における各課の守備範囲は広く、環境課におかれましても、日々多くの課題を抱えておられることも理解しているつもりです。

山田町長にお尋ねしたいと思います。

都市圏のベッドタウンとして、核家族の増加とともに発展してきた本町の成り立ちを踏まえて考える必要があると思います。この問題は、環境課、高齢介護課にとどまらず、人事課、財政課を含めて、ともに課題解決に向けて取り組んでいただきたい町の政策的な課題と考えますが、いかがでしょうか。

山田町長 令和6年度の施政方針にも掲げておりますとおり、高齢者等のごみ出し支援につきましても、本町といたしましても重要な課題であると認識いたしております。近隣自治体におかれましても、高齢化の進展に伴い、ごみ出しに関する様々な施策事業を行っておられることも認識しております。このことから、本町におきましても、ごみ出しが困難な方々への支援制度について、しっかりと検討を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

戸田議員 冒頭申し上げましたように、この問題については、かねてより他の議員が粘り強く質疑・質問されております。この間、支援を必要とされる方はさらに歳を重ねられました。ごみ出し支援の制度構築に向けて、迅速な意思決定、部局を超えた協議の場、速やかな予算措置を強く求め、また、そうは言いながらも丁寧な議論を求めて、質問を終わります。

以上です。

清水議長 以上、戸田議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時20分～午後1時20分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、中嶋議員の発言を許します。

中嶋議員 (質問者席へ) よろしくお願いいいたします。

令和6年9月定例会議、中嶋より一般質問をさせていただきます。

内容は、「子ども達が遊べる(集える)屋内施設の必要性について」です。

夏になると毎年のように異常気象が取り上げられ、毎年思うことですが、地球温暖化の影響なのか、真夏の暑さは年々増しているように感じます。実際、今年の夏は熱中症警戒アラートの日数も大幅に更新され、日中は外で活動することさえままならない日々が続いています。特にそのあおりを受けているのが子供たちであり、未就学児や幼児はもちろんのこと、せっかく夏休みを迎えた遊びたい盛りの小学生にとっても、昨今の気温は脅威となっています。せっかくの夏休みなのに、家から出ることさえできない子供たちがたくさんいる現実を目を向けるべきではないでしょうか。

私は、過去の一般質問でも、これと同じような問題提起をしてきました。各機関が出

している気温の上昇グラフ等を見ても、今後も気温上昇が見込まれており、これからの夏の過ごし方は、どうやって命を守っていくかということを前提にしなければならぬほどの環境になっていきます。

もちろん、親としては子供の健康や命を守るために、自宅でクーラーをかけ、家での遊びを推奨することになるわけですが、子供たちからしたらどうでしょう。せっかくの夏休みは遊びに出かけたいでしょうし、未就学児や幼児も家で過ごすよりも、どこかで体を動かして遊びたいに決まっています。熱中症警戒アラートが発令された日数も毎年大幅に更新されている中、これはもう各家庭での対策だけでは太刀打ちできない問題となっており、行政として、この問題に真剣に取り組んでいかなくてはならない状況に来ていると強く感じます。

そこで、質問です。

真夏や雨天時に、本町において行政が提供している、子供たちが屋内で遊べる場所や施設はありますか。

教育こども部長 それでは、中嶋議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「子ども達が遊べる（集える）屋内施設の必要性について」のうち、「真夏や雨天時に子供たちが屋内で遊べる施設」についてでございます。

本町内では、子供たちが屋内で遊ぶことを目的とした専用の施設はございませんが、ふれあいセンター内に、子供たち限定ではありませんが、2階に囲碁や将棋、歓談を目的とした世代を超えて御利用いただけるスペースがございます。また、未就学児対象となりますが、各保育所・保育園、幼稚園、また認定こども園などにおいて、園庭開放などの事業を行い、親子で過ごしていただく場所の提供がなされております。令和7年1月からは、ケリヤホール前にキッズコーナーが新たに設けられることとなっております。

以上でございます。

中嶋議員 御回答、ありがとうございます。

ふれあいセンターにおいての囲碁や将棋、また歓談スペースの有無は私も把握しておりますが、質問の意図からは遠く離れたものとなっていると思います。

これらの施設は、子供たちや幼児を連れて行く親にとっては魅力的な場所として映らないことはもちろん、体を動かして遊ぶという観点からもほど遠いものとなってしまいます。また、各保育所・保育園、幼稚園、また認定こども園などの園庭開放事業は、使い方によっては大変ありがたいのですが、予約が必要であったり短い時間での利用にとどまってしまっており、公園に遊びに行くというような自由度の高い利用は難しいのが現状です。つまり、本町において真夏や雨天時に子供たちが屋内で遊べる場所や施設がないというのが妥当な判断になるかと思えます。

その現状を踏まえた上で、熱中症警戒アラートが連日発令されている昨今において、

本町の子供たちが置かれている環境をどう考えていますでしょうか。

教育こども部長 次に、「熱中症警戒アラートが連日発令されている状況」についてでございます。

熱中症警戒アラートは、熱中症の危険性に対する気づきを促すことを目的として、気象庁と環境省が共同で発表されている情報でございます。熱中症警戒アラートが発表されている日は、室内等のエアコン等により涼しい環境で過ごすこと、こまめな休憩や水分補給、塩分補給が必要と言われております。

熱中症警戒アラートの発表状況は、大阪では令和4年は13回、令和5年は19回と、年々増加しており、特に今年に関しては、令和6年8月22日現在で26回と、既に昨年を大きく上回っておりますことから、厳しい酷暑が続いており、特に日中は屋外で遊ぶことが危険な状態になっているものと認識をいたしております。

中嶋議員 子育てに重きを置いた施策を実施していく旨の答弁を数多くしている島本町政において、今、御答弁いただいたとおり、年々厳しい酷暑が続いており、特に日中は屋外で遊ぶことが危険な状態になっているものと認識しているのであれば、なおさら屋内施設の必要性をもっと議論するべきではないのかと思わざるを得ません。

近隣地域の子育て施策はどうかの確認も含めて質問しますが、近隣地域における行政運営による子供向けの屋内施設やプールを、どのくらい把握していますでしょうか。

教育こども部長 次に、「近隣地域における状況」についてでございます。

近隣各市の子供向けの屋内施設につきましては、施設の形態や規模が様々ございますが、知り得る範囲で代表的なものを申しますと、高槻市のカンガルーの森や茨木市のおにクル、吹田市の児童会館・児童センター、摂津市の第一児童センターなどがございます。また、屋内プールにつきましては、高槻市で3か所、茨木市で3か所、吹田市で1か所、摂津市で1か所でございます。

以上です。

中嶋議員 ありがとうございます。

小規模自治体である本町において、できることとできないことの線引きは、行政運営をしていく中でとても難しいことであるということは理解していますが、やはり、御答弁いただきました近隣地域の施設はとても魅力的であり、こういった施設が地域内にあるだけで、子育てに力を入れている自治体であるということが読み取れます。

小さな子供を抱えている多くの保護者からこれらのことは指摘されており、実際、近隣地域と比べ、未就学児や幼児、また、小学生といった比較的年齢の低い子供たちのための施設が少ないと感じるが、本町との行政サービスの差をどう考えていますか。

教育こども部長 次に、「近隣地域との行政サービスの差」についてでございます。

未就学児や児童、小学生など、比較的年齢の低い子供たちのための施設が近隣他自治

体に比べて少ないのではないかとの御指摘につきましては、同様の認識でございます。行政規模に差があることから、本町のような小規模自治体として同様の施設を整備することは非常に困難であると考えております。

先ほども御答弁いたしましたとおり、令和7年1月からはケリヤホール前にキッズコーナーが新たに設けられることとなっておりますが、まずは、現有施設を最大限活用して、本町でできる対策を講じてまいりたいと考えております。

以上です。

中嶋議員 ありがとうございます。

御回答いただきましたケリヤホール前のキッズコーナーですが、もちろん、何もしいよりは少しでも前進するべきなので、全く評価していないというわけではございませんが、やっと子供たちに割り当てられた場所が、ケリヤホール前のほんの小さなスペースでは、やはり悲しいものがあるのも現実です。キッズコーナーに関しても、よほどアイデアを出し合って最大限魅力的なものにしないと、子供たちが好んで集まるようなスペースになるとは到底思えません。

以上のことから、どうしても子供たちをメインに考えた施設の導入をないがしろにしてしまっている感が否めませんが、本町において、子供たちやその親がメインで遊べる、または集える施設を造る予定はないのでしょうか。

教育こども部長 次に、「施設整備の予定」についてでございます。

先ほど近隣各市の子供向けの屋内施設として御紹介いたしました高槻市のカンガルーの森や茨木市のおにクルのような子供たちやその親が遊ぶことを目的とした施設を設置する予定はございませんが、現在、新体育館、室内プールの整備を検討しており、基本計画の策定に取り組んでおるところでございます。

いずれにいたしましても、まだ基本計画策定途中でございますことから、整備が決定したものではありませんが、室内プールの整備が現実のものとなりましたら、夏に子供たちが遊んだり、また、集うことができる施設となり得るものと考えております。

以上です。

中嶋議員 ありがとうございます。

長年議論を重ねてきました町立体育館ですが、まだ基本計画策定途中とはいえ、一定、前向きにこの施策に取り組んでいることは大変評価したいと思いますし、一町民としても、とても楽しみにしている次第でございます。

特に、室内プールが実現すれば、平成25年度に終了した地域内におけるプールの復活となり、子供たちだけではなく、多くの町民の娯楽や体力向上に大いに役立つ施設になり得ると思います。新設予定の町立体育館におきましては、ぜひとも多くの町民にとって使い勝手のよい施設にさせていただきますよう、御要望させていただきたいと思っております。

さて、何点か、子供たちが集える屋内施設の必要性について質問させていただきましたが、予算の関係性上、それが難しいことも一定理解しているというのが本音です。行政も、どうすれば子供たちや幼児、また、その親の居場所を作れるのかを試行錯誤しているのも知っています。新町立体育館の建設は、その打開策になり得るでしょう。しかし、建設までにはまだまだ時間がかかるのも事実であり、それまでの応急措置としても、やはり真夏の集いの場所が必要であると考えます。

そこで、遊びの場所を提供するにしても、真夏は特に空調設備が整っている場所の確保が必須となりますが、せめて夏休みの期間だけでも、子供向きにそういったスペースを提供することはできないのでしょうか。

教育こども部長 次に、「夏休み期間における対応」についてでございます。

近年の夏の猛暑は、子供たちが屋外で遊ぶには危険なレベルのものであると認識いたしております。本町といたしましては、夏休みの子どもの居場所づくりとして、運動遊び教室や読書オリンピックを開催するなど、暑さ対策も踏まえた室内で楽しめるような事業展開も行っているところではございますが、来年の夏に向けては、スペースの確保の可能性も含めて、夏の居場所づくりとしての対応について、さらなる検討を進めてまいりたいと考えております。

中嶋議員 ありがとうございます。

ぜひとも、来年の夏までには、子供たちにとって魅力的な居場所を提供できますように御検討いただけたらと思います。

とはいえ、新たな施設を建設するといったことは非現実的であり、既存の施設をどのように有効活用するのがよいのかの議論になるかと思えます。そこで、夏休みの間だけでも、町立図書館を子供たちが使いやすい環境に変えるといったことはできないのでしょうか。例えば、多少騒いでもよいとか、子供優先のルール策定をするなど、子供たちにとって、夏休みの間はふれあいセンターの図書館で多少遊んでも大丈夫だと提示してあげることで、せめてもの救いになるような気がします。

教育こども部長 次に、「夏休み期間における図書館での対応」についてでございます。

町立図書館では、従来から特に土曜日・日曜日及び祝日の午前中に、多くの子供連れの御家族が利用されております。館内では閲覧室の一部に幼児コーナーを設けており、そこでは乳幼児や保護者等が座って絵本などの書籍を読むことができます。また、乳幼児連れの保護者の方に気兼ねなく図書館を利用していただくための時間として、赤ちゃんタイムを毎週土曜日・日曜日・祝日の午前10時から12時まで設定しております。館内に掲示している赤ちゃんタイムの周知ポスターには、「小さなお子さんが少々声を上げたり、泣いたりしても、趣旨を御理解いただき、見守っていただきますようご協力をお願いします」との文言を記載しております。これらの取組によって、お子さんや保護者

の方が利用しやすくなるよう努めているところでございます。

以上です。

中嶋議員 ありがとうございます。

とはいえ、やはり図書館というものは物音や雑談などの声をなるべく出さずに本を読むべき場所というのが通例となっています。夏休みの間は、ほかの利用者にも協力を賜り、全てではないにしても、机をどかすなどして遊べるスペースの提供ができれば、また違った図書館の利用方法になるような気もしています。図書館の利用はほんの一例ですが、子供たちは遊びの天才でもあり、環境さえ整えてあげれば、そこで自由に様々な遊びを展開していきます。

また、他の一例としては、昨今、天候に左右されずに年中を通して遊べる場所として、屋内における砂場が注目されています。砂場であれば、大きなスペースも必要なく、予算規模もそれほど大きなものでもなくても実現可能です。小学生低学年ぐらいまでの小さな子供にとっては魅力的な遊び場になり得ますが、屋内砂場施設の導入についてはどのように考えますか。

教育こども部長 次に、「屋内における砂場スペース」についてでございます。

抗菌の砂を使った屋内の砂場は、夏の暑さ対策や異物混入防止、衛生管理などの面から、公園の砂場と比べ、安全に、安心して遊んでいただけるものであることは承知しておりますが、現有施設を活用しての抗菌砂場の設置につきましては、スペースの問題からも慎重に検討すべきと考えております。

いずれにいたしましても、住民の皆様へのニーズも含め、「子ども達が遊べる（集える）」場所について調査・研究してまいりたいと考えております。

以上です。

中嶋議員 全般的に前向きな答弁をしていただきまして、ありがとうございます。

人口減少時代においては、自治体を維持していくためにも、やはり若い世代の流入は必須であり、それを見込める施策に優先的に予算を充てることが、長い目で見れば最も妥当な行政運営になり得ると思います。これからも子育て支援施策に関しては妥協することなく、惜しみない投資をしていただけたら幸いです。

最後に、子育て世代でもある町長にお伺いしたいのですが、今後、若い世代を取り込むために、どのような施策を考えているのか、お答え願います。

山田町長 「今後、若い世代を取り込むために、どのような施策を考えているのか」についてでございます。

私は、町長就任以来、子育て支援・教育の充実に最も力を入れてまいりました。まずは、待機児童ゼロに向けた継続的な取組でございます。私が町長就任時には、待機率が府内ワースト1位であったことから、教育委員会とともに保育基盤整備を進めてきた結

果、令和3年4月には待機児童はゼロとなりました。令和4年度からは、年間を通じての待機児童ゼロを達成しておりますけれども、人口が増加傾向にあることから、今後とも予断を許しませんが、引き続き待機児童ゼロに努めてまいりたいと考えております。また、保育所と同様に利用ニーズが増加をしている学童保育室につきまして、待機を出さないために、民間学童保育室を開設しての学童保育受入人数の拡大も、子育て世代には大いに期待されているものと考えております。

また、本年度は、7月から子ども医療費助成の対象年齢を、現行の15歳到達年度末から18歳到達年度末に拡大したほか、相談支援等の充実・強化を図るため、設置義務はございませんけれども、令和7年1月に、仮称ですけれども、こどもすこやかセンターを設置すべく準備を進めているところでございます。また、現在、検討を進めております新体育館や室内プールの整備も、その1つであると考えております。

いずれにいたしましても、様々な取組を今年度の施政方針でもお示しいたしておりますけれども、「子どもたちを健やかに育むまちづくり」の実現に向け、町の財政状況を勘案の上、今後とも取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中嶋議員 御答弁、ありがとうございます。

人口減少に対する施策が急務の今、いかにして他自治体と差別化を図るかが、小規模自治体である本町にとって本当に必要な施策と感じています。財政は厳しい状況が続きますが、島本町は近隣自治体に先駆けて〇〇をやっていると他地域に住む方々がうらやましがするような施策を、ぜひとも共に作っていかれたらと思っておりますので、よろしくお願いたします。

それでは、これにて私の一般質問を終わらせていただきます。

清水議長 以上で、中嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、山口議員の発言を許します。

山口議員（質問者席へ） 「高齢者や障害者等の投票環境について」。

来年4月には島本町長・町会議員選挙、7月には参議院議員選挙、10月には衆議院議員が任期満了となり、それまでに総選挙がありますが、高齢者や障害者、病気や怪我で投票したくても1票を投じることが難しい人がいます。私も72歳になり、選挙の投票ができなかったらどうしようかと考えることがあります。私の母も95歳と高齢で、いつも私がサポートして投票に行っています。

選挙権は、明治から大正にかけて、納税額により男性だけの制限選挙でした。大正に男性だけの普通選挙、昭和22年になって完全な普通選挙になりました。長い時間をかけて、今のような選挙になりました。今まで私は、投票を棄権したことはありません。民主主義の基本である選挙、投票は私たちの権利であり、私は義務だとも思っています。

それでは、質問します。

1 番目です。投票所に行っても投票することが難しい高齢者や障害者等に対して、投票所ではどのような対策をしていますか。

総務部長 それでは、山口議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「高齢者や障害者等の投票環境について」のうち、「投票所に行っても投票することが難しい高齢者や障害者等に対する対策」についてでございます。

選挙における投票の原則といたしましては、選挙の当日に、選挙人が選挙人名簿の属する投票区の投票所に行き、選挙人名簿と対照された後、投票用紙の交付を受け、投票管理者、投票立会人の立会いの下に、投票所内の投票記載場所において、交付を受けた投票用紙に自ら候補者の氏名等を記載し、投票箱に投函することによって行われることとされております。したがって、公職選挙法第46条第1項から第3項までに規定されているとおり、「選挙人は、投票用紙に一の候補者の氏名等を自署して、これを投票箱に入れなければならない。」とする単記自主投票主義を原則としているところでございます。

御質問のように、投票所に行っても自書することが難しい選挙人に対しましては、まず、同法第48条に規定されている代理投票制度がございます。これは、選挙人が心身の故障その他の事由により、自ら投票用紙に候補者の氏名等を記載することができない場合、選挙人が投票管理者に申請し、投票管理者が投票所の事務に従事する者のうちから当該選挙人の投票を補助すべき者二人を定め、一人が選挙人の指示する候補者の氏名等を記載し、ほかの一人がこれに立会うという制度でございます。

次に、視覚障害によって投票用紙に自署できない選挙人に対しましては、同法第47条に規定されている点字投票の制度がございます。これは、選挙人が投票管理者に申し立てて、点字投票である旨を表示した投票用紙の交付を受け、点字器を用いて点字で投票に関する記載をするものでございます。本町でも、選挙期日の各投票所と役場内に設置する期日前投票所に点字器を用意し、対応しているところでございます。

そのほか、自署が可能であっても、高齢や障害等により投票に支障がある選挙人が円滑に投票できるよう、本町においては、車椅子用の記載台の設置、職員による筆談対応やコミュニケーションボードの活用、投票所内での介助等、投票所において可能な限りの対応を取っており、その旨、投票所入口にポスターにてお知らせしているところでございます。

以上でございます。

山口議員 投票所の係の人たちに向けて、障害者等への接し方をまとめた対応マニュアルの作成や、障害者への対応説明会や研修を実施していますか。

総務部長 先ほども御答弁申し上げましたとおり、自署が可能であっても、高齢や障害等

により投票に支障がある選挙人が円滑に投票できるよう、本町においては、車椅子用の記載台の設置、職員による筆談対応やコミュニケーションボードの活用、投票所内での介助、投票所において可能な限りの対応を取っており、その旨、投票所入口にポスターにてお知らせしております。

こうした対応の在り方につきましては、投票管理者や投票事務に従事する職員に対する説明会の中で、代理投票制度の手続等についての説明や、障害等により投票に支障がある選挙人に対する配慮についての周知を行うとともに、従事者用のマニュアルである投票事務要領にも詳細に記しているところでございます。

以上でございます。

山口議員 島本町の投票所での問題はありますか。

総務部長 本町の投票所内での課題といたしましては、投票所によってバリアフリーの環境に差があることが挙げられます。施設としてバリアフリーの環境に課題がある場合には、例えば、段差があることを分かりやすく明示する、投票所入口及び内部で職員によりきめ細やかに介助を行う、積極的に声かけを行うなどの対応の工夫によって、可能な限り円滑に投票していただけるよう努めているところでございます。

今後とも、選挙人の障害等の有無にかかわらず、円滑かつ気持ちよく投票を行っていただけるよう配慮してまいります。

以上でございます。

山口議員 2番目の質問に移ります。

高齢者や障害者等が、選挙の投票をしたくても投票所に行くことができない場合、投票できる方法と対策について、お尋ねします。

総務部長 次に、「投票所へ行くことができない場合の方法と対策」についてでございます。

先ほども御答弁申し上げたとおり、選挙における投票の原則として、公職選挙法第44条第1項に「選挙人は、選挙の当日、自ら投票所に行き、投票をしなければならない。」と規定されており、投票当日投票所投票主義を採用しております。

御質問のように、自ら投票所に行き投票することができない場合、投票当日投票所投票主義の例外として、不在者投票制度が設けられております。まず、選挙の当日において疾病、負傷、老衰、身体の障害等のため歩行が困難であると見込まれる選挙人が、都道府県選挙管理委員会の指定する病院、養護老人ホーム、特別養護老人ホーム、軽費老人ホーム、有料老人ホーム、国立保養所、身体障害者支援施設等に入所している場合、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間、当該入所している施設において、当該施設の長が不在者投票管理者となり、不在者投票をすることができます。この場合、選挙人が自ら選挙人として登録されている選挙人名簿の属する市町村の

選挙管理委員会の委員長に対し、投票用紙等を請求できるだけでなく、当該入所している施設の不在者投票管理者又はその代理人が、選挙人に代わって投票用紙等を請求することもできます。

議員御質問のような、自ら投票所に行くことができない高齢者や障害者等で指定施設に入所されている選挙人は、本町においては、ほとんどのケースで当該施設の不在者投票管理者等が投票用紙等を請求しています。不在者投票管理者は、当該施設において、投票の秘密を保持できるような投票記載場所を設置し、立会人を立ち合わせて選挙人に投票させます。その後、不在者投票管理者は、封緘した不在者投票を選挙人の属する市町村の選挙管理委員会の委員長宛に送致します。本町においては、送致を受けた選挙管理委員会の委員長は、これを指定投票区である第四投票区の指定管理者に送致します。このような方法により、投票所に行くことができない選挙人も投票することができます。

次に、選挙人が身体障害者福祉法第4条に規定する身体障害者であって、身体障害者手帳に、両下肢若しくは体幹の障害若しくは移動機能の障害にあつては1級若しくは2級、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸若しくは小腸の障害にあつては1級若しくは3級、免疫若しくは肝臓の障害にあつては1級から3級までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき都道府県知事等が書面により証明した者である場合、又は選挙人が戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者であって、戦傷病者手帳に、両下肢等の障害の程度が、両下肢若しくは体幹の障害にあつては恩給表別表第1号表ノ2の特別項症から第2項症まで、心臓・じん臓・呼吸器・ぼうこう若しくは直腸・小腸若しくは肝臓の障害にあつては同表の特別項症から第3項症までである者として記載されている者又は両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき都道府県知事が書面により証明した者である場合、又は選挙人が介護保険法第7条第3項に規定する要介護者であって、被保険者証に要介護状態区分が要介護5である者として記載されている者である場合については、郵便等による不在者投票の方法によって投票することができます。

この場合、選挙人はあらかじめ交付を受けた郵便等投票証明書を提示して、選挙人として登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して投票用紙等を請求し、交付を受けた後、選挙の期日の公示又は告示があつた日の翌日以降に、主に自宅となりますが、その現在する場所において投票用紙に記入し、選挙人が属する市町村の選挙管理委員会の委員長宛に郵便等で送付します。本町においては、送付を受けた選挙管理委員会の委員長は、これをさきに述べた施設における不在者投票と同じく、指定投票区である第四投票区の投票管理者に送致します。

このような方法により、投票所に行くことができない選挙人も郵便等により投票することができるものでございます。

以上でございます。

山口議員 郵便等投票証明書の交付申請の手続について、具体的に説明をお願いします。

総務部長 郵便等投票証明書の交付を希望する場合の手続といたしましては、郵便等による不在者投票ができる者に該当することを証明する身体障害者手帳、戦傷病者手帳又は介護保険の被保険者証を添えて、選挙人が自ら署名した郵便等投票申請書を、その登録されている選挙人名簿の属する市町村の選挙管理委員会の委員長に対して提出します。申請を受けた選挙管理委員会の委員長は、当該申請書が郵便等による不在者投票ができる者に該当すると認めたときは、申請者に対し、郵便等投票証明書を郵便等によって交付いたします。

以上でございます。

山口議員 郵便等による不在者投票は、身体障害者手帳か戦傷病者手帳をお持ちの方や、要介護者で被保険者証の要介護5の方に認められていますが、それ以外の自宅で寝たきりの状態の方など、投票したくても投票所に行くことが不可能な方の投票する方法はありませんか。例えば、自宅へ出向いて投票をしてもらうことは法的に可能ですか。

総務部長 先ほども御答弁いたしましたとおり、選挙における投票の原則として、投票当日投票所投票主義を採用しており、法定の不在者投票制度以外に、投票所以外の場所で投票を認めるような制度はございません。したがって、例えば、選挙管理委員会の職員が選挙人の自宅に赴いて投票してもらうような手法を取ることはできません。

なお、御質問のように、身体障害者手帳に記載の障害の程度の等級や介護保険の被保険者証に記載の要介護度が、郵便等による不在者投票の要件に該当しない選挙人であっても、両下肢等の障害の程度がこれらの障害の程度に該当することにつき都道府県知事等が書面により証明した者である場合には、郵便等による不在者投票の対象者となり、同制度を利用することができることとなります。

以上でございます。

山口議員 介護タクシーなどを利用して投票所に行くなど移動支援について、説明をお願いします。

総務部長 郵便等による不在者投票の対象者に該当しない場合であっても、疾病、負傷、老衰、身体の障害等のため歩行が困難であると見込まれる選挙人の投票につきましては、選挙期日の公示又は告示の日の翌日から選挙期日の前日までの間、期日前投票所において投票することができます。

本町においては、島本町役場内に期日前投票所を設置しておりますが、高齢者、要支援又は要介護認定を受けている方、障害者手帳をお持ちの方など、移動に支援が必要な町内在住の方は、町が運行しております福祉ふれあいバスの乗車対象者であると想定されますので、福祉ふれあいバスを利用して来庁し、期日前投票所において投票していた

だくことが可能です。福祉ふれあいバスは、通常は平日のみの運行となっておりますが、選挙期日の前日の土曜日は臨時運行をしております。または、台数に限りがございますが、役場の駐車場を開放しているため、御家族の方などによる自家用車での送迎でもって来庁いただき、投票していただくこともできます。

また、町内在住で身体障害者手帳1級・2級、療育手帳A、精神障害者保健福祉手帳1級の交付を受けている方又は要介護2以上の認定を受けた65歳以上の高齢者であれば、官公署へ手続のために出向くためにタクシーを利用した場合、町のタクシー利用助成の対象となります。選挙における投票のために投票所に赴く場合も、この要件に該当しますので、タクシー利用後、領収書等を添えて所定の申請手続を行い、限度額の範囲内で助成を受けることは可能となります。

以上でございます。

山口議員 3番目の質問です。

地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律で、電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法について、説明と本町の見解を伺います。

総務部長 次に、「電磁的記録式投票機」についてでございます。

電磁的記録式投票制度とは、地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律により、条例を制定して、公職選挙法の定める投票の方法によらずに、電磁的記録式投票機を用いて投票することを可能とする制度でございます。

電磁的記録式投票機とは、選挙人が候補者の選択を行う際に使用する機器で、電磁的記録媒体にその結果を記録することにより、開票所において、当該電磁的記録媒体を電子計算機により集計して選挙の結果を出すことができるものです。これによって、紙による投票の場合に生じていた疑問票や無効票が生じなくなり、投票の集計も電子計算機を用いることにより、大幅に開票作業の迅速化が図られること等のメリットがございます。電磁的記録式投票機には、同法第4条で定める機能を具備すべきことが定められており、市町村の選挙管理委員会は、その要件を具備した電磁的記録式投票機をあらかじめ指定し、当該指定に係る電磁的記録式投票機の型式、構造、機能及び操作方法等を告示しなければならないとされています。心身の故障その他の事由により、自ら電磁的記録式投票機を用いた投票を行うことができない選挙人は、通常の投票と同様に代理投票を申し立てることも可能です。

なお、電磁的記録式投票制度を採用した場合でも、点字投票や不在者投票については電磁的記録式投票制度の対象外であり、公職選挙法が定める方法により投票しなければなりません。一方、電磁的記録式投票制度を採用した場合は、期日前投票についても電

磁的記録式投票機を用いて行わなければならない、期日前投票のみを自署式とし、または期日前投票のみ電磁的記録式投票制度を採用することというのはできません。

以上に御答弁申し上げたように、電磁的記録式投票制度には一定のメリットがございますが、現在、全国の地方公共団体でこの制度を実施している市町村はありません。地方公共団体の議会の議員及び長の選挙に係る電磁的記録式投票機を用いて行う投票方法等の特例に関する法律が平成14年2月1日に施行されて以降、過去に10市町村で25回、電磁的記録式投票制度による投票が実施されていますが、電磁的記録式投票機等のレンタルにかかるコストが高く、開票時間が短縮されても、総費用ではかえって高額になったケースもあること、複数の団体でシステムトラブルが発生し、中には選挙無効に至った事例も生じたことなどから、電磁的記録式投票制度を導入した際の機器の万一の不具合の発生、高額な経費及び運用上の錯誤等、現状としては大きな課題があるものと認識しております。国では、電磁的記録式投票機の技術的条件への適合確認を行うこと等により、信頼性を向上させ普及促進につなげるべく取組を継続しているところと聞き及んでおります。

また、電磁的記録式投票制度では、あらかじめ電磁的記録式投票機に候補者の氏名及び党派別を記録しておかなければならないところ、期日前投票の期間中に、万一候補者が死亡したこと等により補充立候補を行うことができる場合には、補充立候補ができる期間中は紙による期日前投票を行う必要があるため、不在者投票が電磁的記録式投票制度の対象外であることも含め、紙の投票用紙も必ず合わせて用意する必要があることも、当該制度のコスト高の一因となっているものと考えられます。

本町といたしましては、まずは現行の投票方法によって投票環境の確保を図ることを優先し、電磁的記録式投票制度の導入に当たっては、他団体での実績が積み上がるなど、その信頼性やコストを十分見極めてから、その導入の是非を検討すべきであって、現時点では制度導入の検討段階にはないものと認識しております。

なお、現行制度上、電磁的記録式投票制度においては、自宅等におけるオンライン投票は規定していないものでございます。

以上でございます。

山口議員 投票環境が少しでも向上し、投票したい人が投票できるような環境であってほしいと思います。

以上で、質問を終わります。

清水議長 以上で、山口議員の一般質問を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後2時02分～午後2時15分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、永山議員の発言を許します。

永山議員（質問者席へ） これより通告に基づいて、2024年（令和6年）9月定例会議の一般質問を行います。

これまで一般質問や議案の質疑を通して、町の課題や改善点を問うてきました。しっかり答弁していただき、誠実に取り組んでいただいたものもありますし、今回は、その取組の途上にあるもの、そのほかについての質問をしたいと思います。

1つ目の質問、「自衛隊への個人情報提供に対する除外申請制度について」です。

まず、自衛隊からの情報提供の依頼があった場合に、他の自治体で除外申請制度の導入を行っていますが、過去2回、質問を行ってまいりました。令和6年（2024年）2月定例会議においては、着実に課題整理を進めていただいている旨の御答弁をいただいています。それを前提に伺いますが、自衛隊からの情報提供の依頼があった場合の対象となる人数について伺います。

総務部長 それでは、永山議員の一般質問に御答弁申し上げます。

1点目、「自衛隊への個人情報提供に対する除外申請制度について」のうち、「対象となる人数」についてでございます。

令和5年度に自衛隊大阪地方協力本部長から、自衛官及び自衛官候補生の募集のために必要な募集対象者情報の提出について依頼のあった対象となる人数については、573人でございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、本年度もほぼ同じ規模の人数が対象となるのではないかとということ推測します。

次回の情報提供の依頼の時期についてです。その時期はいつか、その見込みとそれまでに除外申請制度の導入が可能なのかどうかについて伺います。

総務部長 次に、「次回情報提供依頼の見込み及び除外申請制度の導入」についてでございます。

初めに、自衛隊からの次回情報提供依頼の見込み時期でございますが、本年度については、現時点で第4四半期の1月か2月頃になるものと聞き及んでおります。

次に、除外申出制度についてでございますが、大阪府内の自治体、特に近隣自治体での同制度の導入が年々進んでいる状況もあり、事務的な課題も対応が可能と確認ができましたので、次回情報提供依頼の見込み時期までに除外申出制度を導入することで、鋭意事務を進めております。

以上でございます。

永山議員 今年度の導入に向け、着実に事務を進めていただいているということで、この点は大変評価ができると考えます。

この導入を前提に、制度の在り方について質問してまいります。

既に制度を導入しているほかの自治体を調べたところ、閲覧から名簿提供に変更をした経緯、提供の根拠、詳細な説明を行っている自治体が多くありました。こうした制度導入の詳しい説明をホームページにも掲載して制度の周知を図る必要がある、このように考えますが、島本町のお考えを伺います。

総務部長 次に、「ホームページでの周知」についてでございます。

現在、事務を進めております除外申出制度を導入する際には、対象者に対して名簿提供の根拠、制度の概要や申請方法等の詳細について周知を図るため、本町のホームページ上に掲載してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 今、御答弁いただきました制度の概要という中には、過去の取扱いはどうだったか、いつから変更したかといった情報も加えていただくことで、併せてより詳細な分かりやすいものになると思いますので、こちらも御検討をいただきたいと思います。

次に、申請の方法についても伺います。

どんなによい制度であっても、利用しやすくなければ意味がないと考えています。そこで、窓口での申請、郵送での申請に加えて、オンラインでの申請というのを導入することが可能なのでしょうか。この点を伺います。

総務部長 次に、「オンライン申請」についてでございます。

現在、事務を進めております除外申出制度の申請方法については、窓口及び郵送での申請を受け付けることとしており、オンライン申請については、本町の電子申請ソフトにおいて本人確認を厳格に行わなければならないこと、また、そのための電子署名に別途経費を要することから、現時点におきましては課題があるため、オンライン申請の導入を見送る方向で事務を進めております。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、すぐの導入というには課題があるということが分かりましたが、導入に当たってということは難しくても、今後、環境や技術が整備されて可能となったときには検討していただきたいと、このように考えます。

次に、「情報の公表」について質問をいたします。

島本町のホームページでは、住民基本台帳法第11条第3項及び第11条の2第12項などの規定に基づいて、国などの機関による住民基本台帳の一部の写しの閲覧があった場合、いつ、誰が、何の目的で閲覧をしたか、何件の情報を閲覧したのか、こういったことが公表されています。明確な法律に基づく住民基本台帳の閲覧の場合ですら、こういう情報が住民に明確にされているわけです。であれば、自衛隊の依頼に基づいて情報提供を行った場合にも、これは閲覧以上に情報の提供の公表が必要だと考えます。これについ

て、見解を問います。

総務部長 次に、「公表する仕組み」についてでございます。

近隣自治体において自衛隊に対象者情報を提供していることを除外申出制度と併せてホームページ上で公表、周知していることは承知しており、本町における在り方につきまして、引き続き調査してまいりたいと考えております。

以上でございます。

永山議員 どういう情報を提供したのかということは、情報をコントロールする側にとっては大変重要なことですので、前向きな御答弁と受け止めました。取り入れていただくようお願いしたいと思います。

続いて、名簿提供のその後の対応について伺います。

以前、御答弁をいただいたとき、自衛隊の依頼に基づいて提供した名簿については、島本町にそのものを返却するのではなく、自衛隊側で廃棄、そして、廃棄の証明を受け取っているという御答弁でしたが、廃棄証明ではなく、名簿自体を返却してもらって、島本町の責任を持って廃棄すること、そういう事務に見直すべきであると考えます。この点について、見解を問います。

総務部長 次に、「町が責任を持って廃棄すべき」との見解についてでございます。

自衛隊に提供した資料の廃棄方法については、令和4年6月に本町と自衛隊大阪地方協力本部との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、その中で、当該年度の自衛官及び自衛官候補生の募集業務が完了した場合には、提供した紙媒体の個人情報を廃棄することを明記するとともに、廃棄後には報告を受けるものとし、厳正な取扱いといたしております。そのことから、廃棄方法の見直しについては、現在検討しておりません。

以上でございます。

永山議員 今のところ検討はしていないということですが、検討していないのであれば、検討してください。新しい制度を導入するのは1つのきっかけになると思います。自治体が責任を持って処分しているところ、調べたところ複数あります。できない理由はないと思います。言われている覚書、この内容も確認をしましたが、全部で10条からなる覚書、有効期限の定めはありません。見直しは可能であると思います。これを御検討いただきたい、このように申し上げます。

最後に、除外申出制度の導入について進めていることは評価するものですが、将来的には名簿の提供ではなく、住民基本台帳の閲覧、この原則に戻すべきだと考えます。除外の申出制度は、希望する方に除外の意思を表明させる仕組みです。そのこと自体が、特定の思想信条の表明であると言えます。これは沈黙する自由を保障した憲法19条に抵触しかねず、問題があるものと考えます。これについて、島本町のお考えを問います。

総務部長 次に、「住民基本台帳の閲覧に戻すべきとの見解」についてでございます。

紙媒体での提供については、令和2年の地方分権改革に関する提案募集におきまして、自衛官又は自衛官候補生の募集に関する事務につきまして、住民基本台帳の一部の写しを国に提出できることの明確化について提案があり、この提案を反映した令和2年の地方からの提案に関する対応方針が、同年12月18日に閣議決定されました。その後、令和3年2月には防衛省と総務省の連名通知として「自衛官又は自衛官候補生の募集事務に関する資料の提出について」が、各都道府県市区町村担当部長宛に発出され、その中で、自衛官及び自衛官候補生の募集に関し必要となる情報に関する資料の提出は、自衛隊法第97条第1項に基づく市区町村の長が行う自衛官及び自衛官候補生の募集に関する事務として自衛隊法施行令第120条の規定に基づき、防衛大臣が市区町村の長に対し求めることができること、また、その資料として、住民基本台帳の一部の写しを用いることについて、住民基本台帳法上特段の問題を生じるものではないことが明記されております。

令和4年1月には、防衛大臣より本町に対して、紙媒体・電子媒体での提供を依頼する文書が発出されたことに伴い、令和4年6月に本町と自衛隊大阪地方協力本部との間で個人情報の取扱いに関する覚書を締結し、紙媒体で提供しているものであるため、見直しについては、現在検討いたしておりません。

以上でございます。

永山議員 検討していないということですが、検討することを求めます。

まず、一旦除外申出の制度を導入した上で閲覧に戻すように検討する。防衛省と総務省の連名通知を挙げられましたが、これらは「しなければならない」ということではなかったはずで、求めることができる、特段問題を生ずることはない、というふうに書かれていたはずで、令和5年9月議会でも、「この通知によっても、従来どおりの閲覧による情報提供が不可となったものではございません。」、このように答弁されていたはずで、また、そもそも閣議決定に基づく通知によって法解釈を導くこと、これは法体系の在り方から見ても望ましいものではありません。また、実際に、ほかの複数の自治体では、今もなお住民基本台帳の閲覧、これで対応しているところがあります。本町でできない理由はないと思います。

これを次の課題と示して、次の質問に移ります。

2つ目の質問、「会計年度任用職員の処遇改善について」です。

会計年度任用職員については、早期に待遇改善が求められているところです。島本町においては、令和5年度は正規職員の給与改定に合わせ、12月から会計年度任用職員の期末手当の支給が行われ、勤勉手当についても、令和6年4月から支給をされることとなっています。一定の改善が図られていると見ることはできますが、課題が残っていると思い、質問します。

まず、現在の正規職員と会計年度任用職員の人数について、伺います。

総合政策部長 続きまして、2点目の「会計年度任用職員の処遇改善」のうち、「正規職員と会計年度任用職員の人数」についてでございます。

各職員の人数につきましては、令和6年4月1日現在、暫定再任用職員を含む正規職員が270人、会計年度任用職員が短期の任用者などを含めた総数で336人となっており、うち週20時間以上勤務の社会保険加入者が156人でございます。

以上でございます。

永山議員 多くの会計年度の職員の方々に事務が支えられていることが分かりました。

これらの方々の待遇改善として、給与改定の遡及について伺ってまいります。

昨年行われた給料表の改定では、一般職員については4月に遡って遡及的に適用されたのに対して、会計年度任用職員について遡及の適用がなされませんでした。令和5年11月臨時会議の中で、遡及できない理由・課題は挙げられていましたが、その後、解決ができているのでしょうか。その進捗を伺います。

総合政策部長 次に、「給与改定」についてでございます。

会計年度任用職員に係る給料表の遡及適用につきましては、人事担当部局といたしましては、令和5年5月の総務省通知の主旨等を踏まえまして、遡及適用の実施に向けた課題の整理と検討を進めており、現在、給与システムの業者ともシステム運用面での確認や調整を行っている状況でございます。

また、昨年11月臨時会議の際には、遡及適用に関する課題といたしまして、特定の時期に一時期に任用される職員や勤務日数が少ない職員、既に退職している職員に対し、どのように対応すべきであるかという点などを挙げて御答弁を申し上げましたが、この取扱い上の課題につきましても、引き続き先行自治体の実施状況などを調査・研究した上で、本町の運用ルールを定めてまいりたいと考えております。

いずれにいたしましても、本町行政の様々な分野で貢献していただいている会計年度任用職員の方々の処遇改善を図るため、できる限り早く実施できますよう、今後も検討を進めてまいります。

以上でございます。

永山議員 調査・研究をされており、実施に向けて取り組んでおられることは分かりました。今年度も8月の人事院勧告では、30年振りの高水準のペースアップとされてきました。地方自治体でも、これに準じて給与改定がされるものと考えます。

昨年の段階で、国のほうから会計年度任用職員についても正職員と同じく遡って給与改定を行うようにと促されておりました。今年度こそは、確実に会計年度任用職員についても給与改定の遡及適用を実施していただくように求めます。

次に、「適正な勤務時間の設定」について伺います。

島本町の336人の会計年度任用職員の方について、パートタイムの職員とフルタイム

の職員、その人数がどうなっているのか、その内訳、伺います。

総合政策部長 次に、「パートタイム職員とフルタイム職員の人数」についてでございます。

本町が任用する会計年度任用職員につきましては、現在のところ、フルタイムの方はおらず、全てパートタイムの方でございます。パートタイムの会計年度職員の人数は、先ほど御答弁申し上げましたとおり、令和6年4月1日現在336人でございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁から、336人全ての方がパートタイムの勤務、フルタイムの方はおられないということが分かりました。

パートタイムの勤務の方のうち、それぞれ勤務時間に差があると思いますが、一番長い勤務時間の方、この方は何時間何分なのか。フルタイムの勤務の場合とどのぐらいの差があるのかを伺います。

総合政策部長 次に、「パートタイム職員とフルタイム職員との時間の差」についてでございます。

パートタイムの会計年度任用職員のうち、週当たりの所定勤務時間が最も多い職員は37時間30分でございます。週当たりの所定勤務時間が38時間45分であるフルタイムの職員と比べますと、その差は1時間15分でございます。なお、これに該当する会計年度任用職員には、保育所の保育士、支援員及び看護師のほか、図書館司書や歴史文化資料館長がおります。

以上でございます。

永山議員 ただいまの御答弁、週当たりの勤務時間で比較をしていただきましたが、よりイメージしやすい形ということで、1日の勤務時間で比べた場合、フルタイムの勤務の方と、一番長い勤務時間のパートタイムの会計年度任用職員の方で、その差がどのぐらいになるのか、今一度、1日の勤務時間ということで御答弁いただきたいと思っております。

また、フルタイムとパートタイムの勤務の方とで受けるべき手当、これにどのような差があるのか、併せて伺います。

総合政策部長 週の所定勤務時間が37時間30分の場合、1日当たりの勤務時間は7時間30分、週の所定勤務時間が38時間45分の場合、1日当たりの勤務時間は7時間45分であり、その差は15分でございます。

フルタイムの会計年度任用職員に対しては、手当として、地域手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、期末手当、勤勉手当、通勤手当、特殊勤務手当及び退職手当が支給され、パートタイムの会計年度任用職員に対しては、期末手当及び勤勉手当が支給されます。ただし、パートタイムの職員の場合、地域手当相当分を加算して報酬が支給され、時間外勤務、休日勤務、夜間勤務または特殊勤務をされた際には、通常の

報酬とは別に時間外勤務等に係る報酬が支給されます。また、通勤に要する交通費についても、一定の額の範囲内で通勤に係る費用弁償が支給されます。このことから、フルタイムとパートタイムの会計年度職員における実質的な手当の差といたしましては、退職手当のみでございます。

以上でございます。

永山議員 細かな違いがあるのは分かりましたが、その退職手当という部分、退職手当のあるとないというのは、働く側にとってはかなり大きなことです。勤務時間が5時半までなのか、5時15分までか、15分の違い、このわずかな違いによる大きな差ではないかというふうに考えます。

視点を変えて、残業時間についても伺います。

フルタイムの方に比べて、勤務時間が1日わずか15分だけ短いパートタイム勤務の会計年度任用職員の方の残業時間というのはどうなっていますか。残業の状況を伺います。

総合政策部長 次に、「残業の状況」についてでございます。

先ほど御答弁で申し上げました会計年度任用職員に係る時間外勤務の状況につきまして、令和6年4月から7月までの状況を基に申し上げますと、1人当たりの月平均の時間外勤務時間は、保育所保育士以外の職員では0時間から3時間ありますが、保育所保育士では9.6時間と、当該職種では保育士不足等の影響もあり、比較的長時間外勤務が多い状況となっております。

以上でございます。

永山議員 今、保育所保育士を取り上げられましたが、この職種の方では月平均9.6時間の残業ということであれば、これはもう、本来は勤務実態からフルタイムの会計年度とすべきではないか、そういう状態とは言えないのかというふうに考えます……（「そうだ」と呼ぶ者あり）……。これらについては、働いている方がどんな働き方を望まれるかが大前提ではあるものの、殊さらにパートタイムという働き方を強いるようなことがあるとしたら、これは早急に改善すべき事態です。今後、この点を検討課題と認識していただきたいと思います。

なお、この認識した課題の解決という局面では、くれぐれも現場へのしわ寄せとなるような建前上の課題解決、こういったことにならないようお願いしたいと思います。

ここからは3つ目の質問、「6月定例会議の答弁について」です。

町長、副町長を含む飲み会が開催されて、そこでセクハラがあったとのことですが、このことについて2点を伺います。

1つ、どのような行為を捉えてセクハラ、いわゆるセクシュアル・ハラスメントがあったと言われたのか。2つ、それは町長、副町長が全くあずかり知らないものだったのでしょうか。いやしくも首長が出席している飲み会の場で起きた出来事であり、不明確

なままでよいとは到底思われませんので、明確にさせていただきたく、この点を伺います。

なお、答弁に当たっては、被害者に関わる情報は一切触れず、問われた点だけにとどめていただくようお願いいたします。

総合政策部長 続きまして、3点目の「6月定例会議の答弁について」のうち、「どのような行為があったか」についてでございます。

議員御質問の飲み会の場においてセクシュアル・ハラスメントに該当する発言が一部あったことは、過日、議員の皆様に対し調査報告書をもって御報告申し上げたとおりでございます。

なお、具体的内容につきましては、関係者のプライバシー保護の観点から、御答弁を控えさせていただきますので、御理解いただきますようお願いいたします。

永山議員 ただいま御答弁いただきましたが、質問の後半、2つ目について御答弁いただけていませんので、今一度、お願いします。

総合政策部長 失礼しました。

2点目の「町長、副町長が気づき知らなかったものなのか」ということでございますが、これにつきましても、先ほど御答弁申し上げましたとおり、報告書にて御報告したとおりでございますので、御理解いただきたいと思います。

以上でございます。

永山議員 2つの部分にして、絞って質問しましたけれども、今の御答弁で、議場で答えられるのは、6月定例会議で総合政策部長が発言された範囲まで、これは適否は別として、それが現在町の示せる最大限である、そのように受け止めました。大前提として、被害者の保護が重要であるということ、その心情負担を案じられるのは私も同じです。

ただ1点、御答弁の中で、「被害者のプライバシー」という言い方ではなく、「関係者のプライバシー保護」と、このように言われた点についてですが、本件を関係者の純粋なプライベートの出来事というふうにご考慮されるのだとしたら、それは大きな問題です。そのように考えているわけではない、そのように理解しますが、それで間違いな
いか、あえて伺います。

総合政策部長 今、永山議員のほうから御質問がありました点につきましては、あくまでプライベートなものではないという、永山議員のおっしゃるとおりでございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁いただきました。

私も、関わった人のプライバシーが何でもかんでも公にされていいというふうにご考慮しているわけではありません。ただ、公人としての責任は別であるべきだということをおし上げています。特に、有権者の信託を受けてその地位に立つ者については区分けが必要だ、そのことを明らかにしておきたいと思っております。

最後の質問です。6月定例会議での山田町長の御発言について、町長御自身に質問をいたします。

一連の出来事について、調査報告書の提出を受け、町長からも説明を受けましたが、頼まれても承諾はしませんけれども、このことを取り上げないでほしいというようなことは町長から直接頼まれた覚えはありません。むしろ、私からは、議場で御自身から説明されるべきですと進言しましたし、されないのであれば私が問うしかないと申し上げたはずです。

にもかかわらず、6月定例会議で「関係者においては、議会などで取り上げてほしくないということも、永山議員にも報告させていただいたかと思えます。」、このように発言されました。この発言は、聞く人によっては口裏合わせがあったのかというような疑念を生みかねない表現であった、このようにも思いますし、何が言いたいのか、さっぱり分からない、このように感じました。この発言の意図をお聞かせください。

山田町長 6月会議に関して、御指摘の私が申し上げた答弁の趣旨についてでございます。

飲み会の件につきまして、総合政策部から議会に提出をさせていただいた調査報告書の内容には、女性職員らの心情も記されており、議員も十分に御理解をいただいているものと理解しておりました。私といたしましては、女性職員らの思いを真摯に受け止め、女性職員らに本件事案に対する無用の心理的負担がかかることのほか、女性職員らのプライバシーの侵害や業務活動への支障などにつながることを大変憂慮していたところでございます。このため、議員の皆様には、本件事案に関し、私と副町長とでお詫びと御説明に回らせていただいた際にも、女性職員らの心情について、そのままお伝えをしたところでございます。

しかしながら、議員が前会の一般質問の中で、本件事案に触れる質問に言及されたことは、女性職員らの思いに反して第三者の好奇の目にさらすことを助長する可能性のある行為であると、私といたしましては大変遺憾でございましたため、御指摘の御答弁をするに至ったものでございます。

いずれにいたしましても、永山議員の一般質問により、議場において本件事案が取り上げられたこと自体、私の不徳の致すところであり、この点、女性職員らに対しては、今もなお迷惑をかけている状況を誠に申しわけなく思っているところでございます。

なお、本件事案に関しましては、5月1日付で私から議長宛に提出した文書でお伝えをいたしましたとおり、私といたしましては、私が主催をした飲食会において、このたびセクハラ事案があったことにつきましては、上席者としての配慮が不足していたことなどを大いに反省し、今後も職員研修など再発防止に向けた取組を継続的に実施し、私自身も積極的にそれらに参加してまいりたいと考えております。

また、今回の問題に関しましては、私自身を含め本町職員の意識の徹底に不足があつ

たこと、また、この話題により御心配をおかけしたことにつきましては、繰り返すにはなりますが、私の不徳の致すところであり、住民の皆様にもお詫びを申し上げる次第でございます。

以上でございます。

永山議員 今、御答弁いただきました町長の反省の弁について、反省していただくべきですし、その意思は分かりました。重要なのは、何について反省するかということだと思います。

被害を受けた方に負担を感じさせたこと、心的負担を憂慮すること、これは当然です。さらに反省、後悔は、そもそも止め得る立場にありながら、これに至らなかった点、そうしたことにもあると思います。それについても御答弁をいただいたと思います。そうあるべきだと思います。

質問した側に責任転嫁をするような捉え方や、ましてや質問した側へ、人権を踏みこむような行為などと批判を向けたこと、これはとんでもないお門違い、そのまま、その言葉をお返ししたい、そのように言って、私の一般質問を終わります。

清水議長 以上で、永山議員の一般質問を終わります。

引き続き、川嶋議員の発言を許します。

川嶋議員（質問者席へ） それでは、一般質問をさせていただきます。

「乳幼児健診について」、質問をさせていただきます。

乳幼児健診は、様々な観点から乳幼児の発育や発達状況が確認できるとともに、母親の育児の不安や困難等の相談の場にもなり、虐待危機などの早期発見及び虐待予防などにもつながる機会の1つとして、重要なことと考えております。

本町の取組の現況と受診状況をお聞かせください。

健康福祉部長 それでは、川嶋議員の一般質問「乳幼児健診について」、御答弁申し上げます。

乳幼児健診につきましては、主に1か月児を対象とする乳児一般健康診査、9～11か月児を対象とする乳児後期健康診査を個別健診として、4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査を集団健診として実施しております。

健診の受診状況でございますが、直近3か年の受診率は、乳児一般健康診査が94.6%、乳児後期健康診査が106.0%、4か月児健康診査が97.7%、1歳6か月児健康診査が99.0%、3歳6か月児健康診査が98.9%となっております。乳児後期健康診査につきましては、対象者数を4か月児健康診査の対象者としており、その後に転入される方もいること等から、受診率が100%を超えておりますが、いずれも高い受診率となっております。

以上でございます。

川嶋議員 御説明いただきましたが、本来ならば、健診受診率は100%になることが望ましいと思いますが、本町の受診率は全国的に見て高いほうでありますか、伺います。

健康福祉部長 全国の直近（令和4年度）の乳幼児健診の受診率は、1～2か月児——乳児一般健康診査が該当いたしますが——88.0%、9～12か月児——乳児後期健康診査が該当いたしますが——86.1%、3～5か月児——4か月児健康診査が該当いたしますが——96.1%、1歳6か月児が96.3%、3歳——3歳6か月児健康診査が該当いたしますが——95.7%であり、全国の受診率と比較しても高い受診率となっております。

以上でございます。

川嶋議員 本町の高い受診率を確認することができました。これは保護者の方々の健診に対する意識の高さのたまものと、喜ばしく思っておりますが、そのような中でも、未受診の方がいらっしゃるのも事実であります。

健診未受診の方の把握はどのようにされているのか、お伺いいたします。

健康福祉部長 集団で実施しております乳幼児健診につきましては、対象者の方に個別通知により御案内を送付しております。御案内した日に、仕事等の理由により受診することが難しいと御連絡があった場合には、次回の日程を御案内させていただいておりますが、次回以降も来所できない場合は、保健師の訪問や面接で状況把握を行うとともに、経過観察健診や歯科相談など他の事業を活用し、保護者の相談内容に合わせて対応しております。

なお、健診未受診者につきましては、虐待予防の観点から全数把握に努めており、面接や訪問に至らない場合には、子育て支援課と連携し、保育所や幼稚園など所属先での様子や保護者の養育状況を把握しております。

以上でございます。

川嶋議員 いろいろな形で全数把握をされていることは、健診未受診者に対しまして、虐待予防の観点から全数把握に努めておられることは大変評価いたします。

面接や訪問に至らない場合は、子育て支援課と連携し、保育所や幼稚園など所属先での様子や保護者の養育状況を把握されているとのことですが、その際の把握方法はどのようにされるのか。また、すこやか推進課が現認される場合はどのような方なのか、伺います。

健康福祉部長 未受診者への対応につきましては、大阪府における乳幼児健康診査未受診児対応ガイドラインに基づき、所属先がある場合はすこやか推進課から子育て支援課に連絡し、子育て支援課から保育所や幼稚園等の所属先に、電話等で子供の様子や保護者の養育状況を把握しております。所属先がない場合は、すこやか推進課から保護者に連絡し、訪問や面接等で子供を現認することや、民生委員・主任児童委員等の関係機関と連携し、把握することもございます。また、所属先がなく、連絡も取れない場合は、予

告をせず、保健師が訪問して現認する場合もございます。

以上でございます。

川嶋議員 支援が必要と把握した場合には、改めて保護者との面接や訪問されるのですか、具体的な対応について伺います。

健康福祉部長 健診未受診者で、児の発達や保護者の養育に支援が必要と把握いたしました場合には、保護者に面接や訪問等を提案し、発達相談等の必要なサービスにつなぐという支援をしております。保護者に面接や訪問、その他サービスの利用意向がない場合は、所属先等と連携し、支援を依頼する場合もございます。

以上でございます。

川嶋議員 そのように連携され、密な対応をされていることに対して安心いたしました。

続きまして、乳幼児健診の中で出会いの絵本事業を実施されておられます。この出会いの絵本事業は、事業開始から20年以上経過すると思いますが、この間、どのように取り組んでこられたのか、お伺いをいたします。

健康福祉部長 本町では平成14年度から、絵本で楽しく暖かいひとときをプレゼントする事業として、島本出会いの絵本事業を実施しております。開始した当初は、4か月児健康診査・1歳6か月児健康診査・3歳6か月児健康診査で絵本を配付しておりましたが、現在は、4か月児健康診査で配付していた乳幼児期の絵本を、こんにちは赤ちゃん訪問で配付しております。また、以前は乳幼児健診の場面で絵本の読み聞かせなどを実施しておりましたが、感染症対策と問診項目の増加等から実施方法を見直し、チラシを配付することで、大人が絵本を楽しむことを子供と共感することが、健やかな親子関係を育む上で大切な時間になることと、年齢に合わせた親子での絵本の楽しみ方のポイントをお伝えしております。

こんにちは赤ちゃん訪問や1歳6か月児健康診査、3歳6か月児健康診査で絵本を配付することにより、乳幼児健診等の受診の動機づけになることや、先ほどの御答弁で申し上げました健診未受診者の面接や訪問等にもつながりやすく、虐待予防の観点からも有効な事業と考えております。

以上でございます。

川嶋議員 開始した当初は、4か月児健康診査、1歳6か月健康診査、3歳6か月児健康診査で絵本を配付しておられましたが、現在は4か月児健康診査においては、こんにちは赤ちゃん訪問で配付されておられます。その要因をお示してください。

健康福祉部長 平成23年1月に開始いたしましたこんにちは赤ちゃん訪問は、生後4か月までの乳児とその保護者を対象に全戸訪問する事業でございます。助産師や保健師が訪問し、児の発達や育児状況を把握し、母乳相談や育児相談に対応しております。こんにちは赤ちゃん訪問の多くは生後1か月前後で実施をしておりますことから、4か月児健

診よりも早い時期に実施する事業であり、絵本を配付することで、出産後早期の訪問かつ全数把握につながりやすくすることを目的とし、平成23年5月からこんにちは赤ちゃん訪問で配付するように変更したものでございます。

以上でございます。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後2時59分～午後3時45分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

川嶋議員 次の質問です。

健診時、これまで絵本の読み聞かせなども実施しておられましたけれども、感染症対策と問診項目の増加等から実施方法を見直されているとのことですが、問診項目の増加等の御説明をお願いいたします。

健康福祉部長 「問診項目の増加」につきましては、平成26年度に大阪府が発達障がいの早期発見のための問診項目手引書を作成したこと、平成27年度に健やか親子21（第2次）アンケート調査が開始されたことから、本町においても、「おとなが離れたところにあるおもちゃを指で指すとその方向を見ますか」「お子さんのお母さんはゆったりとした気分でお子さんとお過ごせる時間がありますか」など、乳幼児健診の問診項目を増加しております。また、その後、国通知「乳幼児に対する健康診査について」に沿って問診項目を修正、追加している経過がございます。

発達障害の早期発見のための問診項目に該当する場合は、必要な方には発達相談等を御案内することから、その問診項目の状況について丁寧な聞き取りが必要となること、また、健やか親子21（第2次）アンケート調査には、家庭における虐待を把握する項目があり、その項目に該当する場合は、状況把握と支援へのつなぎのため、丁寧な聞き取りが必要となることから、問診に時間がかかる状況がございます。このような状況から、現在は、チラシの配付と、実際の絵本の読み聞かせの場面としては、図書館で実施している事業を御紹介しております。

以上でございます。

川嶋議員 理解いたしました。コロナとかがあったので、いろいろな状況の中、苦心されているものと理解いたしました。

絵本についてですけれども、時代によって推奨される絵本も変わってくると思うんですけれども、絵本の選定についてはどのようにされているのか、伺います。

健康福祉部長 「絵本の選定」につきましては、図書館司書、保育士、発達相談員、主任児童委員、保健師で構成しております島本出合いの絵本事業実施委員会で、2年に1回、選定をしております。選定においては、1. 子どもの身近なものや食べる・寝るなどの動作、お出かけなどの出来事が取り上げられている、2. 絵がなるべく実物に近い形で、

全体が分かるように描かれている、3. 子どもが真似しやすく、大人が声に出して読みやすい、リズムカルな言葉や文章がある、4. 子どもが扱いやすい大きさや重さであること、厚手の用紙や本の角が丸いものであること、5. 昔から語り継がれている絵本やシリーズになっているものという基準を参考としております。

以上でございます。

川嶋議員 出会いの絵本事業においては、本町といたしましても親子のふれあいの時間を大切にということで取り組んでこられたことも、よく理解させていただきましたが、近年、子育てにおいて、スマホ等の動画を長時間見せることも増えているように思います。スマホ等を長時間見せることは、成長段階の子供への影響が大きいと考えます。島本町では、そのような状況を把握されておりますか。

健康福祉部長 「スマホ等の長時間視聴に対する状況把握」についてでございます。

乳幼児健診で申し上げますと、3歳6か月児健康診査の問診票に「お子さんはテレビや動画、タブレット、スマートフォンを1日2時間以上見えていますか」という項目を設けており、長時間動画を見ている状況がないかどうかを把握しております。問診項目に該当する場合は、動画を長時間見ることによって、人と関わる体験の不足を招くことの心配や視力の発達への影響等についてお伝えするとともに、動画を長時間見せる状況になる育児環境等を確認し、動画以外の遊びや活動について一緒に考えることや一次保育等必要なサービスを案内する等の支援をしております。

以上でございます。

川嶋議員 3歳6か月児健診審査の問診票に項目を設けておられ、長時間動画を見ている状況がないかどうかを把握されておりますが、この3歳6か月に特定された理由は何か、伺います。

健康福祉部長 本町において、乳幼児健診の問診項目は国通知の「乳幼児に対する健康診査について」を参考に作成をしております。国通知において、長時間動画を見ている状況を問う項目が3歳児健康診査問診票に記載されていたことから、本町においても3歳6か月児健診の問診項目として記載をしております。

以上でございます。

川嶋議員 国通知を基にということで、分かりました。

それでは、現在では、生まれたときからスマホやタブレット等が当たり前にある状況の中、早い段階からスマホ等の長時間視聴に関する影響など、全ての家庭がそうとは限りませんが、ある程度、認識してもらうことも必要と考えることから、乳児後期健康診査や1歳6か月児健康診査での啓発や確認は考えておられないのか、伺います。

健康福祉部長 乳児後期健康診査につきましては大阪府医師会との委託契約であるため、大阪府が府統一版の受診票を作成しており、原則、それを使用することとなっております。

す。また、乳幼児健診で長時間動画を見せている状況を問う項目を設ける場合、問診項目に該当した場合に状況の聞き取りとともに支援が必要であることから、個別医療機関で実施する乳児後期健康診査の問診に追加することは難しいと考えております。

1歳6か月児健康診査においては、スマートフォンやタブレット等が身近なものとなった現状において、問診項目を追加することは、動画を長時間見ることの影響を啓発することや育児状況の把握、支援につながるものと認識しており、次年度の実施に向けて検討してまいります。

以上でございます。

川嶋議員 種々御答弁いただきましたが、絵本の読み聞かせには子供の言語の発達を促し、読み聞かせによって言語のリズムや音の違いを学ぶことができます。また、3歳頃までは、聞いた言葉をそのまま理解できてしまうという幼児期にしかできない能力を持っているそうです。また、読解力や感情の発達と社会性を促し、想像力や創造性を発達させるとも言われており、そして、何よりも親子の絆を深め、子供が安心感を得ることができます。スマホやタブレット等の低年齢における長時間視聴については、育児中の全ての方に当てはまるものとは思いませんが、少なからず成長段階において影響を及ぼすことの懸念はある中、早い段階からの啓発とともに、把握・支援に努めていただき、併せて絵本の読み聞かせも有効性等についての啓発等、引き続き努めていただけるよう要望しておきます。

次の質問です。

国から新たに1か月児及び5歳児に対する健康診査の費用を助成することにより、出産後から就学前までの切れ目のない健康診査の実施体制を整備することを目的として、新たに1か月児健康診査、5歳児健康診査を実施するよう通知があったかと思えます。本町での取組についてのお考えをお聞かせください。

健康福祉部長 1か月児健康診査につきましては、これまでも乳児一般健康診査として、主に1か月児を対象とした健診を実施しており、妊娠届出時に母子健康手帳の交付と併せて受診票を配付しております。現在、国の示す健診項目に対応した受診票を配付できるよう準備を進めており、本年10月以降の妊娠届出時から新たな受診票を配付する予定としております。

5歳児健康診査につきましては、発達障害等の子供の特性を早期に発見し、必要な療育や就学相談等の必要な支援につなげることが目的とされております。取組状況といたしましては、本町における発達に課題のある子供への支援状況や、先行して実施されている他自治体から5歳児健康診査の実施方法や課題等について聞き取る等の研究を進めているところでございます。

また、今年度、大阪府が府内市町村職員や専門医師によるワーキングを開催しており、

発達障害等の子供の支援の状況や課題を把握し、5歳児健康審査の実施に向けて、必要とされる実施内容や体制について検討されていることから、その結果も参考としながら、本町で実施する際の課題等について整理をしてみたいと考えております。

以上でございます。

川嶋議員 1か月児健康診査については、本年10月以降の妊娠届出時から新たな受診票を配付する予定とされており、実施に向けて準備を進められておられることは評価いたします。新たになった部分は何か、御説明願います。

健康福祉部長 現行の乳児一般健康診査では、子供の疾病及び異常の早期発見や発育・発達の確認から必要な指導を行い、その進行を未然に防止することを目的とした内容となっておりますが、これらに加えて新生児聴覚検査、先天性代謝異常検査の実施状況の確認、ビタミンK₂投与の実施状況の確認及び養育環境や生活の状況の評価し、児童虐待が疑われる場合などに保護者へ適切な支援を行うことを目的とした内容となっております。

以上でございます。

川嶋議員 5歳児健康診査については、今年度、大阪府が府内市町村職員や専門医師によるワーキングを開催しており、発達障害等の子供の支援の状況や課題を把握し、5歳児健康診査の実施に向けて必要とされる実施内容や体制について検討されているということですが、ワーキングの開催数、また、検討のスケジュールはどのようになっているのか、お示してください。

健康福祉部長 本年6月に開催された令和6年度市町村児童福祉主管課長及び母子保健主管課長会議において示されている内容といたしましては、年3回程度の開催で、全体スケジュールといたしましては、5月末に1回目、8月から9月に2回目、11月以降に3回目を開催し、ガイドライン、手引書等について検討、12月以降に好事例を共有することが示されております。

以上でございます。

川嶋議員 それでは、5歳児健康診査を実施するに当たり、本町としてはどのような課題があるとお考えか、伺います。

健康福祉部長 現時点での課題といたしましては、集団健診に従事いただく医師や保健師、発達相談員等の専門職の確保や、健診を実施する際の間診項目のスクリーニング基準がないこと、また、既に発達相談や療育の場等で継続して支援をしているお子さんや保護者の方も一律に健診の対象として御案内することの是非の検討などがございます。

以上でございます。

川嶋議員 1か月児健康診査については、本年10月以降の妊娠届出時から新たな受診票を配付する予定とされており、実施に向けて準備されていますので、さらなる健診の充実

になると思いますので、よろしく願いをいたします。

5歳児健康診査については、様々な課題の整理が必要と認識いたしましたが、3歳6か月児健診から就学前健診まで間が開き、小学校入学前の寸前のところで健診を受ける状況であります。乳幼児への切れ目のない母子保健の提供のため、社会性発達の評価、発達障害等のスクリーニングなど、健康増進を目的とした5歳児健診の標準化、態勢整備が必要と考えます。また、特別な配慮が必要な子に対しても、早期介入を実施することで、保護者の課題への気づきや生活への適応が向上する可能性も指摘されています。

保護者の安心にもつながると思いますので、関係機関との協議や課題整理を十分にやっていただき、実施の方向性を見いだしていただけるよう要望し、一般質問を終わらせていただきます。

清水議長 以上で、川嶋議員の一般質問を終わります。

引き続き、中田議員の発言を許します。

中田議員（質問者席へ） 2024年9月定例会議、一般質問を行います。

「改めて、命を守る避難所運営・備えを！」です。

先日、南海トラフ地震臨時情報として、初めて巨大地震注意が出されました。このことにより、南海トラフ地震が今後30年のうちに80%の確率で発生が予想されること、改めて強く意識したところです。これを機会に、避難所の備えについて、改めて確認していきたいと思います。

まず、1つ目です。

本町は、南海トラフ地震防災対策の推進地域に指定されている29都道府県707市町村に入っています。今後、巨大地震警戒の呼びかけが行われた場合の町の対応について、伺います。注意と警戒で、本町が取るべき対応に違いがあるのか、あるのであればどのようなものか、伺います。

総務部長 それでは、中田議員の一般質問に御答弁申し上げます。

「改めて、命を守る避難所運営・備えを！」のうち、「南海トラフ地震臨時情報」についてでございます。

島本町地域防災計画において、南海トラフ地震臨時情報発表時の防災対策について記載しております。それによりますと、津波が到達しない本町におきましては、巨大地震警戒と巨大地震注意とに差はなく、①日頃からの地震の備えの再確認を呼びかけること、②行政や企業におきましては情報収集・連絡体制の確認及び施設設備等の点検を行うこととされております。

今回の巨大地震注意の発表に際しましては、①につきましては、町ホームページ、各SNS、電子メール等で呼びかけを行ったところで、②につきましては、災害配備用に把握している職員個人のメール宛に参集条件、装備等の再確認を行う旨を送信し、対応

したところでございます。

以上でございます。

中田議員 津波が到達しない本町にとっては、警戒と注意に差がないということ、確認できました。

今回の巨大地震注意の呼びかけが行われたのは、8月8日でした。連日猛暑日が続く異常な暑さの真ただ中で、住民からは、こんな時に体育館で避難生活になったら一体どうなるのか、熱中症の方が続出するのではという不安の声が寄せられました。当然だと思えます。

そこで、改めて伺います。

真夏の避難所の暑さ対策について、昨年的一般質問では中嶋議員が質問されていました。多くの避難者が出た場合には体育館を活用することになると思いますが、その場合の暑さ対策の備えについて、改めて伺います。

総務部長 次に、「避難所の暑さ対策」についてでございます。

昨年9月定例会議での中嶋議員の一般質問に御答弁いたしましたとおり、避難所の暑さ対策につきましては、熱中症対策となる備蓄品として、工場扇と呼ばれる大型扇風機、戸口や窓を開け放つことを想定して蚊取り機器、ミネラルウォーターなどを用意しております。また、長期化した場合を想定して、冷暖房機能を持つエアコン、スポットバズーカを設置している学校体育館など、空調機器のある公共施設の使用等で対応することを想定しております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

この場合、学校を避難所として使用する場合は、教室ではなく体育館を優先して使うということでしょうか、確認です。

総務部長 先ほど御答弁いたしましたとおり、地域防災計画において、学校施設を避難所として利用する場合には、体育館を避難所として開設するものとし、不足する場合には一般教室を利用することとしております。

以上でございます。

中田議員 体育館が先で、不足する場合に初めて一般教室を使うとのことですか。

小中学校の体育館については、さきの答弁にありましたようにスポットバズーカが導入されていますが、その導入以降、以前より暑さ対策が進んだとは思っていますが、一般にスポットバズーカは冷却効果が及ぶ範囲が限られており、人がいる空間だけ冷やしたい場合や狭い部屋で使用する場合に適していると言われております。広い体育館で、35度Cを超える猛暑日が続くような状況で、どれほど効果を発揮するのか、疑問です。

これに関連して、今年7月下旬、八尾市で猛暑の災害に備えるための避難所宿泊訓練

が行われたという報道がありました。小学校の体育館で訓練を行ったそうですが、本町同様、スポットバズーカと扇風機はあるものの、通常のエアコンの設置はない環境だったとのこと。報道によると、訓練当日、最高気温は35.4度Cだったが、室内気温はそれを上回る36度C以上になる時間帯もあり、スポットバズーカと扇風機を稼働しても、就寝時間の午後11時でも室内温度が30度Cを上回り、湿度も70%以上あったとのこと。猛暑の下では、避難所生活が過酷になるだろうことを示しています。

町として、府内でこういった訓練が行われていたことを把握されてはいたか。

総務部長 次に、「暑さ対策を踏まえた訓練」についてでございます。

本町では、一般社団法人避難所・避難生活学会から、「酷暑期避難所演習の実施について（ご案内）」という文書で、参加希望の照会がございました。

以上でございます。

中田議員 訓練があることを知っていたということですが、参加希望の問合せもあったということですが、本町は参加しましたか。

総務部長 訓練の案内につきましては、室内で共有いたしました。市町村職員の参加枠がごくわずか、43市町村全体で1名～2名という枠であったため、参加いたしませんでした。

以上でございます。

中田議員 参加しなかった、その枠が少なかったということもあるのでしょうか、参加希望自体はしたのでしょうか。確認です。

総務部長 参加希望はいたしておりません。

以上でございます。

中田議員 分かりました。枠が少なかったということは分かりますが、こういうものには積極的に参加していただきたいなと思います。

八尾市で行われた避難所訓練、宿泊訓練の話に戻りますが、報道では、館内に暑さがこもり、どんなに水を飲んでものどが渇く状態で、参加者からは「命の危険を感じる」との声も出たと書かれており、また、参加された他の自治体職員は、備蓄品のテントと簡易ベッドの有効性を検証したそうですが、感想として「風が通らず、テントの外より過酷な環境だった。軽い熱中症になったのか、頭痛で明け方まで眠れなかった。」とも書かれていました。他の自治体職員の方では、自分たちの防災計画を批判的に検討するところもあったということ、この点、批判的な検討に関しては見習うところがあるなと思います。

質問です。

本町の体育館においてはどうでしょうか。猛暑日——最高気温が35度C以上になる日ですが——に、スポットバズーカと扇風機の使用で温度や湿度がどれくらいになるのか、

実際に計測して把握されていますか。

教育こども部長 次に、「猛暑日における本町の体育館の現状」についてでございます。

夏季の猛暑日の授業や部活動における児童・生徒の健康を守るとともに、避難所として利用した際の避難者の快適な生活環境を確保することを目的に、令和3年12月から整備工事に係る実施設計業務に着手するとともに、令和4年4月から整備工事を実施し、同年7月には三島地域の中では最も早く、全ての小・中学校6校の体育館にそれぞれ4台ずつ、計24台のスポットバズーカを導入し、運用を開始いたしました。

猛暑日にスポットバズーカを使用したときの温度や湿度の計測状況につきましては、学校で授業等を実施する際には、熱中症の危険度を判断する環境条件の指標である暑さ指数、いわゆるWBGT指数を計測し、31度C未満であることを確認した上で活動を行っております。具体的にWBGT指数が31度C以上となり、体育館を使用できなかった日数を申し上げますと、令和3年度までは10日を超える年度もございましたが、令和4年度においては、いずれの学校においてもWBGT指数が31度Cとなり、使用できなくなった日は1日もございません。また、令和5年度におきましては、第一中学校においてWBGT指数が31度Cを超える日が1日ございましたが、これも約2時間停止したのみで、夕刻には31度C未満となり、部活動を再開できる状態となっております。

いずれにいたしましても、スポットバズーカを導入したことにより、使用前のWBGT指数が31度C以上である日であっても体育館の使用が可能となり、安全に児童・生徒が活動できておりますことから、その効果は大きいものと認識をいたしております。

以上です。

中田議員 WBGT指数が日中で31度Cを超えた日があるということでしたが、その第一中学校の体育館における7月、8月のWBGT指数の分布、つまり、何度の日がそれぞれ何日あったのかということをお教えください。WBGT指数が31度Cを超えたときの詳細な値は何度か、スポットバズーカを稼働している状態で測定したということでしょうか、また、WBGT指数が31度C及び28度Cから31度Cのときの気温の目安をお示しください。

教育こども部長 各校の体育館のWBGT指数の状況と気温の目安についてでございます。

町立第一中学校の令和5年7月及び8月における体育館のWBGT指数につきましては、その日の最高値で申し上げますと、7月においては29度C未満が9日、29度C台が10日、30度C台が7日、そして31度C以上が1日となっております。8月においては、29度C未満が4日、29度C台が9日、30度C台が11日、31度C以上が0日という結果でございます。

次に、7月にWBGT指数が31度Cを超えた日の詳細についてでございますが、WBGT指数が31.2度Cとなったことから、クラブ活動を一旦停止したものでございまして、

スポットバズーカ稼働した状態での計測です。

次に、WBGT指数と気温の目安でございますが、WBGT指数は気温と湿度により決定するものでございますが、環境省の熱中症予防情報サイトでは、参考として、WBGT指数が31度C以上は気温35度C以上、28度C以上31度C未満は気温31度C以上35度C未満と示されております。

以上です。

中田議員 スポットバズーカを稼働していても、気温が35度C以上になっていた時間帯があるということが分かりました。また、計測が行われた日のうち、7月の約7割、8月は約8割で、暑さ指数が29度C以上なので、気温は31度C以上あったということになるかと思えます。避難所となる体育館においては、スポットバズーカを稼働しても、7月や8月は室内温度が31度Cを超える日が7～8割になる状況だということ、確認できました。

避難所となれば、そこにたくさんの方が入るわけです。人は、じっとしていても100ワットほどの熱を発すると言われております。ただでも暑い体育館に、仮に100人が集まれば1キロワットの電気ストーブ10台分の熱が加わります。生活をする空間としては、大変厳しい状況であると思えます。

質問です。

学校では、夏の体育館の温度環境を把握しているとのことですが、酷暑期の避難所運営を想定するには、こうした情報が必要だと思えますが、危機管理室はこのことを把握されておりましたか。

総務部長 体育館でのWBGT指数の計測データについては、当室では把握しておりません。近年の異常な猛暑により、災害時に限らず、気象台より熱中症アラートを発表するなど、健康管理面を含め注意喚起がされているところです。避難所運営時についても、気象台からの情報を注視するとともに、避難所内の環境を常に把握し、最善を尽くせるよう努力してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 把握はしていなかった、避難所運営時には把握するという答弁だったと思えますが、避難所を運営してから把握するのであれば、住民が過酷な環境にさらされるのは避けられません。このくらいのことは事前に把握して想定しておくべきです。

質問です。

学校での活動と違い、避難所となれば、老若男女様々な方が大勢来られます。夜も含め、長時間過ごすことにもなります。メッシュテントを張って風通しが悪くなるなど、状況は大きく異なります。酷暑期の避難所がどういった状態になるのか、どのような備えが必要か知るためにも、本町でも宿泊訓練を行うなど、酷暑期の避難所訓練を行って

みてはいかがでしょうか。

総務部長 議員御指摘の酷暑期の演習につきましては、本年7月27日から28日にかけて、八尾市指定避難所である八尾市立安中小学校体育館において、一般社団法人避難所・避難生活学会の主催で開催されております。今後、当学会より演習で得られた知見などについて情報提供される予定ですので、内容を踏まえ、適切に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 八尾市の経験を聞くのもよいですが、自ら真夏の避難所生活経験をすることで、問題点の洗い出し等、得られることは多いと思います。百聞は一見にしかずです。御検討ください。

質問です。

本町の救急搬送のうち、ここ数年及び今年度の熱中症関連の件数を伺います。

消防長 次に、「熱中症関連の件数」についてでございます。

例年、全国的に夏季における気温が上昇傾向にある中、熱中症による救急搬送件数は増加傾向であります。本町の熱中症による救急搬送件数につきましても、令和4年度15件、令和5年度21件であり、増加傾向にあります。本年度につきましては、8月23日現在において、既に28件の救急搬送があり、前年度を超えているものでございます。

消防本部といたしましては、熱中症警戒アラート発令または消防本部の気象観測装置で気温が35度C以上になれば、熱中症予防の啓発のため、消防車両にて予防広報の巡回を実施しており、今後も引き続き熱中症予防の啓発に努めてまいります。

以上でございます。

中田議員 ちょうど1年前の一般質問でも、ほぼ同じ質問をしましたが、その際、令和3年度については11件でした。つまり、ここ4年、熱中症の救急搬送件数は右肩上がりに増えています。異常な暑さは、私たちの健康にも深刻な影響を及ぼしています。

質問です。

近年の酷暑は、もはや災害級です。地球温暖化によって、今後も夏の暑さはますます厳しさを増すと予想されています。このことと、今回の八尾市での避難所訓練の事例を踏まえると、そして、また先ほど来確認してきた学校体育館の暑さ指数の状況から、スポットバズーカと扇風機では体育館での避難所生活での暑さ対策として十分でないことが考えられます。一方、学校内の教室には既にエアコンが設置されています。

そこで、学校の運営に支障が少ない夏休み期間中は、最初から体育館ではなく教室を避難所にする決めておいてはいかがでしょうか。

総務部長 次に、「教室を避難所に」との提案についてでございます。

地域防災計画において、学校施設を避難所として利用する場合には体育館を避難所と

して開設するものとし、「不足する場合」とはしておりますが、一般教室を利用することとして規定しております。しかしながら、避難所の良好な環境を保つために、学校運営における課題や被災状況、職員の参集状況などの附帯状況にもよりますが、活用できる資源を最大限活用する観点で柔軟に対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 夏休み期間中に教室を避難所として使用することについて、学校側に課題があるか、伺います。

教育こども部長 次に、「夏休み期間中に教室を避難所として使用する際の課題」についてでございます。

夏休み期間中に避難所として学校の教室を使用するに当たっては、児童・生徒が教材や私物を自身のロッカーに置いて帰っている場合がございますことから、普通教室を使用することとなると、それらの私用物をそのままに置いておくことは紛失の可能性もございますので、別室にて保管する必要がございます。次に、写真や氏名が記載された掲示物もございますことから、氏名を含めた個人情報をはじめ、個人を特定し得る情報については伏せるなど、何らかの対応が必要となります。また、避難所として使用するためには、机や教材等の備品を別室に移動させる必要もございます。

さらには、学校としての機能を持たせておくためには、授業場所の確保が必要となりますことから、幾ら夏季休業中であっても、児童・生徒への影響が少ない特別教室から使用することとなりますが、その中でも理科室や家庭科室等は、備品を管理するガラス扉の棚やガス栓が整備されているなど、その使用に当たっては、避難者の安全確保の観点から、避難所として使用する教室は慎重に検討する必要があるものと考えております。

いずれにいたしましても、様々な課題があるとは言え、学校は教育施設である一方、災害が発生した場合には、避難所として重要な役割を果たすことは教育委員会として十分認識いたしておりますことから、住民の生命を守る観点からも、町長から協力依頼があった際には積極的に協力し、対応してまいりたいと考えております。

以上です。

中田議員 様々な課題があることは分かりました。しかし、だからこそ、平時にどのような状況が起こり得るのか想定し、対応を決めておくことが、スムーズな避難所開設につながると思います。

せっかく災害を逃れて避難所に来たのに、そこで熱中症で体調を崩したり悪くしたり亡くなったりでは、元も子もありません。教育委員会からは、町長から協力依頼があれば積極的に協力していくと前向きな答弁がありました。夏休み期間は学校に避難所を開設する場合、エアコンのある教室を最初から使うこと、強く求めておきます。

次に、停電等で電気が使用できない場合の暑さ対策について、伺います。

ふれあいセンターには非常用発電機があります。ふれあいセンターであれば、どのくらいの期間、どの場所でエアコンが使用でき、そこに何人ぐらい受け入れることができると考えているのか。また、体育館にも小型の発電機が備蓄されているようですが、スポットバズーカや扇風機、エアコンはどれくらい使えるのでしょうか、伺います。

総務部長 次に、「ふれあいセンター、体育館における備え」についてでございます。

ふれあいセンターには重油を燃料とする非常用発電機がございます。これを用いて稼働させる範囲といたしましては、水道、電話、エレベーター、非常灯など限られており、エアコン等は使用できません。体育館等の避難所において使用することを想定しているポータブル発電機につきましては、100ボルト用のものとなっており、扇風機を稼働させることができますが、スポットバズーカは200ボルト用電源を必要としており、稼働させることはできません。

ただし、約165平方メートルと小規模ではありますが、ふれあいセンター和室を非難スペースとして活用していることから、令和4年度にエアコン増設工事を行っており、本年度実施する非常用発電機更新工事において、当該エアコンに通電、概ね72時間稼働できるよう改善する予定でございます。

以上でございます。

中田議員 停電した場合に、町が指定する避難所においては、ふれあいセンターの和室のみで、やっと今年度の工事以降エアコンが使えるようになるということです。

学校教室のエアコンは使えない、体育館のスポットバズーカも使えない、ポータブル発電機は扇風機を動かすことができるのみという理解でよいですか。

総務部長 議員御指摘のとおりでございます。

以上でございます。

中田議員 新庁舎の非常用発電はどうなっていますでしょうか。

総務部長 次に、新庁舎の非常用発電機で稼働する空調機についてでございます。

新庁舎の非常用発電機で稼働する空調機といたしまして、役場庁舎は災害対策活動拠点であるため、災害対策活動や災害情報を発信する中心の役割となる新庁舎1階の危機管理室、災害対策本部室、災害待機室となる多目的室、災害時に職員が仮眠する職員休憩室及び3階サーバー室の空調機でございます。

以上でございます。

中田議員 新庁舎には非常用発電機があり、一部災害対策に使うエリアにおいてはエアコンは使えるものの、住民が避難できるような状況ではないということかと思えます。停電した際の暑さに対する避難所の備えがかなり脆弱であることが分かりました。

質問です。

東京都が2022年に公表した首都直下地震の被害想定には、停電等でエアコンが使えな

い場合のシナリオがあり、「体調不良者が増加し、体力のない高齢者や乳幼児等は最悪の場合死亡する可能性がある。」と記されています。暑さ寒さの厳しいときに停電した場合の被害を、本町はどのように想定していますか。

総務部長 次に、「暑さ寒さの厳しい時期に停電した場合の被害想定」についてでございます。

地域防災計画に掲載している地震時の被害想定は、厳冬期である冬の夕方の発生を想定して策定されており、酷暑期の想定はございません。停電につきましては、有馬高槻構造線地震の場合、北摂を中心に41万軒、約9%の停電を想定しており、復旧期間は概ね2日とされているところです。このような場合に備え、大阪府を通じて関西電力送配電株式会社と重要施設のリストを取り交わし、対策本部となる本庁舎やふれあいセンター、避難所になる公共施設、水道関連施設の優先度を高く設定しております。

大都市圏にほど近い本町においては、想定している内陸型の地震では、周辺大都市が健在で、支援は迅速に行われるものと考えられます。過去の事例も教訓にして、随時災害対策については見直してまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 厳冬期の想定はあるが酷暑期の想定はないということです。どういったことが起こり得るのかということ想定しておくことは、日頃の備えにつながります。

随時災害対策については見直してまいりたいと言われておりますが、夏の異常な暑さは日常になりつつあります。まずは想定をしておく必要があると思います。いかがでしょうか。

総務部長 酷暑期における被害の想定はないものですが、酷暑期における対策・対応については、先ほど御答弁したとおり重要な課題であると認識しているところです。現在、改訂作業中の地域防災計画において、熱中症対策について言及することで進めているところでございます。

以上でございます。

中田議員 次の質問です。

有馬高槻構造線地震の場合、停電するのは概ね2日間と見込んでいる、そのような場合は避難所となる施設を事前に関西電力送配電株式会社と取り交わし、優先的にそちらに電気が来るようになっているというような答弁でした。ということは、優先的に電気が来る施設は2日を待たずに電気が復旧すると見込んでいるということでしょうか、伺っておきます。

総務部長 停電地域の広さや被害状況によりますが、周辺地域の復旧よりも優先していただくよう希望するという意味合いでのリストになります。復旧工事や別系統からの給電、電源車の派遣等、方法については、町が言及できるものではありませんが、日常的に危

機管理室職員による電力設備施設の見学や電力会社職員の本町総合防災訓練への参加、そのほか情報共有の場等を通じて、電力会社とは顔の見える関係性を構築しておりますので、発生した状況に応じて緊密に連携、適切に対応してまいりたいと考えております。以上でございます。

中田議員 次の質問です。

他自治体には、停電時に備えるため、都市ガスやプロパンガスが利用できるガス空調を導入しているところもあります。本町も、避難所における暑さによる二次被害を防ぐために、こうしたことを検討する必要があるのではないのでしょうか。

総務部長 次に、「ガス空調」についてでございます。

本町では、小中学校体育館への空調機器導入に際して、一般的な電気式、プロパンガスなどを利用するガスヒートポンプ方式について、それぞれ一長一短ありますが、工期、機器の設置スペース、コストなど、様々な視点から検討をした結果、多くの自治体でも採用と実績のあるスポットバズーカを採用し、設置しているものです。

停電時については、スポットバズーカの稼働はできませんが、可搬式発電機により扇風機を利用することや水分補給、保健師による健康管理などと併せ、二次被害の防止に努めてまいります。

以上でございます。

中田議員 昨今の異常な暑さは、扇風機等による対策だけで済むとは思えません。体育館についてはスポットバズーカが既に整備されてしまっていますが、例えば、現在検討中の新体育館や、今後、空調の更新が予定されている施設など、停電時の対策強化のために、空調をプロパンガスなどにも対応できるものにしていくことは可能かと思えます。この点、いかがですか。

総務部長 災害時の活用を想定する施設につきましては、防災上の視点からも、停電時の想定なども含めた防災対策について、新設時につきましては無論、更新時においても対策を検討する必要があるものと認識しております。

以上でございます。

中田議員 検討する必要があるということです。停電時にも空調が使えるよう、対策の強化を強く求めます。

次の質問です。

水分補給については、通常時より多めにする、塩分が補給できるようスポーツドリンクを備えておくなど、または、非常用発電がある町内の民間施設を把握して、事前に協定を結んでおくなども考えられると思います。いかがでしょうか。

総務部長 議員御指摘の民間施設の非常用発電に関する協定は、1社と締結しているところでございますが、利用に関しましては、外部から入ることができる発電機の設置場所

に行き、可搬式の蓄電池に充電をさせていただくことを想定したものでございます。また、非常用発電ではございませんが、自動車ディーラー会社と、避難所等への給電を目的としたハイブリッド車の貸出しについて、協定を締結しております。引き続き、電力供給に限らず、防災協定につきまして、可能性があるならば締結できるよう協議を進め、実現に努めてまいります。

塩分補給のための食品・飲料等の備蓄につきましては、現状では備蓄していないところですが、過去の教訓から、国・府からのプッシュ型の支援品としても期待でき、また、支援品を要望できる仕組みもございますので、調達し、提供できるものと考えております。また、町内の大手小売店と協定しており、その段階で売場にあるものについては、同じく調達・供給できるものと考えております。

以上でございます。

中田議員 民間施設の非常用発電に関する協定というのがあるということですが、あくまで充電レベルのものであり、もちろん、それも必要ではあると思うのですが、空調があるところというものにはなっていないということかと思えます。塩分補給のための備蓄品については大手小売店と協定があるということで、その点は安心しましたが、災害級の暑さの中での暑さ対策という点では、ここまで確認してきて、相当な不安が残る状況であると思いました。

また、原発に深刻な被害が及んだときには、停電の期間はさらに延びることも予想されます。電気に頼らず、比較的暑さがましと考えられる、まとまった屋外等の場所を想定しておくことも必要かと思えます。

質問です。町長に伺います。

酷暑の避難所の対策や備えに加えて、根本的には、これ以上地球温暖化が深刻化しないような施策が重要です。地球温暖化対策は防災対策でもあります。これに関し、本町の施策の進捗、効果の程度を、町長自身はどのように捉えているのでしょうか。予算に課題があるのであれば補助金を取ってくるなどして、積極的な施策展開を行うことが必要と考えますが、現状で十分に対応できていると思われているのでしょうか。また、気温上昇の適応策として、中高木を街中に植栽し緑陰を形成する、アスファルトではなく緑で覆われる部分を増やし表面温度を下げる、雨水の浸透を促し蒸散効果を高める、水を活用する等々、町全体を冷やす施策もますます重要になってきています。

これについては、昨年、一般質問で取り上げたところですが、住民の命を守るためにも併せて重要な課題です。今後、どのように進めていくつもりか、改めて伺います。

山田町長 気象変動の影響の1つとして、自然災害の増加や健康に関するリスクの増加などが挙げられますが、こういった影響への対策といたしましては、地球温暖化対策に向けた取組として、令和4年度に策定いたしました地球温暖化対策実行計画（区域施策

編)にも掲げておりますとおり、本町をはじめ、地域の方々や町内の各事業所が一体となって取り組んでいくことが重要であると考えております。本計画は、様々な基本方針を掲げておりますけれども、その中でもヒートアイランド対策として、市街地の緑の保全・創出を推進する施策を掲げているところでございます。

また、本計画においては、長期的な目標を掲げつつ、短期目標も設定し、定期的に事業効果の検証を行っていくこととなっております。

今後、温暖化対策の推進につきましては、国や大阪府の取組にも注視しつつ、本町におきましても各部局が連携を図りながら、公共施設における緑化の推進はもとより、広報やホームページによる周知啓発の強化をはじめ、住民の皆様が行う取組への支援、各事業所との連携強化など、様々な視点から、これまで以上に積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 これまで以上に積極的にという答弁です。言葉だけでなく、具体的な行動、予算づけ、施策で示してください。

次の質問です。

冬の避難所の寒さ対策も重要です。体育館等に設置される暖房器具はどういった備えがあるのでしょうか。特に、エアコンのない体育館等において十分な温かさが確保できるのかどうか、確認したいです。

総務部長 次に、「寒さ対策」についてでございます。

現在、コンクリート造64畳用の大型石油ストーブを7台、コンクリート23畳用の中型ストーブを7台備蓄しております。ストーブ以外といたしましては、避難者数に対して1人2枚の毛布を備蓄することを目標としており、うち1枚をアルミブランケットで代用することとして、大阪府と折半で備蓄することとしており、令和6年4月1日現在で3,330枚ございます。

なお、学校体育館設置のスポットバズーカにつきましては、エアコンであり、暖房機能を有しているため、寒さ対策においても有用であると認識しております。

以上でございます。

中田議員 最後にスポットバズーカで暖房を行う有用性について言及がありましたが、スポットバズーカで暖房を行うとき、冷気が排出されると思います。この冷気を体育館内に出しては、何をやっているのか分かりません。そもそも冷気は床に溜まるでしょうし、かといって排気を外に出すためには窓などを開けて、逆に冷えるだけだと考えます。スポットバズーカを暖房に使うことはできないと私は考えますが、この点、1つ確認ですが、教育現場のほうへの確認です。現場でスポットバズーカを暖房として活用した実績はあるのか、伺います。

教育こども部長 スポットバズーカに暖房機能が備え付けられていることは承知しておりますが、学校の教育活動においては、現在使用しておりません。

以上です。

中田議員 私も、そのスポットバズーカに機能としてあるのは知っていますが、機能があるのと、実際にそれが使えるのかは別です。暖房としての有用性の有無については、確認しておいていただきたいと思います。

質問です。

大型と中型のストーブについては、先ほど確認できました。それぞれ避難所の数だけあるということかと思います。年に1回、冬場に持ち回りで各学校の体育館で防災とボランティア訓練が行われますが、その際に、こういった備えを活用し、実際のな予行演習を行えばよいと思います。現状の訓練はイベント的なものになっており、知識等は身につけられるものの、暑さ寒さの厳しい環境下での避難生活を体験できるようなものにはなっていないと思われまます。

行政も住民も、適切な避難所の対処のありようを経験するために、厳しい環境下での避難生活をするというのはどういったものになるのかが体験できるような訓練も、併せて実施できないでしょうか。

総務部長 「厳冬期における訓練」についてですが、毎年1月に実施している防災とボランティア訓練におきましては、議員御指摘のとおり、各小学校区を持ち回りで開催しております。グラウンド、体育館や渡り廊下のような施設を活用して、ある程度の実践形式を想定し、実施しているところですが、暖房につきましては、屋外ブースに中型のストーブを割り当てているもので、体育館内で暖房を活用したことはございません。

厳冬期の避難所生活の体験訓練については、今回の能登半島地震では、厳冬期に発生し、その後、厳しい季節の避難所運営をされています。まずは、そのレポートなどの資料が入手できるようになりましたら研究させていただき、本町の避難所運営にも生かしてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 実際にどれぐらいの寒さになるのか、厳しい環境下における避難所生活の体験というのは、行政のみならず住民にとっても多くの気づきをもたらし、防災意識の向上にも効果があるものと思います。質の高い支援や備えのためにも、実施を検討してください。

質問です。

避難所の生活の質を確保するために重要なアイテムであるメッシュテントについても伺います。2年ほど前に確認した際は200ほどあると言われていましたが、現状、メッシュテントは幾つありますか。

総務部長 次に、「メッシュテント」についてでございます。

本町では、避難所内でのプライバシー確保を主な目的に、4平米サイズのメッシュテントを備蓄しております。備蓄数は240台で、各小中学校の備蓄倉庫と若山台一丁目の島本町防災備蓄倉庫に分散して備蓄しております。

以上でございます。

中田議員 現状は240台あるということです。例えば、地域防災計画では、様々な災害に対して避難所生活者人数を想定していますが、メッシュテントの備蓄については、どこまでの人数をカバーすることを目指しているのか、その根拠についても伺います。

総務部長 次に、「メッシュテントの備蓄の根拠」についてでございます。

メッシュテントにつきましては、大阪府救援物資協議会の定める重要品目には入っていない品目です。しかしながら、阪神淡路大震災以降の多くの災害での教訓から、プライバシーを確保して安眠できる環境を提供することは、長期化する避難所生活において関連死を防ぐために有効であるものと考え、備蓄を推進しているところでございます。

根拠として規定しているものはございませんが、新型コロナウイルスまん延下における避難所運営マニュアルという本町独自に保健所の助言もいただきながら策定した際に、各校の体育館にメッシュテント等を配置したモデル図面を作成いたしました。この際には、距離を取ることが推奨されていた新型コロナウイルス対策でありましたため、4平米は1人用のスペースでしたが、ゆとりのある配置で、概ね各校48台程度で図面を作成しているところです。第二中学校の体育館は土砂災害警戒区域となっているので除外して、5校で240台という計算をしているところです。

これまでの運用実績などから、ふれあいセンターのような建物でも、こうしたメッシュテントの設置がふさわしいものと考え、備蓄数を増やすこととし、今年度も30台分を予算計上しているところでございます。こうした避難所で用いる用品につきましては、早い段階から国のプッシュ支援項目として考慮されておりますので、概ね3日目以降は、不足はありましても充足するものと見込んでおります。

以上でございます。

中田議員 メッシュテントの備蓄数の拡充は、以前より提案してきたことです。今年度さらに増やされるとのこと、確認できました。

質問です。

町の備えとしては、国の支援が来るまでの3日分が目安ということかと思いますが、例えば、南海トラフや有馬高槻の地震において、3日目の避難所生活者数というのはどれぐらいになるのでしょうか。

総務部長 3日目の避難所生活者数につきましては、大阪府による被害想定において公表されていないのでお答えはできませんが、南海トラフ巨大地震につきましては、本町で

発災1日後258人、1週間後は1,284人となっております。次に、有馬高槻断層帯地震につきましては、ピーク時のみ公表されており、815人となっております。

以上でございます。

中田議員 有馬高槻においても南海トラフにおいても、3日目の避難者数というのは分からないというのが現状のようですが、現状想定されている数字から、大体であっても3日目の避難所生活者数を想定して、メッシュテント等も備えていただきたいと思います。先ほど、ゆとりある配置で48台と言われていました。もう少し置けるのではないかと思います。

最後の質問です。町長に伺います。

今回の一般質問において、避難所の備えや想定について、もう一步踏み込んだ検討が必要と思われました。今後、どのように進めていくおつもりか、伺います。

山田町長 防災対策には、実際に災害が起きたことをイメージしておくことが重要であり、我が国の防災対策は過去の災害での教訓を課題として、その対策を講じていくことの積み重ねの歴史でもあると認識をしております。貴重な教訓を生かせるよう、様々な事態に対応した備えがされるよう、関係機関、民間団体等とも連携して、住民の皆様に安全・安心な生活環境を提供できるよう取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 巨大地震注意を機に、改めて避難所運営、備えについて確認しました。これを機会に、暑さ対策も含め、これまでどおりではない避難所の備え・運営等に取り組んでいただきたいと思います。

以上です。

清水議長 以上で、中田議員の一般質問を終わります。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月4日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は、明日9月4日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

長時間にわたり、大変御苦労さまでございました。

(午後4時43分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

諸般の報告

一般質問

- 福嶋議員 1. 保育所待機児童状況と継続的待機児童発生の回避取組を
2. より住みやすいまちづくり 空き家状況と立地適正化について
3. 住民がつどい楽しめる よりよい公園づくりに向けて
- 大久保議員 1. 島本町の妊娠期からの子育て支援について
2. 島本町の屋外分煙所整備について
- 戸田議員 これからの一般廃棄物処理行政～高齢者等のごみ出し支援～
- 中嶋議員 子ども達が遊べる（集える）屋内施設の必要性について
- 山口議員 高齢者や障害者等の投票環境について
- 永山議員 1. 自衛隊への個人情報提供に対する除外申請制度について
2. 会計年度任用職員の処遇改善について
3. 6月定例会議の答弁について
- 川嶋議員 乳幼児健診について
- 中田議員 改めて、命を守る避難所運営・備えを！

令和6年

島本町議会9月定例会議会議録

第2号

令和6年9月4日(水)

島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 2 号)

年 月 日 令和 6 年 9 月 4 日 (水)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 13 人である。

1 番	川 嶋 玲 子	2 番	野 口 日 利 美	3 番	山 口 博 好
4 番	中 嶋 洵 智	5 番	大 久 保 孝 幸	6 番	福 嶋 保 雄
8 番	中 田 み どり	9 番	東 田 正 樹	10 番	平 井 均
11 番	伊 集 院 春 美	12 番	清 水 貞 治	13 番	戸 田 靖 子
14 番	永 山 優 子				

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	高 岸 信 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	杣 木 利 徳	総 合 政 策 部 長 次	吉 川 展 彦

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和6年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第2号

令和6年9月4日（水）午前10時開議

日程第1 一般質問

平井議員 第五次総合計画に掲げられているまちづくりについて

日程第2 第5号報告 令和5年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第3 第6号報告 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について

日程第4 第66号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて

日程第5 第67号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて

日程第6 第68号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第7 第69号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて

日程第8 第70号議案 工事請負契約の締結について

日程第9 第71号議案 動産の買入れについて

日程第10 第72号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

日程第11 第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について

日程第12 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について

日程第13 第75号議案 島本町情報公開条例の一部改正について

日程第14 第76号議案 島本町税条例の一部改正について

日程第15 第77号議案 島本町住民福祉審議会条例の一部改正について

日程第16 第78号議案 島本町障害者施策推進協議会条例の一部改正について

日程第17 第79号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について

日程第18 第80号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について

日程第19 第81号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第2号）

第82号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）

- 第 8 3 号議案 令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算
(第 1 号)
- 第 8 4 号議案 令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算
(第 1 号)
- 日程第 20 第 8 5 号議案 令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算 (第 1 号)
- 日程第 21 第 8 6 号議案 令和 5 年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 案 8 7 号議案 令和 5 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第 1 号認定 令和 5 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和 5 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和 5 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和 5 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入
歳出決算
- 第 7 号認定 令和 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 0 号認定 令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 1 号認定 令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 1 2 号認定 令和 5 年度島本町水道事業会計決算
- 第 1 3 号認定 令和 5 年度島本町下水道事業会計決算

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、一般質問を行います。

昨日の議事を続行いたします。

それでは、平井議員の発言を許します。

平井議員 (質問者席へ) おはようございます。

それでは、一般質問を行います。

「第5次総合計画に掲げられているまちづくりについて」でございます。

第五次島本町総合計画基本構想に7つの基本方針が示されており、基本方針に基づく基本計画がそれぞれ示されています。

その中の「思いやりとふれあいのまちづくり」に関わる「交流・多文化共生」について、島本町がめざすまちの姿として「住民間や国内外の人々との交流が活発に行われ、多様な国・地域の人や文化などへの理解と受け入れが進んだまちをめざします。」と記されています。

また、現状と課題については、1点目には、国内外を問わず交流を活性化することは、住民の活動機会を創出するとともに、島本町の情報発信や人の行き来も盛んになり、地域の活力に結びつくことや災害時において様々な協力体制につながるなど、多様な効果が期待されます。国際交流については、平成29年にアメリカ合衆国ケンタッキー州のフランクフォート市と姉妹都市提携を締結し、学校間や民間レベルでの交流が進められています。2点目には、国際化が進む中で、国境を越えて、人・モノ・情報がさらに活発に移動するようになってきたことや、少子高齢化や労働環境の変化など、日本の社会経済情勢の変化を背景に、新たに来日する外国人の増加、定住化が全国で進んでおり、さまざまな国の人々が互いの文化や価値観を認め合い、地域で共に生きていく「多文化共生社会」の構築が求められています。3点目には、国際感覚豊かな人材の育成を図るため、国際理解や多文化共生、コミュニケーション力向上のため、教育や啓発、交流などの取組を進めていくことが必要です。4点目には、島本町の外国人住民は増加傾向にあり、多言語での情報提供や日本語習得への支援などが必要だと書かれています。

このようなことからして、島本町として今日まで交流・多文化共生についてどのような取組をしてきているのか、まず、お伺いいたします。

総合政策部長 それでは、平井議員の一般質問、「第5次総合計画に掲げられているまちづくり」について、御答弁申し上げます。

「交流・多文化共生」の取組につきましては、平成29年3月にアメリカ合衆国ケンタッキー州のフランクフォート市と結んだ姉妹都市提携に基づく取組がございます。提携した当初は、フランクフォート市から学生が来町されるなどの交流がございましたが、新型コロナウイルス感染症の流行期には、住民同士のオンラインや手紙での交流が主な内容となり、その様子は広報誌にも掲載させていただいているところでございます。

また、令和5年度にはフランクフォート市から国際協会の英会話講師が来日され、町立第四小学校の1年生と給食や掃除の時間で交流されたほか、6年生の英語授業にゲストとして参加されるなどの交流が行われております。

さらに、島本国際交流協会では、新型コロナウイルス感染症による渡航制限の解除後に、町の公募型公益活動支援事業補助金の採択を受けられ、親善大使1名がフランクフォート市を訪問される事業などの取組が行われております。

このほか、小学校・幼稚園・保育所におきましては、ALT（外国人指導助手）を派遣し、英語力の向上だけでなく、他文化に触れる機会が設けられているほか、中学校では、令和5年度からオンライン英会話授業が実施されており、海外の講師との会話や交流が行われております。

また、島本町人権まちづくり協会で実施されている日本語教室では、日本語学習を通じて在日外国人が安心して暮らせるための支援をしており、日本語教室の生徒の中から人権文化センターで開催する多文化教室の講師を務めていただくなど、取組の広がりを見せております。

一方、国内での自治体間の交流につきましては、特に近隣市の高槻市とは首長同士の中将棋対局が毎年開催されていることや、高槻市が実施されるイベントに参加させていただくなどの交流を行っております。さらに、大阪・関西万博の機運醸成に向けて、北摂地域の自治体と共同でスタンプラリーなどの企画を実施する方向で調整を進めているところでございます。

このほか、町内の各種団体や個人の方々が、国内外を問わず、交流活動や多文化共生の地域づくりに向け、様々な取組をされております。

以上でございます。

平井議員 それでは、再質問を行います。

ただいまの答弁で、令和5年度にフランクフォート市から国際協会の英会話講師が来日され、第四小学校の1年生と給食や掃除の時間に交流されたり、6年生の英語授業にゲストとして参加されるなどの交流が行われたとのこと。また、フランクフォート市を訪問された事業においては、町の公募型公益活動支援事業補助金を受けられ、島本国際交流協会から1人が訪問し、交流してこられたことについては、フランクフォート市と姉妹都市提携を結ばれた成果というふうに思っていますが、第四小学校での交流については、島本町は一切関わっていません。また、フランクフォート市を訪問された事業に

においても、町の公募型公益活動支援事業補助金を受けられ、島本国際交流協会から1人が訪問し交流していることを考えれば、いずれも島本町が積極的に関わっているとは思えません。

島本町が積極的にに関わり、交流することこそが、国際感覚豊かな人材の育成につながると思うが、どのように思っているのか、お伺いいたします。

総合政策部長 フランクフォート市との姉妹都市提携については、行政間で取り交わしたものではありませんが、町行政や学校はもとより、民間レベルで、各種団体や住民の皆様が主体的に取り組んでいただくことは大変有意義なことであると考えております。

なお、島本国際交流協会が親善大使を派遣される際には、派遣者を公募されましたが、その際の選考に町職員が関わるなど、団体の求めに応じて連携協力をしております。

いずれにいたしましても、町といたしましては、引き続き民間レベルでの各種団体や住民の皆様の主体的な取組に対して、必要に応じて連携協力をするとともに、町が主体となる取組についても検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 次に、島本町以外の団体等が自主的に取り組まれているようなことについて、お伺いいたします。

総合政策部長 まず、長年にわたり町との連携の下、活動されている一般社団法人島本国際交流協会がでございます。昨今では、町のにぎわい創造補助金を活用し、外国語版の観光案内パンフレットを作成されたほか、昨年度にはフランクフォート市へ親善大使1名を派遣されるなどの事業を実施されております。

次に、SMALLでございます。イベントの企画運営などの活動をされており、ウイスキー100年フェスティバルなど開催されております。また、後鳥羽上皇に関わる本町での開催イベントに隠岐の島から来町されるなど、後鳥羽上皇つながりでの交流などもされております。

次に、一般社団法人島本交流協会でございます。当該団体は、近隣地域社会との姉妹提携都市をめざし、現在、滋賀県高島市との住民相互の交流を積極的に行われており、歴史文化資料館前庭での高島市の野菜をはじめとする名産品の販売の企画などをされております。このほかガールスカウト相互の交流や年長者クラブ連合会のハイキングなどについて連携協力されるなど、住民同士の交流の機会を徐々に拡大されております。

以上でございます。

平井議員 現在、歴史文化資料館前庭において高島市の野菜や名産品を販売しているが、交流の幅を広げるには、島本町が積極的にに関わり、本町の農業と連携して取り組むとか、また、高島市の道の駅で本町の農産物を販売するなどの取組をすることが、お互いの農業にとってもメリットがあるというふうに思いますけども、その辺について見解を伺います。

総合政策部長 農業振興の観点からは、まずは厳しい状況にある本町の農業者を支援し、農業者が生産する農作物を、町内をはじめとする市場に安定して供給できる環境を整えることが大切であると考えております。

また、現在、朝市で提供されている野菜についても出品者や出荷数が限られており、他市町村へ販売の機会が増えることにより、町の住民の方が地産地消を享受できる機会が減少することが予想されます。また、輸送に関するコスト等も発生し、それらは価格に転嫁せざるを得なくなることから、現時点では、高島市をはじめとする他市町村での販売は困難であると考えております。

なお、農業に関する連携の必要性については、生産量が少ない本町と他市町村への供給が可能な高島市との農業の現状の違いが大きいことから、現時点では高くないものの、今後、農業者の皆様のニーズ等を踏まえ、適宜対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 当町の農業にとっては、そういう厳しい状況であり、向こうと連携するのは大変難しい課題があるというふうなことだと思っております。

そして、先ほどSMALLと一般社団法人島本交流協会の取組についてお聞きしましたが、この民間団体と町とはどのような関わり方をされているのか、お伺いいたします。

総合政策部長 補助金交付団体であるSMALLにつきましては、島本町まち・ひと・しごと創生総合戦略におけるにぎわいづくりに関する行政課題を解決するためのプラットフォームとして支援させていただいておりますが、イベント運営を自力で取り組んでおられ、町として必要な助言を行うなどの関わりでございます。

また、島本交流協会につきましても自己資金で運営されており、一般社団法人を立ち上げられる段階から、住民の皆様の幸福感につながる取組を進めていきたい旨の強い思いをお伺いしており、町として必要な助言を行ってまいりました。

以上でございます。

平井議員 島本交流協会は、一般社団法人を立ち上げる際に、町にどのような相談があったのか。また、相談があったのなら、その内容と、その際の町の対応について、お伺いいたします。

総合政策部長 島本交流協会からは、本町の都市化の進展とともに、自然体験などの活動が減少してきている昨今、近隣の地域社会と交流を持ち、相手地域の自然環境や施設を活用させていただき、双方に暮らす人々と年齢に関係なく新たなつながりや楽しみを享受できる環境を官民一体でつくっていき、最終的には姉妹都市提携を目指したいとの趣旨の相談がございました。

町といたしましては、人的にも財政的にも、その時点で支援することは難しかったことから、まずは団体や住民相互の交流を進めていただきたい旨、回答させていただきました。

以上でございます。

平井議員 現在、島本交流協会では、滋賀県の高島市との交流を中心に活動されているようですが、行政間での交流というものはあるのか、その辺、お伺いいたします。

総合政策部長 行政間につきましては、現時点で交流はございません。

平井議員 昨年、島本町年長者クラブ連合会が高島市マキノ町のメタセコイア並木でウォーキングイベントを開催されたと聞き及んでいます。その際、多数の参加があったと聞いたが、今後ともそのようなイベントが盛んに行われることが考えられると思いますけれども、高齢者の皆さんが交流の場を広げられ、活動されていることに對し、町はどのように思っているのか、見解をお伺いいたします。

総合政策部長 高齢者の方々が他自治体の方々と交流や他文化に触れる機会を持たれることは、大変有意義なことであると考えております。町としては、自然や観光施設が豊富な高島市に行かれることに何ら意見はございませんが、行くだけでは観光で終わってしまいますことから、今後、さらに住民や団体相互の交流などが盛んに行われることを期待するとともに、本町に来ていただけるようなことも、今後、考えていく必要があると考えております。

以上でございます。

平井議員 今後、島本町に来ていただけるようなことも考えるとのことですが、例えば、どのようなことが考えられるのか、お伺いいたします。

総合政策部長 現在、本町で取り組んでおりますマイクロツーリズムの誘発を目的とした、まちの魅力の創造・発信事業等のイベントについては、高島市も含め、主に関西圏内での交流を想定しておりますことから、本町で魅力あるイベントなどを開催する際にお越しいただくことなどが想定されます

以上でございます。

平井議員 次に、団体等が自主的に取り組まれている事業への支援について、お伺いいたします。

自主的に活動されている団体の取組に対して、これまで町として財政支援や人的支援などをされてきたのか、お伺いいたします。

総合政策部長 国際交流協会につきましては、公募型公益活動支援事業補助金の募集に手を挙げられ、補助金の採択を受けて事業を実施されております。また、SMALLにつきましては、補助金交付団体としてイベントの立ち上げは本町から支援を行っておりますが、2年目以降の事業に関しては、資金を自分たちで調達され、イベントでは適正な参加負担金を徴収され、事業を実施されております。最後に、島本交流協会につきましては自己資金で実施されており、町としては朝市の情報を広報の「みんなのひろば」に掲載するなどを行っております。

以上でございます。

平井議員 島本交流協会では、当初の立ち上げから活動の幅も広げられてきていると思いますが、今後、どのような支援ができるのか、お伺いいたします。

総合政策部長 町といたしましては、住民参加のまちづくりを推進するため、様々な地域課題に対して、住民等が自主的かつ自発的に行う公益活動を支援する仕組みとして、公募型公益活動支援事業補助金を運営しており、補助対象団体、補助対象事業に合致するのであれば、同補助金の選考対象となるものでございます。当該制度の拡充は現時点では考えておりませんが、町が企画する事業について、目的や事業内容にもよりますが、島本交流協会の活動に合致するものがあれば、連携して積極的に取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 今後の活動に合致するものがあれば連携し、本町として積極的に取り組むとのことですが、各民間団体が活動する中で交流の幅が広がり、本町の活性化につながると判断したときは補助金等の支援は可能か、お伺いいたします。

総合政策部長 先ほども御答弁いたしましたとおり、これまで島本国際交流協会では公募型公益活動支援事業補助金を活用されて事業実施されておられます。また、SMALLについては、町の補助団体として行政課題の解決をするためのプラットフォームとして町が支援しており、団体の運営補助等は行っておりません。そのため、まずは現行の公募型公益活動支援事業補助金等の活用をしていただきたいというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 さらに交流が活発になれば、将来的には、姉妹都市提携なども考えられると思いますが、その際、懸念されることはあるのか、お伺いいたします。

総合政策部長 姉妹都市提携には、お互いの自治体の諸事情や提携の目的など、双方にとってメリットがなければ実現は難しいものと考えております。そのため、引き続き団体や個人間での交流を深めていただき、機運が高まることが重要であるというふうに考えております。

以上でございます。

平井議員 参考までにお伺いいたしますけども、近隣市においても、国内外を問わず姉妹都市提携を結んでいる市があると思うが、近隣市の取組状況が分かれば、教えていただきたいと思います。

総合政策部長 近隣市における都市間交流については、外郭団体が主となって取り組まれていると認識しております。具体には、高槻市は公益財団法人高槻市都市交流協会、茨木市では茨木市国際親善都市協会、摂津市では摂津市国際交流協会、吹田市では公益財団法人吹田市国際交流協会が主な取組を行っておられます。

主な事例といたしましては、学生団を受け入れ、ホストファミリーのお宅へホームステイするなど交流の場を提供されていることや、国内姉妹都市では農村民泊などを通じ

て自然体験や現地の方々との交流をする取組、次世代を担う中学生や高校生による英語スピーチ大会の開催など、都市間交流活動が行われております。

なお、各市において、市の関与がどこまであるかということにつきましては、詳細なことまでは承知はしておりませんが、様々な活動を活発に行われているものと認識しております。

以上でございます。

平井議員 第五次島本町総合計画の中に、島本町がめざすまちの姿として、「住民間や国内外の人々との交流が活発に行われ、多様な国・地域の人や文化などへの理解と受け入れが進んだまちをめざします。」、また、現状と課題の中に「国内外を問わず交流を活性化することは、住民の活動機会を創出するとともに、本町の情報発信や人の行き来も盛んになり、地域の活力に結びつくことや、災害時には様々な協力体制につながるなど、多様な効果が期待される」と書かれています。

このようなことからすると、サントリーつながりでフランクフォート市と姉妹都市提携を結んだように、国内においても、サントリーつながりでは山梨県の北杜市、歴史文化つながりでは島根県隠岐の島、また、地元民間団体が交流している滋賀県高島市などが挙げられるが、双方メリットがあると判断すれば、万が一の自然災害時の協力をはじめ、文化交流、自然体験学習などの交流の幅が広がり、姉妹都市提携を結んでいく価値があるというふうに私は思いますけども、その辺について町の見解をお伺いいたします。

総合政策部長 先ほども御答弁いたしましたように、姉妹都市提携はお互いの自治体の諸事情や提携の目的など、双方にとってメリットがなければ実現は難しいものと考えております。また、災害では、姉妹都市提携ではなく、災害応援協定を結ばれている自治体が多数あり、様々な形での連携や協力の方法がありますことから、姉妹都市提携にこだわることなく、各種団体や住民相互の交流の広がりとともに、機運が高まった際には、姉妹都市提携も検討してまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 繰り返しの質問になりますけども、最後に町長にお尋ねいたしたいと思います。

第五次島本町総合計画の中に、先ほども申し上げましたが、島本町がめざすまちの姿として、「住民間や国内外の人々との交流が活発に行われ、多様な国・地域の人や文化などへの理解と受け入れが進んだまちをめざします。」「国内外を問わず交流を活性化することは、住民の活動機会を創出するとともに、本町の情報発信や人の行き来も盛んになり、地域の活力に結びつくことや、災害時には様々な協力体制につながるなど、多様な効果が期待されます。」と言われております。

島本町が、活気のある、魅力ある町を目指すためには、各民間団体の活動を積極的に支援していくことが求められていると思いますが、町長は、民間団体の活動の支援策をどのように考えられているのか、お伺いをいたします。

山田町長 島本交流協会におかれましては、滋賀県高島市との交流に精力的に取り組まれていることに対しましては、町の進める交流・多文化共生に資するものであるというふうに思いますので、敬意を表するところでございます。

姉妹都市提携につきましては、お互いの自治体の諸事情や提携の目的など、双方にとってメリットがなければ実現は難しいものと考えておりますので、引き続き団体や個人間での交流を深めていただきたいと考えております。その上で、姉妹都市提携が望ましいという状況になれば、これに向けた取組を進めることはやぶさかではございませんし、町の進める交流・多文化共生に資するものであると考えております。

いずれにいたしましても、姉妹都市提携を目的化するのではなく、高島市に限らず、様々な分野で国内外の人々との交流が進むことが、住民の皆様の幸福度につながると考えておりますので、関係団体の皆様とも引き続き連携し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上でございます。

平井議員 重ねて質問しますが、島本交流協会が高島市と交流していることに対し、ただいまの答弁では、町の進める交流・多文化共生に資するものとして敬意を表するという答弁をいただいたことは、ある一定の評価をしていただいているものと理解をいたしますが、一方で、民間団体が他市と交流するに当たっては、団体や個人間で交流を深めていただきたいとのことであり、町が積極的に支援するとの答弁がいただけなかったのは非常に残念であるというふうに思っております。

しかし、総合計画に、島本町のめざすまちの姿に、「国内外を問わず交流を活性化することは、地域の活力に結びつく」と言っているのですから、もっと町が支援の手を差し伸べることこそが、民間団体の交流の幅が広がっていくものというふうに期待しているところでございます。

今後は、町の活性化のためにも、知恵を出し合い、汗をかいて、民間団体の支援に取組を求め、私の一般質問を終わりたいと思います。

清水議長 以上で、平井議員の一般質問を終わります。

以上をもちまして、一般質問を終結いたします。

日程第2、第5号報告 令和5年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、お手元の説明書のとおり、第5号報告については報告を承ったものといたします。

日程第3、第6号報告 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告についてを議題といたします。

なお、本案については質疑を省略いたしますので、あらかじめ御了承願っておきます。

それでは、お手元の説明書のとおり、第6号報告については報告を承ったものいたします。

日程第4、第66号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第66号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第66号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第5、第67号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第67号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第67号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第6、第68号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第68号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第68号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第7、第69号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第69号議案は、原案のとおり同意することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第69号議案は、原案のとおり同意することに決定いたしました。

日程第8、第70号議案 工事請負契約の締結についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第70号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第70号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第9、第71号議案 動産の買入れについてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第71号議案 動産の買入れについて、2点、伺います。

今回の動産の購入に当たって、プロポーザル方式ということですが、何者から手が挙がって、今回の株式会社日興商会に決まったのか、この点を伺います。

続けていきます。

金額が3,523万3,000円ということになっておりますが、資料によると、購入する家具は点数にして合計200点ほどになるのでしょうか。あと、場所としては4階の議場と会議室ということで、そこで使用する家具ということですが、議場で使用する家具ということで、通常の事務机などと比べて値段が高いというのは想像ができると思いますけれども、以前、議決が通っています新庁舎の備品購入費3,987万5,000円に比べますと、使われる場所、備品の数などから、かなり高額に感じられます。この点について、説明を求めます。

総務部長 1点目の動産の買入れに係る提案事業者数についての御質問でございます。

今回、購入する動産につきましては、新庁舎で使用する議場家具等となっており、公募型プロポーザルを実施したところ、3事業者から提案をいただき、審査の結果、株式会社日興商会高槻支店に決定しております。

2点目の、今回の動産買入れに係る金額についての御質問でございます。

先ほど御答弁いたしましたとおり、今回、購入する動産については、新庁舎で使用する議場家具等となっており、議場家具につきましては、議場としての品格ある議場空間を創出する必要があるとともに、ひな壇、柵、名札等、議場特有の備品については受注生産であることなどから、一般の備品と比較し高額となっております。

一方、2月定例会議後半で御可決いただいた動産については、新庁舎で使用する机、椅子、書棚等となっており、議場家具と比較し多く流通しているもので、取り扱っている事業者数も多いこと、また、既製品であることから、競争原理が働き、安価で購入できたものと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第71号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第71号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第10、第72号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

永山議員 第72号議案について、質問いたします。

これは、大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更について、関係市町村で行う事務を定めた別表第1の改正に当たるものです。今回の規約の変更は、国が被保険者証を廃

止するという方針を変えないことから、被保険者証から資格確認書に規則の文言を書き換える手続になると思いますが、これまで市町村窓口で被保険者証及び被保険者資格証明書を引き渡すこと、また、これらの返還を受け付けることと明記されていましたが、これが変更後は資格確認書等の引き渡しと返還の受付の事務というふうには書き換えられます。これとともに、これまで引き渡すとされていた被保険者資格証明書という文言も消えています。

伺いたいのは、この被保険者資格証明書というのがどうなるのかです。そのものがなくなってしまうという理解でよいのか、資格確認書等という「等」の一文字の中に含まれて、今後も残るという理解でよいのでしょうか。この被保険者資格証明書は、保険料を長期間滞納されているなど御事情がある場合に、医療にかかるとき必要になるものです。これについて、「等」に含まれている文書に入るか、つまり、今回の改正で「等」に含まれる文書の内容を明らかにしていただきたいと思います。

健康福祉部長 今回の規約の変更によりまして、「被保険証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改めることとしております。資格確認書等の「等」に含まれるものにつきましては、広域連合から厚生労働省に確認いたしましたところ、別表第1、項番第2の「資格確認書等の引き渡し」の「等」には、資格情報のお知らせ、特定疾病療養受療証、再発行分の限度額適用認定証、限度額適用・標準負担額減額認定証、資格情報の事実関係を証明するものが含まれております。また、別表第1項、項番3の「資格確認証等の返還の受付」の「等」には、12月2日以降に有効期限が来ていない被保険者証などの証と特定疾病療養受療証が含まれます。

現時点では、以上のとおりでございますが、今後、新たな書類が発生する可能性もございますことから、それらを広くカバーするため「等」を付けていると回答があったと聞き及んでおります。令和6年12月2日以降は、被保険者資格証明書は交付しなくなりますので、改正案の項番第2の引き渡しの「等」には含まれていないものと認識しております。

以上でございます。

永山議員 被保険者資格証明書というのが含まれていないということは分かりましたが、先ほども申し上げましたが、これは1年以上保険料を納められないでおられる方に交付される書類ということですが、本町ではこれまで交付はなく、滞納があった場合には、通常よりも有効期限が短い短期被保険者証を交付されてきました。今後、この短期被保険者証はどうなりますか。こちらもなくなるのでしょうか。なくなる場合、今後の取扱いというのはどうなるのでしょうか。保険証の廃止によって不利益な取扱いを受けることはないか、この点を伺います。

健康福祉部長 令和6年12月2日以降、健康保険証の廃止に伴いまして、保険料を滞納している被保険者に対する短期被保険者証も廃止されるということになります。現在、長

期にわたる保険料滞納者に対する保険料の納付を促す取組といたしましては、被保険者証の返還を求め、被保険者資格証明書を交付する制度がございます。被保険者資格証明書の交付を受けた者は、医療を受ける際に窓口で一旦全額を負担した後、保険分の医療費を特別療養費として請求する償還払い制度へと変更になります。先ほども御答弁いたしました。被保険者資格証明書も、今回の制度改革により廃止となり、代わって、長期にわたる保険料滞納者に対しましては、償還払いとなる特別療養費の支給に変更するという旨の事前通知を行うことになっております。

厚生労働省の事務連絡によりますと、12月2日以降の健康保険証の廃止に伴いまして、現在、短期被保険者証の交付対象者について、そのまま特別療養費の支給対象者として差し支えないかというような照会に対しまして、後期高齢者医療制度におきまして、高齢者が必要な医療を受ける機会が損なわれることのないよう、もともと資格証明書の交付については厳格な運用を行っており、特別療養費の運用においても変わるところではないとの見解が示されております。そのため、短期被保険者証の廃止によりまして、現在の該当者が直ちに不利益な取扱いになるということはないものと認識をしております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

永山議員 第72号議案について、中田、永山で反対の立場から討論をいたします。

今回の規約の文言の見直しについては、市町村が行う事務の手続のためのものです。しかしながら、その見直しの大前提、大本は、これまで保険医療を受ける上で当たり前になっている被保険者証、いわゆる健康保険証を廃止するという制度の改悪にあります。

政府は、マイナンバーカードの取得を進めるために、現行の被保険者証を廃止して、マイナンバーカードと一体化させる方針を強行しています。本来、取得は任意であるはずのマイナンバーカードを、保険証を人質に取得の強制をしたものとも言えます。様々な状況、事情によって、無保険状態を生み出しかねず、これは国民の健康と安全を脅かす愚行になるのではないかと、このように考えています。加えて、これほど国民生活に大きな影響を及ぼす決定が、国会審議を経ず、閣議決定によって、厚生労働大臣の省令によって進められたことも、もう憲法上、無視できないものだと考えます。

行政の円滑な日常業務のために必要な見直しであるものの、そこから迫って、根本の重大な憲法違反や国民不在の政策が見えている以上、住民生活の間近にある地方議員として看過できないものと考えます。そこで、あえて本議案に反対することといたします。

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第72号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について対しまして、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

この内容においては、大阪府後期高齢者医療広域連合でさせていただくので、府内各自治体との連携も必要不可欠であります。こういった中、規約改正においては、各自治体の了承を取るということで、大阪府内の1つの団体、広域連合としてやっていく部分については必要不可欠であろうと思っております。

また、マイナンバーにおいても、今回、島本町においては、いつも配付が9月末、10月辺りに、保険証においては新しい部分が更新されます。前回の委員会等でもお聞きしておりますが、今年度配付されたのは1年間活用できるという答弁もいただいている中であります。

実質上マイナンバーにおいては疑義あるかと思いますが、やっぱり命を守る部分としては薬剤との組み合わせが体によくないといった部分とか、横の連携、縦の連携、その必要不可欠な部分で情報を一括提供できるような情勢にしていくという部分も根幹でありますので、一定のマイナンバーに関わるプロバイダーの問題は別物として指摘して、修正していかなければならないと思いますが、薬剤だけではないですが、この情報共有において、それぞれの病院で、種々行かれる、例えば、内科、眼科、いろんなところを掛け持ちますので、その中の情報がところどころになりますと、密な診断ができなくなる部分もあります。

こういったところで、メリットもないわけではないという部分において、今回の規約の変更に関する協議においては賛成させていただきます。

清水議長 次に、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

戸田議員 第72号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について、私・戸田より、その他賛否を示さない立場から討論を行います。

令和6年12月2日からは、被保険者証の新規の発行が行われないこととなり、マイナ保険証もしくは資格確認書によって医療を受けるということになります。よって、被保険者証及び被保険者資格証明書という文言を削除し、資格確認書等と改正するもので、大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更するための協議に係る議案であり、その必要性は理解しているところです。

しかしながら、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律、いわゆるマイナンバー法において、マイナンバーカードは申請により任意で取得保有するものとされており、健康保険証の廃止とマイナ保険証への移行は、国民皆保険

を原則としていることからしまして、実質的なマイナンバーカードの強制と言えるのではないかと考えるものです。

国民健康保険の保険者である自治体の議員として、また、一人の市民として、マイナンバーカードの普及率向上への強引な手法や、事実上の強制と受け止められかねない健康保険証の廃止に反対の意思を示している者として、本議案に対しては、賛否の表明を控えることという判断をさせていただきます。

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午前10時55分 戸田議員 退席)

これより、採決を行います。

第72号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(多 数 起 立)

清水議長 起立多数であります。

よって、第72号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(午前10時55分 戸田議員 出席)

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時55分～午前11時15分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第11、第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第73号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第73号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第12、第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。本案は所管の総務建設水道常任委員会に付託し、審査することが確認されておりますので、質疑の内容は大綱的なものにとどめていただくとともに、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

お諮りいたします。

本案は、総務建設水道常任委員会に付託したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、本案は総務建設水道常任委員会に付託することに決定いたしました。

日程第13、第75号議案 島本町情報公開条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 今回、諮問手続を見直すということですが、この見直しに至ったきっかけは何かということをお伺いします。もう1つ、これまで弁明書が大体15日以内に提出されていたと思うのですが、改正後に関しては、この日程はどれぐらいになるのか、15日以内に提出されるものと考えてよいのか、その辺りを伺います。

総合政策部長 それでは、御答弁を申し上げます。

諮問手続を見直すに至ったきっかけでございます。

先般、他の自治体において、審査請求にかかる手続上の不備に関する報道があり、審査請求に対する裁決の効力については有効としつつも、審査庁での十分な審議手続を経ず、審査会に諮問していたとの内容でございました。これを受けまして、行政不服審査法の規定に照らして、本町における手続の流れを再確認いたしましたところ、本来、審査庁が担うべき審理手続の一部を情報公開・個人情報保護審査会が担っており、法が想定する手順どおりに審査手続を行うためには、現行条例の規定を一部改正する必要があることが判明したものでございます。

次に、弁明書は改正後も15日以内に提出されるかということですが、行政不服審査法第9条第3項の規定により、読み替えて適用する同法第29条第2項の規定に基づき、審査庁は、相当の期間を定めて、処分庁に対し、弁明書の提出を求めるとされております。また、総務省が示す同法事務取扱マニュアルによりますと、弁明書の提

出期限となる「相当の期間」とは、社会通念上当該書面を作成するのに必要とされる期間であり、審理の迅速化の要請も考慮しつつ、当該審査請求に係る処分等の性質等に応じた適切な期間を設定する必要があるとされ、具体的には、個々の事務に応じて判断されるとしつつ、2～3週間程度の期間を設定することが例示されております。

以上のことから、審査請求書が提出されてから、処分庁による弁明書が提出されるまでの期間は、通常の場合、改正後も現行と大きく変わらないものというふうに認識しております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。弁明書というのは、今後も2～3週間程度が目安、今までと変わらない形の期間で提出されるということは確認できましたが、これが担当職員の解釈や理解度によって変わるということがないようにしていただきたいと思います。

次の質問です。

今回、審査庁に対する口頭意見陳述というのが、多分、手続の中で入って、大きく影響するものだと思いますが、申立てがない場合における諮問までの期間というのは、大体どれくらいと想定しているのか、伺っておきます。

総合政策部長 処分庁における弁明書の作成及び審査請求人等による反論書等の作成に、それぞれ2週間から3週間程度の期間を確保する必要があることを考慮いたしますと、通常の場合、これらの手続を経て審査会に諮問するまでの期間として、約1か月から1か月半程度の期間を要するものと認識しております。

以上でございます。

永山議員 ただいま中田議員からも質問がありましたけれども、今の御答弁の中で、本来、審査庁が担うべき審理手続の一部を情報公開・個人情報保護審査会が担っていたというふうに述べられていました。御説明をいただきましたけれども、本来、純粋に審査庁において担うべき手続というのはどのようなものであったのか。手続の流れが分かりづらいこともありますので、丁寧に御答弁いただければと思います。

総合政策部長 審査庁において担うべき手続につきましては、具体的には、審査請求書が提出された場合、形式審査の後、不備がなければ処分庁に弁明書の提出を求め、提出された弁明書の写しを審査請求人等に送付して、反論書等の提出機会を設ける必要がございます。また、審査請求人等から審査庁に対して、口頭意見陳述の申立てがあった場合には、口頭意見陳述を実施し、その後、全ての書類を揃えて、審査会に諮問するものでございます。

以上でございます。

永山議員 今の口頭意見陳述の申立てなどまで、もし手続が進めば、現状の規定の仕方では、純粋に手続を担うべきところで手続処理をきっちり行うということが難しくなるのだろう、そのように受け止めました。

この新たな規定の仕方、「遅滞なく」ということについて伺います。

規定の仕方について、「遅滞なく」というのは法律の用語としては、事情の許す限り早くという意味を示しているということは理解したんですけれども、どこまで許容されるかというのは分かりにくいところがあるというふうに考えます。ほかの自治体の中には、審査請求のあったときから30日以内に諮問を行うように「努めるものとする」というような、一定の目安が分かるような形で規定をする。もちろん、反論が出されて意見陳述をしてというような、流れによっては、手続きがきっちり行えない場合もあるので、含みを持たせて「努めるものとする」というような書き方ですけれども、このほうが目安が分かりやすいというふうに思います。

なぜ、本町で、今回「遅滞なく」という文言を選んだのか、その理由と近隣自治体の状況はどうなっているのか、併せて御答弁をお願いします。

総合政策部長 まず、「遅滞なく」の用語につきましては、合理的な理由がない限り、直ちに行わなければならないという趣旨でございます。

近隣自治体の状況についてでございますが、北摂市町では、高槻市、豊中市、箕面市、吹田市が「遅滞なく」という文言が使用されており、期限を設けて規定されている自治体はございませんでした。また、大阪府でも「遅滞なく」という文言を使用されていることから、今回の改正において参考とさせていただいたものでございます。

なお、口頭意見陳述の有無などにより審理期間も変わることが予想されることから、何日以内というように期限を設けて規定することはせず、大阪府や北摂の多くの自治体で使用されている「遅滞なく」という文言に改正させていただくものでございます。

以上でございます。

永山議員 分かりました。

規定の第11条の2、改正によって分かりやすく、「遅滞なく」という文言については、今、おっしゃられたので、遅れることなく適切にということだと思んですが、審査会への諮問に弁明書の写しを出すことが第11条の2には記載されていて、改正案では、反論書、意見書などの写しについても細かな規定が置かれるようになります。それが現行の条例には規定がなくて、反論書、意見書等について、その写しが添付されるかどうかなどは、一見すると条文の中には読むことができません。これは、現行どうなっているのか、規則や要綱の中で定めが置かれているのかどうか、確認のために伺っておきます。

総合政策部長 反論書、意見書の提出につきましては、島本町情報公開・個人情報保護審査会運営要領において、審査会が提出を求めることができるというふうに規定しております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第75号議案 島本町情報公開条例の一部改正について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場で討論を行います。

今回の主な改正は、行政文書の開示請求などに対して行われた決定に対し、不服がある場合に行う審査請求の手續に関する条例について、実施機関が諮問するまでの日数を改めるというものです。もとより「15日以内」という設定は、必要な手續から見て短く、現実的ではないにもかかわらず、ここまで見直されずにきたところ、ほかの自治体で起こった問題をきっかけに是正に動いたという経緯だと確認できました。ここまでの運用の在り方については顧みるべき点がある、このように答弁から感じました。ただ、もし、このまま日数を見直さなければ、手續を日数に合わせるような不合理な運用をせざるを得なくなることから、今回の改正は妥当であって、反対する理由がないと考えます。

また、今回の改正で反論や意見書などについて、条例に分かりやすく明記されて、全体的に見て、実施機関はもとより審査請求人にとっても利するところが多いものになっています。1点、付け加えるなら、「遅滞なく」という点に一定の目安が示されることが、今後、望ましいと考えます。

以上から、本条例改正を賛成いたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第75号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第75号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第14、第76号議案 島本町税条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第76号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第76号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第15、第77号議案 島本町住民福祉審議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

山口議員 3点ございまして、1番目は、「島本町住民福祉審議会」から「島本町地域福祉審議会」へ組織の名称を改正する理由をお尋ねします。2番目は、現行は「委員20人以内をもつて組織する」とありますが、現在の委員数は何人ですか。それと、「学識経験のある者」となっていますが、どのような人が委員になっていますか。3番目です。今回の改正案では、委員は「(1)学識経験のある者」、それから「(2)関係行政機関の職員、(3)町の関係団体が推薦する者、(4)その他町長が必要と認める者」になっていますが、改正理由をお尋ねします。

健康福祉部長 3点、御質問をいただいておりますので、順次御答弁申し上げます。

まず、住民福祉審議会の組織の名称を改正する理由でございます。

住民福祉審議会は、昭和61年4月に、今後の住民福祉の在り方を審議する諮問機関として設置されまして、高齢者、障害者、児童など、幅広い福祉分野につきましての審議を行っていただいております。その後、各分野の福祉制度や個別計画の整備に伴いまして、高齢者、障害者、児童に関する計画等の審議につきましては、別に附属機関を設けて行うようになりまして、当審議会の審議対象となります計画といたしましては、現在は、地域福祉計画、自殺対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画の3計画となっております。また、現在策定中の次期地域福祉計画におきましては、自殺対策計画、ひとり親家庭等自立促進計画、再犯防止推進計画、成年後見制度利用促進計画などを包含いたしまして、一体的に計画策定を進めておるところでございます。今回、組織の名称を改正する理由といたしましては、今まで申し上げました経緯や現在の状況等踏まえまして、

地域福祉審議会に会議名称を変更いたしまして、また、所管分野につきましても、地域福祉計画及びその他の関連計画に関する事項、地域福祉施策に改めるものでございます。

続きまして、現在の委員数等でございます。

審議会の委員数につきましては、現在16名でございます。委員の構成といたしましては、大学教授をはじめ高槻市医師会などの医療関係者、社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、身体障害者福祉協会、年長者クラブ連合会、母子寡婦福祉会、保護司会など、本町の社会福祉事業の推進に今までも深く関わっていただいております福祉団体から選出していただいております。また、臨時委員といたしまして、公募委員にも参画をいただいているところでございます。

また、3点目につきまして、委員の構成を改正する理由でございますが、議員御指摘のとおり、現在は、学識経験者としての委員の先生方に御参画いただいておりますが、今回の改正では、現在の委員構成を踏まえつつ、他の審議会を参考に改正させていただくものでございます。

以上でございます。

伊集院議員 1点だけ、基本的なことを確認させていただきます。

第3条第3項、ただし書きがあります。補欠委員の任期を記載いただいております。委員が欠けた場合というよりも、この「補欠委員」という単語が使われた根拠を伺います。

健康福祉部長 議員お尋ねの「補欠委員」という文言でございますが、委員が欠けた場合における欠員を補うという意味で、補欠委員と規定しております。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。委員が欠けた場合の部分ですね。

実は、基本的なところで、補欠委員と補充委員と、一応定められているんだと思うんですよ、法的には。ただ、町の条例の中で、統一的な文言を、例えば、補欠委員と補充委員がややこしかったら、補欠委員を委員が欠けた場合とか、そういう文言に統一するとか、そういったことができないのか。一定根拠があつての話だと思いますので、その点、今後、町の全体的に定義的なものを統一できるようなことができるのか、その点をお伺いしたいと思います。

健康福祉部長 今回の条例改正につきましては、「補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする」というような記載のみでございますが、議員御指摘のとおり、欠員を補うという意味で、そういった文言を統一的に記載するというようなことは可能でございますので、より分かりやすく記載するように、今後、検討してまいります。御指摘、ありがとうございます。

福嶋議員 第77号議案の島本町住民福祉審議会条例の一部改正についてです。

改正案として、第3条第3項中の「2年」を「3年以内」に改めるとあります。総務省の審議会等運営に関する指針において、「委員の選任」の「任期」の項目で、「委員

の任期については、原則として2年以内とする。再任は妨げないが、審議会等の委員に10年を超える期間継続して任命しない。」という考え方があります。

そして、島本町では、附属機関委員の選任基準があり、「4 在職期間の制限」というところで、「任期は、法令等に定めがある場合を除き、2年とする。再任は妨げないが、附属機関の委員への任命については、10年までとする。ただし、次のいずれかに該当する場合はこの限りでない。法令等に定めがある場合、専門分野の学識経験者を委員に充てている場合であって、他に適任者がいないなど特別な理由のある場合」とされており、総務省の指針に比べ、島本町の選任基準は、任期の記述では「原則」という言葉をなくして、任期を2年として定められております。このことから、これを超えることはできないというふうに私は理解しておりますし、今回の一部改正の条例の上位に位置するものという理解をしております。条例を改正するに当たっては、指針に抵触しないようにしなければいけないのではないかという考えを持っておりますので、その辺に対する見解。それから、議案説明の中で、「町の他の審議会の状況を参考として」というふうにございます。これを読み取ると、2年ではなく、2年を超えたものがあるという理解をしておるんですが、具体的にどの審議会がそういう審議会の状況なのか、状況をお教えいただくとともに、先ほど述べたことに対して、島本町のお考えをお聞かせください。

健康福祉部長 住民福祉審議会の委員の任期を3年にすることについての御質問でございます。

今回、住民福祉審議会の任期を3年といたします理由といたしましては、他自治体におきまして、地域福祉系に係ります計画の策定に係ります委員の任期等を調査いたしました。本町を含めて、北摂の各自治体におきまして、10の自治体がございますが、例えば、高槻市、茨木市、摂津市、豊中市、箕面市などは、地域福祉系の計画の策定の審議の委員の任期を3年と定めており、また、現在の地域福祉計画の策定を進める中におきましても、計画策定の途中で委員の交代がないように、このたび3年間に改正したいと思ひ、提案させていただいたものでございます。

附属機関の委員の任期につきましては承知をしておりますが、健康福祉部で所管しております介護保険事業運営委員会におきましても、規則におきまして、委員の任期を3年としておりますので、これに倣いまして、今回、3年として上程させていただいたところでございます。

以上でございます。

福嶋議員 自らの所管のところでは3年の委員会があるからというところで、島本町全体の委員会で、そういう類似の任期があるというような表現をされるのはいかがかというふうに思っております。

条例をあずかっている部署にお考えを聞きたいと思うんですけども、島本町の指針が

ある中で2年と定められている、そういう理由を決められた経緯。それから、それを守るべきなのか、他自治体がやっているから、そして、島本町で他の委員会は一切3年というものがなくて、2年以内で定められている中で、民生関係の審議会、もう1つあるという話でしたが、それがあからとって、島本町全体を指して3年でいいんだというような理屈を通すのか、お考えをお聞かせいただきたいのと、もし、それをやるのであれば、事前に指針を変更して、こういう場合は例外としてこう定めるという手順を取るべきではないかというふうに考えておるんですが、そういう手順を取っていない現状について、どうお考えか。

そしてまた、元に戻りますけども、任期途中での任期交代がないよというふうな御表現がございましたけども、今回、直近の委員の改選時期に合わせ、令和6年12月15日、施行期日を定められておりますけども、先ほど他議員の質疑で述べられた様々な計画が、今、改訂途中です。途中のど真ん中で、町民の意見を聞く、そういう直前の段階で、計画策定の最終段階で委員の交代が発生します。それが、今後、発生しないよという表現をされましたが、この計画、様々が6年計画です、3年で改選、3年で改選で、6年後にまた同じ状況になります。委員の途中、そして計画がほぼほぼできた段階で、その改選が行われる。そこに継続性もございませんし、今、述べられた任期途中での交代がないよよというこの条例の案文にはなっておりません。その辺で、大変矛盾を感じております。その辺の見解、それぞれの部署から御見解をお述べください。

総合政策部長 まず、任期についてでございますが、指針に定めた理由ということでございますが、正式には明らかではないんですけども、国の基準に準じた形で指針を作成したというのが合理的な説明になるかというふうに思います。

この中で、「法令等に定めがない場合」というところの「法令等」の「等」を準用したような形で、今回、住民福祉審議会の場合は条例制定しておりますので、その中で任期を定めるということについて、各部局で「等」を準用しているというふうに御理解いただきたいというふうに思います。

以上でございます。

健康福祉部長 福嶋議員の再度の御質問でございます。私、先ほどの答弁の中で、「任期の途中で」と申し上げてしまったのであれば、訂正させていただきたいんですが、「計画策定の途中で、委員の任期が変わることがないように」という意味で申し上げました。

以上でございます。

福嶋議員 最後の質問になってしまいますけども、私の質問の是正もしていただいてありがたかったですけども、計画の途中で任期が交代なきよよということなんですが、先ほどの質問に戻してもらって、今回の条例では、計画の策定の最終段階で、完成する直前で、委員の交代になってしまいます。そういう中で、新しく選ばれた委員の方がおられたら、過去を知らないで、最後、意見を言う形になる、住民の意見に対して検討しな

きやいけない、そういう課題になってしまいます。そしてまた、3年任期でございますと、1回の計画しか対応できません、6年スパンであれば。10年を超えるといかんという、またルールを変えられるのかもしれませんが、そうになってまいります。

なので、今回、3年に変えられるのを、もし、是とするならば、一旦は計画の終了、例えば島本町であれば、年度で計画を立てられるのが大抵でございます。だから、年度末まで一遍延ばして、そこで切って新たな任期を始めるとか、そういう切替えに対しての案があって、はじめて計画途中での委員の交代がないということが言えるわけなんですけど、現状の条例案ではそれがない。他市町村もそういうことをやっているのかもしれませんが、そこは大変違和感がありますし、計画の継続性、委員の継続性、そして効率的な行政運営をやっていくためには、やっぱり、1つの計画の中では同一委員が審議をやっていって、最後までちゃんと見る。それが新しい計画になると、また新しい委員になるのは、その結果を見るのでどうかという部分もあるんですけども、どっかで切らんあかんけども、計画策定途中で委員が代わるというのは絶対違うと思います。

その辺、条例の基本的な考え方も含めて、審議会の委員の選任も基本的に考えて、その辺、是正する必要があるんじゃないかというふうに思いますので、また、両方の部署になるんですけども、御見解をいただけたらなというふうに思います。よろしく願います。

健康福祉部長 再度の御質問でございます。

ほぼ地域福祉計画の策定も進んでおりまして、素案の取りまとめの段階に進んでおります。議員御指摘のとおり、計画の策定の途中に委員の、今、お願いしている委員の先生方の構成がガラリと変わることがないように、計画策定に御参加いただいている方につきましては、可能な限り再任していただくように事務局としても働きかけてまいりたいと考えております。

また、計画策定の期間につきまして、今回は3年というふうなことを任期とさせていただきますが、北摂ブロックの各自治体の任期の中には、計画の策定期間中を任期としているというような自治体もございましたので、いただきました御意見も踏まえまして、今後、計画策定の期間と、あと、計画策定だけではなくて、住民福祉審議会等におきましては、進捗管理にも御意見をいただいておりますので、いただいた御意見を踏まえまして、委員の任期の始期と終期をどうしていくのかということにつきましては、検討してまいりたいと思います。貴重な御指摘、ありがとうございました。

総合政策部長 今、議員から御指摘のありました点については、この住民福祉審議会の条例では、再任を妨げないという部分がありますけども、全員を再任するというものもないというふうに考えますので、その辺も含めて、他の審議会等の委員の任期というものについては、一度、町のほうで中身を精査させていただいて、計画の進捗に支障がないように、今後、調整していきたいというふうに思います。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第77号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第77号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第16、第78号議案 島本町障害者施策推進協議会条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第78号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第78号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第17、第79号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

中田議員 条例第28条の中で、国民健康保険法第9条第3項及び第4項の規定の部分を削除するというものですが、その法の該当部分自体の変更の内容について伺います。どのような内容になっているか。それから、この文言を削除せずに、この文言が残った場合、条例がどのような不具合があるかということも伺っておきます。

健康福祉部長 行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部を改正する法律により、国民健康保険法の一部が改正されておりまして、第9条第3項及び同条第4項の規定も改正され、令和6年12月2日に施行されることとなっております。

現行の国民健康保険法第9条第3項及び第4項の規定につきましては、それぞれ市町村が被保険者証の返還を求めることができるという旨を定めた規定になっておりまして、今回の法改正によりまして、第3項は療養の給付等を受ける際に、資格確認書を提示することにより資格確認ができるということを決める規定になりまして、第4項は世帯主が被保険者の資格に係る事実確認のため、市町村に対し書面の交付を求めることができるという規定になります。

条例第28条の改正が行われない場合、国民健康保険法第9条は第7項までの規定となりますので、現行の条例における法第9条第9項の規定による届出というものが存在しなくなりまして、逆に、改正後の法第9条第5項の届出義務違反に対しましては、過料を科すことができないということになってまいりますので、また、第9条第3項及び第4項の規定による被保険者証の返還というものも存在しなくなりますので、改正されました法律と本町の条例で整合性が取れないというような状況が起こってまいります。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第79号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、中田、永山として、賛成の立場から討論を行います。

本議案の一部については、被保険者証の廃止に関連した法の改正に基づき改正が行わ

れるものです。政府が推し進める被保険者証の廃止については、第72号議案と同様、健康保険証廃止とマイナ保険証への一本化、つまり、マイナンバーカードの事実上の強制と捉え、反対するものではありませんが、本案件については、条例上、そのまま文言を残すこととなれば、法律と条例で不整合が起こり、混乱を招くものであることは質疑で確認いたしました。

よって、条例改正やむなしと判断し、賛成するものですが、1点、申し述べたいことがあります。

基礎自治体の使命は、住民の福祉の向上にあります。政府は、被保険者証の廃止、マイナンバーカードの保険証利用であるマイナ保険証への一本化の方針ですが、マイナ保険証については、ここに至るまで全国で様々なトラブルが噴出し、大問題となっていました。また、マイナ保険証の利用率は低迷を続けています。7月時点でも11.13%にとどまっています。このような状況で、新たな被保険者証の発行を廃止し、マイナ保険証に一本化することが、住民の福祉の向上につながるには到底思えません。

こうした状況ですから、実際、ここに至るまで健康保険証の存続等を求める意見書は、自治体からも数多く提出されています。本町としても、住民の福祉を守るために、自治体として国に意見を上げていくべきと考えますし、このことを強く求めるものですが、この条例に関しては、賛成の討論とします。

以上です。

清水議長 反対の方がいないようでありますので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

戸田議員 第79号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について、その他の立場から、私・戸田より賛否を示さない討論を行います。

改正の内容については概ね疑義はなく、また、その必要性も理解しておりますが、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用に関する法律等の一部を改正することに伴い、被保険者証の返還に関わるものが含まれていることから、さきの第72号議案に対する討論で述べたことと同様の理由により、本議案に対しては賛否の表明を控えることとさせていただきます。

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

(午前11時59分 戸田議員 退席)

これより、採決を行います。

第79号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第79号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

(午後0時00分 戸田議員 出席)

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時00分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

日程第18、第80号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正についてを議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第80号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第80号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第19、第81号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第2号)から第84号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)までの4件を、一括議題といたします。

なお、本案4件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案4件に対する質疑を行います。

福嶋議員 第81号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第2号)についてです。

今回、児童手当の拡充が行われております。これは、令和6年10月から支給対象の拡大、支給対象が高校卒業までの延長(18歳の誕生日以後最初の3月31日まで)、支給額の増額(第3子以降の支給額が一律3万円に増額)、所得制限の撤廃(所得制限が撤廃

され、全ての家庭が児童手当を受け取れる）、支給回数の増加（支給回数が年3回から年6回に増）ということに当たり、各部署で児童手当補正予算が計上され、当初予算に対して平均で23%の増額となっています。

ただ、補正予算の計上のない5つの部署の予算についてですが、例えば、4番目に大きな予算規模である教育費、教育総務費、事務局費では、当初予算が765万8,000円であり、その23%、170万円程度の補正予算が本来計上されるべきが妥当と推定いたします。予算計上がない理由については、先ほど述べた拡充対象者がいない、あるいは、その対象者の中で特に補正予算を行う必要がないという理解でよろしいでしょうか。御見解を求めます。

総合政策部長 児童手当の増額につきましては、当初予算と比較いたしまして、今後の見込みも含めまして、予算内で対応できるものについては補正予算を計上しておりません。議員が今、おっしゃったとおり、現計予算内で対応できるものについては対応することによって、足りないところについては補正予算を計上させていただいておることによって、御理解いただきたいと思っております。

以上でございます。

福嶋議員 基本的にはそうかと思いますが、今回、明確に手当の拡充ということがございますので、ほかの予算の流用というものじゃなくて、対象があれば増やすということが大事というふうに思っておりますので、ほかの予算に対しても同じような考え方なのか、これからはやっぱりそういうふうにしていかなきゃいけないのかというところで、お考えがあればお教えてください。

総合政策部長 予算の計上につきましては、やはり、それぞれの費目、各部局の人員配置に伴って、必要な経費をその都度計上するというのが本来の形だと思いますので、それについては、これまでも精査して補正予算計上させていただいているつもりではございますけれども、より、今後もきっちりと精査をして、補正予算の計上をしたいというふうに考えております。

以上でございます。

永山議員 第81号議案の中から、3つの項目について質問をします。1つ目は衛生費、産後ケア業務についてです。2つ目は土木費について、もう1つは教育費について、伺っていきます。

まず、1つ目の産後ケア業務についてです。

今回、当初予算の61万7,000円の倍以上の金額の増額というのは、かなりの増額であると考えます。補正が上がってくるというのは、具体的に何件分の利用増なのか、もちろん利用者が増えているということなので、利用者が増えている、必要とされる方が増えた要因について、伺いたいと思います。また、もう1点としては、多胎児の方の御利用が多いのか、こういった点にも触れて、御答弁いただければと思います。

続いて、土木費についてです。

町営住宅管理基金積立てについての部分です。町営住宅管理基金積立て23万4,000円は、財産に関する調書によれば、令和5年度分で町営住宅管理基金は0円というふうになっています。今回の繰入れ後の基金の残高というのはどのようになるのかをお伺いします。町営住宅の共用部分の電気代など管理に必要な費用については、引き続き基金をもって管理をするのが妥当であるというふうに考えますけれども、現在は0円ということですので、マイナスというのは問題だと考えます。この点について、0円、あるいはマイナスに転じた要因について、伺っておきたいと思います。

続きまして、文化財範囲の確認調査についてです。

これは費用が432万3,000円ということです。当初予算では282万4,000円と計上されておりまして、1.5倍の補正額ということで、かなりの増額ではないかと思えます。令和5年度ベースで考えて、当初予算が逆に低すぎたのかとも思いますが、これは想定をはるかに超えるペースで開発が行われたということなのか、要因がどこにあるのかを伺います。また、件数について、例年の調査件数と——例年というのは、これまでです、令和6年度の件数、補正予算で計上されているものは、何回分の調査件数を想定しているのか、伺います。

健康福祉部長 産後ケアにつきまして、2点、御質問をいただいております。順次、御答弁申し上げます。

まず、利用の増についてでございます。

令和6年度の当初予算につきましては、令和5年度の上半期の産後ケアの利用状況につきましては、大体月0件、いらっしゃらないか、3件程度であったことから、令和6年度の当初予算では年間40件分の利用を見込んで予算を計上させていただいております。しかしながら、令和6年の2月以降、利用件数につきましては急増しておりまして、4月が6件、5月が9件、6月につきましては12件の御利用がございましたことから、令和6年7月以降の利用見込み件数——これは毎月の利用見込み件数でございますが、それを1か月9件と算定いたしまして、年間108件と見込んでございます。68件分の利用増を見込みまして、今回の予算を上程させていただきました。

また、利用が増えている要因についてでございますが、産後ケア事業の利用者につきましては、よりきめ細やかな支援を必要とする特定妊婦の方の出産後の利用が多ございまして、令和5年度は特定妊婦に当たる方が29件となっております。前年度より16件増加しておりますことから、ここら辺が要因ではないかなと考えております。特定妊婦と申しますのは、きょうだいが必要保護児童対策地域協議会の支援を受けておられるケースであるとか、支援者がいない方、また、既往歴を含む精神疾患・障害等のリスク要因に該当する方が、特定妊婦として支援を行っているところでございます。

続きまして、2点目の多胎児の方が多いのか、また、その方の御利用についての傾向

などがございます。

多胎児を出産した方の利用状況につきましては、実利用件数で申し上げますと、令和5年度は1件、令和6年度におきましても、8月時点では1件となっておりますので、多胎児を出産された方の御利用が多いというよりも、先ほど御答弁いたしましたとおり、特定妊婦の方で、出産後、産後ケア事業を御利用される方が多いというようなところが、一定、傾向でないかと考えております。

以上でございます。

都市創造部長 町営住宅管理基金に係る、大きく2つのご質問でございます。

まず、1点目、基金残高についてでございます。

御指摘のとおり、令和5年度末時点の基金残高は0円でございます。これに、今回の一般会計から23万4,000円の繰入れを踏まえた場合におきましても、基金残額は0円であり、変わりはありません。その経緯といたしまして、財産に関する調書でお示ししております令和5年度末時点の町営住宅管理基金の残高は0円でございますが、令和4年度の収支決算の段階で赤字となったため、実質的には43万7,935円のマイナスとなっているところでございます。

今回、令和5年度の収支決算において23万4,000円の黒字となったため、収支確定分を一旦町営住宅管理基金に積み立てた後、町営住宅管理基金から一般会計に23万3,031円の繰入れを行うため、実質20万4,904円のマイナスとなるものの、基金残高自体はマイナスの表記ができないため、変わらず0円となるものでございます。

続きまして、マイナスに転じた要因についてでございます。

要因につきましては、支出面と収入面の両者にあるものと考えております。まず、支出面におきましては、昨今の社会経済情勢の変化により、年々、光熱水費や人件費などの維持管理運営費が増加していることが挙げられるものと考えております。また、収入面におきましては、全額、入居者からの共益費で賄っているところ、社会経済情勢が変化する中、町といたしましては、公営住宅における共益費の徴収については、住宅セーフティーネットの趣旨を踏まえ、可能な限り増額等を控えていたことが要因であるものと考えております。

以上でございます。

教育こども部長 文化財保護費の増額についての2点のお尋ねでございます。

まず、増額の要因についてでございます。

本町では、埋蔵文化財包蔵地内だけでなく、包蔵地外であっても、開発に伴う土木工事等を実施する前に届出を提出いただいております。届出の件数は、令和3年度は147件、令和4年度は169件、令和5年度は243件と、全体として増加傾向にございます。これらの届出を基に、大阪府の基準などを参考にして、どういった調査を行うかを決定しているところでございます。

当然のことながら、届出件数が増えると、届出件数に対する調査件数の割合は同等としてその割合を乗じましたら、調査件数も増えることとなりますが、ただ、届出内容に応じて、1件、1件、調査の必要性も判断しておりますし、また、様々な事情により、本来なら本町負担で行う確認調査、試掘調査であります。開発事業主の負担で行われる場合もございますので、今回の補正予算を説明させていただくとすれば、調査が必要となる案件が当初想定を上回ったことから、予算の増額をお願いすることとなったものでございます。

次に、調査件数と予算の積算根拠についてでございます。

まず、包蔵地内で行われる確認調査及び包蔵地外で行われる試掘調査の調査件数についてでございますが、令和3年度は3件、令和4年度は8件、令和5年度は13件、令和6年度は、本日現在で既に9件、実施いたしております。

次に、積算根拠につきましては、本年度の当初予算では6件の調査費用を見込んでおりましたが、本日現在で9件、実施しております。このうち2件は、調査期間の短縮などを理由に事業者において重機等を用意いただいたため、本町が費用を負担したのは7件でございます。この7件に、昨年度8月以降の調査件数が9件であったことなどから、今後の費用負担件数を9件と見込んで加えた結果、令和6年度合計で16件の調査費用を想定しているものでございます。

以上でございます。

永山議員 御答弁いただきました。それぞれについて再度の質問です。

産後ケア業務について、御答弁いただいた内容についてです。

増加している状況、詳細、お答えいただきましたが、この利用ニーズの高まりについて、当初の倍になっているということで、担当課としてどのように分析され、次年度以降の反映について何かお考えがあれば伺います。

また、町営住宅管理基金の件については、状況が改善に向かうものなのか、今後の見通しを伺っておきたい。

最後、文化財の範囲確認調査につきましては、御回答いただいた具体的な場所とそれぞれの調査方法について、お伺いします。

健康福祉部長 再度、御質問をいただいております。今回の利用者増、利用人数の高まりなどの分析と次年度への見解というところの御質問であるかと思えます。

令和6年度の特産妊婦数が、令和5年度と比較して急増するということはないと見込んでおりますが、特産妊婦や要フォロー妊婦の出産後のサービスは、産後ケア事業だけではなく、産前・産後ヘルパー派遣事業や助産師・保健師による訪問等のサービスを組み合わせて支援を継続していることが多くございまして、産後ケアは産後のサービスの選択肢の1つとして、今後も一定利用ニーズはあるものというふうに考えております。

現在、町におきましては、デイサービス型の産後ケア事業というのを実施してござい

すが、利用者の増や町内の産科の医療機関が宿泊型の産後ケア事業というのを開始しておられますので、次年度に向けては、この宿泊型の産後ケア事業の実施につきまして、現在、検討を進めているところでございます。

以上でございます。

都市創造部長 町営住宅管理基金の今後の見通しに係る御質問でございます。

先ほどの御質問でも御答弁申し上げましたとおり、支出面では、今後も光熱水費や人件費など維持管理運営費はますます増加するものと見込んでいるところでございます。そのため、増加する支出に対応できる収入の確保が急務であると考えており、その対応策として、令和7年度から共益費の増額を検討しているところでございます。共益費の増額の検討につきましては、現在、月額当たりどの程度増額すると、安定的な運用ができるかなど検討しているところであり、詳細な共益費の改定額を算出できた段階において、入居者の方を対象とした説明会の開催を予定しているところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 令和6年度に実施した調査の具体的な場所と内容についてでございます。

現在のところ、埋蔵文化財包蔵地内の確認調査として、広瀬遺跡が8件、包蔵地外の試掘調査として高浜地区が1件の実施となっております。

具体的な調査結果についてでございますが、まず、広瀬遺跡の5件及び高浜地区の1件においては、埋蔵文化財の存在は確認できませんでした。残り、広瀬遺跡の3件につきまして、いずれも平安時代の遺構・遺物の存在を確認いたしております。うち1件につきましては、その土木工事等が埋蔵文化財に影響を与えないことが確認できましたので、発掘調査には移行せず、終了しております。また、他の2件につきましては、1件は発掘調査を実施中であり、もう1件は発掘調査の実施に向けて協議を行っているところでございます。

以上でございます。

永山議員 3問目の質問としては、町営住宅について引き続き、あと文化財の範囲確認調査について、それぞれ行います。

先ほど、共益費の増額を検討されているということですが、マイナスが出ている以上、収入増に取り組むことは必要だと思います。これに限らず、収入増だけではなく、出ていく分を抑えるというのも重要なことではないかと思えます。資料人1によれば、令和5年度から電気代が大幅に下がっているのが見てとれます。これはLEDの改修工事の結果として、経費の削減ができているのではないかと理解いたしましたが、この点について見解を伺います。

教育こども部の文化財の範囲確認調査の件については、御答弁いただいた中で1点、気になりましたのは、調査件数が少な過ぎないかという点です。例えば、令和3年度は届出が147件であるところ、試掘調査、確認調査合わせて3件。令和4年は169件の届出

の中にあっても、8件の調査。令和5年度は243件の届出があるところ、13件というふうに、必要なところに必要な調査がなされたか。島本町では、包蔵地内外を問わず届出をお願いしているというのであれば、このバランスはどうなのかというのを感じました。開きがあり過ぎる、必要なところに必要な調査ができているのかどうか。この対比について、現状を教えてください。

この2点です。お願いします。

都市創造部長 支出面の削減に係る取組についての御質問でございます。

支出面では、光熱水費や人件費など、維持管理運営費は今後も増加するものと見込んでいます。そのため、町といたしましては、光熱水費の削減の一助とすべく、緑地公園住宅共用部におけるLED改修を実施いたしました。これにより、電気使用料の削減の効果が出ており、共益費の増額という収入面の確保だけではなく、支出面の削減にも取り組んでいるところでございます。

以上でございます。

教育こども部長 届出件数と調査件数の違いについてでございます。

本町におきましては、文化財保護法、そして文化財保護条例に基づき、当然のことながら、遺跡範囲の確認調査作業等については適正に行っているものでございます。ただ、先ほど来御説明させていただいておりますように、本町は文化財保護条例において、包蔵地外であっても届出を求めているため、届出件数が非常に多くなっておるところでございます。

参考までに申し上げますと、この届出件数につきましても、開発だけではなくて、水道やガス、そして電柱の新設や抜取り、要は、同じ深さのレベルのものも全て届出をいただいておりますので、御理解いただきたいと思います。

そして、いずれにいたしましても、届出内容に応じて、1件1件、調査内容を確認して、大阪府の基準等を参考にして、慎重工事で進めていただくもの、そして立会調査が必要なもの、試掘確認調査が必要なもののうち、適切な対応を判断し、事務を進めているものでございまして、その結果が各年度の調査件数となっているものでございますので、御理解賜りたいと思います。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第81号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第81号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第81号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第82号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第82号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第82号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第83号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第83号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第83号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第84号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算(第1号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第84号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第84号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

日程第20、第85号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正(第1号)を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第85号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第85号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時28分～午後2時15分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

本日の会議は、議事の都合により、これをもって延会とし、明日9月5日午前10時から再開したいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、本日はこれをもって延会とし、次会は明日9月5日午前10時から会議を開くことに決定いたしました。

本日は、これをもって延会といたします。

大変御苦労さまでございました。

(午後2時15分 延会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

一 般 質 問

- 平井議員 第五次総合計画に掲げられているまちづくりについて
- 第5号報告 令和5年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
- 第6号報告 令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について
- 第66号議案 教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて
- 第67号議案 公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて
- 第68号議案 大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第69号議案 大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて
- 第70号議案 工事請負契約の締結について
- 第71号議案 動産の買入れについて
- 第72号議案 大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について
- 第73号議案 大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について
- 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について
- 第75号議案 島本町情報公開条例の一部改正について
- 第76号議案 島本町税条例の一部改正について
- 第77号議案 島本町住民福祉審議会条例の一部改正について
- 第78号議案 島本町障害者施策推進協議会条例の一部改正について
- 第79号議案 島本町国民健康保険条例の一部改正について
- 第80号議案 島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について
- 第81号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第2号）
- 第82号議案 令和6年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第83号議案 令和6年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 第84号議案 令和6年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第1号）
- 第85号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第1号）

令和6年

島本町議会9月定例会議会議録

第3号

令和6年9月5日(木)

島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 3 号)

年 月 日 令和 6 年 9 月 5 日 (木)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 13 人である。

1 番	川 嶋 玲 子	2 番	野 口 日 利 美	3 番	山 口 博 好
4 番	中 嶋 洵 智	5 番	大 久 保 孝 幸	6 番	福 嶋 保 雄
8 番	中 田 み どり	9 番	東 田 正 樹	10 番	平 井 均
11 番	伊 集 院 春 美	12 番	清 水 貞 治	13 番	戸 田 靖 子
14 番	永 山 優 子				

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	高 岸 信 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	杣 木 利 徳		

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長	多 田 昌 人	書 記	浦 上 隆 志	書 記	村 田 健 一
---------	---------	-----	---------	-----	---------

令和6年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第3号

令和6年9月5日(木) 午前10時開議

- 日程第1 第86号議案 令和5年度島本町水道事業剰余金の処分について
案87号議案 令和5年度島本町下水道事業剰余金の処分について
第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算
第2号認定 令和5年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第3号認定 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第4号認定 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第6号認定 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第7号認定 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第8号認定 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第9号認定 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第10号認定 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第11号認定 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第12号認定 令和5年度島本町水道事業会計決算
第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算
- 日程第2 第88号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第3号)

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

昨日に引き続き、大変御苦労さまでございます。

ただいまの出席議員数は13名で、全員出席であります。

よって、これより本日の会議を開きます。

日程第1、第86号議案 令和5年度島本町水道事業剰余金の処分についてから、第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算までの15件を一括議題といたします。

それでは、これより第86号議案及び第87号議案並びに第1号認定から第13号認定までの15件に対し、会派代表による大綱質疑を行います。

質疑は、自由民主クラブ、人びとの新しい歩み、コミュニティネットの順で行います。

なお、本案及び本認定の15件を各常任委員会に付託し、審査することになっておりますので、質疑の内容が範囲を超えないよう、お願いいたします。

それでは、最初に自由民主クラブの発言を許します。

伊集院議員（登壇） おはようございます。

それでは、自由民主クラブの大綱質疑を行いたいと思います。

令和5年度島本町歳入歳出決算に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、大綱質疑を行います。

令和5年度は、一言で言うと転換の年でありました。過去のコロナ禍に行動制限から日常生活も転換され、デジタル化やチャットGPTをはじめとする生成AI（人工知能）の高度化と普及が急速に進みました。

政治経済においては、念願のこども家庭庁を令和4年度に設置でき、各省庁にまたがる子どもに係わる施策の統括司令塔を置くことで組織改善から、自治体にとって徐々に実感が湧いてくる令和5年度、また、主要7か国首脳会議（G7広島サミット）や日銀の異次元緩和の中核である長短金利操作を二度にわたり修正し、長いデフレとの戦いは最終盤を迎え、「金利のある世界」に近づきつつありました。

何より賃上げ、30年振りの高水準を記録したものの、歴史的な物価高騰が家計を圧迫し、賃金と物価が適度に上がる好循環につなげるため、原油価格・物価高騰対策に補助金など施策・予算計上も打ち、緩和されたものの、実感においては乏しく、その要因のロシアによるウクライナ侵攻やイスラエルの軍事問題など、ロシア、中東、中国への対応に、日米同盟、有志国との協力が重みを増す状況でありました。

その中、野球界や将棋界で偉業を成し遂げた大谷翔平選手や藤井聡太棋士の御活躍が、私たち日本領土にいる者にとって、感動とともに精神的に救われた思いでした。

さて、島本町においては、さきに述べた紛争の影響による食料やエネルギーなどの価格高騰に、家計をはじめ生活に影響を及ぼし、国施策の給付金など活用されました。ま

た、施政方針では重点施策5点を挙げられたことも踏まえ、大綱的に以下を伺っていきます。

1) 財政状況について。

不納欠損額や収入未済額に滞納繰越徴収など、特別土地保有税の件も含め、決算審議に長年質疑をし続けてまいり、公平性の観点から担当部署も徴収等に御尽力いただいている実感もあり、なぜか数値と連動しないのか、もっと数値に出てよいはずなのにと、以前、担当部署とも話し合いましたが、地道に調査され、今回、財務会計システムの滞納繰越分の調定額に長年の誤りがあったことが判明し、大変遺憾であります。ただ、申し添えておきたいのは、先送りせず明らかにすることで、令和5年度から正しい決算書となったことに、勇気を持って公にすることにおいては一定の評価をいたします。

①不納欠損額について、町税の不納欠損額において、当年度は大幅に減少できています。要因等を伺います。

②経常収支比率は94.5と、前年度より4.2ポイント改善され、基金の取崩しにおいては、ふるさと応援基金と町営住宅管理基金のみで対応され、ほぼ当初予算見込みどおりの約1億3,401万5,000円で、前年度より5,300万円ほど増額となっています。今後の状況を鑑み、減債基金と公共施設整備基金に剰余金等を積み上げられたことや、自主財源の多くを占める町税の増や地方交付税の増など、一定の評価をいたします。

一方、歳出においては不用額が増えていることを危惧しています。削減の尽力によるもの、予算見込みや執行予定からの延期など、種々、常任委員会などではっきりしてくるかと思存しますが、決算を踏まえ、本町としての見解を伺います。

2) 広域行政・広域連携について。

近隣市町村や他市町村との連携は、本町の災害時の援助やPRなどに有意義なものであると我が会派は考えていることは、述べてまいりました。国も広域で進める効率性において、幅広い事業への交付金参入などを拡充し始めています。

本町は、令和5年度に広域行政・連携でできるのではないかなど事業の洗い出しや広域連携のアプローチをした・受けたなどがあれば、伺います。

3) 役場庁舎の建替えについて。

長年の懸案であった役場庁舎の建て替えを議会主導で進められ、当年度の重点施策の1つとされました。建設資材の高騰による影響から事業費が上回ることも踏まえ、当年度の影響額や進捗状況を伺うとともに、令和7年——当初1月でしたが5月になりました——からの新庁舎棟の供用開始をうたわれていましたが、決算を踏まえての見通しも伺います。

4) 公共施設総合管理計画について。

先日、「島本町行財政改革方針の実績と本年度予定」の資料を送付いただき、公共施設適正管理においても把握しやすく助かりましたことを申し添え、見直しされた公共施

設総合管理計画ですが、各個別計画まで策定できたものを伺うとともに、今後、個別計画を策定していく必要があるものも参考に伺います。

5) 避難行動要支援者の個別避難計画について。

さきの公共施設適正管理において、避難所などの問題からも、個別避難計画の策定を求めてまいりましたが、当年度は関係課と茨木保健所と連携され、医療的ケアが必要な一部難病者のプランを作成されましたことに、相互扶助の観点から、プラン例として共有している方が災害時に手助けできることもあろうかと、事例を伺うとともに、委託化に向けてのノウハウや資料の蓄積をされましたが、分析を伺います。

6) 自治会について。

自治会を取り巻く環境は、役員の負担や高齢化に、加入率など厳しいとの状況の中、支援の在り方について意見交換など行い、自治組織として活動を継続していくための要件整理を行われました。意見交換の事例を伺うとともに、要件整理をされた内容について伺います。

7) 町立体育館の在り方・建替えについて。

一般質問でも御紹介させていただきましたが、内閣府から専門人材派遣を活用され、スポーツ施設の整備検討にPPP/PFI事業導入の可能性も含め検討委員会を立ち上げるまで、土台情報収集などをされた当年度、過去より予定されていた緑地公園敷地内の面積はそう大きくない点もあり、情報収集された見解を伺うとともに、今後のスケジュールも参考に伺います。また、町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートについても緑地公園敷地内に移転整備する方向で決定した経緯を改めて伺うとともに、基本計画の策定に取り組んでおられます。内容を伺うとともに、今後のスケジュールも参考に伺います。

8) 清掃工場について。

長年にわたり、毎年約1億円以上の予算を投じながら補修工事等をし、延命策を続けています。国の平成9年に出された「ごみ処理の広域化計画について」の通知から、大阪府は平成11年3月に大阪府ごみ処理広域化計画を策定されました。本町もごみ処理の広域化は必要であるとの認識に立ち、課題解決を目指し取り組んでまいりたいと考えておりましたが、令和5年度における取組を伺うとともに、大阪府のごみ処理広域化計画が策定されてから25年が経過します。大阪府の考え方や計画など、状況等を伺います。併せて、大阪府からの指導助言等があったのか、内容等も含め伺います。また、当年度の決算を踏まえた清掃工場の状況も、参考に伺います。

9) ごみの収集手法の検討について。

大型ごみの収集申込みのオンライン受付など開始いただきました。一般質問等でも伺ってきましたが、ごみ出しが困難な状況にある年長者をはじめ住民の方々のお声も増えており、調査検討されると存じていますが、調査状況を伺います。

10) デジタル化の推進について。

当年度は、小中学校においての統合型校務支援システムの構築や人権文化センターの貸室予約システムに、職員が自席でインターネットを活用して情報収集できるシステム導入、その他申込みのオンライン化なども含め、行政のデジタル化をさらに推進するとうたっておられましたが、当年度において各種の実績と課題を伺います。

11) 景観計画について。

当年度の10月6日付で、議会にも策定された景観計画が送付されました。景観計画で定めた一定規模以上の建築物や工作物の建築などの届出対象行為を行う際に、建築物の配置、色彩等々の景観形成基準への適合に、行為者に対し届出を求めるなどの景観事務を自主的に運用するよう開始されました。当年度に自主的運用に御相談や指導を行う案件はありましたか。あれば件数や内容について伺うとともに、年度途中からであるため、参考までに本年度も相談や指導を行う案件においても伺います。また、建築物の高さ制限に関する検討も、景観計画に合わせ行われましたが、この計画になった検討内容と協議事例などを伺います。

12) 高齢者のフレイル等について。

当年度のハイリスクアプローチにおいては、医療機関未受診者に対して、健康診査の受診につながるよう勧奨の手法を工夫してまいりたいと伺っていましたが、実績等を伺います。また、当年度のポピュレーションアプローチにおいて、いきいき百歳体操の拠点に加え、地域で実施をしているサロンなどの訪問先を追加し、高齢者のための健康講座を実施するとともに、個別アンケートからフレイル状態が疑われる高齢者に対し、低栄養予防の相談など個別的な支援を行うと伺っていましたが、追加できました訪問先や実施できた健康講座を伺うとともに、アンケートからフレイル状況が疑われる高齢者というのはどれほどいたのか、伺います。

13) 交通渋滞について。

高槻警察署と連携し、効果的な対策について協議を重ねておられました。実施可能な対策として、当該駅前交差点における歩行者信号機の青色表示の秒数を短くすることで、通行車両が円滑にアクセスできるよう対策を実施していただいたところですが、やはり交通渋滞の解消とまでは言えない状況であります。引き続き効果的な交通渋滞緩和対策について、高槻警察署と連携強化を図り、継続的に取り組んでいかれると当初に伺っていましたが、当年度において協議や対応策などについて状況を伺うとともに、今後の対応策のスケジュール等も伺います。

14) 複数の法律事務所と顧問弁護士契約について。

トラブルを抱えた各部署において、複数の法律事務所と顧問弁護士契約を結ぶ当年度、訴訟件数等が増えていると思われませんが、件数や状況について伺います。

以上、よろしくお願いたします。

総務部長 おはようございます。

それでは、自由民主クラブを代表されての伊集院議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について御答弁申し上げます。

1点目の「財政状況について」のうち、「不納欠損額」についてでございます。

不納欠損処分は、地方税法第15条の7及び第18条の規定に基づき行っておりますが、その総額の増減につきましては、滞納繰越額のうち、当該年度内に時効等を迎える件数や案件ごとの金額に左右されますので、年度間で比較するのは困難なものでございます。今後も分割納付や徴収猶予の相談に応じるなどの生活実態に即したきめ細かな対応や、財産調査を経た差押えの実施等により、滞納繰越額を増やさないよう、税負担の公平性の観点から、適正な徴収事務に努めてまいります。

次に、「決算を踏まえた本町の見解」についてでございます。

令和5年度の不用額につきましては、基金への積立金及び新庁舎の建設工事に係る予算の不用額が大きくなっております。基金への積立金については、町税が当初見込みより大きく増加する見込みとなったことから、補正予算に計上するとともに、積立金についても増額いたしました。結果として不用額となったものでございます。また、新庁舎の建設工事については、令和4年度に行った入札が不調となったことから、契約時期が令和5年度中となったことで、当初予算編成時よりも出来高が減少したものの、工事が継続中であることから、変更契約等の可能性を勘案し補正予算において減額を行わなかったことから、不用額となったものでございます。

不用額につきましては、例年数億円以上となっており、時系列での必要額の推移から補正予算の計上ができず、結果として不用額が生じる場合などございますが、引き続き適切な予算の積算や進捗管理により、削減に努めてまいります。

続きまして、3)点目の「役場庁舎の建替えについて」でございます。

新庁舎建設工事の進捗状況につきまして、現在、新庁舎棟の鉄骨工事が既に完了し、外壁パネルや窓サッシの取付け、外構工事などを実施しており、令和7年2月末の新庁舎棟工事完成に向け、鋭意施工を進めております。現時点においては、工事工程の大幅な遅れ等はなく、予定のとおり、令和7年5月から新庁舎棟の供用開始が遅滞なくできるものと考えております。

また、建設資材の高騰による影響額や進捗状況につきましては、労務単価、エネルギー及び資材単価の推移を踏まえ、現在、影響額の精査を進めており、次の9月議会後半において、増額分の補正予算を上程する予定で事務を進めておりますことから、影響額等の詳細については、その際に改めて御報告させていただきたいと考えております。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 続きまして、総合政策部所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の「広域行政・広域連携について」でございます。

高槻市とは、これまでも様々な広域連携の取組を進めてきたところでございますが、令和5年度には、玉子排水機場の維持管理についての協議を重ね、負担割合の見直しを行いました。大山崎町とは、サントリー山崎蒸溜所100周年を記念して、次の100年も豊かな自然を守り続けていくため、「ジャパニーズウイスキー発祥の地100周年記念天王山親子植樹ハイキング」を山崎蒸溜所とともに共催いたしました。また、大阪・関西万博の機運醸成に向けましては、北摂各市町と共同で取組を進めており、令和5年度には機運醸成イベントの中でスタンプラリーに参画したほか、令和6年度に向けては、北摂市町の魅力を掲載する冊子の発行やデジタルスタンプラリー、グッズの共同購入費用などの予算化に向けて事務を進めました。

今後におきましても、近隣自治体との意見交換を定期的に行い、広域連携による取組がさらに進められるよう努力してまいります。

続きまして、4)点目の「公共施設総合管理計画について」でございます。

現時点において、個別施設計画を策定済みの施設につきましては、幼稚園、学童保育を含む学校施設、保育施設、緑地公園住宅集会所を含めた町営住宅、役場庁舎、消防団詰所となっております。また、今後、個別施設計画やこれに類する計画を策定する予定のある施設として、町立体育館や消防庁舎がございます。

引き続き、将来の世代に過大な負担を残すことなく、必要な施設を安全に引き継ぐため、公共施設の効率的・効果的な維持管理、改修等に努めてまいります。

続きまして、6)点目の「自治会について」でございます。

本町には、これまで運営補助金を受けることができる自治会の認定基準しかありませんでしたが、当該基準を満たす活動を継続することが困難な自治会が複数存在する状況となっております。意見交換においては、これらの自治会は規模も小さく、毎年度、会費を徴収し、町補助金を受け、予算・決算を作成して総会を開催することが大きな負担となっているとのことでしたが、引き続き、町との連携を維持しながら、現在より身軽な体制で地域における活動を継続したいとの意思も有しておられました。このため、自治会長連絡協議会とも協議しながら、町補助金を受けることはできないが、町として地域課題に係る連絡調整などの支援を行う自治会の要件を整理したところでございます。

具体的には、代表者の民主的選出、その他会の運営に関する事項を定めた規約を有すること、特に住民の生命及び財産の安全に直結する防災及び地域福祉に関する活動に関し、町の施策に協力するよう努めること、代表者は町との連絡調整を担うとともに、構成員に対し適切な時期及び方法により情報を共有することなどでございます。

なお、並行して既存自治会も含めた運営上の負担軽減や連絡協議会の運営ルールの見直しなど、自治会運営を身軽なものとし、本来のコミュニティ活動に注力できる環境の整備に努めたところでございます。

続きまして、10)点目の「デジタル化の推進について」でございます。

令和5年度のデジタル化の推進の取組につきましては、国のデジタル田園都市国家構想交付金を活用して、住民の利便性はもとより教職員の負担軽減を図るための統合型校務支援システムや人権文化センターの貸室予約システムを構築いたしました。また、職員の業務効率化を推進するため、自席のL G W A N接続パソコンからインターネットが閲覧できるシステムを構築し、職員がいつでも自席でインターネットによる情報収集等ができる環境を整えたほか、集団健診の申込みや保育所の入退所等の手続、妊娠の届出、大型ごみの収集申込みなどを、オンラインで気軽に時間を気にせずできるようにいたしました。

課題といたしましては、行政手続のオンライン化は、住民ニーズも高く、対応可能な手続をさらに充実させていく必要があると認識しておりますため、今後におきましても、実施可能な業務から順次、関係各課と連携調整し取り組んでまいります。また、高齢者等でオンラインでのサービスを利用しづらい方々に対しましては、スマホ講座等を継続して実施するなど、デジタルデバイト対策に取り組んでまいります。

このほか、今年度におきましては、証明書のコンビニ交付サービスやG I Sによる地図情報の公開など、今後もデジタル技術を活用して、住民の皆様にとって便利なサービスの提供を目指すほか、国において進められている令和7年度の基幹系業務システムの標準化・共通化に向けて適切に対応できるよう、引き続き取り組んでまいります。

続きまして、14)点目の「複数の法律事務所と顧問弁護士契約について」でございます。

本町の顧問弁護士契約につきましては、各部局における公務上の法律相談ニーズが高まる中、令和4年度まで大阪府町村長会が顧問契約を結ぶ法律事務所の支援を受けてまいりましたが、多忙で日程調整にも時間を要するなど課題がございましたことから、令和5年度から新たに別の法律事務所と直接顧問契約を結び、複数契約体制といたしました。

令和5年度における顧問弁護士への法律相談の実績につきましては、案件で申しますと月平均で1件ほどであり、全部で11課に關係するものでございました。ただし、案件によっては1回の相談に終わらず、継続案件として、その後も複数回にわたり相談を重ねることもございます。

一方、訴訟案件につきましては、本年度に提起されたものが2件あり、そのうち1件は、前教育長の中村りか氏が原告である処分取消等請求事件で、本年8月末までに2回の口頭弁論が終了しております。また、もう1件については、個人情報保護の観点から案件等は御答弁を差し控えさせていただきますが、準備書面のやり取りがされている状況でございます。なお、いずれの訴訟も結審の時期等は未定でございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、健康福祉部所管分につきまして御答弁申し上げます。

5)点目の「避難行動要支援者の個別避難計画について」でございます。

令和5年度においては、茨木保健所と連携し、人工呼吸器など医療的ケアが必要な重度障害児等を対象として、試行的に5件の個別避難計画を策定いたしました。この策定ケースにつきましては、医療機器使用者に特有の災害リスクとして、災害時の停電に対応する必要があり、バッテリーなど非常用電源の確保や充電場所の確保などをプラン内に盛り込みました。

昨年度の試行作成の成果といたしましては、まず、策定期間に必要な各種の様式・資料を整理したこと、そして、準備から訪問、確認、完成に至る一連の策定手順を確認、整理できたことが挙げられます。さらに、実地に対象者の状況を伺う中で、災害リスクに応じた様々な準備や取組が必要なことが具体的に見えてまいりました。

なお、課題といたしましては、家族以外にも近所の方や友人など、地域で協力してくれる方を確保していくことが望ましく、そのためには自治会や自主防災会など、地域の支援機関との連携・協力を強化していくことでございます。

また、本年度からは3か所の福祉事業所にプラン作成を委託し、災害リスク等を勘案して優先度が高いと思われる方々から順次プランの策定を進めていく予定であり、事業所への研修、作成対象者の選定、訪問調査に向けた打合せなどの作業を進めているところでございます。

今後につきましても、プランの作成を推進するとともに、地域の支援機関との連携強化などの取組を進めてまいります。

続きまして、12)点目の「高齢者のフレイル等について」でございます。

令和5年度は、後期高齢者の健康状態不明者の把握を行うため、国民健康保険データベースシステムを活用し、2年以上医療機関や健診の受診がなく、介護保険サービスの利用がない被保険者40人に対し、シニア健康訪問アンケートを送付いたしました。その後、アンケートを返送いただき、健康状態が確認できた方27人に対しては、健康状態を把握し、病気の早期発見につながるよう、年1回の健診受診について個別に電話による勧奨を行いました。

また、地域のサロンへの訪問など、ポピュレーションアプローチの実績といたしましては、いきいき百歳体操のおさらい月間に加えて、4か所の地区福祉委員会主催のサロンで健康相談等を行ったほか、地域包括支援センター主催の健康フェアで、管理栄養士による健康講座を行いました。さらに、ポピュレーションアプローチや後期高齢者の健診で回答いただいた後期高齢者の質問票から抽出した、身体的フレイルが疑われる方は64人おられました。また、質問票の結果、低栄養が疑われる方は81人おられ、対象者にはフレイル予防の啓発と栄養相談の案内を送付いたしました。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

7)点目の「町立体育館の在り方・建替えについて」でございます。

令和5年度においては、内閣府からの専門人材の派遣制度を活用し、PPP/PFI事業について見識を深めるとともに、府と共同で課題の分析や対応方策の検討を行い、町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートを水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備する方向性で事務を進めることとし、本年度に基本計画を策定することといたしました。なお、町立体育館と併せて、小中学校プールと東大寺公園テニスコートを水無瀬川緑地公園敷地内に整備する方向で事務を進めることとした経緯といたしましては、情報収集の結果、老朽化が進む両施設の課題解決と合わせて施設の集約化を図ることができるほか、プール授業の負担軽減、安全性の向上も資するとの考えからでございます。

次に、基本計画の今後のスケジュールについてでございます。

基本計画策定に当たっては、学識経験者、関係団体の方、小中学校長、そして、住民の方々を委員とした島本町新体育館等整備基本計画策定委員会を新たに附属機関として設置し、全4回の会議を予定しております。これらのスポーツ施設につきましては、多くの住民の方々に御利用いただく施設であること、また、プールにつきましては、学校プールの集約化についても併せて検討する必要があることから、利用者を含む住民の皆さんや学校関係者の皆さんの意見を丁寧にお聞きしていく必要があるものと考えております。そのため、令和6年8月6日に開催した第1回目の会議では、住民等アンケートについて、内容や方法などについて御審議いただきました。今後の会議では、本アンケートなどを基に、施設の規模や内容、事業手法の在り方、今後の整備のスケジュール等について検討し、計画素案がまとまりました後にパブリックコメントを実施し、本年度中に計画を策定する予定でございます。

いずれにいたしましても、財源は限られておりますので、財政部局と調整を図りながら、多くの住民の皆さんに活用いただける施設を目指して、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

8)点目の「清掃工場について」でございます。

令和5年度におけるごみ処理広域化に関する取組といたしまして、具体的な成果はございませんが、大阪府の一般廃棄物に関する情報交換会に出席し、先行して広域処理を実施されている事例等の情報を収集するとともに、令和4・5年度島本町清掃工場ごみ処理施設改修工事により、令和2・3年度実施の工事と合わせまして、排気ガス系統の設備の更新が完了したところでございます。

次に、大阪府の考え方や計画等の状況についてでございますが、直近の大阪府ごみ処理広域化計画につきましては、令和元年8月に策定されており、基本的な考え方の中で、「一般廃棄物の処理施設の整備の主体となる市町村等の意向を尊重することを基本とし

つつ、市町村等においては、広域化・集約化の方向性を共有し、地域の実情に応じた効率的な処理施設の整備が広域的に進められるよう、本計画に即して広域化・集約化に向けた検討及び協議を行うことを期待するものである。」とされているところでございます。また、本計画では、ごみ処理施設の施設数を令和20年度に平成30年度比で1割削減することを目途に集約化を図るとされているところでございます。

次に、大阪府からの指導・助言につきましては、当該計画に基づき、府内自治体の処理施設の設置状況と、今後の整備の予定を調査し、その取りまとめ結果を情報提供いただいておりますが、本町に対して個別の指導や助言はいただいております。

なお、令和5年度決算を踏まえた状況でございますが、先ほど申し上げましたとおり、大規模施設改修は完了しておりますが、施設の老朽化も進行しており、様々な設備に不具合が生じているところであり、今後も維持補修等が必要な状況でございます。町といたしましては、ごみ処理の広域化を目指しつつ、広域化のめどが立つまでは精密機能検査等の結果を踏まえ、現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、9)点目の「ごみ収集手法の検討について」でございます。

高齢化に伴い、ごみ出しが困難な方が増えているという声を多くいただいていることから、令和5年度から、ごみ収集の手法について検討を行っているところでございます。現在の検討状況といたしましては、どのような方々を対象者とすべきか、どのような課題があるかなど、様々な視点から検討を進めております。

具体的な検討を進めるにあたり、福祉部局と各種情報の共有や連携を図っており、現在、社会福祉協議会やシルバー人材センターなどにおいて、どのような支援サービスを行っておられるのか、また、実態として高齢者の方々がどのような支援サービスを活用され、何が課題となっているのかなど、現状把握に努めております。また、近隣自治体における支援事業の調査も行っており、どのような方々を対象に、どのような支援を実施されているかなど、具体的な支援内容も含め調査を進めているところでございます。

続きまして、11)点目の「景観計画について」でございます。

本町におきましては、令和5年6月より景観行政団体に移行し、10月より本町の景観計画等を策定し、自主的運用を行っているところでございます。令和5年10月以降の実績といたしましては、事前協議書1件、届出書1件を申請いただき、協議を行っております。なお、申請いただいた2件につきましては、同一案件であり、広瀬五丁目における戸建て分譲に伴う開発行為でございます。令和6年度の実績につきましては、8月末時点におきまして、事前協議書4件、届出書2件を申請いただき、協議を行っております。なお、申請内容といたしまして、事前協議書4件につきましては、山崎三丁目における戸建て分譲に伴う開発行為、青葉三丁目における戸建て分譲に伴う開発行為、百山における建築行為及び開発行為であり、届出書2件につきましては、事前協議書を申請

いただいております青葉三丁目における戸建て分譲に伴う開発行為と百山における開発行為でございます。

最後に、建築物の適正な高さ規定に関する検討業務を実施いたしております経緯等に係る御質問でございます。

平成20年3月のJR島本駅開業以来、本町を取り巻く状況は大きく変わり、大型マンションの建設が相次いでいるところでございます。こうした中、高さの異なる建物が混在するようになると、その地域の住環境や景観が悪化するおそれがあることなどから、景観計画の中に、「地域ごとの良好な住環境や景観形成のために、地区計画の活用や建築物等の高さ制限・誘導などについて検討する」旨、記載したところでございます。

なお、建築物等の適正な高さ規定に関する検討業務につきましては、令和5年度に上位・関連計画の整理や他市事例の調査等を行った上で、課題の整理を行っており、令和6年度につきましては、各種アンケート調査等を行い、令和7年度にはパブリックコメントを実施した上で、地域ごとにおける適正な高さ規定の方針等を取りまとめる予定といたしております。

続きまして、13)点目の「交通渋滞について」でございます。

本町が管理する阪急水無瀬駅周辺における道路につきましては、交通管理者である高槻警察署と連携を図り、歩行者用信号などの時間調整など、混雑緩和に向けた取組を実施し、頻繁に発生していた一時的な混雑の状況からは一定の効果があったものと認識いたしております。しかしながら、現在も集合住宅建設などの大型開発が町域内の複数箇所で行われており、関連する工事車両に起因した交通集中が、通勤時間帯などで一時的に発生しているものと認識いたしております。

本年度の取組といたしましては、町道高浜桜井幹線と町道東大寺水無瀬鶴ヶ池幹線との交差点箇所の右折車両が原因となる混雑の解消に向け、交通管理者である高槻警察署と協議を行っており、歩行者用信号の時間調整について検討いただいているところでございます。今後につきましても、幹線道路をはじめとした本町の交通状況を注視しながら、引き続き交通管理者である高槻警察署と連携を図り、利用者の安全対策と交通利便性の向上に努めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

伊集院議員 いただいた答弁を会派に持ち帰りまして、各常任委員会にて決算書、また事務事業成果報告書等、大綱質疑以外の部分もお聞きしてまいりたいと思います。

その中、1点だけ、見解をお伺いしたいと思います。

不納欠損においていただいた答弁は分かりますが、地方税法の3種の根拠法から、久々に第15条第7第5項がゼロとなっております。また、滞納処理執行停止状況においては、第15条の7第1項第2号、生活困窮がゼロとなりました。この決算や事務事業成果報告書など、平成16年度からの決算のずっとデータを取っておりますが、過去、この20

年間ほどのデータ分析から、初であるという部分であります。生活困窮、自立支援制度、また、生活困窮支援補助、コロナ禍の対策支援金に物価高騰対策支援などの様々な支援や補助、給付金など、多少なりともの支援の一助となり得ているのかなという分析もできるので、お伺いしましたが、答弁でありましたように、不納欠損に特化してお聞きした内容でありましたので、年度間で比較するのは困難であるということは理解しております。

ただ、この滞納処理執行停止状況のさきの第3号の居所不明における増えている点もあるので、1点、大綱的に伺うとすると、様々なサービス向上にマイナンバーの普及において、普及率も上がっていますが、税制的にはさほど影響がないんだろうと思いますが、税制的にはどんなメリットがあるかということをお伺いするとともに、現状のマイナンバーカードはサービス向上というところが観点になっていますので、税制的には限界もあろうかと思いますが、公平性の観点に課題とかもお伺いしたいと思います。

総務部長 マイナンバーカードの税制的なメリットでございますが、税務課窓口においては、運転免許証をお持ちでない方の本人確認書類として御提示いただいております。また、マイナンバー自体につきましては、居所不明者の調査において、最新の住所を把握するために活用しております。ただし、住民票の履歴を追いたい場合につきましては、戸籍を請求する従来の手法で調査しております。なお、居住実態のない場所に住民票を残したまま転出されている方につきましては、マイナンバーでも住所を把握することができず、御本人との接触に苦慮しているところでございます。

以上でございます。

伊集院議員 分かりました。居所不明というのは、税制的にどうのこうのだけではなくて、やはり苦しい中、行政とつながれてない方、こういった方を探し出す、救いがつなげられるようにしていかなければならないと思っておりますので、一定の限界、新しいことがあるか、基本的には住民基本台帳と、税制としてはされているということを理解しました。

これ以上いくと詳細になってきますので、先ほどの答弁も持ち帰りまして、常任委員会で詳細はまた伺っていきたく存じます。常任委員会、よろしく願いいたします。

清水議長 以上で、自由民主クラブの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午前10時47分～午前11時05分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、人びとの新しい歩みの発言を許します。

戸田議員 (登壇) これより、人びとの新しい歩みを代表して、戸田より、令和5年度各会計歳入歳出決算に対する大綱質疑を行います。

令和5年度は、5月に新型コロナウイルスが5類感染症に移行され、ようやく社会に

いつもながらの活気が戻ってまいりました。しかしながら、列島を襲った記録的猛暑は1989年の統計開始以降最も暑いものとなり、記録的な暑さは今年もなお続いています。私たちは、暮らしの在り方を見直さなければなりません。

原爆投下により非人道的な苦難を経験した広島に、G7首脳が集い、核兵器のない世界の実現に向けた声明「広島ビジョン」がまとめられた年でもありました。ロシアのウクライナ侵攻は長期化し、イスラエルによるガザ地区への大規模な侵攻が始まりました。市民の命や暮らしが無残に奪われる映像は、ドキュメンタリー番組や記録写真で見る80年前の私たち日本人の姿や都市の姿に重なります。私たちは、戦争のない世界をどうして築いていけばよいのか、答えは簡単には見つかりません。意思決定の過程に子供たちの参画があること、少数派の意見が踏みにじられないことが重要と考えます。

質問してまいります。

「こどもまんなか社会」の実現に向けて。

令和5年4月1日、国において、こども家庭庁が発足しました。12月には、「こども基本法」に基づいて、政府の「こども大綱」が閣議決定されています。

本町におかれましては、「こども大綱」に示された3つの基本方針に基づき、どのような施策を進められましたか。1994年、日本が「子どもの権利条約」を批准してから30年がたっています。こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、最善の利益を図るため、今、どのような取組が求められているとお考えでしょうか。

「人口政策」から個人の選択と権利の尊重へ。

「問題は、人口が多過ぎるのか、または少な過ぎるのかではありません。問うべきは、望む数の子どもを希望する間隔で産むことができるという基本的人権を、すべての人が行使できているかどうかです」、これは、国連人口基金「世界人口白書2023」の発表における事務局長ナタリア・カネム氏の声明です。子供の数、出産の間隔や時期を決めることは、全ての人々の基本的人権です。複雑に絡み合う社会課題の根本的な原因を人口動態に求め、人口減少への危機感が自治体の行政に蔓延している日本の現状を危惧いたします。

性と生殖に関する個々人の選択と尊重の延長線上にある一人一人の生活の質の向上にこそ、社会の弾力性、人類の進歩があると考えます。令和5年度は、「スマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」を策定されました。今、改めて「性と生殖に関する健康と権利」について、島本町行政としての認識を問います。

会計年度任用職員の処遇改善を。

日本の若者や働く女性が、自分の未来に対する夢を持ってない理由の1つに、非正規雇用・労働の問題があると言えます。官民間問わずに雇用の調整弁となっており、その所得の少なさは将来不安に直結します。明らかな社会問題であり、同一労働同一賃金の実現

に向けて、不断の改善が必要です。特に、基礎自治体における会計年度任用職員の増加は、ワーキングプアの問題を解決すべき立場にあるはずの自治体が、自らワーキングプアを生み出しているという点で深刻です。今、働く現場において求められているのは、女性が、その職に見合った正当な報酬、公正な扱いを受けることではないでしょうか。

男女格差社会を生み出している会計年度任用職員の現状について、人権擁護の観点から問題はないとお考えか、御答弁をお願いいたします。

スマイルプラン～男女共同参画社会をめざす計画～。

性差別構造によって社会が健全に機能せず弱体化していることが、少子化を招いているという見方があります。人が、人として、幸福感を得られることが重要と考えます。子供たちが自らこのことに気づくこと、幼い頃から、まず、自分自身がかけがいのない存在であることを知ることが重要と考えます。

若年層へのアンケート調査結果の分析から見えてきた課題は、どのようなことでしたか。家庭におけるジェンダーに基づく声かけの実態や親子関係、祖父母の関与によるジェンダーバイアスの影響に対して、どういった取組が有効とお考えでしょうか。

災害発生時に求められる男女共同参画。

内閣府男女共同参画局によって、「災害対応力を強化する女性の視点～男女共同参画の視点からの防災・復興ガイドライン～」が策定されています。「スマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～」にも、防災・減災対策について重点的に記載されました。

2つ、問います。

令和5年度の男女共同参画と災害に係る取組について、お示してください。

島本町地域防災計画には、応急復旧期の対策活動として、避難所の管理運営に女性の参画を推進することが記されています。避難所運営、避難者支援における男女共同参画について、住民が平常時に継続的に学べる環境づくりが重要と考えますが、具体的な取組についてのお考えをお示してください。

島本町の立地適正化計画がめざすもの。

人口減少時代を迎え、道路や公園等の都市基盤の老朽化、頻発する激甚的な災害、環境負荷の削減などの課題に対応すべく、都市機能の拡大から安定・成熟型への転換が求められて久しいです。「立地適正化計画制度」は、国が経済的インセンティブによって市町村の取組を促進し、居住と都市機能の立地誘導を進めようとするものですが、住民の命と暮らしを守る視点と生活の質の向上が、その目的でなければなりません。

①点目、立地的適正化計画における防災視点です。

本町の特徴や防災上の問題として、どういったことが明らかになりましたか。地区ごとの防災上の課題をどのように整理されたのでしょうか。居住誘導区域の設定において、どのような議論があったかについても、御説明ください。

②点目、公共交通軸の形成という視点。

居住誘導区域内等における生活や交通の利便性の向上に欠かせないのが、公共交通軸です。山間部を開発したエリアの高齢化や、森林や水源を守り、自然とともにあった集落の過疎化が深刻化しています。立地適正化計画は、医療・福祉・商業等の生活機能をつなぐ地域公共交通を重要としているはずですが、公共交通・道路交通に係る計画性が重要と考えますが、そういった議論は進んでいるでしょうか。

景観形成まちづくりの成果と課題。

令和5年6月、本町は景観行政団体に移行、10月には島本町景観計画を策定されました。令和5年度の届出件数とそれに伴う事務処理の概要につき、御説明ください。

本町の景観計画は、大阪府の景観計画よりも届出対象を拡充しています。建築技術系職員の充実について、課題はないでしょうか。また、景観ガイドラインの活用や事前協議の成果について、感じておられることはありますか。

建築物の適正な高さ規定への検討。

都市計画マスタープランや島本町景観計画において、地域ごとの良好な住環境の形成や良好な景観形成のため、建築物の高さ制限や誘導などについて検討するという方向が示されています。検討業務を進めていく上で見えてきた課題を、令和6年度の業務にどのように生かしていかれるでしょうか。都市計画法や建築基準法に基づく高度地区や地区計画、景観法に基づく景観地区等、こういった手法をもって規定していくのか、方向性を見いだすことができますか。

第7次行財政改革における特筆すべき成果。

全庁的に行財政改革を進めておられる中、歳出削減効果が特に大きい玉子排水機場の施設管理の負担軽減について、お尋ねいたします。高槻市、島本町の都市化とともにあった施設であり、歴史的経緯があると認識します。機器の経年劣化や部品の調達など、深刻な課題を抱えて維持管理に多くの費用を必要としている中、高槻市の御理解が得られたことに大変感謝しております。どのような協議を経て、どういう根拠をもって新たな負担額を定められたのでしょうか。協議の発端と経過、新たな協定の概要について、御説明ください。

悪徳商法、詐欺から島本町民を守る。

警察庁のホームページによると、令和5年度の特種詐欺の認知件数は1万9,038件、被害額は452.6億円、1日当たりの被害額は1億2,399万円となっています。被害に遭われたお一人お一人の御心中はいかばかりかと胸が痛みます。もはや、その被害額は国家的損失規模となっており、国の積極的な対応が必要です。消費者行政の充実を求めて質問いたします。

令和5年度、島本町における特種詐欺の被害や消費者相談室に寄せられた様々な相談について、その内容と傾向をお示しください。

被害者の拠り所となるのは、消費者相談室の消費者相談員です。豊富な知識と経験、社会の変容へのアップデートが常に求められる職種ですが、全国的に多くが会計年度任用職員となっており、キャリアと専門性に見合った報酬が得られないという厳しい現状があります。本町においても、人材の育成と発掘が喫緊の課題となっていますが、ハローワーク等を活用しての広域な募集を行われたでしょうか。専門性に見合った処遇の改善につき、お考えをお聞かせください。

地域再生マネージャー事業の成果と課題。

令和5年度は、アジア初のウイスキー文化を資源とした町の魅力を発信されました。地域再生マネージャー事業の成果と考えます。この事業の取組と成果について、その全体像をお示しください。

日本初のウイスキー蒸溜所建設から100周年という記念の年、天王山の麓のサントリ一天然水の森の協定地において、記念の植樹を行われました。主な目的は、地下水保全ですが、天王山植樹イベントとして実施されたことにより、大山崎町の参画が得られたこと、親子で参加する内容であったことなど、地域性と将来性を踏まえた企画になっていました。企画構想の過程での議論を含めて、その内容と成果、今後の展望について、御説明ください。

「ウイスキー100年フェスティバル」は、多くの課題を抱えながらも、初回を無事に終えられました。本町のシティプロモーションに、日本のウイスキー文化という新たな柱ができたと感じています。島本町民の愛着につなげていくことが今後の課題ではないでしょうか。本来、シティプロモーションは総合政策部が担うテーマであり、生涯学習・文化的な教室という点では教育こども部の所管です。全庁的な取組に育てていくというお考えはおありでしょうか。

マイナンバーカードとマイナ保険証。

令和5年度、国はマイナンバーカードと健康保険証をマイナ保険証に統一する方針を表明しました。任意であるはずのカード取得が、事実上義務化に切り替えられたと言えます。マイナンバーカードは、マイナンバー法において、申請によって任意に取得されるものとされているはずですが、国民皆保険が原則の日本において、健康保険証を廃止してマイナンバー保険証に切り替えることは、実質的にマイナンバーカードの取得の強制であり、マイナンバー法に矛盾していると言えないでしょうか。

予算審議の段階では、地方交付税算定の詳細や具体的なスケジュールが示されていませんでした。決算時における詳細はどのようになっていますか。交付税の確定額を含めてお示しください。

介護施設と高齢者向けの住まいサービス。

介護保険制度は、要支援・要介護者の暮らしと尊厳を、生活支援、機能訓練、介護、医療などの社会的制度で支えていくものです。多様なサービス受給のうち、施設介護サ

ービス利用についてお尋ねします。

ケアマネジャーが作成する施設サービス利用計画において、生活施設、リハビリによる在宅復帰、医療を要する長期療養施設への適切かつ迅速な対応がなされることが、高齢者の自立と尊厳に、事のほか重要であると考えます。規模の小さな本町にとって、要介護高齢者の施設入所における特筆すべき課題のようなものはあるのでしょうか。また、介護保険が適用される要介護保険3施設への入所対象でありながら、入所がかなわない待機のケースはどれくらいあるのでしょうか。

統合型校務支援システムと授業の充実。

教職員の業務の効率化を図ることを目的に統合型校務支援システムを構築されました。

令和5年度の試行的な導入により得られた課題はどのようなもので、これを令和6年度の本格実施にどのように生かされているのでしょうか。

事務の負担軽減により得られた時間を、教職員はどのように生かし、授業や児童・生徒との関わりにどういう影響をもたらしていると感じておられるのでしょうか。

文化の薫るまちづくりをめざして。

島本町文化推進委員会を廃止、文化財保護審議会の定数を見直して、考古学分野の専門家を委嘱されています。これらのことは、本町の文化財保護行政にどのような効果をもたらしたとお考えでしょうか。

歴史文化資料館において、企画展「近代のいぶき」を開催され、本町の発展に欠かせない企業の在りし日の姿を紹介されました。令和7年度は、昭和100年に当たります。本町の昭和時代を物語る歴史文化遺産をいかにして守っていくかが問われています。保存がかなわない場合の記録保存、資料収集について積極的な姿勢が求められています。お考えをお聞かせください。

消防本部職員の育児休暇取得と課題です。

政府は、男性の育児休業の取得率を2025年までに50%、30年度に85%にするという目標を設定しています。令和5年度の育児休暇取得状況をお示してください。

令和5年4月1日現在の本町消防職員の平均年齢は33.6歳、30歳以下が組織の半数を占めているとのこと。育児休暇の取得が現場活動に支障を来すことがないよう、どのような工夫をされているのでしょうか。救命救急要請の件数の増加に対応できるよう、抜本的な対策が必要と考え、問うものです。

最後になります。

上下水道管路の耐震化は災害対策。

1月、能登半島地震において水道の断水が長期化し、設備の耐震化の課題が浮き彫りになりました。8月には、宮崎県で震度6強の揺れを観測したマグニチュード7.1の地震が起こり、気象庁による初めての南海トラフ地震臨時情報が出されました。巨大地震への懸念が、以前にも増して高まっているところです。

令和5年度水道事業報告書の経営指標によると、管路経年化率が36%前後で推移している一方で、管路更新率については0.42%と、過去3年に比べて率が減少しています。なぜでしょう。考えられる要因はありますか。

仮に、この先10年間、法定耐用年数を経過した老朽管路をさらに積極的に更新し、耐震化計画の目標を超える到達点を目指して対応していくとすると、どういった課題があるのでしょうか。能登半島地震を受けて、国土交通省は全国の上下水道の主要施設で、集中的に耐震化対策を加速化するという方針です。

以上、多岐にわたり質問いたしました。御答弁をよろしくお願いいたします。

総合政策部長 それでは、人びとの新しい歩みを代表されての戸田議員の大綱質疑のうち、総合政策部所管分について御答弁申し上げます。

1)点目の「『こどもまんなか社会』の実現に向けて」についてでございます。

こども施策につきましては、日本国憲法、こども基本法及びこどもの権利条約の精神にのっとり、こども・若者を権利の主体として認識し、その多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、こども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることや、こどもや若者、子育て当事者の視点を尊重し、その意見を聴き、対話しながら、ともに進めていくことなど、6つの柱を基本的な方針として掲げられております。

本大綱につきましては、令和5年12月に閣議決定されましたことから、令和5年度に予算化及び具体的な施策展開を行う段階まで至っておりませんが、こども施策については、全ての子供の健やかな成長に対する支援に加え、教育施策、雇用施策、医療施策など幅広い施策が含まれ、従前から行っている子供に対する施策に加え、今後においては、さらに総合的な施策展開が必要となってくるものと認識をしております。

先般、6月定例会議において、(仮称)こどもすこやかセンター設置に係る組織改編について、関係条例の改正を御可決いただいたところでございますので、引き続き関係部局及び関係機関と緊密な連携の下、全てのこどもの最善の利益を第一に考え、将来にわたり幸せな生活ができる社会の実現に向け、本町としても取り組んでまいりたいと考えております。

続きまして、2)点目の「『人口政策』から個人の選択と権利の尊重へ」についてでございます。

将来にわたって町の活力を維持していくためには、一定の人口規模を維持していく必要がありますが、人口減少社会への対応を理由に、女性の人権が損なわれることはあってはならないと考えております。

国連では、採択されたSDGsの目標の一つであるジェンダー平等には、性や出産に関する健康と権利の保護も含まれ、これらは、健康に生きる権利や暴力に脅かされず生きる権利など、様々な人権の基盤となるものでもございます。一方で、国連人口基金の報告によれば、世界全体の全ての妊婦のうち、ほぼ半数が意図しないものであり、自分

の身体とその権利についての基本的な情報が行き届いていないことや、職場や家庭における性差別といった構造的な状況などが理由に挙げられています。

こうした中、本町が令和5年度に策定いたしましたしまもとスマイルプラン～第3期島本町男女共同参画社会をめざす計画～でも、妊娠や出産などに関する自己決定の尊重を基本理念の一つに掲げております。計画に基づき、女性が自分のからだを大切にし、自己決定できるよう情報提供に努めるとともに、児童や生徒の発達段階に応じて、生命の大切さを理解し、性に関する正しい知識を身につけ、互いの性を尊重できる意識を養うことができる教育の取組を進めてまいります。

続きまして、3)点目の「会計年度任用職員の処遇改善を」についてでございます。

国におきまして、平成29年に地方自治法等が改正されたことにより、非常勤職員は、令和2年4月から、新たに創設された会計年度任用職員制度に移行し、任用と処遇の適正化が図られ、その際、会計年度任用職員には在職期間に応じて期末手当を支給することが制度上可能となりました。また、勤務成績に応じて支給する勤勉手当についても、その後における国の非常勤職員に対する支給状況などの動向を踏まえ、国におきまして、令和5年5月に地方自治法が改正され、令和6年度から会計年度任用職員にも支給できるようになったところでございます。

本町におきましても、これまで地方自治法の改正や最低賃金の改定、人事院勧告の趣旨などを踏まえまして、会計年度任用職員における給料表の改定や号給の格付けの見直し、期末・勤勉手当の導入やその支給月数の引上げなどを適切に実施し、本年度から支給を開始した勤勉手当については、正職員と同じ支給月数とするなどの処遇の改善に努めてきたところでございます。一方、課題といたしましては、一例では、正職員の給料表の改定について、例年、当該年度4月に遡及適用しているのに対し、会計年度任用職員には遡及適用できていないことがございます。

いずれにいたしましても、同一労働同一賃金への対応のほか、男女共同参画や女性の活躍推進を目指す視点からも、引き続き、会計年度任用職員の処遇改善及び正職員との格差是正に努めていく必要があると認識しており、今後も財政状況を勘案しつつ、国や近隣自治体の動向等に留意しながら、適切に処遇改善を図るよう努めてまいります。

続きまして、4)点目の「スマイルプラン～男女共同参画社会をめざす計画～」についてでございます。

第3期計画の策定に当たり実施した中学生の意識調査では、固定的な性別役割分担に同意しない人が男女ともに多数派となり、第2期計画策定時から顕著な意識の変化が見られました。また、「男だから〇〇」「女だから〇〇」といったしつけを受けていると感じている人も減少しておりますが、依然として男子より女子で、主に家庭において性別役割分担意識に基づきしつけを受けている傾向がうかがえます。そのようなしつけを行っているのは、父よりも母の割合が高く、特に女子に対しては祖母の割合も高くなっ

ております。

これを受け、人権啓発施策審議会において、特に中高年世代に対する意識啓発が必要ではないかといった趣旨の御意見があり、令和6年度の取組ではございますが、広報誌において調査結果を紹介し、「アンコンシャス・バイアス～無意識の思い込み～」と題した啓発記事を掲載したところでございます。家庭内での声かけは、密接な人間関係を背景に継続的に行われる可能性があり、子供のみならず様々な世代で、固定的な意識を押しつけず、意識を変えていくための取組が必要でございます。このため、計画に基づき教育や保育の取組とともに、幅広い世代に向けた広報や講座など、気づきと行動変容につながるような機会の提供に、継続的に取り組んでまいります。

続きまして、5)点目の「災害時に求められる男女共同参画」のうち、男女共同参画と災害に係る取組についてでございます。

令和5年度におきましては、男女共同参画講座として「家族で学ぶ災害時クッキング」を開催したほか、令和4年度に実施した防災講座「ジェンダーの視点から考えるその時！のための防災の話」の動画を2週間にわたり、配信いたしました。

私からは、以上でございます。

総務部長 続きまして、総務部所管分につきまして御答弁申し上げます。

5)点目の「災害発生時に求められる男女共同参画」のうち、住民が平時に継続的に学べる環境づくりについてでございます。

議員御指摘のとおり、島本町地域防災計画において、避難所の管理・運営の留意点として、避難所運営組織に女性を加えるとともに、男女のニーズの違い等、男女双方の視点に配慮すること等を挙げております。また、令和2年3月に改定した避難所運営マニュアルにおいては、目次にスフィアプロジェクトについて紹介し、その理念に沿った避難所運営を目指すことを記載しているところでございます。

本町での防災の啓発については、出張講座を行うことと、広報等の刊行物やホームページ等により実施しております。出張講座につきましては、主催者の要望に応じて、女性特定のテーマや、地域性・年齢層などに応じて、興味のあるテーマで講演内容を決めているものでございます。広報につきましては、今年の7月号では、防災特集として備蓄品・持出品についてイラスト等を用いて解説する中で、女性視点の物品についても取り上げさせていただいたところでございます。

また、大阪府内市町村防災対策協議会が主催している自主防災組織リーダー育成研修においては、このような避難所運営への女性参画について取り上げられており、毎年、自主防災組織の幹部数名に受講していただいているところでございます。今後も、このような機会を活用して、避難所運営に女性の意見を反映できるような仕組みづくりを進めるため、啓発を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、12)点目の「マイナンバーカードとマイナ保険証」のうち、総務部所管

分についてでございます。

情報通信技術を活用し、すべての地域がデジタル化によるメリットを享受できるよう、地域デジタル社会推進費として、その取組に要する経費が令和5年度より令和7年度まで、全市町村を対象に地方交付税において措置されることになっております。令和5年度の算定においては、マイナンバーの利活用特別分として、全ての市町村に普通交付税措置がされた上で、令和2年国勢調査の人口に対する令和5年5月31日時点でのマイナンバーカードの保有枚数率が、全国の上位3分の1の市町村が達している交付率以上となる市町村については、交付率に応じ、さらに措置額が割増されております。

本町においては、保有枚数率が73.4%となり、上位3分の1の交付率を上回ったことから、総額で約1,200万円が措置され、下回った場合と比較して、約20万円を割増で措置されております。なお、この地方交付税における地域デジタル社会推進費（マイナンバー利活用特別分）は、令和6年度まで措置されるものでございます。

私からは、以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

6)点目の「島本町立地適正化計画がめざすもの」のうち、立地適正化計画における防災視点についてでございます。

まず、本町の特徴といたしましては、現状の立地適正化計画の素案においては、大都市近郊の住宅都市として発展してきたことで、近年においても人口が増加傾向にあることが挙げられます。また、一方で高齢化が進んでおり、増加傾向にある人口も今後は減少していくことが想定されております。

次に、防災上の課題につきましては、令和2年9月に都市再生特別措置法が改正されたことにより、立地適正化計画に防災指針の位置づけが義務づけられたことから、本町におきましても、町全体においてどのような防災上の課題があるかという視点で、洪水や土砂災害、地震等の災害種別ごとに、人口密度分布や避難所等の立地状況等と照らし合わせ、整理を行いました。整理の結果、主な課題といたしましては、浸水想定区域内や地震の際の全壊率が高いところに人口密度が高い地域が存在することなどが挙げられるものでございます。

次に、居住誘導区域の設定に係る議論につきましては、立地適正化計画策定委員会においても種々御議論いただいているところではございますが、主立った議論といたしましては、土砂災害警戒区域や浸水想定区域など、災害リスクが存在する区域は基本的に除外することが原則ではあるものの、本町におきましては、浸水想定区域内においても人口密度が高い地域が存在することなど、こうした区域全体を居住誘導区域から除外すると可住地面積が限られてしまうことや、雨量等の予測から避難のタイミングも予測できることなどから、必要に応じて居住誘導区域に含め、素案をまとめているところでございます。

次に、公共交通軸の形成という視点についてでございます。

本町の立地適正化計画の検討に際しましては、当該計画の本旨となります居住誘導区域や都市機能誘導区域における居住や都市機能を誘導するための施策に加え、市街化調整区域においても一定のまとまった集落地域が形成されていることから、当該計画におきましては、持続可能な集落地域づくりという方針を設定し、居住誘導区域への居住の誘導を図りながらも、現存の集落地域においては、現在の生活を維持するため、公共交通の維持による都市機能の利便性の維持等に努めてまいりたいと考えているところでございます。

続きまして、7)点目の「景観形成まちづくりの成果と課題」についてでございます。

本町におきましては、令和5年6月より景観行政団体に移行し、10月より本町の景観計画等を策定し、自主的運用を図っているところでございます。令和5年10月以降の昨年度実績といたしましては、事前協議書1件、届出書1件を申請いただき、協議を行っております。

なお、事務処理の概要といたしましては、まず、事前協議書を提出いただき、協議書や添付書類、チェックリスト等を基に協議を行い、必要に応じて内容を修正いただいた上で、事前協議書を受理した後、届出書を提出いただいております。

次に、建築技術系職員の人員配置に係る御質問でございます。

景観事務における届出対象の建築行為につきましては、必要に応じて、建築・景観の分野における学識経験者等から構成される景観アドバイザー会議に諮り、専門的な見地を踏まえ助言等を行っております。こうした事務においては、現在、事務系の職員が事前協議書等の審査を行っておりますが、不足する知識等につきましては、課内の建築職との関係や景観アドバイザーの意見を伺いながら、協議を行っているところでございます。

最後に、景観ガイドラインの活用と事前協議の成果に係る御質問でございます。

景観ガイドラインの届出のてびき等につきましては、届出者との協議において、好事例の御紹介や届出者が景観基準に適合される際の一助となっているものと認識いたしております。また、事前協議の成果といたしましては、景観アドバイザー会議に諮った案件において、意匠や緑化計画、外構のしつらえなどについて助言いただき協議を行ったところ、一部計画を変更いただいた実績がございます。

続きまして、8)点目の「建築物の適正な高さ規定の検討」についてでございます。

令和5年度業務におきましては、これまでの経過に加え、上位・関連計画の整理や他市事例の調査等を踏まえ、高さ規定導入における目的のさらなる明確化、地域や区域の特性に応じた高さ規定の検討、住民や事業所等の意向調査、高さ制限の導入におけるメリット・デメリットについての比較衡量、合計4つを課題として認識したところでございます。

令和6年度には、住民の皆様や事業所等を対象としたアンケート調査を実施いたしておりますが、令和5年度業務において整理した4つの課題を踏まえた設問を設定し、各種アンケート調査を実施しているところでございます。なお、具体的な手法や方向性につきましては、アンケート調査結果等を踏まえ、令和7年度以降に検討してまいりたいと考えております。

続きまして、9)点目の「第7次行財政改革における特筆すべき成果」についてでございます。

玉子排水機場に係る協議経過でございますが、令和3年度に高槻島本雨水幹線の2-6接続点が接続されたことを契機として、令和4年度に本町から高槻市に対して、今後の玉子排水機場の在り方について協議の申入れを行いました。その後、令和5年度に入り、両市町において施設存続の必要性を共有した上で、負担割合の見直しについても協議を重ねました。また、これまでの維持管理負担割合につきましては、玉子排水機場の排水能力(23.2mm/h)を基に、流量比に応じた負担割合を算出しておりましたが、見直しに際して、高槻市の下水道未整備地区の計画雨水が玉子排水機場に流入し、排水していることから、高槻市の雨水計画に必要な配水量に基づき算出した上で、負担割合を算出することといたしました。その結果、これまでの負担割合として、島本町は58.0%ありましたが、令和6年度からは26.2%に見直しを行うこととなったものでございます。

なお、課題といたしましては、負担割合の見直しを行うことができたものの、今後、老朽化している当該施設の大規模な更新が控えていることから、通常の維持管理費に加え、更新工事等に係る必要な負担が新たに発生することなどの課題がございます。

続きまして、10)点目の「悪徳商法、詐欺から島本町民を守る」についてでございます。

島本町内における特殊詐欺の被害についてでございますが、大阪府警が取りまとめた被害状況としては、令和5年1月から12月に詐欺の件数が14件で、そのうち、特殊詐欺が1件となっておりますが、令和6年1月から7月末時点で、詐欺の件数が既に10件、特殊詐欺の件数も3件と、増加傾向にあります。

また、消費者相談室の相談内容と傾向についてでございますが、全相談件数は253件で、前年度の289件に比べ減少しておりますが、ここ数年は通信販売に関する相談が多く、特にインターネットによる架空請求等の相談が増加傾向にあります。

犯罪の手口が年々巧妙かつ複雑化している中で、消費者相談員はこれらの情報を適宜研修を受けるなどしてアップデートしておりますが、非常に専門的な業務であり、新たな相談員の雇用や育成、これまでの相談員のノウハウの継承などは、本町のみならず他市町村においても大きな課題となっているものと認識いたしております。そのため、令和5年度におきましては、本町で近年実施しておりませんでした消費者相談員の募集を、広報しまもとにおいて行ったところでございます。現時点でハローワーク等の広域的な

募集は行っておりませんが、優れた人材を見つけるための様々な募集方法について、今後、検討していく必要があるものと考えております。

なお、処遇の改善につきましては、令和4年度から報酬を日額から時間単価に変更し、午前から午後の長時間にわたる業務でも対応いただきやすいよう改善を行っておりますが、他の専門性の高い会計年度任用職員の報酬との整合や他市町村の実態等を踏まえ、人事担当部局とも必要に応じて協議してまいりたいと考えております。

続きまして、11)点目の「地域再生マネージャー事業の成果と課題」についてでございます。

地域再生マネージャー事業は、令和3年度及び令和4年度にかけて実施し、その発展的な事業として、まちの魅力の創造・発信事業を令和5年度から実施しております。

令和5年度の成果としましては、「人的資源の発掘」として、広報誌にて「島本とこの人。」を連載したほか、ウスキーやダブルダッチをテーマとした新規体験イベントの開発や実施、大阪成蹊大学と連携したお土産商品のPR、支援系の取組としてデザイン計画を用いた職員への監修業務や政策誘導型創業支援策の立案、ブランドブック制作などタウンプロモーションの6つの柱を継続して実施いたしました。令和6年度以降においても、この6つの柱を継続して実施しているところでございます。

次に、サントリー天然水の森事業協定書における天王山親子植樹ハイキングイベントでは、これまで豊かな自然を守り育ててきた先人たちの100年にわたる活動に感謝し、未来に向けて豊かな自然をこれからも守り育てていくというメッセージを込めるために、子供の参加を必須とした親子植樹ハイキングという企画にいたしました。今後の展望といたしましては、植樹イベント等の森林を保全する活動の情報発信を行い、森林ボランティア等の森林保全に関わる住民の方の創出に努め、継続した森林保全の活動につなげてまいりたいと考えております。

最後に、シティプロモーションの全庁的な取組につきましては、現在、政策企画課及び生涯学習課と、島本町観光施策推進連絡会議を定期的で開催し、連携したプロモーションが実施できるよう取り組んでおります。今後も、全庁的な取組として、シティプロモーションの展開ができるよう努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、健康福祉部所管分につきまして御答弁申し上げます。

12)点目の「マイナンバーカードとマイナ保険証」のうち、健康福祉部所管分についてでございます。

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律等の一部改正により、本年12月2日以降、保険証は発行なくなり、被保険者が療養の給付を受けようとするときは、マイナンバーカードによる電子資格確認により被保険者であることの確認を受けることとなります。しかしながら、被保険者が電子資格確認を受けること

ができない状況にあるときは、資格確認書の交付等を受け、それを提示することで、被保険者であることの確認を受けることができます。そのため、必ずしもマイナンバーカードを取得せずとも、療養の給付を受けることが可能となっており、マイナンバーカードの取得が義務づけられているものではないものと認識をしております。

続きまして、13)点目の「介護施設と高齢者向けの住まいサービス」についてでございます。

介護保険が適用される高齢者の入所施設につきましては、特別養護老人ホーム、介護老人保健施設、介護医療院の3種類がございますが、施設利用者を当該自治体内の居住者のみに限定している地域密着型の施設でない場合、他自治体にある施設にも入所可能であり、複数の施設に入所申込みされている場合も想定されることから、施設入所希望者の精緻の把握は困難でございます。

しかしながら、3施設のうち特別養護老人ホームにつきましては、毎年度、大阪府において各自治体の特別養護老人ホームの申込状況の調査が実施されており、令和5年4月1日時点の調査で申し上げますと、町内の特別養護老人ホームに入所を希望されている方で、入所の優先度が高いとされる要介護3で3か月以内での入所を希望されている方及び要介護4・5で入所を希望されている方の入所申込数は31名となっております。

施設入所における小規模自治体の特筆すべき課題といたしましては、近隣市と比較いたしますと、65歳以上の第1号被保険者が少ないことから、町内で地域密着型の入所施設整備などを検討する必要性が生じた場合、施設入所者の給付費の増加が介護保険料に及ぼす影響が相対的に大きく、介護保険料上昇の一因となることが課題であると考えております。

私からは、以上でございます。

教育こども部長 続きまして、教育こども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

14)点目の「統合型校務支援システムと授業の充実」のうち、試行的な導入により得られた課題などについてでございます。

統合型校務支援システムにつきましては、プロポーザル方式により、令和5年9月に事業者と契約を締結した後、本町の実態に即した運用となるよう、同年10月から教職員を中心としたメンバーによる検討会を立ち上げ、システムの構築に取り組んでまいりました。統合型校務支援システムにつきましては、教職員の事務負担軽減を目的として導入することからも、まず、大きな課題となっていた出席簿や通知表、健康診断票などの帳票類が学校ごとに異なっていたことについて、小学校及び中学校の校種ごとに統一した帳票となるよう検討会の中で議論し、本格導入前に統一を図りました。

本格稼働となった令和6年度からは、校種ごとに統一した帳票が利用できるようになったことにより、教職員が町内で異動した際にも、異動先の学校で円滑にシステムを利用することができます。また、事務において課題が生じた際でも、小学校、中学校ごと

において様式の統一が図られていることから、課題を共有し、共に考え、対策を検討することができるなど、事務負担軽減という点では大きな効果が期待できるものと考えております。

いずれにいたしましても、教職員の事務負担軽減を目的として導入したシステムであり、また、本町として初めて導入したシステムであることから、今後、運用していく中で課題等が発見された際には、その都度、各校と教育委員会が協議し、よりよいシステムとなるよう努めてまいりたいと考えております。

次に、事務負担の軽減により得られたものについてでございます。

校務支援システムについては、令和6年度から本格導入を果たした制度でありますことから、その効果は今後さらに明白になってくると思われませんが、現時点の状況では、事務負担軽減で得られた時間を活用して、年度当初の準備、教材研究、児童・生徒に向き合う時間に活用できていると報告を受けております。

また、心身にわたる健康を維持し、意欲を持って教育活動を継続するために、教員の労働環境として、昨今、総労働時間の縮減が早急に取り組むべき課題と言われております。校務支援システムの導入は、これらの課題解消にも大いに効果を発揮するものと期待をいたしております。

続きまして、15)点目の「文化の薫るまちづくりをめざして」のうち、審議会見直しの影響についてでございます。

本町では、令和5年7月に島本町文化推進委員会を廃止し、その機能を島本町文化財保護審議会と島本町社会教育委員会議において担うことといたしました。それに伴い、島本町文化財保護審議会の充実のため、令和5年6月1日付で埋蔵文化財に関する専門的な知識・経験をお持ちの考古学の専門家を委員として新たに増員し、委嘱したところでございます。

本審議会委員として、考古学について専門的見地を有する識者に参画いただいたことにより、桜井せせらぎ公園内に整備した尾山遺跡泉跡の移築復元工事の際には、石材の配置や柵の形状、高さなどについて御助言いただき、圧迫感なく再現遺構を観察できるものとなりました。また、町内の埋蔵文化財調査に関する業務についても、常時、御意見をいただきやすい体制となり、他の離宮や京都の遺跡の類例を御教示いただくことができるため、様々な可能性を検討しながら、より客観的に調査を進めることができます。

次に、昭和時代の歴史文化遺産についてでございます。

本町におきましては、昭和時代の文化財保護についても積極的に取り組んでいるところであり、昭和4年に建設された水無瀬神宮の拝殿及び幣殿、昭和16年に建設された町立歴史文化資料館などの建造物については、国の登録有形文化財として登録されておりますが、登録に向けての働きかけや、そのための様々な手続について尽力させていただ

いたところでございます。また、近年では高浜地区の西田家の住宅、山崎地区の理容京極、大阪染工株式会社の2軒の建物、西村亭の建物の調査などを行い、やむを得ず建造物の取壊し等が行われる際にも記録保存を行っております。そして、建造物以外におきましては、現在、水無瀬家所蔵資料調査を実施しており、水無瀬家が所蔵している江戸時代から昭和時代までの資料を、今後、保存・活用できるよう調査を進めているところでございます。

いずれにいたしましても、今後も昭和時代以降の文化財についても調査を進め、指定文化財及び登録文化財として守っていく必要があると判断したものにつきましては、適切に手続を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

消 防 長 続きまして、消防本部所管分につきまして御答弁申し上げます。

16)点目の「消防本部職員の育児休暇取得と課題」についてでございます。

男性職員の育児休業取得率につきましては、令和5年4月1日現在の本町消防職員の平均年齢は33.6歳であり、全国平均より約5歳程度平均年齢が若くなっており、子育て世代である30歳以下が22名と、組織の半数を占めているのが現状でございます。

育児休業取得状況につきましては、令和5年度は対象者12名中11名取得しており、取得率は90%を超えている状況となっております。そのため、現場活動に支障が出ないよう、人員状況や取得期間、家庭の事情を踏まえ、早い段階で所属長に相談するようにしており、現時点で現場活動に支障を来すことのない範囲で取得ができているものと考えております。また、消防学校の派遣期間と重複するなどの際には、状況によっては日勤者が乗員するなど対応により、現場活動に支障が出ないよう対応しております。

今後も引き続き高い取得率で推移することが想定されますため、現場活動に支障を来すことがないように、消防体制の充実強化を図ってまいります。

以上でございます。

上下水道部長 最後に、上下水道部所管分につきまして御答弁申し上げます。

17)点目の「上水道管路の耐震化は災害対策」についてでございます。

令和5年度における老朽管路の更新事業につきましては、高浜地区外で2件、桜井台地区で1件の合計3件の工事が竣工いたしました。低区配水場からの主要幹線となります若山台地区老朽配水管布設替工事につきましては、令和5年度及び令和6年度の2か年をかけまして整備する事業計画となっており、現在、竣工を目指し、鋭意進めている状況でございます。このため、過去3年間と比較いたしますと、令和5年度は更新延長が減少したことにより、管路更新率が低下したものでございます。

なお、本町の管路更新率は平均1.2%ですが、大阪府内の管路更新率は平均で0.85%、全国平均では0.65%となっており、大阪府内や全国平均を上回る管路の更新に努めております。

今後10年間の課題につきましては、主要管路の耐震化が急務となっております。現在、島本町水道管路更新等計画に基づき、老朽管路の更新及び耐震化を進めておりますが、老朽管路の更新はこれまでの更新延長の約2倍程度を、耐震化は令和15年度末での耐震適合率50%を目指しており、本事業を推進するためには、職員の技術の向上と継承が必要であるとの認識いたしております。

以上でございます。

戸田議員 御答弁いただきました。

詳細につきましては、いただいた御答弁も踏まえつつ、各常任委員会において、それぞれが質疑を行いたいと思います。

清水議長 以上で、人びとの新しい歩みの大綱質疑を終わります。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時04分～午後1時05分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、コミュニティネットの発言を許します。

平井議員(登壇) それでは、令和5年度歳入歳出決算に対し、コミュニティネットを代表して大綱質疑を行います。

新型コロナウイルス感染症の位置づけが、これまで新型インフルエンザ等感染症、いわゆる2類としていましたが、令和5年5月に5類になり、国民生活も新型コロナウイルス感染症前の生活に戻りつつあり、日本経済も好転の兆しはあるものの、今なお不安定な状況であるものと思っています。

また、コロナ禍の中、無観客で行われた東京オリンピックから3年経った今年は、パリで観客を入れてのオリンピックが開催されました。また、先日からは障害者のスポーツの祭典、パラリンピックが行われています。平和の祭典でもあるオリンピックが開催される中、一方で、ロシアがウクライナへ軍事侵攻してから2年半経った今なお、出口の見えない状況であり、イスラエルにおいてもガザ地区、ハマスとの戦争がエスカレートしており、子供を含む多くの民間人が犠牲になっていることは残念であり、許すことができないものであると思っています。一日も早い終結を望んでいるところでございます。

このような世界情勢の影響等により、石油価格が高騰し、電気代・ガス代をはじめ食料品や日用品のほとんどの価格の高騰などにより、私たち国民生活に大きな影響を与え続けてきた令和5年度であったと思っています。

このような中において、令和5年度においても、物価高騰対策をはじめ住民福祉向上のため適切に事務をこなしてこられたと思いますが、令和5年度決算審査をするに当たり、以下、大綱的に質疑を行います。

まず、1点目、島本町の自主財源確保策について。

令和5年度の町税決算額は54億3,983万9,000円で、前年度と比較して5億904万2,000円、率にして10.3%増となっていますが、主に企業の業績が好調であった影響により法人税の増によるものであり、今後、島本町が基礎自治体として存続していくためには、町税収入の確保とともに自主財源の確保が必要不可欠と考えるが、令和5年度において自主財源確保のためにどのような取組をされてきたのか、また、今後、どのような取組を行っていこうと考えているのか、町の考えをお伺いいたします。

2点目に、島本高校再編整備について。

令和7年3月末をもって閉校が決定している大阪府立島本高校の跡地については、本町にとってよりよい活用がされるよう、町としての意向を取りまとめ要望するとのことでしたが、大阪府に対し要望された内容及び大阪府との話合いの内容について、お示しをいただきたいと思います。

次に、3点目、企業版ふるさと納税制度の活用について。

町長自ら町内企業を訪問し、新たにマッチング支援企業と契約を締結した結果、5社から400万円の寄附をいただいたことに対し一定の評価をしていますが、自主財源確保のために引き続き取り組む姿勢も重要と考えるが、町の見解をお伺いいたします。

4点目、職員の働き方改革について。

国の制度改正や通知に基づき、夏季休暇の取得可能期間を、従来7月から9月までであったものを6月から10月までに拡大し、今年度から実施しているが、その効果並びに職員の反応、また、今後の働き方改革について取り組むことがあれば、お示しをいただきたいと思います。

5点目、インターネット上の誹謗中傷について。

現代社会において、インターネット空間上での誹謗中傷や差別的発言については、時には人の命を奪うことにもなり、喫緊の課題と考えています。大阪府では、インターネット上の誹謗中傷や差別等の人権侵害のない社会づくり条例が施行され、国においても侮辱罪の法定刑に懲役刑が導入されるなど、懲罰化が図られましたが、インターネット上の誹謗中傷や差別事象は跡を絶たない状況と認識しています。少なくとも、本町の住民の皆さんが被害者や加害者にならないような取組が求められていると思うが、令和5年度の取組について、総合政策部並びに教育委員会の取組についても、併せてお伺いいたします。

6点目、ごみ処理の広域化は進んでいるのか。

長年の懸案である島本町清掃工場については、本町の人口規模及び町域面積からして国の交付金要件を満たしていないため、特定財源が確保できず、単独で建て替えしなければならず、財政的に困難であり、ごみ処理の広域化は必要であるとの認識に立ち、広域連携でのごみ処理の問題解決を目指し取り組んでまいりたいとの答弁を、過去からいただいています。この問題については相手のあることでもあり、双方メリットがなけれ

ば交渉は成立しないものと考えられることから、課題も多いと思うが、令和5年度のごみ処理の広域化に向けてどのような取組をしてこられたのか、お伺いいたします。また、大阪府ごみ処理広域化計画が策定されており、この大阪府の計画にのっとり事務を進めていくことが理想と考えるが、府と協議はしてきたのか、併せてお伺いいたします。

7点目に、商工業の活性化について。

島本町には今すぐ当てはまらない事例ではありますが、少子高齢化の影響で人口減少により過疎化が進むと、スーパーが閉まり、商店街はシャッターが閉まり、タクシーが減少、また都市銀行まで撤退するなど、住民生活に大きな影響が出ることが想定されると聞かれますが、本町においては、令和5年度に「商店街サミットを定期的で開催し、商店街の活性化等を支援」してこられたとあるが、商店街活性化に取り組んでこられた効果と今後の活性化策について、お伺いいたします。

次に、物価高騰対応について。

今なお石油価格の高騰により、ガソリン代、電気・ガス代をはじめ生活必需品のほとんどが値上がりし、私たちの日々の生活に大きく負担がかかっている中で、物価高騰に対する住民負担軽減のため、今日まで様々な対応をしてきているが、これまでの成果と今後の方向性について、お伺いいたします。

次に、救急出動件数について。

救急出動件数については、急激な高齢化の進展とともに増加傾向にあり、令和5年度においても救急出動件数は前年度と比較して増加しており、さらなる救急安心センターの活用や救急車の適正利用の啓発に努めてこられたと思うが、その取組内容と啓発の効果について、お伺いいたします。

次に、学校施設の長寿命化計画について。

島本町学校施設長寿命化計画に基づき、各小中学校の維持管理に努めておられるが、各小中学校、いずれも築数十年が経過しており、小さな不具合が多いのではと思っています。各学校に一定の予算は充てられているものの、学校単位では専門的知識に乏しく、対応が難しいのが現状です。島本町学校施設長寿命化計画に該当しないような不具合への対応並びに学校との連携はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、各小中学校に空調機器が導入されて10年以上になるが、設置してから空調機器のメンテナンスは計画的に実施しているのか、お伺いいたします。

次に、空調の効きの悪い教室が存在すると保護者の方から聞いているが、原因等の把握はできているのか、また、そのような場合の対応についてどのようにされているのか、お伺いいたします。

次に、各小中学校の空調機器の更新時期についても検討する時期に来ていると思うが、更新計画はどのようになっているのか、お伺いいたします。

次に、11点目、小中学校の英語教育について。

小学校では、外国語に慣れ親しむために、言語や文化について理解を深めるとともに、積極的にコミュニケーションを図ろうとする態度を育成することを目的に、外国人指導助手を引き続き配置してこられたが、成果と今後の方針について、お伺いいたします。

次に、中学校においては、令和5年度に外国人講師と1対1でオンライン英会話をやってきたが、当初の目的を達成できたのか、お伺いいたします。また、取り組んでこられて、今後に生かしていく内容等があれば、併せてお伺いいたします。

次に、12点目、みづまるキッズプランの取組について。

幼児期における「遊びや生活を通した学び」と小学校における「主体的に自己を表現する学び」をつないだ、0歳から小学校2年生までの「みづまるキッズカリキュラム」を作成してこられ、令和6年度以降の取組に生かしていくとあるが、今日まで3年間、取り組んでこられた総括と、今後のさらなる充実を目指して取り組まれる内容について、お伺いいたします。

最後、13点目、町立体育館の建て替えについて。

老朽化が進む町立体育館及び小中学校のプール、東大寺公園テニスコートについて、水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備する方向性で事務を進めてこられたと思うが、令和5年度の取組内容と今後のスケジュールについて、お伺いいたします。

以上、よろしくお伺いいたします。

総務部長 それでは、コミュニティネットを代表されての平井議員の大綱質疑のうち、総務部所管分について御答弁申し上げます。

1点目の「島本町の自主財源確保策について」でございます。

令和5年度におきましては、企業版ふるさと納税で400万円の収入があったほか、ふるさと島本応援寄附金についても、前年度から約9,400万円の増加となりました。

今後の取組についてでございますが、令和6年度から2か年をかけ、百山地区における土地利用の検討と都市計画の変更を予定しているほか、引き続き、ふるさと島本応援寄附金や企業版ふるさと納税への積極的な働きかけや周知啓発、使用料・手数料の見直し、保有資産の活用及び基金の債券運用などに取り組み、自主財源の確保に努めてまいります。

私からは、以上でございます。

総合政策部長 続きまして、総合政策部所管分につきまして御答弁申し上げます。

2点目の「島本高校再編整備について」でございます。

島本高校につきましては、令和3年8月30日の大阪府の教育委員会議で、阿武野高校への機能統合が承認され、令和7年3月31日をもって閉校されることが決定されました。

本町といたしましては、大阪府教育委員会での機能統合承認後の令和3年12月22日に大阪府の教育長を町長が訪問し、島本高校が再編整備されることは大変残念であるものの、校舎等の建物及び跡地の利活用については大変憂慮しており、活用を検討される際

は町の意向をお聞きいただき、有用な活用を図っていただく旨の要望書を提出いたしました。その後も、幾度か担当者レベルで訪問するなど意見交換を行ってまいりましたが、生徒がおられる間は特に動きはなく、いよいよ来年3月に閉校されることを踏まえ、令和7年度に係る府政要望の1項目に、島本高校閉校後の活用について要望いたしました。

具体的な要望内容といたしましては、閉校後のスケジュール等を早期に示していただきたいことと、本町が地区計画や用途地域・高度地区等による建築物の高さ制限等を設ける場合には、地権者として協力いただきたいことの2点を要望いたしました。その回答といたしましては、大阪府では、庁内統一ルールに基づき、公用・公共用の施設として活用することを最優先に考え、教育庁内、全庁内、地元自治体の順に活用意向を確認し、活用意向がない場合には一般競争入札により売却されるとのことでございました。また、売却する場合には、概ね2年半の売却を目標スケジュールとされているものの、土壌調査や土地測量等に時間を要するケースが多く、実態としてはさらに長期間を要する場合があること、制限等がつかならば売却前に提示する必要があるため、情報共有を願いたいとのことでございました。

本町といたしましては、土地を購入して活用することは財政的にも困難でありますことから、売却されることを前提として、地区計画や用途地域・高度地区等による建築物の高さ制限等について検討し、大阪府との事前の相談や協議に向けて対応を検討してまいりたいと考えております。

続きまして、3点目の「企業版ふるさと納税制度の活用について」でございます。

令和5年度は、町長自ら町内企業で構成される青葉会加入企業を訪問し、積極的な営業活動をしたほか、マッチング支援企業を通じた寄附の募集により、5社から計400万円の御寄付をいただきました。令和6年度につきましても、引き続き町内企業への営業活動を精力的に行うとともに、新たに2社とマッチング支援企業と契約を締結するなど、積極的に取り組んでいるところでございます。

なお、いただいた御寄付については、新庁舎建設に活用したい旨、各企業には御説明しており、新庁舎に設置予定の芳名板に企業名を掲示する予定でございます。また、企業版ふるさと納税による税額控除の特別措置は令和6年度までとされており、国においては延長する動きはあるものの、延長されるかは現時点では未定でございます。

いずれにいたしましても、企業の皆様からいただく寄附は本町の貴重な自主財源となりますことから、具体的に活用する事業等を明確にし、企業の皆様に賛同いただけるよう、今後も取り組んでまいります。

続きまして、4点目の「職員の働き方改革について」でございます。

夏季休暇の取得期間につきましては、令和5年度に国の動向を踏まえ、心身の健康増進や家庭生活の充実の一層の推進を図り、取得可能期間を6月から10月までに拡大するための規則改正を行い、令和6年度から施行いたしました。本町におきましては、職員

がより柔軟な働き方を選択できるよう、国家公務員に準じた制約要件を設けず、全ての職員が6月から10月までの期間中、いつでも夏季休暇を取得できるように配慮をしたものでございます。

期間の拡大の効果につきましては、出退勤システムで管理する職員の取得実績で申しますと、対象の約半数に当たる100名程度の職員が、本年度6月において夏季休暇を取得した状況となっております。また、期間の拡大に対する職員からの声は特に把握しておりませんが、6月の取得実績に表れておりますとおり、職員同士の休暇取得の分散や、業務によって繁忙期が異なる状況への対応、職員一人一人のライフスタイルに合わせた休暇取得が一層可能になったことにより、所期の目的が一定達成できたものと認識しております。

本町では、これまでもワーク・ライフ・バランスの実現に向けた働き方改革として、子育て・介護の両立支援等の観点から、時差出勤制度やテレワークの導入を行ってまいりました。今後の新たな取組といたしましては、フレックスタイム制に関する検討を進めたいと考えているほか、先進自治体の取組などを継続的に情報収集し、柔軟で多様な働き方ができる職場環境づくりの一層の推進に努めてまいりたいと考えております。

続きまして、5点目の「インターネット上の誹謗中傷について」のうち、総合政策部所管分についてでございます。

人権文化センターでは、小学4年生が施設見学で来訪する際に、人権擁護委員による人権教室を実施しており、インターネットによるいじめをテーマに取り上げ、インターネットを使用する際のマナーやルールについて説明し、啓発を行いました。また、インターネット上の誹謗中傷やトラブルに関し、ラインや電話、メールなどによる相談や、面接による弁護士など専門家へ相談を受ける大阪府の相談窓口「ネットハーモニー」が開設されたことから、広報誌に紹介記事を掲載し、周知に努めました。

いずれにいたしましても、SNSなどの普及により、情報の発信主体が多様化し、人権を侵害するような情報の受信も容易となっている現状におきましては、国や大阪府などの関係機関とも連携し、住民の皆様が被害者にも加害者にもならないよう、引き続き幅広い世代に対する啓発に努めてまいります。

続きまして、6点目の「ごみ処理の広域化は進んでいるのか」についてのうち、総合政策部所管分についてでございます。

ごみ処理の広域化につきましては、これまでも議会等でも御答弁申し上げておりますとおり、本町の喫緊の課題であると認識しており、各会派の議員の皆様とはこれまでも意見交換をさせていただき、広域連携での課題解決は議員の皆様も同様の考えであることを確認させていただいております。しかしながら、相手自治体があり、相手自治体の諸事情もあることから、本町の思いだけで進められるものではございません。このことは、議員の皆様も御理解いただいているものと理解しております。つきましては、令和

5年度の取組につきまして、現時点で公に御説明できる内容がないことを御理解いただきたく存じます。

続きまして、8点目の「物価高騰対応について」でございます。

令和5年度には、地方創生臨時交付金を活用いたしまして、生活者の家計応援及び事業所への支援を実施いたしました。具体には、地域における消費喚起及び下支えをするため、物価高騰対策商品券事業をはじめ、住民税非課税世帯や住民税均等割のみ課税世帯に対する給付金の支給、介護サービス事業所や障害者福祉サービス事業所への物価高騰対策の支援給付金の支給、学校給食の食材高騰に伴う給食費の値上げ分に対する公費負担など、町財政との整合を図りつつ必要な支援を行いました。現在も、定額減税に関し、低所得者支援及び定額減税補足給付金の支給業務を町が行っております。

今後につきましても、現時点で国の交付金等は明らかにされておりませんが、物価高騰に対する影響は今なお続いていることから、必要な財源確保と町財政との整合を図りながら、対策を検討してまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

都市創造部長 続きまして、都市創造部所管分につきまして御答弁申し上げます。

6点目の「ごみ処理の広域化は進んでいるのか」のうち、都市創造部所管分についてでございます。

令和5年度におけるごみ処理広域化に関する取組といたしまして、具体的な成果はございませんが、大阪府の一般廃棄物に関する情報交換会に出席し、先行して広域処理を実施されている事例等の情報を収集したところでございます。また、大阪府では、大阪府ごみ処理広域化計画に基づき、府内自治体の処理施設の設置状況と今後の整備の予定を調査されており、その取りまとめの情報提供を受けているところでございます。このほか、広域化に当たり、避けて通れないごみの収集や減量化の問題につきまして、本町と大阪府が共同で課題整理等を行いました。

町といたしましては、大阪府ごみ処理広域化計画を踏まえ、ごみ処理の広域化を目指しているところではございますが、広域化の目途が立つまでは、精密機能検査等の結果を踏まえ、現施設の延命化を図りながら、不測の事態が生じないよう安定した運転を行ってまいりたいと考えております。

続きまして、7点目の「商工業の活性化について」でございます。

商店街活性化の取組の1つである商店街サミットは、平成30年度に初めて開催されてから令和5年度末時点で全44回の開催となっており、町内事業者等に対し、各種支援制度の情報共有や町内各種イベントと連携したにぎわいづくりの議論等を行ってまいりました。町内事業所等と行政が円滑に連携を取ることができる場として、効果的に機能していると認識いたしております。

そのほかの商店街活性化の取組としまして、府内商店街を巡って賞品が獲得できる

「大阪府商店街めぐりデジタルスタンプラリー」に町内商店街が参加されたことや、これまで紙の抽選券で実施してきた事業をデジタル化した「島本センターガラポン大抽選会」が開催されたことなどが挙げられます。また、新たな商店街等の活性化を図るため、令和5年度に創業支援プログラムの案を作成し、令和6年度にプログラムを実施いたします。本プログラムを通して、魅力的な町内事業者を創出し、さらなる活性化に努めてまいりたいと考えております。

私からは、以上でございます。

消 防 長 続きまして、消防本部所管分につきまして御答弁申し上げます。

9点目の「救急出動件数について」でございます。

救急出動件数につきましては、令和5年中が1,589件、令和4年中が1,567件であり、前年と比較し22件の増加となっております。5年前の平成30年中の救急出動件数につきましては1,296件であり、令和5年中と比較すると、約300件増加しております。救急安心センターの活用や救急車の適正利用の啓発の取組内容としましては、ホームページや町広報誌への掲載、救急講習会や消防訓練時等を活用し、行っているものでございます。

65歳以上の高齢者の搬送人員につきましては、令和5年中が957人、令和4年中が996人であり、前年と比較し39人の減となっております。その原因の分析は困難ですが、近年の高齢化の進展に伴い、全国的に救急出動件数における高齢者の占める割合が増加傾向にありますことから、救急安心センターの活用や救急車の適正利用の啓発に努めてきた一定の効果があつた可能性はございます。

令和7年度には、高槻市島本町消防指令センターが発足する予定でございます。増加する救急出動や各種災害出動につきまして、連携を図りながら、しっかりと対応してまいりたいと考えております。

以上でございます。

教育子ども部長 続きまして、教育子ども部所管分につきまして御答弁申し上げます。

5点目の「インターネット上の誹謗中傷について」のうち、教育委員会所管分についてでございます。

教育委員会といたしましては、インターネット上の誹謗中傷や差別事象に関して、ネット上のいじめと捉え、近年では小中学校の全児童・生徒に対し、島本町小・中学校生活指導研究協議会にて作成した「いじめ防止リーフレット」を配布し、ネットいじめに関する授業も実施をいたしております。さらに、特別の教科道徳や特別活動等においても発達段階に応じた授業を行い、外部から講師を招聘して授業を実施するなど、身近にある深刻な問題と認識して、学習に取り組んだところでございます。

続きまして、10点目の「学校施設の長寿命化計画について」のうち、計画に該当しない不具合への対応及び学校との連携についてでございます。

学校施設の多くは昭和50年前後に整備されており、老朽化が進む施設につきまして、

令和3年6月に策定された島本町学校施設長寿命化計画に基づき、計画的に改修整備を進めているところでございます。

日常における学校施設の維持管理につきましては、早期にその不具合を発見し、改善していくために、各校では学校保健安全法に基づき、学期ごとに1回以上の点検を行うとともに、専門業者等による各種法定点検として、消防法に基づく消防設備点検や電気事業法に基づく電力設備点検などを実施いたしております。それらに加えて、教育委員会事務局職員が各校から各種機器の不具合等を適宜聞き取り、そして、即時対応できるものについては速やかに対応し、対応に時間を要するものについては、学校と工事完了までの方策について協議した上で対応するなど、学校と連携を図りながら、適切な維持管理に努めているところでございます。

次に、空調機器についてでございます。

学校施設の空調機器の整備につきましては、小学校では、平成23年度に小学校4校における特別教室、また、平成25年度に普通教室等を整備いたしました。中学校におきましては、平成23年度に中学校2校の普通教室等、令和元年度に特別教室を整備いたしました。また、学級数の増や各諸室の整備などについては、必要に応じて随時整備してきたところでございます。

空調機器の維持管理につきましては、フィルター清掃等の簡易的に対応できるものは学校現場において定期的を実施しており、劣化に伴う不具合等につきましては随時修繕を行うとともに、令和2年度及び3年度において、設置後一定期間経過した小中学校の空調機を対象に、低下した冷房能力を改善し消費電力を削減することを目的に、機器内に内蔵されている熱交換機の見直しや消耗部品などの修繕を実施したところでございます。

しかしながら、空調機器につきましては、整備後10年以上が経過しており、一般的に示されている空調機器の耐用年数10年～15年を迎えている状況でございます。全ての空調機器が耐用年数で使用できなくなるものではございませんが、令和5年度及び令和6年度において、耐用年数を迎えた空調機器が故障により使用できなくなり、交換する部品が製造されていないことから、新しい機器に更新した実績もございます。

いずれにいたしましても、学校施設の空調機器に係る更新につきましては、児童・生徒等の学習及び生活の場として、また、教職員の働く場として、良好な教育環境を継続して維持していくためにも、計画的に更新していく必要があるものと考えております。

次に、空調の効きの悪い教室への対応についてでございます。

各校の教室に整備しております空調機器の中で、屋上に一番近い最上階の教室の室温が一番高くなりやすいことや、室外機からより遠い位置の教室については機器をつなぐ配管が長くなることから、機器の性能低下及び外気温の影響が顕著となり、効きが悪くなると認識しております。また、近年の新型コロナウイルス感染症の感染防止の観点か

ら換気の徹底が推奨されてきたこともあり、多くの教室で現在も空調機器を使用しながら窓を開けている状況も、教室の室温を高めている要因であるものと認識いたしております。

つきましては、各校には空調機器を使用している間は窓等を閉めて、効率よく教室内の温度を下げるよう、また、外気の温度によっては空調機器の設定温度を下げて、室温を概ね28度C以下となるよう指導したところでございます。次年度の夏季に向けては、最上階の教室を中心に、断熱性や保温性に優れた遮熱カーテンを整備していくことも検討しております。

次に、空調機器の更新計画についてでございます。

空調機器につきましては、整備後10年以上が経過しており、一般的に示されている空調機器の耐用年数を経過していること、また、10年以上前の機器と現在の機器では省電力化が相当進んでいることから、環境面、またランニングコスト面から見ても、計画的な更新を検討していく時期にあるものと考えております。地球温暖化の影響を受けて、夏の暑さは年々増しております。空調機器につきましては、児童・生徒が良好な学習環境で学校生活を送る上で必要不可欠な機器でありますことから、使用できない期間が発生しては、学校生活の継続が困難となることは言うまでもありません。全校の空調機器の更新工事となりますと相当の期間を要することとなりますし、また、相当の予算も必要となりますことから、財政部局とも十分協議し、更新整備も視野に検討を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、11点目の「小中学校の英語教育について」のうち、外国人指導助手についてでございます。

令和4年度に引き続き、小学校学習指導要領の求める「言語活動を通してコミュニケーションを図る基礎となる資質・能力を育成すること」を目的として、町立保育所・幼稚園及び小学校全てに外国人英語指導助手、いわゆるALTを配置いたしました。当然のことながら、臆することなくALTとコミュニケーションを図る経験ができたことは、大きな成果であると考えております。

また、令和5年度に本町が独自で実施したアンケート調査における「外国語活動や英語の勉強が好きだ」という設問に対し、小学校3年生から6年生のうち、肯定的回答をした児童の割合が77.9%でございました。同年度の全国学力・学習状況調査における同様の質問の全国の肯定的回答割合が69.3%だったことを踏まえますと、高い割合であったことが挙げられます。

今後につきましても、外国語学習や多文化理解の入り口とも言える小学校では、体験活動を重視した学習が望ましいとの判断の下、実際に目の前の講師とコミュニケーションを取ることができるALTの活用は、今後も継続してまいりたいと考えております。

次に、外国人講師とのオンライン英会話についてでございます。

中学校では、令和5年度から生徒一人一人が英語で話す機会を確保し、国際理解を深め、より積極的にコミュニケーションを図ろうとする学習意欲及び実践的な英語活用能力の向上を図る目的で、オンライン英会話を導入いたしました。オンライン英会話は、画面越しの外国人講師と1回25分の英会話トレーニングを実施しております。実用的な英語力の養成、個人の自発的な発話量の増加はもちろんのこと、レッスンの合間に生徒自身が外国人講師と自由に会話することで、コミュニケーションを図ろうとする学習意欲は一定向上したと、各校長からも報告を受けております。令和5年度の実践を踏まえ、より快適に授業を実施するためのネットワーク環境の点検や、より適切な実施回数について検討し、令和6年度の実施内容に反映させたところでございます。

続きまして、12点目の「みづまるキッズプランの取組について」でございます。

みづまるキッズプランにつきましては、令和3年度から3年間かけて、町立幼稚園、保育所、そして、小学校と一緒に研究し、策定したものでございます。取組を通して、幼児期の「遊びを通した学び」と小学校低学年期の「主体的に自己を表現する学び」をつなぐためのカリキュラムを作成するに当たり、小学校の教員と保育所保育士及び幼稚園教諭が共通の目標の下に年間10回、合計30回、議論を重ねることができたことは、非常に有意義であったと認識いたしております。また、議論を重ねる中で、みづまるキッズプランが目指す子供像について、教職員全体で共通認識を図ることができ、令和6年度からの各校・園・所での取組につなげられていることも大きな成果であると考えております。

令和6年度からは、町立保育所・幼稚園及び小学校の低学年の生活科の時間において、みづまるキッズカリキュラムを実施しており、子供たちの遊びたい、学びたいという気持ちを大切にしながら、授業改善の視点を持って、自己表現力、課題探求力、社会参画力といった「見えない学力」の育成に努めております。さらに、その取組を中学校にも広げるため、小中学校の教員で構成される小中一貫教育推進協議会が主体となって、小学校3年生から中学校3年生までの総合的な学習の時間において、どのような取組ができるかについて、保育所保育士及び幼稚園教諭も交えて研修会を実施しております。

今後につきましても、実践状況を注視し、引き続き、さらなる充実をめざして取組を進めてまいりたいと考えております。

続きまして、13点目の「町立体育館の建て替えについて」でございます。

まず、令和5年度の取組内容についてでございます。

令和5年度においては、内閣府からの専門人材の派遣制度を活用し、PPP/PFI事業について見識を深めるとともに、府と共同で課題の分析や対応方策の検討を行い、町立体育館、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートを水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備する方向性で事務を進めることとし、本年度に基本計画を策定することといたしました。

次に、基本計画の今後のスケジュールについてでございます。

基本計画策定に当たっては、学識経験者、関係団体の方、小中学校長、そして、住民の方々を委員とした島本町新体育館等整備基本計画策定委員会を新たに附属機関として設置し、全4回の会議を予定しております。これらのスポーツ施設につきましては、多くの住民の方々に御利用いただく施設であること、また、プールにつきましては、学校プールの集約化についても併せて検討する必要があることから、利用者を含む住民の皆さんや学校関係者の皆さんの意見を丁寧にお聞きしていく必要があるものと考えております。そのため、令和6年8月6日に開催した第1回目の会議では、住民等アンケートについて内容や方法などについて御審議いただきました。今後の会議では、本アンケートなどを基に、施設の規模や内容、事業手法の在り方、今後のスケジュール等について検討し、計画素案がまとまりました後にパブリックコメントを実施し、本計画を本年度中に策定する予定といたしております。

いずれにいたしましても、財源は限られておりますので、財政部局と調整を図りながら、多くの住民の皆さんに活用いただける施設を目指して、検討を進めてまいりたいと考えております。

私からは、以上です。

平井議員 ありがとうございます。

決算審査に伴う大綱でございますので、再質疑は避けませんが、詳細な部分については各常任委員会でお聞かせをいただきたいというふうに思います。

終わります。

清水議長 以上で、コミュニティネットの大綱質疑を終わります。

以上をもちまして、会派代表による大綱質疑を終結いたします。

この際、暫時休憩いたします。

(午後1時48分～午後1時49分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

お諮りいたします。

ただいま議題となっております第86号議案及び第87号議案並びに第1号認定から第13号認定までの15件については、お手元に配付いたしております議案付託表のとおり、それぞれの所管の常任委員会に付託いたしたいと思っております。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、第86号議案及び第87号議案並びに第1号認定から第13号認定までの15件については、お手元に配付しております議案付託表のとおり、それぞれ所管の常任委員会に付託することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時50分～午後 3 時10分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

ただいまから、委員会の日程を職員から報告させます。

(「議長」と呼ぶ者あり)

東田議員 委員会の打合せが終わって、この間、何十分なのかわからないんですけど、通常であれば、委員会の打合せが終わって「追って再開を連絡します」というのが通常どおりであると思うんです。それで、確かに「追って連絡します」で、「追って」やから、何時になろうが「追って」なんですけど、何があったか知りませんが、これだけ時間がかかるような何かがあったのであれば、皆さんにちょっと一言あるべきじゃないかなと思うんですよ。何があったか分からんまま何十分も待たされて、いきなり「3時10分から再開」っていても、どうかなと思わんでもないですよ。何かがあって、対処しなアカンことがあるのであれば、それは別に否定しないですけど、皆さんに一言あってもいいんじゃないかなと。「ちょっと時間かかるんで待ってください」の一言でもあれば、待っているほうもしゃあないなど、時間かかるんだなというふうに理解して待てるんですけどね。何のお知らせもなく、ボーッと待たされているのも、ちょっとしんどいかなと思わんでもないんで、その辺だけ、ちょっとお願いしておきます。

清水議長 分かりました。今後、注意しますので、よろしく申し上げます。

議会事務局長 それでは、委員会の日程について御報告いたします。

総務建設水道常任委員会は、9月10日(火)、9月11日(水)、9月12日(木)。

民生教育消防常任委員会は、9月13日(金)、9月17日(火)、9月19日(木)。

開議時間は、いずれも午前10時でございます。

以上でございます。

清水議長 お聞きのとおりでございます。

委員各位におかれましては、よろしく御審査賜りますよう、よろしくお願い申し上げます。

日程第2、第88号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第3号)を議題といたします。

これより、本案に対する質疑を行います。

戸田議員 第88号議案 一般会計補正予算(第3号)について、お尋ねいたします。

本件に関わる訴訟は、国家賠償法に基づいた訴訟ということでしょうか。国家賠償法においては、故意又は過失であったのか、あるいは違法な行為であったのかという点が重要なポイントになるかと思いますが、数年にわたる協議の場があったのであれば、行政として故意または過失ではない、違法な行為ではないと、これまでどのように説明されてこられたのでしょうか。まず、この点、お尋ねいたします。

総務部長 国家賠償法での訴訟となるか、また、これまで説明はしてきたのかということについてでございます。

現時点で、原告からは国家賠償法に基づく訴訟という位置づけで提起されております。それから、説明のこれまでの経過でございますけれども、本件につきましては、繰り返し複数年にわたりまして、当該原告から町に対し説明を求められ、その都度、制度や給付手続に関する説明を窓口や文書で行ってきたものでありまして、本町としても十分説明責任を果たしたものと考えております。

また、原告より令和3年10月11日付で提起された審査請求においては、審査手続において行政不服審査会への諮問を行い、答申を経て裁決を行ったものであり、同審査会においても、本件給付処分においては適法である旨の意見をいただいております。

以上でございます。

戸田議員 御答弁にもありましたように、行政不服審査会が開かれたということ。既に行政不服審査によりまして、審査庁として、島本町は訴えを退けられている案件であると思っております。行政不服審査法第85条に基づく裁決の公表と題して、裁決書がホームページに2件公表されていること、確認いたしました。これらについての審査結果はどうであったのでしょうか。概要を御説明ください。

もう1点、行政不服審査会における訴えの内容と、今回の訴訟における訴えの内容は同じという理解でよろしいですか。異なる点があるようでしたら、その内容について、可能な範囲で御説明ください。

総務部長 まず、1点目のホームページに掲載されている審査請求にかかる裁決の内容についてでございます。

令和3年10月11日付で審査請求のありました島本町障害者等日常生活用具給付決定処分事件の裁決につきましては、棄却するものとしております。当該審査請求については、島本町行政不服審査会へ諮問を行った上で裁決を行ったものであり、同審査会の答申においては、「見積額を基にこれを算定し、公費負担額及び自己負担額を決定する取扱いは妥当な手法であり、本件処分における公費負担額及び自己負担額が適正に算定されている」と認められたものです。

次に、令和5年11月6日付で審査請求のありました島本町障害者等日常生活用具給付決定処分事件の裁決につきましては、却下するものとしております。当該審査請求においては、審理員による審理手続終了後に、審査庁において当該審査請求は不適法なものであると判断したため、島本町行政不服審査会への諮問は行わず裁決を行ったものです。

なお、却下の理由といたしましては、審査請求人は給付決定後に新たな見積書を提出し、再度給付決定を受けた際の公費負担額は4万8,600円であり、この額は本件用具にかかる公費負担額の上限と同額です。よって、審査請求人に何ら不利益は生じておらず、

訴えによる法律上の利益は既に失われていることから、行政不服審査法第2条による審査請求の要件を欠き、不適法な審査請求であると判断したものでございます。

それから、2点目の行政不服審査における訴えの内容と今回の訴訟における訴えの内容は同じかどうなのかということについてでございます。

今回の訴訟における訴えの内容については、9月2日付で議会に対しまして御報告いたしましたとおりでございますけれども、訴状の記載だけでは、原告の請求内容は判然とはいたしておりません。この内容につきましては、今後、訴訟の進行とともに、その中で明らかにされるものと考えておりますので、現時点で行政不服審査における訴えの内容と今回の訴訟における訴えの内容の相違の有り無しにつきましては、御答弁することはできないものでございます。

なお、行政不服審査とは、行政不服審査法第1条に規定されておりますとおり、行政庁の処分その他公権力の行使に当たる行為に関する不服申立ての制度でございます。それに対して、今回の訴訟における訴えは、原告から大阪地方裁判所に提出された回答書（兼訴状訂正申立書）によりますと、国家賠償法第1条第1項に基づき、島本町に損害賠償請求を求めるものでございますので、行政不服審査が処分の是正を求めるものであるのに対しまして、訴訟のほうは金銭賠償を求めるものであるという違いがございます。以上でございます。

戸田議員 分かりやすく整理された御答弁をいただいたかなと思います。議会に報告いただきました文書を拝見しましたが、なかなか理解するのが困難という印象を持った、これが正直なところです。

今回、訴訟に伴う弁護士費用38万5,000円を予算計上されているわけですが、その積算根拠は資料人2によりお示しいただいたところであり、着手金に該当するということを理解いたしました。確認もいたしました。弁護に要する一定の費用が必要なことは当然理解していますが、比べまして、本件において求めておられる賠償額は1万149円と認識しているわけですが、比べて少額ということです。

賠償額の根拠について、原告はどのように主張されているのでしょうか。御説明いただけますでしょうか、可能な範囲でお願いいたします。

総務部長 賠償額の根拠ということで、訴状の内容等につきましては、さきに申し上げましたとおり、詳細については、今後、訴訟の進行とともに明らかにされるものと考えておりますが、原告から大阪地方裁判所に提出された回答書（兼訴状訂正申立書）によりますと、町長から原告に対してなされた6点の障害者等日常生活用具給付決定が違法であって、給付を受けるべき金額と給付決定の金額との差額分の損害を被ったとの主張をされているものと推測されます。

以上でございます。

永山議員 訴訟提起されている以上、訴訟費用として委託契約料というのを支払うのは必

要なことだと思いますが、示された金額の根拠、金額の妥当性についてのお考え、それぞれ御説明いただきたい。

あと、もう1点ですけれども、裁判ということですので、結果はどうか、現時点では分かりませんが、勝訴した場合には、実費ほか成功報酬というのを支払うことになります。これについてどのように取決めが行われているのか、この点を伺います。

総務部長 訴訟費用の根拠についてのお尋ねでございます。

今回、予算計上させていただいている委託料の根拠といたしましては、訴訟に係る着手金として、顧問弁護士よりいただいた見積額によるものでございます。訴訟代理人を依頼する場合は、請求額の多寡に関わらず、訴状等原告の書面の読み込み、当方の答弁書等書面作成、打合せ、裁判所への出廷等、相応の時間も労力も要するものであることから、見積りに示される費用を要することについては妥当なものと考えております。

それから、成功報酬についてでございます。顧問弁護士の法律事務所の報酬規程に定める基準に従いまして、経済的利益の額を根拠としつつ、審理の終結までに要した時間や労力等の具体的な事情に鑑みまして、委任事件処理の結果に応じ協議することとしております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第88号議案について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論いたします。

本件訴訟提起に伴って、顧問弁護士との委任契約料ということで計上されています。原告の訴え、主張に対して、日常生活用具購入に対する費用助成事業が、条例や要綱に基づいて問題なく行われているかどうか、双方、司法の場で明らかにする必要があり、被告として本町が対応しない選択肢はありません。このことは、訴額の多寡によって変わるものでもありません。また、計上された金額については、資料等から報酬等見積書に基づくもので、その金額、着手金及び報酬についても拝見いたしましたが、一般的な金額の範囲内、このように受け止めています。

また、住民から提訴があった場合には、そこに至るまでの島本町の対応がどうか、行き違いが起きないように適切に対応されたかなどが検証される必要があるところ、本件については継続的に説明の場が持たれていたこと、行政不服審査請求などによる、

その方の主張の機会も十分にあったこと、これら総合的に考えて、不適切な対応と評価するのは困難である事案であると考えています。

必要性、金額の適正、ここに至る対応、総合的に見て必要不可欠な予算計上と考え、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第88号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第88号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

お諮りいたします。

委員会審査のため、明日から9月29日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から9月29日までを休会とすることに決定いたしました。

以上で、本日の日程は全部終了いたしましたので、これをもちまして散会といたします。

次会は、9月30日午前10時から会議を開きます。

本日は長時間にわたり、大変御苦労さまでした。

(午後3時27分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

- 第 86 号議案 令和 5 年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 第 87 号議案 令和 5 年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第 1 号認定 令和 5 年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第 2 号認定 令和 5 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第 3 号認定 令和 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 4 号認定 令和 5 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第 5 号認定 令和 5 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第 6 号認定 令和 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第 7 号認定 令和 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 8 号認定 令和 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 9 号認定 令和 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 10 号認定 令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 11 号認定 令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第 12 号認定 令和 5 年度島本町水道事業会計決算
- 第 13 号認定 令和 5 年度島本町下水道事業会計決算
- 第 88 号議案 令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 3 号）

令和6年

島本町議会9月定例会議会議録

第4号

令和6年9月30日(月)

島本町議会 9 月定例会議 会議録 (第 4 号)

年 月 日 令和 6 年 9 月 3 0 日 (月)

場 所 島本町役場 議場

出席議員 次のとおり 1 2 人である。

1 番	川 嶋 玲 子	2 番	野 口 日 利 美	3 番	山 口 博 好
4 番	中 嶋 洵 智	5 番	大 久 保 孝 幸	6 番	福 嶋 保 雄
8 番	中 田 み どり	9 番	東 田 正 樹	11 番	伊 集 院 春 美
12 番	清 水 貞 治	13 番	戸 田 靖 子	14 番	永 山 優 子

地方自治法第 1 2 1 条の規定により、議会に出席を求めた者は次のとおりである。

町 長	山 田 紘 平	副 町 長	高 岸 信 之	教 育 長	横 山 寛
総 合 政 策 部 長	北 河 浩 紀	総 務 部 長	川 畑 幸 也	健 康 福 祉 部 長	原 山 郁 子
都 市 創 造 部 長	名 越 誠 治	上 下 水 道 部 長	近 藤 治 彦	消 防 長	三 浦 毅
教 育 こ ど も 部 長	岡 本 泰 三	会 計 管 理 者	柚 木 利 徳	福 祉 推 進 課 長	島 村 博 之

本会議の書記は次のとおりである。

事 務 局 長 多 田 昌 人 書 記 村 田 健 一

令和6年島本町議会9月定例会議議事日程

議事日程第4号

令和6年9月30日（月）午前10時開議

日程第1 行政報告

- 日程第2 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について
第86号議案 令和5年度島本町水道事業剰余金の処分について
案87号議案 令和5年度島本町下水道事業剰余金の処分について
第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算
第2号認定 令和5年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
第3号認定 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
第4号認定 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
第6号認定 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
第7号認定 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
第8号認定 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
第9号認定 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
第10号認定 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
第11号認定 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
第12号認定 令和5年度島本町水道事業会計決算
第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算
- 日程第3 第7号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 日程第4 第89号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第4号）
第90号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

(午前10時00分 開議)

清水議長 おはようございます。

公私何かとお忙しい中、御参集いただきまして、大変御苦労さまです。

ただいまの出席議員数は12名であります。

議員定数の半数以上に達しております。

よって、これより本日の会議を開きます。

本日の不参加者の氏名を、職員から報告させます。

議会事務局長 おはようございます。

10番 平井議員から、所用のため欠席する旨の連絡がございましたので、御報告いたします。

以上でございます。

清水議長 傍聴されている方を含め、皆様方におかれましては、スマートフォンなどは電源をお切りいただくか、マナーモードにして音が出ないようにしていただき、使用は差し控えていただきますようお願い申し上げます。

それでは、本日の議事に入ります。

議案等につきましては、お手元に配付しておきましたから、御了承願っておきます。

日程第1、行政報告に入ります。

町長から、行政報告のため発言を求められておりますので、これを許します。

山田町長（登壇） おはようございます。

それでは、公金及び財務会計の適切ではない取扱いに関する点検結果と対応について、行政報告をさせていただきます。

このたび、税務課及び会計課での公金及び財務会計の適切ではない取扱いの事案が明らかとなりました。また、これを受けて全庁的に調査をいたしました結果、複数が判明いたしましたので、その内容及び今後の対応につきまして、御報告申し上げます。

1点目は、税務課におきまして、町税に係る滞納繰越分について、長年にわたり、総額2,452万8,440円の実態のない調定額が財務会計システム側に計上され、是正しなかったため、決算書の数値が実態と乖離していたものでございます。この件につきましては、既に令和5年の決算におきまして、調定額を減額し、処理させていただいたところでございます。

2点目は、会計課におきまして、利用を終えた決済用預金口座の預金が長年処理されず、会計管理者名義の口座に87万4,561円と水道事業会計に係る町長名義の口座に149万20円の残高がございました。また、同課の金庫内に釣銭余剰金の未処理分と推定される現金1,000円と、過去に使用していた残高0円の返金用通帳を記帳したところ、1万5,000円の残金がございました。さらに、水道事業会計に係る残高0円の普通預金通帳

を記帳したところ、利息が128円ございました。この件につきましては、この後、御審議をいただきます補正予算に計上させていただき、今年度、速やかに歳入させていただきたく考えております。

3点目は、人事課におきまして、職員個人が加入する団体保険に関し、退職者1名への返戻金2,870円が未返金となっていたほか、過去の取扱事務費及び現在までの預金利息と推定される口座剰余金29万8,762円が未処理となっておりました。このうち、返戻金は公金の扱いではございませんが、既に返金済みであり、残金につきましては、この後、御審議いただきます補正予算に計上させていただき、今年度に歳入させていただきたく考えております。

4点目は、福祉推進課におきまして、相続人がいない死亡者の預金通帳及び現金の国庫帰属等未処理分1,207万9,147円と、保険年金課におきまして後期高齢者医療保険料の死亡等喪失により発生した過誤納付保険料で、相続人等からの請求がなく還付できず、時効を迎え、現在は繰越金に含まれている387万453円でございます。これらは制度上、処理が困難な事案であることから、前者の取扱いについては顧問弁護士へ相談の上、また、後者の取扱いについては大阪府後期高齢者医療広域連合と協議の上、ともに今後適切な処理方法を検討してまいります。また、すこやか推進課におきまして、過去に実習生を受け入れた際の謝礼と推定される商品券1万5,000円分が保管されておりました。これにつきましては、事業に必要な消耗品等の購入費に活用いたしますとともに、今後、商品券等の管理に関しては全庁的に管理簿を作成することといたします。

5点目は、都市計画課におきまして、町営住宅敷金及び保証金の一部において歳計現金への入金21万5,200円が未処理となっていたこと、また、にぎわい創造課におきまして、農業委員の出張旅費と推定される現金1,625円が対象の委員へ未渡しとなっていたこと、さらに、農業委員会名義で24万3,886円と農業祭名義で5万7,644円の預金が残ったまま、長年処理されておりました。この件のうち、都市計画課の町営住宅敷金及び保証金の未処理分につきましては、この後、御審議いただきます補正予算に計上させていただき、今年度、速やかに歳入させていただきたく考えております。なお、農業委員の出張旅費につきましては、既に引き渡し済みであり、本町が事務局を務めている農業委員会及び農業祭名義の預金につきましては、農業委員会及び農林業祭実行委員会と協議の上、公金ではないとの判断に至り、農業振興に役立てる目的で、寄附金として農林業祭実行委員会名義の口座に入金処理されております。

今回、このような事案が発生し、町組織に対する信頼を損ねましたこと、組織の長といたしまして、心からお詫び申し上げますとともに、二度と同様の事案が起らぬよう、風通しのよい組織風土の形成を含め、再発防止に努めてまいります。具体的には、口座の管理方法の見直しを行うとともに、税については、現在行っている月ごとの突合を継続し、また、監査委員に歳計外口座等を確認いただく仕組みを相談させていただくなど、

チェック体制の強化に努めてまいります。

また、今後におきましては、公金・財務会計等の取扱いはもとより、過去の経緯が不明である等の理由により解決困難な事案が判明した際においても、対応を先送りすることなく、私を含めた上司にちゅうちょなく報告・連絡・相談し、組織として解決を図っていくという組織風土が培われるよう、職員に対し訓示を発するとともに、庁議や課長会議で直接呼びかけるなど、職員の意識の醸成に一層努めてまいります。

議員の皆様はもとより、住民の皆様に改めて深くお詫び申し上げます、簡単ではございますが、行政報告とさせていただきます。このたびは大変申し訳ございませんでした。

清水議長 以上で、行政報告を終わります。

日程第2、第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定についてから第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算までの16件を一括議題といたします。

なお、本件16件につきましては、去る9月4日及び5日の本会議において所管の常任委員会に付託していたもので、既に審査が終了しております。

よって、これより各委員長の報告を求めます。

それでは、まず、総務建設水道常任委員会委員長の報告を求めます。

東田委員長（登壇） おはようございます。

それでは、総務建設水道常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月4日及び9月5日の本会議において、本委員会に付託されました第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について外12件について、9月10日、11日及び12日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件13件を一括議題として、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、9月12日に討論、裁決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で可決・認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

清水議長 次に、民生教育消防常任委員会委員長の報告を求めます

大久保委員長（登壇） それでは、民生教育消防常任委員会の委員長報告を申し上げます。

去る9月5日の本会議において、本委員会に付託されました第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算（所管分）外3件について、9月13日、17日及び19日に委員会を開催し、審査を行いました。

審査の経過でございますが、付託案件4件を一括議題とし、所管部局ごとに審査を行いました。また、付託案件については、既に本会議において説明されたところではございますが、委員会審査の万全を期するため執行部からの補足説明を求め、審査を実施したところです。

こうした審査経過を経まして、9月19日に討論、裁決を行いました。

採決の結果、付託された案件については、全て全員賛成で認定すべきものと決定いたしました。

なお、委員会審査における詳細な内容につきましては、後日、会議録を御覧いただきたいと思っております。

以上をもって、委員会審査についての委員長報告といたします。

清水議長 これより、委員長報告に対する質疑を行います。審議が円滑に行われるということと委員会の意思の安定という原則がありますので、当該委員会所属の各委員の質疑は差し控えていただきます。

それでは、本案16件の常任委員会の委員長報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、第74号議案から、順次討論、採決を行います。

なお、第7号認定から第11号認定までの各財産区特別会計の5件は、一括討論、一括採決といたしますので、あらかじめ御了承願っております。

それでは、第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論を行います。

自治体の契約は通常単年度が原則ですが、本条例制定により、地方自治法に基づき条例で定めた契約については、契約期間が複数年度に渡る長期継続契約を締結することができるようになります。これにより、事務の効率化が図られることや職員の事務負担軽減もあり、また、それにより住民サービスに振り分ける時間が増えるといった住民福祉の向上の面もあるということを確認しました。

また、取扱要領の中では対象となるものとならないものと、詳細が適切に定められていることも確認しており、必要な条例と認め、賛成の討論とします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

山口議員 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について、大阪維新の会を代表して、賛成の討論を行います。

本条例の提案理由は、地方自治法施行令第167条の17の規定に基づき、町が締結する長期継続契約に関し必要な事項を定めるため、新たに条例を制定するものです。

長期継続契約は、これまで少数勘定、複数年契約を締結することが一般的な借入契約や経常的・継続的な役務の提供など、毎回、内容に大きな変更がないものについても、歳出予算とは別に債務負担行為として予算計上する必要があることで、資料の作成や取りまとめに時間を要していましたが、それが一定緩和されることが挙げられます。このことは、職員の事務負担の軽減、また、その時間を住民サービスに費やすことが可能です。一方で、これまで債務負担行為として議案等に記載されていた複数年契約のうち、長期継続契約に該当する一部の契約に係る履行について記載されなくなることが挙げられます。

契約の透明性や公平性を確保し、契約期間中、契約相手方の業務内容や経営状態を注視するようにお願いしまして、賛成といたします。

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります

第74号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第74号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第86号議案 令和5年度島本町水道事業剰余金の処分についてに対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります

第86号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第86号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第87号議案 令和5年度島本町下水道事業剰余金の処分についてに対する
討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 続いて、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本案に対する委員長の報告は、可決であります

第87号議案は、委員長の報告のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第87号議案は、委員長の報告のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算について、人びとの新しい歩みを代表して、中田より認定の立場から討論を行います。

ロシアによるウクライナ侵攻に加え、2023年はイスラエル軍によるガザ侵攻がありました。国際秩序は混迷を極め、環境制約で金融資本主義は行き詰まり、地球温暖化による災害で、各地で大きな被害が起きていました。これまでの常識が通用しない、時代の
変革期に当たる年であったと思います。

本町も、これまでどおりの行政を漫然と執行するのではなく、明確なビジョンとリーダーシップで町政を進めるべきと予算審議の際も述べたところですが、その結果はどう
だったのでしょうか。

基金の運用についてです。

令和4年中から基金運用収益が約150万円、また、新たな基金運用でさらに100万円の収益が見込まれることが分かりました。一方、総合スポーツセンター積立基金を用いて有価証券を購入していますが、新体育館建設との関係で、運用途中で売却の可能性もあることも分かりました。金利が上昇傾向にある中で売却すれば損失は免れず、運用のメリットがなくなりかねません。答弁であったように、証券の財源を他の基金へ振り替えるなど、損失が出ないよう、慎重に対策を講じていってください。

滞納繰越分の調定額の誤りについてです。

今回の公表は評価しますが、平成初期から担当課長が認識していたにもかかわらず、町長や議会に報告がありませんでした。事務処理上の再発防止策という表面的なことにとらわれるのではなく、組織のありようという問題の本質に立ち返った上での猛省を求めます。

この点、質疑では、町長の誤った答弁がありました。このような重要な問題について、とっさのこととはいえ、間違った答弁をされたということは危機感の薄さの表れではないでしょうか。また、間違いに対する訂正が迅速に行われなかったことも大きな問題であったと考えます。人間、誰も間違ふことはありますが、それをフォローしていくのが組織です。調査中で事実確認が不確かというならまだしも、既に調査を終え、議会に説明までしている段階で間違った答弁があれば、即座に訂正が行われるのが普通です。しかし、本件では副町長、部長を含め多くの職員がその場にいたにもかかわらず、訂正が行われたのは1日もたってからでした。誰も町長の答弁、認識が間違っているとすぐには判断できなかった、そのことも町長を含めた行政全体の問題意識の薄さの表れであると考えます。再発防止を問うているその場で問題が再発していたとも言える事態でした。先ほど行政報告にて、特に組織風土における再発防止策を示されました。その対策を徹底していただきたいと思います。

文書管理電子決裁システムの導入についてです。

電子決裁システム導入によりペーパーレス化が進み、コスト削減や作業効率の向上が図られたこと、文書取扱規程については、別表の文書保存年限基準表の見直しや運用マニュアルを作成したことは評価します。一方で、文書保存年限に1年未満が追加されたことは、これまでであった運用とのそごが解消する点においてよいとは判断されますが、文書は本来全て保存すべきという文書保存の在り方とは相反します。現実的な運用の面から仕方なく受け入れるという点、申し述べておきます。

さて、今回の文書取扱規程の変更には、1点、大きな問題があると考えます。永年保存文書が廃止されている点です。もし、永年保存を廃止するのであれば、どの文書をどのように歴史的公文書として扱い、保存していくのかという仕組みの構築が併せて行われるべきですが、現状、その判断も仕組みも途上のまま、永年保存のみが廃止され、運用がされています。また、永年保存とするかどうかの判断が、今後、断続的に、学識等

の専門家ではない担当課長に委ねられる点にも不安が残ります。公文書は、健全な民主主義の根幹を支える国民共有の知的資源です。その成熟度は、公文書をどう位置づけ、活用しているかで判断できるとも言われています。質疑では、早急に仕組みの構築をすよう求めましたが、永年保存の復活も1つの選択肢として、緊急に再度の規程の修正変更を求めます。

自治会についてです。

質疑はしませんでしたでしたが、全国的に自治会の在り方が課題となっている中、町独自に自治会本来の在り方に照らし、住民と協議を重ね、負担軽減等の要件整理を行ったことは評価します。これが自治会活動の維持に、今後、効果を発揮するの可否かは今後の動向で明らかになってくると思います。注意深く見守りつつ、引き続きのサポートをお願いします。

退職率の高さについてです。

令和5年度も、町村の平均を上回る退職率が続いていました。質疑では、昨年度の委員会で提案した退職者アンケートについて検討を進め、本年度末に実施予定であることを確認しました。この件を課題と捉え、対策を講じる方向であること、大きな前進と捉えます。最終的な目標は、人材の流出を抑えることです。アンケートの実施、活用によって、退職者が減ることではじめて事業の効果が現れたと言えます。今後、成果が出ることを期待して見守りたいと思います。

会計年度任用職員についてです。

質疑により、令和5年度の会計年度任用職員の約9割が女性であるということ、確認しました。スマイルプランを掲げ、本来であればジェンダー格差を解消する旗振り役である町が、自ら官製ワーキングプアという形で女性の労働問題を生み出しています。処遇改善を通して、正職員との格差是正に努めていくとのことですが、本町では期末手当の月数が正規職員と比して少ない一方、府内では既に8割ほどの団体が、正規職員と同じ月数の支給があったとのことが質疑で明らかになりました。本町では、その他の部分で配慮があるとはいえ、後れを取っていることは否めません。また、会計年度任用職員のうち、1日の勤務時間が15分短いためにフルタイムにならない職員が全体の12%もいることも分かりました。期末手当の月数、フルタイムの扱い等、女性の人権の観点からも早急な処遇改善を求めます。

議会に送られてきた投書の扱いについてです。

兵庫県知事の文書問題の報道に見られるよう、世間一般に、まだ公益通報制度というものへの理解不足があることがうかがわれます。振り返って、令和5年度に議会にあった投書の扱いはどうだったのか、私自身も当時の受け止め方に認識不足があったのではないかと反省する面があります。答弁では、この投書について、町長も参加した飲み会に関する事案だったこともあり、公益通報に準じた取扱いで慎重に行ったとのことですが

が、近年の法改正によって通報者の特定が禁じられている中、その探索行為が行われてしまったことからして、その制度の理解が不十分であった側面があったこと、否めません。公益通報者を保護しないことが、社会全体、制度に与えるダメージは大きいです。公益通報という制度について、議会、行政ともに、これまで以上に認識を深め、慎重に対応することが必要と感じた案件でした。

不適切行為等第三者委員会についてです。

議会の決議を受け、第三者委員会を設置し、報告書が作成されました。2点、残念なことがあります。1つは、第三者委員会設置の前に、行政が自らの調査が正しいと思うのであれば、決議案を出した議員を対象に、まずは説明を尽くし、理解を求めるべきだったという点です。私には、町長がこの事態になることを漫然と放置したようにも見えました。もう1つは、わざわざ116万円もかけて作成された報告書ですが、結局のところ、事実として認定されなかったということが、「直ちに事実として存在しないことを意味するものではない」という報告書に書かれていた文言から分かるように、この報告書が、事実でなかったということの認定に寄与していない点です。この前提がある限り、報告書から行政と教育長の説明に事実と反する答弁があった、大きな差異があったという結論は導かれ得ません。事実かどうか調べることが目的であるはずなのにです。

質疑では、この壮大な無駄について行政の認識を問いたかったのですが、訴訟中の案件ということで答弁を拒否されたことは残念であり、説明責任を果たせていないという点で不誠実な対応であったと思います。そもそも、なぜ最初から、内部ではなく第三者に調査を依頼しなかったのでしょうか。初動のありようが、この混乱の大本にあるように見えます。この点、特別職に対する不適切な言動に関わる条例整備で一定解消されるのかもしれませんが、実態として、この制度が有効に機能しているかどうかは疑問が残ります。

これらの問題は、つまるところ、意思決定する側の人間が告発されたときに、その判断を告発された側ができてしまうという点にあり、これはさきに述べた公益通報や利益相反と、問題の構造が似ています。本町では、利益相反に対する認識が甘い事例があるということは、私はこれまでも指摘してきたことがあります。その辺りも含め、改めて認識を正していただくよう強く求めます。

ごみの問題についてです。

企業と連携したペットボトルの水平リサイクルの導入、給水機が効果的に活用されていること、ペットボトルや可燃ごみの収集量の減少や、ごみ組成の内訳でプラスチック類が減少していることについて評価しています。一方、相変わらずごみの収集量の減少傾向の要因が分析できていない点は残念に思います。高槻市とのごみ処理の広域連携に進捗が見られない中、可燃ごみ対策として本町として当面やることは、ごみ減量です。周知啓発とあわせ、生ごみ処理機補助の拡充や雑紙の資源化、リサイクル等における企

業との連携など、周知啓発にとどまらない削減効果のある施策を積極的に展開し、効果検証を行い、危機感を持って、ごみ減量を進めていってください。

地球温暖化対策についてです。

気候非常事態を町として宣言した年度であり、一般財源から数百万円を支出して策定した地球温暖化対策実行計画（区域施策編）の1年目でもありました。広報で年間を通じた特集による周知をしたことは評価しますが、実際の温室効果ガスの削減につながったのかは疑問です。夏の異常な暑さや気象災害の激甚化・頻発化に見られるよう、地球温暖化の対策は周知啓発だけで済む段階をとおに越しています。事務事業編では、直近の排出量は2013年と比して減少していますが、令和2年度の値と比べてみると、ほぼ横ばいです。計画で掲げた目標達成のためには、これまで10年かけて削減してきた量を、令和5年度から4年間の間で同程度削減していく必要があります、この面からも、排出量削減の加速は必至です。両計画ともに掲げた目標達成に向け、これまでと違ったレベルで早急かつ実効性のある施策を展開する必要があります。この点、強く求めておきます。

また、長く開催されていなかった地球温暖化対策推進委員会の開催は評価できますが、令和5年度に進行中だった事業、例えば、学校体育館大規模改修などについて、この会で検討がされなかったことは大変残念です。いまや、あらゆる施策の前提に脱炭素を据えて考えるぐらいでなければ1.5℃目標の達成は困難、職員全員が緊急性のある課題として認識し、できるだけ大胆に取り組むよう、予算で求めていました。この点、改めて強調します。

街路樹についてです。

剪定方法や時期が見直され、貧相だった街路樹の樹勢に回復の兆しが見られました。職員自ら専門家に意見を仰ぎ、研修に参加し、知識を身につけ、街路樹本来の機能を鑑みた適切な管理に転換されたことは大変評価しています。今後、目指す街路樹の姿は、道路構造令に定められた歩行者や車の交通空間の確保と両立する形で、樹間を大きく、樹形を整えていくとのこと、確認しました。とはいえ、まだ立ち枯れしたものや樹勢が弱いもの、樹形が乱れているものなどあります。街路樹は町の顔であり、その風格を体現します。目指すイメージに向け、継続的に適切な管理をすることで、景観、緑陰等、その機能が発揮される豊かな街路樹を育てていってください。また、町がイメージする大きな樹幹を形成するためには、健全な根張りが必要です。剪定手法の改善に加え、地面の部分の改善も併せて検討するよう求めます。

ヒメボタル保全地についてです。

町内初となる生き物の保全地が桜井にできました。島本駅前の開発に当たり、町や島本・緑と水を守る会の要望から始まり、土地区画整理事業組合の業務代行者がその要望に応え実現したものです。一部は会との共同調査も含み、事業者によって詳細かつ丁寧な調査が4年間にわたり行われました。その後、当該地の移管を受けた町がヒメボタル保

全地としたものです。

私たちの生活を根底から支える生物多様性が危機的な状況にさらされる中、社会全体で保全に対する意識は高まっています。今回の事業者による積極的かつ丁寧な協力のありようは、生物多様性の問題が、決して一部の生き物好きの話にとどまるものではないということをお話しています。当該地の維持管理においては、行政は会と協定を締結し、生き物に配慮した草刈りや会によるホタルのモニタリングも、今後、継続的に行われるとのことでした。

また、令和6年度には近接する開発地内ののり面において、ヒメボタルの生息が多数確認されたことから、保全地が拡充され、新たな看板を設置することも質疑で確認できました。保全においては、隣接する住宅に住まわれる方への早めの協力要請が重要です。末永く保全地にヒメボタルが生息できる環境が保たれるよう、引き続き対応をお願いします。

生物多様性は、全ての住民が享受する恵みであり、公共そのものです。ですから、生物多様性の保全は行政だけがするものではなく、住民、企業も含め様々なステークホルダーが関わるのが重要です。この点、本ケースは多くの主体が、よりよいものにしていくと共同で取組を重ねた結果のたまものであり、今後の生き物の保全の在り方のモデルとなる事例であると考えます。行政も手応えがあったのではないのでしょうか。これを糧として、今後も同様の取組を拡充して行ってください。

農地保全についてです。

市街化区域の農地の減少に歯止めがかかりません。このままのペースであれば、あと10年で半減、所有者の高齢化を鑑みれば、このペースはさらに加速していくことが予想されます。特に田んぼの減少が著しいです。早急な対策が必要です。現状、本町のような小規模な農地では、高齢化や担い手不足に耐えながら、金銭的デメリットも抱えつつ、厳しい状況で耕作をされている方が多いのではないかと推察いたします。一方で、都市住民の中には「農」に強い関心を持ち、体験を買いたい、田んぼでお米を受給自足したいという方も一定おられます。制度や受け皿等の課題はあるものの、行政が、本町の地域性に合わせた農業の在り方を模索する際には、こういった都市住民を担い手として強く意識し、支援していただきたいと思います。

また、食料安全保障の観点からも、身近に農地があることの重要性はますます高まっています。生物多様性、防災、景観、コミュニティ形成など、農地の多面的機能に加え、本町では様々なアンケート結果から、住民が農地に愛着を持っていること、保全の意向が強いことも示されています。地域計画の策定のタイミングでもあります。質疑では、農地に対し、町独自の補助金をつけるよう求めたところです。農家個人への財政的な支援の可能性も含め検討するとのことでした。この点、ぜひ、よろしく願いいたします。

有機フッ素化合物（PFAS）に対する危機感が、社会全体で高まってきています。

本町でも、河川水、離宮の水で新たに調査を開始されたことを評価しています。質疑では、河川水の調査目的は適切な対策につなげるためであることを確認しました。今後の調査拡充では、この点を意識して、各部局で連携して対策強化につなげてください。

また、令和5年度は民間団体によって、大阪府で大規模なPFASの血液検査が行われ、本町の住民も8名参加しました。その結果、府内においては、アメリカの学術機関によるPFASの血中濃度基準を超えていた方が、平均約3割だったのに対し、本町ではその母数は少ないとはいえ、5割と多かったことに衝撃が広がっています。

また、第3期データヘルス計画では、本町の脂質異常の件数は、全ての年齢において、国、大阪府よりも多くなっていることが示されています。PFASの健康影響として、さきの機関では十分な根拠があるとされている4項目のうちの1つが、脂質代謝異常です。要因は様々にあると思いますので、これをもってすぐにPFASの影響と断じることにはできませんが、大阪一帯が、国全体で見ても環境中の検出値が高いと、一部住民とはいえ、本町にPFASの血中濃度基準を超えている方の割合が高いことも考え合わせれば、注視すべき結果であると思います。まずは実態把握のために、町独自で住民の血液検査を実施することを求めます。

放課後デイサービスの利用が引き続き増加しています。

障害を抱えるお子さんや御家族に、早い時期から支援を受け、療育を受けることの意味は大きく、欠かせない福祉サービスである一方で、開業しやすい事業として障害児通所支援が大きく取り上げられている実態があります。今回、移動支援事業で特定の事業者の不適切な運営が明らかになったことは大変残念です。不適切な運営は、時に重大な問題につながることもあり、厳しい対応を取った島本町の判断、姿勢を支持します。また、権限などの問題で対処しきれない部分もある中で、可能な限り手立てを講じた点も評価いたします。今後、過大・架空請求分の改修などの業務も負担は大きいと思いますが、顧問弁護士とも相談の上、進めていってください。

たばこについてです。

昨年度に引き続き、受動喫煙防止の取組として広報に力を入れていたことに加え、乳幼児突然死症候群対策月間に、禁煙に取り組むことで発症率が下がることを示した点も、高く評価します。大阪健康安全基盤研究所の作成した報告書では、喫煙所が十分ないと、禁煙区域での喫煙につながり、受動喫煙となってしまうことを懸念している専門家はいるが、喫煙場所のないことが禁煙場所での喫煙につながるという認識ではなく、禁煙することで、喫煙場所がなくてもよくなるという認識を多くの人に持ってもらえるような支援を念頭に取組むことが重要であるという趣旨のことが述べられています。これは、庁舎における職員の喫煙・禁煙についても同じことが言えるのではないのでしょうか。

職員共済組合の健康度レポートによると、島本町役場の職員の喫煙率は、2019年が15.7%、20年が14.4%、21年が12.6%と、3年連続減少傾向で、健康度スコアは府内で2位でした。これは、特定健診受診者（40～74歳）のデータですので、若手を含めた全体であれば、もっと低い値になると思われます。これらは敷地内禁煙、勤務時間中の禁煙の効果の1つの現れと考えます。また、結果的に職場の健康経営の観点にも合致するものです。今後も引き続き、全庁的に受動喫煙対策と併せて禁煙の取組を進めていってください。

不登校についてです。

文部科学省によると、2023年の不登校児童・生徒数は過去最多、本町でもその数は増えています。そのような中、大阪府教育庁の事業である不登校等対策支援をいち早く取り入れていること、また、その効果が上がっていることを評価いたします。今後の展開に期待します。

大型住宅開発が相次ぐ本町です。

これを受け、教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱、教育環境保全対策区域の指定に取り組みられました。児童・生徒数だけでなく、学童の利用者数も予測したことについても評価するものです。

みづまるキッズカリキュラムについてです。

令和3年度から取り組んできた島本町の目指す教育方針、みづまるキッズカリキュラムが完成したことが、令和5年度の大きな成果です。今後は、現場での運用や効果検証に加え、民間の園・所への横の広がり、中学校への縦の接続と、縦横の動きにつなげることが取組の核になると考えます。様々な会議体、組織が関わって、カリキュラムの目指す理想の教育像が紡がれ、広がっていくこと、また、それにより、これまで以上に学校という場で、子供たちが主体として尊重され、のびのびと学習に取り組める環境になることを期待しています。

新体育館等の新築・移築についてです。

長らく棚上げ状態であった新体育館の建設については、学校プールの統合も含めて検討が始まったことは大きな前進と評価します。その検討に当たっては、ZEB化や危機管理の側面、貯水槽のある緑地公園と一体的に考えた災害時の避難所等としての側面からも検討していただきたいと思います。

歴史文化資料館を含めた島本駅東側一帯の利活用の検討に着手されました。

現行の資料館には、趣はあるものの、資料館として求められる機能が充実しているかと言えば、不足が多い施設であるとは思いますが、そのことが即民間活力を導入したにぎわいの場へ転換していいということにはなりません。尾山遺跡泉跡移築復元や古文書調査、考古学の審議会委員が新たに加わるなど、文化財行政を一定進めていることは評価するものの、資料館へのこの扱い、この1点につき、島本町は文化財行政を何

だと思っているのかという不信感が拭えません。駅西からは農地が消え、今度は駅東から文化財がなくなろうとしています。人はパンのみに生きるにあらずです。行政は、様々な住民のために、そのニーズを満たす必要があります。もちろん、にぎわいも大事ですが、現在、進んでいる歴史文化資料館における利活用の検討は、そのバランスを欠いていると考えます。

以上、個別の施策や事業で見れば評価できるものも多々ありましたが、全体を見たときに、明確なビジョンとリーダーシップで町政が進められたかということ、私には、そのように見えませんでした。課題が残るものもあります。新たな時代に対応し、適応していかなくはいけません。このような中で、漫然と同じことを繰り返しているようでは、世の中で通用しなくなってしまう。島本町には、この危機感を持っていただきたいということを申し添え、認定の討論とします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

大久保議員 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算について、大阪維新の会を代表し、討論を行います。

令和5年度における一般会計決算は、歳入総額140億3,297万3,252円、歳出総額139億5,391万6,936円となり、歳入歳出を差引きした形式収支は7,905万6,316円の黒字決算となりました。その主な要因としては、町民税、固定資産税などの町税の増額が挙げられます。また、経常収支比率は94.5%で、前年度と比べ4.2ポイントの改善となっています。

町税全体の収入未済額は、1億4,613万9,000円でした。調定額に対して2.6%となっており、前年度の1億7,766万9,000円に比べ、3,152万9,000円減少しております。特別土地保有税の割合は、収入未済額の91.7%を占めています。ただし、長年放置されていた収入未済額の調定額修正後の特別土地保有税の割合は、収入未済額の79.1%となっております。また、長年の間違っただけの係数の放置は平成30年以前の基幹系システムと財務会計システムの差異によるものということで、会計の信頼性を揺るがすものでありますが、公になったことは評価します。今後は、職場内の意思疎通をよくし、二度とこのような事案が起こらないよう、判明した段階で訂正するような職場づくりに努めていただくよう要望します。

総合政策部所管分について。

特別職職員不適切行為等第三者調査委員会委員報酬116万7,000円が計上されています。教育長の不適切発言について、町の報告と教育長の常任委員会での発言に乖離があったので、議会の総意として第三者による調査委員会委員に委ねることとなったものであり、当初から本庁内で調査するのではなく、町長部局が第三者委員会に依頼して真相を明らかにすべき事案であったことを指摘し、今後の参考としていただくよう要望します。

また、第二コミュニティセンターの今後の運営についても、管理運営委員会としっかりと協議を進めていただくよう要望します。

総務部所管分について。

新庁舎建設工事に着手され、令和7年5月からの新庁舎棟供用開始、令和8年5月末の竣工を目指して取り組まれました。大きなプレッシャーがのしかかったとは思いますが、これで安心せずに、引き続き新庁舎の建設がスムーズに遂行されるよう、物価高騰、人件費の上昇など経費の見直しに留意し、事業の完遂に努められるよう要望します。

本町の抱える訴訟は、現在3件とのことで、終結した裁判で、訴訟に伴う弁護士費用は3件の599万9,000円、これ以外にも着手金として2件の240万5,000円を支払っています。山田町政になってから、裁判件数が令和5年までに5件と、全国的にも高い数値を示しており、多額の費用と町職員が要した多くの時間数は、町民生活に大きな影響を与えるものです。町長として、この現状をどのように受け止められているのか、しっかりとした状況の把握と今後の善後策を行っていただくよう強く要望します。

都市創造部所管分について。

島本町教育環境保全のための住宅開発に関する指導要綱の制定、島本町使用料・手数料の見直しに関する基本方針の策定をされ、今後の成果に期待します。

企業版ふるさと納税で、町内に事業所を有する企業に町長自ら営業活動を行い、5社から400万円の寄附を受け取るなど、トップセールスに敬意を表します。

青葉二丁目、水無瀬二丁目を結ぶ3つの橋のうち、1つの橋について改良工事を実施し、急勾配を解消したことにより、安全に通行できる道路環境を整備されたことを評価します。

水路等の浸水対策として、監視カメラを設置することで常時状況が確認できるようになったことを評価します。

物価高騰対策として商品券を配付されましたが、今後、町民の皆様からの要望が多かった現金支給について、御検討ください。

ふるさと島本応援寄附金について、1万1,081件、3億4,300万円の寄附があり、今後を期待をします。

しかしながら、依然として厳しい財政状況の中、新庁舎の建て替えに係る追加予算、必要に迫られている町立体育館の建て替えなどの大きな資金を要する事業が控えております。また、老朽化が進む清掃工場をどのようにするのか、清掃工場が停止に至った場合、どのように対処するのかなど、今まで以上に適切な予算のやりくりが必要となってくる事業が山積みとなっております。今までの固定観念にとらわれることなく、将来を見つめ、高槻市との広域勉強会を早期再開するよう、強く要望します。

消防本部所管分について。

超高齢化を迎え、また、気候変動の影響を受けた猛暑なども手伝い、救急出動件数も

増加傾向にあると考えますが、現場に駆けつけられる隊員の健康状況にも十分留意をされ、事故のない活動をお願いいたします。また、消防団員の確保も今後難しくなることも予想されますので、まだ少ない女性消防団員の確保も含めて、御尽力ください。

いよいよ高槻市消防本部との通信指令システム共同運用が始まります。このことにより、本町の消防運営にも大きな影響があると考えますが、町民の皆様の生命と財産を守るのに必要な人員の確保や装備の充実をお願いいたします。

健康福祉部所管分について。

厚労省によりますと、令和6年9月1日時点の住民基本台帳に基づく100歳以上の高齢者の数が、前年度より2,980人増加し、9万5,119人となりました。100歳以上人口の増加は54年連続で、超高齢化社会が現実のものとなり、医療・介護の課題が顕在化しております。

本町におきましても、障害者や高齢者に対する福祉の充実、子育て支援などの経費を含む民生費が58億9,455万8,156円、前年度よりも13.5%の増加となり、歳出額の42.2%を占めております。今後も民生費は増加の傾向にあり、介護予防、本町では百歳体操などのさらなる推進や人生会議の普及を急ぎ、不必要な医療や重複服薬、多剤服薬の見直し、認知症対策など課題は山積みであり、行政の役割は今後とも重要であります。今までの取組をさらに進めていただくよう要望します。

防災力の強化として、ようやく避難行動要支援者の個別支援計画が作成されます。いつ起こるか分からない大災害に備え、今後の計画作成が適切かつ早急に実施されるよう要望します。

妊娠期から子育て支援まで、切れ目のない支援体制の一環として、こども家庭センターの設置に向けた検討をされました。本町のこれまでの取組を評価するとともに、超少子高齢化時代に入り、島本町は妊婦の誰もが安心できる、妊婦に優しいまちづくりを今後ともさらに目指していただきたい要望します。

受動喫煙防止対策など、啓蒙活動をされていますが、現状、町内では厳格な規制もなく、どこでも喫煙が可能な状況です。一部局だけで取り組むには難しい課題でありますので、他部局とも連携され、屋外分煙所などの御検討を進めていただくよう強く要望します。

教育こども部所管分について。

町立体育館の建て替えについて、老朽化が著しい町立体育館や小中学校プール及び東大寺公園テニスコートを水無瀬川緑地公園敷地内に移転整備する方向で事務を進められていることを高く評価します。基本計画の策定に取り組むに当たり、あらゆる手段を検討され、本町の財政や地域に見合ったものになるよう、御検討をお願いします。

教育センターの耐震対応について、私たち会派が要望をしておりました教育センターのふれあいセンターへの機能移転について、高く評価します。今後、利用される子供や

保護者、関係者の方からの要望や意見等にも対応をお願いします。

児童・生徒数の増加及び35人学級の推進に伴う必要教室数の確保について、今後の人口動態に留意され、無理のない教育環境の保全をお願いします。

英語教育の実施について、私たち会派が要望しておりましたオンライン英会話授業を導入していただき、令和5年度より3年間の実施となります。中学校の生徒には大変好評であり、今後とも実施していただきたいと要望します。また、今後、小中一貫教育を推進する上で、小学校6年生からのオンライン英会話授業の導入・拡充を要望します。

学校教育における北朝鮮による日本人拉致問題の取組について、中学校においては、社会科の歴史的分野の学習の中で、DVDアニメ「めぐみ」を活用し、拉致問題について学習を行っているとのこと。しかしながら、小学校においては、全児童・生徒対象の取組として教育課程への位置づけや人権教育の取組検討など、一定の研究及び準備が必要なため、現時点では実施できていないということです。せめて、小学校高学年からの取組が必要と考えます。拉致問題解決は時間がなくなってきており、この重要な我が国の主権及び国民の生命と安全に関わる人権侵害事象を風化させないためにも、御尽力ください。

全般を通して、世界はコロナ禍をようやく脱しましたが、依然、ウクライナ戦争やイスラエルとパレスチナの戦争などが収まることなく有事の状況であり、今後の日本への経済や安全保障への影響が大いに懸念されます。このような中、職員の皆様におかれましては大変厳しく不確定な財政状況の中、町民の皆様への行政サービスに汗を流され、成果を上げられておることは周知の事実であります。

しかしながら、重要課題も山積みであり、今後とも町財政を考え、適切に財政課題に取り組んでいただき、令和7年度予算編成に生かしていただくよう要望し、令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算について、認定の討論とします。

清水議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

川嶋議員 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算について、公明党を代表し、討論を行います。

令和5年度決算においては、7,905万6,316円の黒字決算となりました。経常収支比率は94.5%と、前年度より4.2ポイント改善しております。主な要因といたしましては、町民税法人分が約5億円の増となったこと、普通交付税が約2億9,000万円の増となったことなどから、経常一般財源等が増加したことによるものとのことでした。

しかしながら、今後は普通交付税による下支えはあるものの、人件費や社会保障関係経費の増が見込まれるほか、新庁舎建設事業や町立体育館等の移転整備などの大型事業に係る町債の償還、足元での町債の借入利率の上昇等の押し上げ要因があり、経常収支比率は現在の水準から下がる可能性は低いとお考えでした。

さらなる財源確保にも努めていただき、今後の財政収支見通しを勘案し、収支のバラ

ンスも調整されての健全な財政運営に努めていただきますようお願いいたします。

新庁舎建設工事については、現在、鉄骨工事が完了し、外壁パネルや窓サッシの取付け、外構工事などが実施されており、工事の進捗も約50%とのこと。今後も労務単価や建築資材等への物価高騰の影響は避けられないものと考えます。費用については動向を注視し、しっかり精査されることを申し添えておきます。

滞納繰越分の調定額に長年の誤りがあり、令和5年度決算において修正されました。その要因として、滞納繰越分の調定額を算出する際に、府民税分を含めて財務会計システムに反映してしまっていた内容や、また、その他の税目について減額や還付事由を発生した際に、財務会計システムへの反映処理を失念していたことなど、御答弁で分かりました。再発防止対策として、平成30年度から毎月月末に財務会計システムと基幹系システムの調定額と収入済額を突合することにより、差額が生じないようにチェックを行ってられるとのこと。数字上のこととはいえ、担当課におかれましては、複数の目で確認を行うなど、チェック体制の強化に努めていただき、再発防止対策を万全にした事務執行を強く要望しておきます。

男女共同参画の啓発事業として、中学校でのスマイルセミナー、住民向けには読みメン育成講座、家族で学ぶ災害時のクッキングを開催されました。中学校では、3年生を対象にデートDVについて、1年生には性教育講座を開催され、受講後は安心して教諭に相談できるというメリットがあるとのことでした。今後も中学校を対象に継続されることは評価いたします。多感な時期でもあり、現在はネットやSNS等で情報があふれております。正確に、また、的確な情報として大変有効と考えることから、講座の充実に努めていただきたいと思います。他の講座についても、工夫や充実に努めていただけるようお願いいたします。

自治会について、昨今の自治会を取り巻く環境が大きく変化している中、これまでも問題提起をさせていただいておりましたが、自治会連絡協議会の充て職の見直しや、自治会活動の在り方の整理や活動の要件整理等を行われたことは評価いたします。時代の変化に伴い、課題等も変わっていると思います。各自治会のニーズに応じていけるよう、行政と自治会との連携・協議を密に、よりよい運営となるよう要望いたします。

職員の働き方改革について、定時退庁の実施による長時間労働への対応や時差出勤、テレワーク等を実施し、職員の公務能率の向上及びワーク・ライフ・バランスの推進に努められました。1人当たりの月平均時間外勤務時間数も約9時間となり、時間外勤務の適性化方針が平成26年度に策定され、平成31年には時間外勤務の上限規制に従い、是正に向けた取組を導入されて以来、大幅な減少傾向とのこと。時差出勤は月50～60名程度、テレワークは毎月延べ31～40件程度の職員が活用されているとのことでした。職員一人一人の生活スタイルや業務スタイルに応じた、無理や無駄のない持続的な職務の遂行が実現し、公務能率の向上に努めておられることは大変評価いたします。今後も引き

続きの働きやすい職場環境づくりに努めていただきますよう、お願いいたします。

防災備蓄用品について、大阪府救援物資対策協議会において、現在、必要な備蓄品11品目を備蓄されておりますが、有馬高槻断層の直下型地震の場合は1日分、南海トラフ大地震の場合は3日分と、備蓄品の量に違いがあるとのことでした。災害は、どのような状況になるのか、想定ができないものであります。現在では、最低でも1週間と言われている中、本町において見直しが必要ではないかと考えております。検討を要望いたします。

清掃工場について、耐用年数が大幅に過ぎている中、令和2年度以降は2か年ごとの補修を実施されており、契約時から1年後に新たな改修が必要な箇所が発生することが多く、次年度の追加工事になっているとのことでした。今後、ある程度年数がたつと、部品やパーツ等調達できない懸念は拭えない状況であります。万一、不具合が生じ止まった場合、ごみピットには1週間強置けるとのことですが、その間、長期にわたる場合は民間に、短期の場合は近隣自治体にお願いされるとのことでした。そのような不測の事態は起こらないようにしていただきたいと思いますが、万一の場合の対策については、スムーズに運ぶよう努力願うとともに、広域化について、大阪府ごみ処理広域化計画に基づき、方向性を早期に見いだしていただけるよう要望いたします。

ふるさと島本応援寄附金について、年々増加してきたことは、本町の財源確保の観点の観点からも喜ばしく、評価いたします。今後も鋭意御努力願います。

橋梁長寿命化補修実施計画について。橋梁3橋について実施設計を行われました。今後はボックスカルバートの構造物など、小規模な橋梁が5橋あるとのこと。橋梁は本町の道路網において重要なものであり、災害時には大きな影響を受けるところでもあります。日頃の的確な確認作業により、適切かつ計画的な維持管理に努めていただきますよう要望いたします。

町道水無瀬青葉1号幹線道路改良工事について、これまで急勾配だった道路の改良工事を実施され、令和5年度は3か所のうち1か所が完了いたしました。ようやく課題が解消し、評価いたします。あと2か所の工事についても、安全面、近隣の方々への配慮を万全に進めていただけるよう、よろしくお願いいたします。

公園施設長寿命化計画更新工事について、令和4年度に計画され、10年計画の取組です。都市公園の遊具を、優先度の高いところから順次更新され、令和5年度は4公園で6遊具を更新されました。近隣自治会や周辺住民の皆様にも確認されての更新については評価いたします。今後も計画どおり進めていただけるよう要望いたします。

通学路等の交通安全プログラム対策工事について、最近でも、登校中または下校時の痛ましい事故が後を絶たない状況です。子供たちの安全第一の対策に、しっかり取り組んでいただけるよう要望するとともに、委員会で指摘いたしました四小通学路の危険箇所についての対策を早期に実施していただけるよう、併せて要望いたします。

除草業務について、5月から10月にかけて、町内各公園や各所の除草業務を行っていただいております。真夏の暑い時期、シルバー人材センター等、本当に敬意を表するものであります。しかしながら、昨今の気候変動に伴い、草の伸びが早く、周辺の方からお声をいただくことも多い状況です。特に、公園については、土壌改良などで草が生えにくくなるような対策について質問いたしましたが、今後、雑草対策として、安全性が高く効果的な製品について研究し、維持管理を検討するとの御答弁でした。早期の検討を要望いたします。また、淀川堤防については四小通学路になっていることから、国と同時期に除草ができるよう連携を密にさせていただけるよう、併せて要望いたします。

屈折検査機器導入について、令和5年5月より、3歳6か月健診において屈折検査が導入されました。導入からまだ1年ではありますが、屈折検査を導入したことで、導入前に比べ要精検率が増え、弱視の早期発見につながったことは大変評価いたします。屈折検査を受けられなかったお子さんや精密検査を受けてないお子さんに対しまして、引き続きの対応をお願いします。

妊娠届出のオンライン化について、令和5年9月からマイナポータルを導入され、妊娠届出、母子健康手帳交付来所予約フォームを利用し、母子健康手帳交付来所予約は85.6%で、ほとんどの方が予約されております。事前に来所者の情報や妊婦アンケート内容の把握ができ、事前の準備や業務のスケジュール調整が可能となり、支援体制の充実及び業務の効率化につながっていると伺いました。今後も妊娠、出産、子育てと、切れ目のない支援をお願いいたします。

介護保険のサービス給付について、介護保険サービスの給付費である居宅介護サービス等給付費の増加は、要介護認定者数の増加によるものであり、75歳以上の高齢者数が増えると、要介護認定者数が増加し、介護サービス給付費が増加する。これからも高齢化が進むと考えられることから、できる限り健康寿命延伸のための事業の検討を要望いたします。

行路病人及び死亡人について、2年で6件と増加傾向にあり、身寄りのない方の相続人調査、遺留品の事務処理等、課題も多く、行政としてもかなりの時間を要する問題であると認識いたしました。今後、大阪府との連携・協議の検討を要望いたします。

窓口業務等派遣業務について、来年3月までで契約期間が満了となりますが、今後、大型マンション開発に伴う転入転居者も増加の見込みであることから、安定した窓口運営を要望いたします。

35人学級の編成について、令和7年度に小学校6年生まで35人学級となることは、大変評価いたします。今後、中学校におきましても35人学級を進めていくべきと考えております。人員確保等、課題も多いことから、容易でないことはお聞きいただきましたが、引き続きの検討を要望いたします。

学校給食費について、令和5年6月から、一律25円の増額分を公費負担としているこ

とは大変評価いたしますが、近隣自治体との格差があり、町独自での実施は困難との答弁は伺っておりますが、この自治体格差を生じている中、財源確保にもしっかりと努めていただき、せめて中学校からの実施に向けての引き続きの検討を強く要望しておきます。

学校における文化芸術授業について、小学校においては、劇団や楽団等に依頼し、鑑賞する機会を設けておりますが、中学校では行っていないとのこと。質の高い文化芸術に触れ、体験することは、豊かな想像力の育成に大きな効果があることから、今後、文化芸術授業を展開し、進めていただけますよう要望いたします。

オンライン英会話について、令和5年9月から導入の中学校におけるオンライン英会話において、アンケートでは81%の生徒が、オンライン英会話を楽しみであると回答しております。実際に1対1でコミュニケーションを取ることで、英語に対して自信を深めている様子と伺いました。今後も中学校において本事業の継続を前向きに検討することを要望いたします。

保育所給食民間委託について、令和5年度中に委託業者をプロポーザル方式により選定し、町立小学校での実績もあり、献立表の作成、食材の調達は、これまでどおり役場管理栄養士が行われ、可能な限り従来どおりの運営を継続して行うことは、大変安心いたしました。引き続き、よろしく願いをいたします。

高槻市との通信指令システムの共同運用が令和7年度より開始されます。救急体制等の充実にもつながり、住民の皆様より安心につながるものとして大変期待しております。スムーズな運用に向けて、よろしく願いをいたします。

以上、他の事業につきましても、適切に事務執行がされたものと判断いたしまして、本決算認定に対しましては賛成の討論といたします。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午前11時14分～午前11時30分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

東田議員 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算に対し、コミュニティネットを代表し、認定の討論を行います。

まず、総合政策部、総務部所管について、述べさせていただきます。

令和5年度の決算については、歳入総額140億3,297万3,252円、歳出総額139億5,391万6,936円で、7,905万6,316円の黒字決算となっています。大きな要因の1つとして、一部企業の業績が好調なことが要因で、前年度に比べ、町民税法人分が5億904万2,000円の大幅な増となっています。町民税法人分は、本町の自主財源の中で大きなウエートを占めており、自主財源の多さが行財政運営の自由度にも関わってくることから、今後も企業誘致等に積極的に取り組んでいただき、自主財源の確保に努めていただきますようお願いをします。

令和4年度においては、特別土地保有税の収入がありましたが、令和5年度においては動きがありませんでした。これについては負の遺産であると捉えており、次世代に負の遺産を引き継ぐことのないよう、難しい課題ではありますが、たゆまぬ努力を続けていきたいと思っております。

過去数年にわたり、町税の滞納繰越分調定に係る決算額に誤りがあり、令和5年度決算において修正処理が行われました。町税を徴収しすぎている、または、徴収が漏れていたというようなことはなく、記載されている数字のみが間違っていたというものです。しかしながら、議会や監査、住民の方々に間違った情報を提供し続けていたことについては、事態を重く受け止め、再発防止に努めていきたいと思っております。また、今回、勇気を持って間違いを明らかにして、差額の修正に取り組まれたことについては評価するものです。

委員会の中でも多くの議論がされました自治会組織の負担軽減については、各自治会の特性や高齢化の進展、また、時代の移り変わりによる意識の変革等、様々な要因が複雑に絡み合う中で、課題の解決に向け取り組まれたことに感謝を申し上げます。直ちに結果が出るような課題ではないことも認識していますが、自治会長連絡協議会との対話や他の自治体の取組等も参考にしながら、継続的な取組を進め、自治会の負担軽減に寄与していただくことをお願いします。

特別職職員不適切行為等第三者調査委員会についてです。第三者機関とは、直接の利害関係や先入観を有しない中立的第三者によって構成されるものであり、報告された内容について見解を述べたりするようなものではなく、いかなる結果に対しても真摯に受け止めるべきものであると認識をしています。議会での決議案、また不認定の理由を受け、第三者委員会を設置し、真相の解明に当たったことについては適切な判断であったと考えていますが、本来であれば、議会に報告する前に自発的に第三者委員会へ委託すべき案件であったと思っております。

今回の件にかかわらず、行政の様々な事務事業を進めるに当たり、公平性・透明性の担保は重要な課題であり、様々な分野で、そのためのコストや労力をかけ、これに取り組んでいるのは周知の事実であります。令和5年度において、島本町執行機関の附属機関に関する条例に、島本町特別職の職員の不適切な行為等に関する第三者調査委員会の項目が追加されました。該当するような事案が発生しないのがよいことは言うまでもありませんが、もしものときには、第三者機関を適切に活用し、公平性・透明性の担保に努めていきたいと思っております。

現在、建設中の新庁舎建設工事ですが、1億5,454万8,000円が支出されています。来年に竣工が予想されていますが、最後まで事故のないよう努めていただくこと、また、物価や労務単価の上昇等に適切に対応していただきますようお願いいたします。

次に、都市創造部所管についてです。

土砂災害・風水害・浸水対策の推進では、雨水幹線の接続点のほかに青葉のマンボトンネル、広瀬のＪＲアンダーパスにも監視カメラが設置されました。これにより、どこにいても現況の確認ができ、出動件数が減少し、他の業務に当たることができるなど、事務の効率化が図られています。このマンボトンネルとアンダーパスについては、住民の皆さんが通行する場所になっています。そこに行ったけども冠水して通行できないなどのトラブルを防ぐため、ホームページ等で現地の状況をお知らせしてはどうかと思います。

景観行政団体への移行については、特段変化は感じられませんが、長いスパンで考えると生きてくるのだと思います。申請等あった際には、制度の趣旨をしっかりと説明し、本町の景観行政に寄与していただきますようお願いをします。

また、計画的な土地利用に関しても、立地適正化や建築物の高さ規定だけではなく、開発時に隣接する土地や道路など、これまで解決することが困難であった課題を解決するチャンスである捉え、道路幅員の拡幅や見通しの確保、歩道の設置等につなげることができるよう、現状の把握とともに申請時には積極的に協議をしていただきたい。

公園や道路の除草業務ですが、シルバー人材センターへの委託回数を増やすなど取り組んでいただいています。近年の猛暑の中での除草作業は熱中症の危険性も増すと思います。道路際や石積みの小段など、仮コンクリートを打設することにより雑草の育成を抑えることが可能な場所が町内に点在しており、何回も一緒の場所を除草する手間を減らすことができると考えています。これについても検討していただきたいと思います。

有機性フッ素化合物、代表的なものといえます。PFAS・PFOAになりますが、これについて述べさせていただきます。

PFASについては、2010年に第1種特定化学物質に指定され、2018年では全ての用途で同輸入等の原則禁止、PFOAについては、2021年に第1種特定化学物質に指定、製造・輸入等の原則禁止がされました。これらの人への健康被害については、現時点で発がん性などの毒性については、国際的に統一された評価値はありません。有害物質としては比較的新しいものであるため、正確な情報に乏しいのが現状であると認識しています。様々な情報が氾濫している情報化社会の中で、正確な情報発信が何より大切であると思います。住民の皆さんの不安感を和らげることができるよう、情報収集に努め、正確かつ適切な情報発信に努めていただきますようお願いいたします。

次に、健康福祉部所管について、述べさせていただきます。

2019年春に、中国武漢にて発生し、全世界に猛威を振るった新型コロナウイルス感染症も5類へ移行し、住民の皆さんも通常の暮らしを取り戻しつつありますが、これも一重に、皆さんが新型コロナワクチン接種事業において、高槻市医師会や高槻市薬剤師会等の関係機関の御協力の下、個別接種を中心に集団接種を効果的に実施してこられたこと、また、接種を希望される方が安心して接種いただける体制を構築できたことが大き

かったのではないかと評価をしています。

風しん抗体検査については、令和6年度が事業の最終年度に当たることから、引き続き受診率向上に努力していただきますよう、お願いしておきます。

高齢介護においては、独り暮らしの高齢者の世帯等が増加する中で、孤独死防止のため、緊急通報装置を1人でも多くのお宅に設置していただく努力と、設置対象者の拡充に取り組まれたいと思います。

次に、高齢化がますます進む中、認知症高齢者等が増加傾向にあります。認知症対策において、地域での普段からの見守りが重要であることから、普段から地域での見守り体制の整備と、認知症に対する住民の理解をより一層進めていただく努力をお願いしておきます。

高齢化が進む中で、民生委員の欠員が生じていることに対しては、他の民生委員の方の負担増にもつながっているものと思っています。民生委員の活動を円滑に進めるためにも、早期に欠員解消に向け努力されたい。近年は定年退職後も就労される方が増えてきていることなどから、民生委員の担い手不足の問題点もございしますが、今後とも年齢要件の緩和・撤廃及び委員活動費の増額等、引き続き大阪府に要望していただきたい。また、町においても委員の負担軽減策として委員の複数担当制など、様々な手法を組み合わせ、委員のなり手の範囲を広げ、委員として活動しやすい環境や仕組みを整備していただくよう要望しておきます。

次に、消防本部について。

防火診断等については、独り暮らし高齢者宅を重点的に行う等の工夫をしていただくことを検討されたいと思います。防火診断等の事務事業成果報告書の集計方法についても、より分かりやすい集計方法を検討していただくよう要望しておきます。

また、近年の気温の高さは危険な暑さであり、今後、高齢者の方の熱中症による救急搬送については、健康福祉部と連携の上、対応されたい。高齢化の進展とともに救急出動は増加してくる中で、救急車の運行についても、近隣自治体と連携の上、よりスムーズに運行できるよう救急体制の強化に努めていただきますよう、お願いしておきます。

次に、教育委員会について。

各校の普通教室の中で、屋上に一番近い最上階の室温の高い教室について、窓に遮熱カーテンを整備するとの答弁をいただいておりますが、他の遮熱効果のある方法についても検討していただき、取り組んでいただきますよう要望しておきます。

また、普通教室等の空調機器においては、設置後10数年が経過しており、更新時期に来ていると思うことから、財政部局とも協議の上、計画的に空調機器の更新に向け取り組まれたい。

学童保育室に関し、保護者から受入学年の拡大、保育時間の延長などの要望については、指導員の確保、教室の増築など財政負担も大きく、課題はあるものと理解していま

すが、近隣市の状況も踏まえ、拡大に向け検討していただくよう求めておきます。

みづまるキッズプランにおいては、幼児期の遊びを通した学び、それと、小学校低学年期の主体的に自己を表現する学びをつないだみづまるキッズカリキュラムを作成され、実践に移していますが、今後はこれらの継続に加えて、小学校3年生からの中学校の実践にもつなげていただき、町立保育所、幼稚園、小学校及び中学校が一体となって、一人一人の「見えない学力」の向上のため、引き続き取り組まれない。

次に、小学校のいじめ対策について、いじめについては、全国的に深刻な問題であり、いじめにより自殺する事案が後を絶たない状況です。日頃より児童・生徒の変化に気づき、SOSを見逃さないよう努めていただくとともに、万が一のときは親身になって相談に乗り、適切な対応をしていただきますようお願いをしておきます。

子育て支援課において、幼稚園バスの安全装置については、送迎時、車内において園児を取り残さないための安全対策として有効と思えますが、安全対策に頼ることなく、二重三重の安全対策を講じていただき、悲惨な事故防止に努められたい。

児童虐待においても、近年、増加傾向が続いており、特にネグレクトが増加しています。今後とも増加傾向が続くものと思われることから、児童の変化を常に観察していただき、体制の強化とともに、適切な対応を引き続きお願いしておきます。

町立体育館の建て替えについては、未耐震に加えて築40年以上が経過した老朽化が著しい施設でもあることから、早急に水無瀬川緑地公園敷地内に移転・新築の事務を進めていただきたい。また、町立体育館と併せて小中学校プールを同時に整備する方針ではありますが、整備後の小中学校のプール跡地の活用についても、併せて検討するよう要望いたしまして、令和5年度一般会計歳入歳出決算に対し、認定の討論といたします。

清水議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算に対しまして、自由民主クラブを代表いたし、討論を行います。

令和5年度の歳入総額140億3,297万3,252円、歳出総額139億5,391万6,936円であり、翌年度への繰越分2,020万1,000円を踏まえ、実質収支額は5,885万5,316円の黒字に、単年度収支では528万8,000円の黒字でありました。経常収支比率においても、前年度より4.2ポイント改善され、94.5%となりました。

黒字においては、基金の取崩しにより財政不足を補っている状況ではありますが、この予算当時は新庁舎建設事業や小中学校施設の長寿命化事業、物価高騰に係る光熱水費の増などを見込まれ、7億4,000万円の取崩し額を計上されておりましたが、実際、町営住宅管理基金とふるさと応援基金で計1億3,401万5,000円の取崩しという額になりました。各種目的基金への積立ても踏まえ、年度末の基金残高総額は62億2,413万5,000円です。国の物価高騰支援や地方交付税及び株式等譲渡所得割交付金などの増額、また、何よりも町税収入の増並びに企業版ふるさと納税やふるさと島本応援寄附金におい

て、目的を定めた寄附要請など、改善を図ってきた尽力が現れてきたと考えております。

また、行財政改革におきましても、当年度の効果額を出され、また、内容においても、今回、分かりやすい表にされていることも、一定評価させていただきます。

また、以前より自主財源の確保に要望してまいりましたが、令和4年度より有価証券運用においても、財産調書で成果がチェックできるようになり、今後もハイリスクの部分は避けていただきながら、注視をしていただいて運用を願います。工夫に尽力されていることを評価させていただきます。

しかしながら、老朽化した施設や道路などの整備に建設事業など、手もつけられていない公共施設も多く、インフラ対応など多額な投資費用が必要な課題も山積していること。また、歳出において、人件費や扶助費の増加が顕著であります。扶助費においては、今後も右肩上がりであること、油断できない状況であることも事実であり、企業誘致など経常一般財源の確保に今まで以上の尽力が必要不可欠であり、島本高校の跡地においても、大阪府だけの意向ではなく、島本町としての意向も食い込めるよう、引き続きのさらなる尽力を期待しております。

また、自治会についての取り巻く環境においては、ほんとに厳しい状況の中、支援の在り方や意見交換など実施されました。大綱質疑でも詳細の答弁をいただいております。こういった尽力の中から、さらに、ここから何ができるかという部分であります。島本町として、また世代の違いもあり、なかなか厳しい状況であります。引き続きの改善に尽力を願いたいと思います。

さて、事務事業成果報告書も改善され、成果や実績など、分かりやすく「見える化」に評価しております。

働き方改革の中、国からの通知等に伴い、本町としては夏季休暇取得可能な期間を拡大するための検討や規則改正をされたこと、また、法律事務所との顧問契約を結ばれ、委託先の追加施策を実行されました。当初は、長年、島本町を見てきた者として必要な時代だなど思う反面、少しもったいないという思いもありましたが、やはり決算を迎えるまでのこの1年半を見てきて、実施してほんとによかったと、ひしひしと感じるとともに、職員にとっても不安を抱える状況から、円滑かつ安全に公務遂行ができる環境を整えられたこと、一定評価させていただきます。

また、行政手続オンライン化において、児童手当関連や妊娠の届出に、大型ごみの収集申込みなど開始でき、順次進めていただいておりますが、前倒しできるものなど、できるものから早急に引き続きの尽力を要望しておきます。

強制徴収公債権及び非強制徴収公債権並びに私債権の学びと、具体的な徴収事務の研修などを行われ、健全な行財政運営に改めての債権管理の推進とともに、町債の発行においても収支状況を勘案し、交付税措置のない町債の発行を取りやめられました。交付税措置があるものを活用されたこと、この点においても一定評価しております。

障害者・障害児に対する移動支援事業、ガイドヘルパーサービスで不正行為が行われたことなどから、やはり公正性の観点に、市町村においても強制徴収公債権が活用できるよう、国要望に法改正見直しに、時間は要しますが、我が会派も要望活動を実施しており、引き続き尽力してまいりますので、皆様方の尽力もお願いを申し上げます。

森林整備計画案の作成や景観計画を策定され、立地適正化計画の策定に向けての委員会開催や建物の高さに係る現地調査及び規制状況調査並びに事例調査等を実施され、課題等の整理を行われた当年度でありました。また、急勾配の橋梁の改良工事の実施、そして、物価高騰対策商品券の配付など、尽力いただいたことに一定評価をしております。

しかしながら、総務建設水道常任委員会にて、現在の業務管理体制、マネジメントには、認定することは許容できないという課題においての判断をしております。こういった中において、限られた人員であること、一定理解しておりますが、次年度には一定の改善が見られることを期待させていただきます。

次に、消防においては、念願の老朽化・未耐震の各消防団屯所の個別計画にのっとり、優先順位が最初であります広瀬・機動分団の詰所の建て替え工事に尽力いただきました。引き続き、実際、今年度ではスタートできている状況であります。他の未耐震・老朽化の屯所、詰所など、順次進めていただきますよう要望しておきます。

また、特別交付税や地方債などの特定財源を活用しながら、消防指令センターの共同運用に向け、高槻市と協議を重ね、整備事業仕様書を作成され、また、プロポーザルでベンダーの決定をされました当年度であります。着々と共同運用に迎え、引き続きの尽力を願います。

救急も含め、出動件数は年々増加傾向とともに、若手の多い現在の消防本部において、育休取得やシフト等の工夫に苦心をされつつ、職務に専念いただいていることにおいて、一定評価しております。

教育費、児童福祉費において、幼稚園費以外の教育費の増加については、やはり今までの社会情勢や経済情勢、また、人口3万人を切ってしまっていた時代の厳しい財政運営状況に、施設への思い切った大型投資がなかなか難しい時代、まずは、学校の耐震化から優先的に進めてきましたので、延命措置については後追いという形になっておりましたが、国の重点施策なども活用しつつ、学校施設長寿命化計画の策定をされた後、計画に基づき改修工事等を、資料に記載されておりますが、進められました。

また、20年前より小中一貫教育や幼保一元化についてなどの課題について、時代に即した学びに、長い間の6・3制カリキュラムの見直しなどを訴えつつ、大きな改革に、慎重かつ調査しながら、段階を経つつ尽力いただけてきました。そのスタートに、認定こども園やみづまるキッズプランの第1段階を実施されました。「見えない学力」との部分において、毎年の検証と随時の工夫、見直しに引き続きの尽力をお願いしたいと要望しておきます。

また、何より町立体育館の建て替えに、小中学校プール及び東大寺公園テニスコートの課題なども踏まえ、移転整備をする方針を定められましたが、答弁にもありましたように、幅広い住民の皆様に影響することに、今後も協議を尽くされていく審議会など、しっかりと皆様の声を聞きつつ、方向性を焦ることなく、詳細においての具体計画を定めていただきたいと要望しておきます。

避難行動要支援者の個別避難計画作成において、各種関係団体との連携を図り、当年度は5件のプラン作成を実施されました。災害においては、待ったなしの、突然に起こり得ることですので、1件でも多くのプラン作成に引き続きの尽力をお願いいたします。

高齢者の虐待防止ネットワーク会議を、各種関係機関代表者の方々を構成員として、初めての会議が開催された年度であります。今後、毎年開催されます会議において、食欲に情報収集や事例等から防止できるよう、また、救えるよう、そして、我々にも情報提供いただき、何とか防止できるように周知していくことの尽力をお願いしておきます。

国支援から、伴走型相談支援の一環として、低所得の妊婦に対する初回の産科受診料助成事業の実施、また、こども家庭センターの設置に向けての準備、屈折検査の導入や新生児聴覚検査の費用助成、戸籍証明書の広域交付など実施されたこと、大変評価しております。

委員会で述べましたことを一定省略させていただきますが、重ねる部分においては、やはりDV被害者について、委員会でも申したように、抑止力の観点も踏まえ、広報活動にも尽力をお願いします。

また、昨年度の決算委員会で産後うつが増えてきている状況に、早期発見につながっているのかということなど、いろいろ伺いましたが、今回は、この1年が経過したことに、課題を明らかにしていただきました。今や利用人数が大変増えている状況であり、本町のデイサービス型だけではなく、宿泊型の産後ケア事業は大阪府内の本町以外の42市町村が導入されていて、島本町だけとなっている状況であります。母子保健衛生費、国庫補助金を活用してきましたが、令和7年度からは、子ども・子育て支援交付金となって、補助率に都道府県の負担が導入されることによりまして、市町村の負担は2分の1から4分の1になるということ。このチャンスをぜひとも活用いただきますように、さらに、きょうだいや生後4か月以降の子を受け入れる施設への加算等の拡充が来年度予定されています。明日からは、総理大臣も代わり、予算概要要求どおりになるか不確定なところではありますが、だからといって、大阪府内で本町だけ受けられないサービスとならないように、特に本町においては産後ケア事業につながる悲しい事案もありましたことに、切に懇願させていただきます。

最後に、公金及び財務会計の適切ではない取扱いにおいて、本日の行政報告において町長より説明がありました。遺憾ではありますが、本年度であり、令和5年度決算とし

て述べることににおいては、やはり、この会計システムを正しい金額へと修正されましたこと、また、大綱質疑でも述べていましたように、担当課とは過去より、ほんとおかしいという話をしてまいりました。こういった中、先送りをせず、勇気を出して公にされたこと、この点において、本来評価することではありませんが、この姿勢においては、一定評価させていただいております。

委員会で、他の内容におきましてもそれぞれ述べている部分において、指摘や課題においての改善、または是正へと、さらなる尽力を要望いたしまして、他の事業において執行されていることも認め、認定の討論とさせていただきます。

清水議長 以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第1号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第1号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

この際、暫時休憩いたします。

(午後0時00分～午後1時00分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

引き続き、第2号認定 令和5年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第2号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第3号認定 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第3号認定 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算について、人びとの新しい歩みを代表して、認定の討論を行います。

第3期データヘルス計画を策定されました。国の指針に合わせて、特定健診等実施計画の内容を含むものとなっているとのこと、その内容は分かりやすく、充実したものになっています。有効に活用され、本町にふさわしい保健事業を展開し、引き続き住民の健康増進と医療費の適正化に努めてください。

大綱質疑で触れたマイナ保険証についてです。

御答弁では、地域デジタル社会推進費として約1,200万円の地方交付税措置があり、マイナンバーカードの保有枚数率が全国の上位3分の1を上回った本町においては、約20万円が割り増されているとのことでした。この20万円という少額の増額をどう捉えたらよいか、理解に苦しみます。マイナンバーカードの導入には、これまで膨大なコストが費やされてきました。最少の経費で最大の効果を生むことが求められている自治体ですが、マイナンバーカードに費やされてきた公金、あるいは、これから費やされるであろう公金を、私たちは一体どのように考えればよいのでしょうか。

本年12月2日以降、保険証は発行されません。医療機関の受付窓口では、原則マイナンバーカードによる電子資格確認、すなわち、マイナ保険証により被保険者であることの確認を受けることとなります。ところが、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせたマイナ保険証の利用率は、全国的に1割程度にとどまっているとのことでした。

本町においても、令和6年3月31日時点で6.6%の利用率であること、資料人16でお示しいただいたところでした。後期高齢者医療では4.0%の利用率と、さらに少なくなっています。実質的な利便性はほぼないに等しい状況と言っても過言ではないでしょう。住民にとって必要性がないこと、住民の信頼が得られていないことの表れです。島本町国民健康保険の加入者のうち、マイナ保険証登録率は57.7%とのことですから、ほぼ半数の方が資格確認証を必要とされるということになるかと思えます。医療機関からも保険証の廃止延期を望む声が上がっているようですが、一体、誰のため、何のための一本化なのか、理解に苦しみます。

改めて申し上げたいのは、慎重に扱われるべき個人情報である病歴が集約されるということへの住民の不安です。データに基づくよい治療が受けられるというメリットがあるとされてきましたが、そのときの治療に必ずしも必要とされない病歴や薬剤情報などの個人情報が、マイナ保険証によって、医療機関あるいは医療従事者に提供されることになるのではないかと懸念が根強いです。アレルギーの相談に行った皮膚科で、不妊治療中である、がんの治療中である、美容整形を行ったなど、あえて知らせる必要の

ない、あるいは、知られたくない個人情報伝わるのではないかという不安です。ここに、マイナンバーカードに保険証の機能を持たせることの問題の本質があると考えます。最後になります。

社会課題となっていた重複受診者、重複服薬者も減少傾向にあるとのこと、その対策等も含めて、本町における予算執行についてはおおむね適切であると判断しております。以上をもって、認定の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第3号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第4号認定 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第4号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

戸田議員 第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算につき、人びとの新しい歩みを代表して、認定の討論を行います。

第9期島本町保健福祉計画及び介護保険事業計画を策定されました。令和4年度から5年度にかけ開催された介護保険事業運営委員会での議論を踏まえて、パブリックコメントを経て、年度末に策定されたものです。第9期計画期間中の介護保険料基準額は月額6,350円となっており、第8期計画期間中から比較すると、約7.6%の増加になっていたかと思います。これは、介護保険給付費準備基金からの取崩しを行われ、介護保険料基準額の上昇抑制に充てられてのもの、また、段階設定等も見直されての算定でした。

65歳以上である第1号被保険者にとって、介護保険料の負担は概して重いものです。大綱質疑の御答弁により、仮に新たに地域密着型の入所施設を整備するとなれば、介護保険料への影響が課題となることが理解できました。

本町は、75歳以上の後期高齢者が急増しているとのこと。令和5年度で本町の総人口に占める割合の15.1%、高齢者人口に占める75歳以上の人口の割合は50%を超えていると計画に記載されていたと記憶します。認知症高齢者数も合わせて増加していくことが見込まれるため、認知症への理解を促す取組が今後の重点施策になります。主な介護者が働きながら介護が継続できるということも、重要な社会的課題です。基礎自治体にはできることは限られていますが、専門職である介護従事者の社会的地位の向上にも努めていかなければなりません。

最後になります。

地域包括支援センターの委託事業者を公募されました。令和6年度からも引き続き医療法人清仁会に運営を担っていただくことになっています。公募に当たっては、認知症高齢者等見守りネットワーク、高齢者虐待防止ネットワーク会議、町の消費者相談員との消費者被害の情報共有、薬局との認知症見守りに係る連携、また、災害時の地域包括支援センターの役割など、長寿社会であるがゆえの社会課題に、適切に、誠実に対応されていると評価いたします。広く、一般に親しみやすい地域包括支援センターの名称についても御検討ください。

以上をもって、認定の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

伊集院議員 第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算に対し、自由民主クラブを代表し、討論を行います。

この当年度においては、第8期介護保険事業計画の最終年度として事務を推進されま

した。特に、令和5年度の特徴的な部分におきましては、臨時的に物価高騰対策として、高齢介護分の国の交付金を活用した給付事業を実施され、支給件数17件の実績、350万円が実施されました。こういった中で補えきれているものではないのですが、この分の支えとともに、認知症サポーターといった部分の活動に尽力いただきました。

委員会でも、多少なりともお聞きしたところでございますが、過去より介護保険事業において歳入総額が30億円を超えた、今回の総額としては30億5,276万3,000円、また、歳出総額においては29億4,432万3,000円となり、ほんとに年々金額が上がってきている状況でございます。その内容において受給サービスの部分の居宅介護サービスにおいても、支給される方、活用される方の人数、件数が増えているという状況でございます。

こういった中、なかなか介護においては、時間もかかりつつなっております。次の第9期の計画を立てられ、基金においてはそこでまた充当されていく形になりますが、介護保険において、一人一人のサービス受給費の年間1人当たりが174万1,153円となっております。年々、多少の増減はあるものの、1人に対してそれだけの受給費がかかってくる状況でございますので、今後も慎重審議で議論しつつ、第9期においても継続的に事務等を進めていただきますようお願い申し上げます、認定の討論とさせていただきます。

清水議長 続いて、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第5号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第6号認定 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第6号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第7号認定から第11号認定までの令和5年度島本町各財産区特別会計歳入歳出決算5件に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算5件に対する委員長の報告は、認定であります。

第7号認定から第11号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第7号認定から第11号認定までの5件は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第12号認定 令和5年度島本町水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第12号認定 令和5年度島本町水道事業会計決算について、人びとの新しい歩みを代表して、認定の立場から討論を行います。

平成30年度来取り組んできた大藪浄水場の騒音対策では、様々な対策を講じることで、ようやく夜間・昼間ともに全地点で基準値以下となったということです。無事に完了されたこと、評価いたします。

持続可能な水道事業の要となる住民の水道事業への理解についてです。これについては、広報を活用してほしいということを、水道ビジョン改定後、再三お願いしているところですが、残念ながら、あまり進んでいるようには見えませんでした。毎年、広報で

は水道事業にそれなりの枠が取られているのですから、有効活用していただきたいです。御答弁から、検討していなくはない様子がかがわれました。そして、継続課題とも認識されているようですので、今後の変化に期待するところです。

それから、上水におけるPFASの検査を始めた年度でもありました。その後、検査項目や、砕土も井戸水も毎年検査するという方向が示され、拡充しておられます。得られた検査結果を積み上げて、水道水のPFASの値をできるだけ下げられるような取組につなげていってください。

以上、適切な予算執行がなされたものとし、認定の討論とします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第12号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第12号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

引き続き、第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算に対する討論を行います。

まず、本案の認定に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

中田議員 第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算について、人びとの新しい歩みを代表して、認定の立場から討論を行います。

山崎ポンプ場の更新や山崎地区の雨水幹線の整備に係る予算が多くを占める年度でした。地球温暖化によるゲリラ豪雨の頻発により、山崎地区にとって当該設備の重要性はますます高まっています。これらに関わり、ポンプの増設に係る実施設計や自家発電設備の更新、それから、汚水の除塵機の修繕等、全て必要かつ適切な予算執行だと判断し、認定の討論とします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案の認定に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

本決算に対する委員長の報告は、認定であります。

第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第13号認定は、委員長の報告のとおり認定することに決定いたしました。

日程第3、第7号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分についてを議題といたします。

これより、本報告に対する質疑を行います。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

第7号報告については、報告を承ったものといたします。

日程第4、第89号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第4号)及び第90号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)の2件を一括議題といたします。

なお、本案2件は一括質疑とし、討論、採決は、それぞれ議案ごとに行いたいと思っておりますので、あらかじめ御了承願っておきます。

これより、本案2件に対する質疑を行います。

大久保議員 第89号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第4号)について、3点、質問をお願いします。

89の11、新庁舎建設工事についてです。

1点目、新庁舎建設工事は、令和5年6月に当初の契約を締結していますが、そのときと比べて、現在の労務単価及び建設資材の単価はどれぐらい上昇しているのか、伺います。2点目、今後、再度の増額も想定されているのか、お伺いします。3点目、今回、金額の見直しを行うことで、工事請負金額の総額は幾らになるのか、お伺いします。

以上3点、よろしくお願ひします。

総務部長 1点目の単価の上昇についてでございます。

令和6年度の労務単価は、昨年度に比べて5.9%上昇しております。建設資材については、資材個々の種類で上昇率が異なりますため、建築資材全般の上昇率で申し上げますと、建設物価の本を発行しております一般財団法人建設物価調査会が算出した物価指数によりますと、鉄骨造の事務所の工事費は、昨年度に比べると、建築に係るものが約5.4%上昇、設備に係るものが約9.3%上昇しております。

2点目の再度の増額についてでございます。

工事請負契約書第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項を請求するには、残っている工事期間が2か月以上ある場合であって、賃金水準の変更がなされたときが条件となっておりますことから、来年度、国において公表する労務単価が上昇した場合は、受注者が請負代金額の変更請求を行う可能性はあるものと認識いたしております。

3点目の工事請負金額の総額についてでございます。

増額分といたしまして、債務負担行為1億8,253万4,000円と、そのうちの令和6年度分の出来高支払い増額分1億3,149万9,000円の補正予算について計上させていただいております。工事請負金額の総額といたしましては、現契約31億8,560万円から33億6,813万4,000円となり、率にして約5.7%の増額となります。

以上でございます。

戸田議員 私のほうからも、新庁舎建設工事の工事請負費の増額1億3,149万9,000円についてです。

債務負担行為の追加設定の限度額としては、1億8,253万4,000円となっております。詳細については、資料人2、工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更に關する請求書をお示しいただいたところですが、重複するかも知れません。これにより、現時点での新庁舎建設に係る工事費は総額でどのようになっているのか、改めてお示しください。令和6年度に支出することになる工事費の総額はどのようになり、それに対する財源、特に、起債に係る償還計画についてのお考えをお示しください。

もう1点は、一般会計、諸収入、雑入140万3,000円、水道事業会計、収益的収入、営業外収益、口座残余金149万円に係るものです。本日冒頭の行政報告にて、山田町長より詳細説明がございました。謝罪、そして再発防止への取組、今後の方針等、より風通しのよい組織運営への姿勢をお示しいただいたところですが、

さて、公金に係る適切ではない取扱いについて、議員として一定の報告を受けたのは本年5月末のことでした。会計課において、過去に使われていた決済用預金通帳というものがあることが存在し、会計管理者名義で口座残金が約87万円、水道事業として約149万円となっているということでした。したがって、口座を整理し、解約して、残金は雑入処理を行う方針であるとの説明を受けておりました。利用を終えた、このような決済用預金口座が長年にわたり処理されていなかったことなどを踏まえて、これを機に全庁的な点検調査を行われ、その結果、明らかになった適切ではない取扱いについて、その内容と処理の方向性を8月初旬にお示しいただいております。全庁的な照会を踏まえて、これまで各課・各部で共有されていながら公表されず、そのままになっていたものを明らかにし、これ以上先送りすることなく対策を講じるという姿勢については評価したいと思っております。しかしながら、言い換えれば、組織の風土として、これまでは長くそうではなかったということになります。

質問いたします。

そもそも決済用預金通帳というものは、過去にどのような使われ方をしていたのでしょうか。本来であれば、そういった通帳を使わないと過去に判断された時点で、適切な処理が行われるべきものであったと考えていますが、そういった通帳を使わない決済は、現状、どのように行われているのか、御説明ください。

1回目の質問は、以上にしておきます。

総務部長 新庁舎建設に係る工事費が総額で幾らになるかとお尋ねでございます。

工事費の総額につきましては、現契約の31億8,560万円から、33億6,813万4,000円となります。

続いて、令和6年度に支出することになる工事費の総額についてはとお尋ねでございます。令和6年度に支出する工事費の総額は、予算額ベースで22億8,641万4,000円となります。また、その財源として、庁舎整備事業債17億6,190万円のうち、事務費充当分を除く17億1,480万円及び公共施設整備積立基金5億7,161万4,000円を計上しております。

償還計画でございますが、本町債につきましては、償還期間の上限が30年、据置期間の上限が5年となっております。この範囲内において、借入時に設定した条件に基づき償還を行っていくこととなります。現時点では借入条件は確定していないものの、令和5年度の庁舎整備事業債は償還期間30年、据置期間1年として借り入れており、今年度においても同様の条件で借り入れる予定としております。

以上でございます。

会計管理者 当該口座につきましては、町に入る様々な公金等を歳入として各会計に取り込むまでの間、一時的にプールするための口座であったと考えております。当該口座の使用を取りやめ、銀行等の金融機関において行われる様々な取引に伴って発生する、一時的に預かることとなった資金を処理するための預金である別段預金に移行した平成20年当時に、それぞれの残金を歳入処理しておれば適正な事務執行でありましたが、長年にわたり、残金があるにもかかわらず歳入事務が行われなかったこと及び記帳を行っていなかったことから、利息が発生しているにもかかわらず歳入事務が行われていなかったために過年度収入となったことなどから、今回の案件につきましては、不適切な事務執行であったものと認識いたしております。

なお、別段預金につきましては、通帳は発行されず、無利息でございますが、資金の一時預かりが必要な際には利用している状況でございます。また、決済用預金につきましては、ペイオフ対策として、無利息ではございますが、元本が保証されるものであり、現在も他の口座で利用している状況でございます。

以上でございます。

戸田議員 庁舎です。償還計画について御説明いただきました。理解しました。

据置期間1年として借り入れているとおっしゃっていますが、これまで据置期間はお

おむね3年とされていたと認識しますが、据置期間をこのたび1年とされているのは、どのようなお考えによるものですか。御説明をお願いいたします。

もう1点です。御答弁の中で別段預金に移行した平成20年当時に、それぞれの残金を歳入処理しておれば適切な事務執行であったとおっしゃっています。まさに、そのとおりだったと思います。また、別段預金というものがあり、決済用預金というのは今なお一定存在し、ペイオフ対策として、無利息ではあるが元本が保証されるものであり、今なお扱っておられるということも理解しました。

そこでお尋ねしたいんですが、会計管理者が使われていない通帳の存在を上席に報告し、庁議において共有されたのはいつのことでしたか。そのとき、どのような議論がありましたでしょうか。職員による問題提起から全庁的な調査、また、各課での検討を経て、本日の行政報告に至るまでの経緯について御説明ください。

総務部長 まず、1点目の新庁舎起債に係ります据置期間についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、借入につきましては据置期間が3年以上で設定できるものについては、おおむね据置期間を3年と設定しておりましたが、毎年度の償還に係る財政負担を平準化する観点から、近年では償還期間をできるだけ長く取るとともに、据置期間を1年と設定しております。

次に、2点目でございます。使われていない通帳についてのお尋ねでございます。

過去に使用していた決済用預金通帳については、普段の事務で使用することがなく、時間がたち、また、財政調整基金をはじめとする資金があったことから、残金等の把握がなされていなかったものと考えておりますが、前会計管理者が令和5年11月に指定金融機関からの通知により、当該通帳の状況を把握したことから、当該口座の経緯や用途について確認事務を進めていたものの、本年3月末までに詳細な把握には至らず、4月になり、町長、副町長へ報告を行ったものでございます。

この時点で、一旦、税の滞納繰越調定額の誤りに関すること及びこの会計課の通帳に関することといたしまして、5月28日開催の6月議会に係る議員全員説明会におきまして、総務部長、税務課長及び会計管理者等から、議会に対し報告を行いました。これらの流れを受けて、6月3日の庁議において詳細の報告を行うとともに、この2件について、税の誤りは令和5年度決算書において是正したこと、通帳残金については今年度中に歳入処理することを情報共有いたしました。

この場で、副町長からは、庁内で以前から引き継がれて事案で、その都度適切に処理がされてこなかった公金・財務会計の取扱いがほかにないかどうか、全庁的に調査する旨の説明があり、町長からは当該事案が処理されてこなかったことは残念であるが、これ以上問題を先送りせず明らかにしたことはよく、今後は適切に事務処理するようとの指示があったものでございます。

続いて、6月5日付で副町長名により、各部局に対し注意喚起及び点検を行うことに

ついでに通知を発送し、各部からの回答があったことから、それらを取りまとめ、6月20日に町長に報告を行いました。その後、継続して該当のあった部課の聞き取り、協議を図り、適切な処理の在り方等について、総務部、総合政策部を中心に事務を進め、8月1日の庁議で改めての各事案の共有を行い、町長からの注意喚起が行われたものです。

このように、対象事案の取りまとめができたことにより、8月6日開催の9月議会に係る議員全員説明会に町長が出席し、税、通帳未処理、そのほかの適切でない取扱い事案についての説明とお詫びを行いました。その後も継続的に庁内で追加調査を行い、新たな事案を加え、制度上、直ちに解決が困難な事案は除いて処理方針が固まったことから、9月19日開催の9月後半議会に係る議員全員説明会に副町長が出席し、お詫びとともに適切でない事案の更新版の説明と、来る議会での行政報告の実施予定について御説明いたしました。このような経過を経まして、今般、行政報告を行うに至った次第でございます。

以上でございます。

永山議員 私から、第89号議案と第90号議案について、複数の項目について質疑をしたいと思います。

質問いたしますのは大きく4項目、第89号議案からは一般会計の歳入、雑収入140万3,000円について伺います。2項目としては、住民基本台帳ネットワークに係る費用を伺います。3項目として、新庁舎建設工事費用の増額について、最後に、第90号議案については弁護士費用、それぞれ順に伺います。

1項目、140万3,000円については、先ほどの行政報告や他の議員からの質疑で、大まかな外観というか、見えてきたところというふうに受け止めております。歳入歳出として、口座において管理されていたものから伺いたいと思います。

まずは、そのように管理されていたものとして、水道事業会計分、会計管理者名義の通帳があったものと思いますが、そもそも長期間、金庫内で管理している事実というのは誰が知っていたのか。また、重複する部分が一部ありますが、通帳の残金の存在は、いつ、どのようなきっかけで明らかになったか。さらに、一部さきの質問と重複する部分がありますが、振り返りとして、町長名義の水道事業の通帳についても含めてですが、なぜ残金が残ってしまうのか、払うべき、出金すべきがなされないままに残っていたものなのかどうか。この辺りの事実確認を行いたいと思います。この歳入については、歳入歳出外で管理されていたものとして、都市計画課において管理されておりました町営住宅の預り金について、この部分についても伺います。今回、一般会計で収入されるべき20万円以上の額が、都市計画課内で預り金のまま管理されていたというのですが、このことについて、いつ発生したのか、なぜ預り金のまま、雑収入にこれまで上げられないままになっていたのか、御説明を求めます。そして、説明していただく前提として、今回、庁内で一斉に調査をしたところ明らかになったが、今まで気づかなかったのか、

気づきながらも処理を怠っていたものなのか、この点を明確にさせていただきたいと思えます。

次、健康福祉部住民課について伺います。

今回は、サーバー及び統合端末の賃貸借の延長に伴って、費用として設定されていた債務負担行為を廃止する一方で、ネットワークの管理5万7,000円を減額し、新たに住基ネットワークシステム賃貸借42万7,000円を増額しています。これら一連の補正は、当初の統合端末の更新時期を、庁舎移転時期の令和7年5月に行う予定であったものを、前倒しの2月にしたことによって生じたものです。この金額の変動の要因となった3か月の前倒し、なぜ、このように時期を見直すことになったのかという点を伺います。

あと、もう1点、一般会計からは、先ほど来から質問があります新庁舎建設費用についてですが、今回、物価スライド条項というのによるものですが、これには全体スライド条項、インフレスライド条項、単品スライド条項の種類があるところ、今回の増額補正はいずれの種類によるものなのか。また、これは受注者からの協議申入れというふうに理解してよいのか、いつの時点できっかけになる意思決定があったかということを確認します。最後、変更後の金額の算出から額の決定までの流れについても、どのような手続を経たか。

以上、たくさん質問をしておりますので、御答弁いただく際には、この点についてと前置きをしていただければと思います。以上、よろしく申し上げます。

会計管理者 永山議員からの質問でございます。

まず、1点目ですけれども、長期間金庫内で保管している事実は誰が知っていたかというところでございますが、会計管理者及び会計課職員が知っていたという状況でございます。

次に、2点目の通帳の存在、残金の存在は、いつ、どのようなきっかけで明らかになったのかというところでございますが、前任の会計管理者が昨年11月に不要口座の整理について、りそな銀行との間で確認したところ、残金があるが長年にわたり入出金がない口座があるとの連絡を受けたものでございます。当該口座につきましては、会計課の金庫において管理しておりましたが、普段の事務が使用することがなくなった後に時間がたち、また、財政調整基金をはじめとする資金をはじめとする資金があったことから、残金等の把握がなされていなかったものであると考えております。なお、他の2口座につきましては、本年9月2日・3日の記帳により明らかになったものでございます。

続きまして、3点目の、なぜ残金が残っていたかについてでございます。

会計管理者名義のりそな銀行決済用口座につきましては、昭和58年9月12日に開設、水道事業名義のりそな銀行決済用口座につきましては、りそな銀行に確認したものの、開設時期については不明とのことでしたが、平成20年5月2日まで使用した口座であり、高金利時期であったいわゆるバブル期に保有していたことから、残金につき

ましては利息であるものと認識いたしております。

次に、水道事業名義の京都銀行口座につきましては、平成17年4月25日に開設したものでございますが、令和4年4月18日を最終記帳日として残金0円で管理していたものの、定期預金の預け入れに当たり、本年9月2日に記帳しましたところ、令和4年8月20日に128円の利息が発生していたものでございます。

次に、会計管理者名義のりそな銀行資金返金用口座につきましては、平成26年6月19日に開設し、国において実施されました臨時福祉給付金の送金の際に、口座相違等で返戻された資金を管理するための口座でございますが、平成28年6月23日を最終記帳日として、0円で会計課において保管しておりました。しかしながら、本年9月2日の水道事業会計における定期預金の預け入れに当たり、記帳されていなかった利息の存在が判明したことから、9月3日に全ての通帳を記帳したところ、平成29年10月25日を最終記帳日として1万5,000円の残金が発生していたものでございます。通常であれば、返戻されたものを管理後、対象者へ再度の振込を行うものでございますが、何らかの要因で残金が発生したものと思われませんが、申請書及び会計書類の保存年限は5年となっていることから、確認することはできない状況となっております。

その要因につきましては、あくまでも想定の域を超えませんが、1点目として、銀行からの再振込の用紙が担当課に渡っていなかった。2点目として、再振込の用紙は担当課に渡っていたが、紛失等、または対象者とコンタクトが取れなかった。3点目といたしまして、対象者への振込は完了したものの、この通帳からの支出ではなく、新たに支出していたなどの可能性が想定されます。しかしながら、臨時福祉給付金につきましては、その財源が国費であることから、現在、大阪府を通じ、国に対して国費の返還等の在り方について照会している状況でございます。今後、国費の返還が必要との回答があった際には、改めて返還に関わる予算を計上させていただく予定としております。

都市創造部長 都市計画課所管に係ります御質問に、順次御答弁申し上げます。

町営住宅の預り金に係る御質問でございます。

まず、発生時期につきましては、合計5件のうち、令和4年度に1件、令和5年度に1件であり、残り3件は、推定ではございますが、平成10年度以前に発生したものと考えております。

次に、雑入に上げられないままとなっていた要因は、2点ございます。

1点目は、令和4年度及び令和5年度に発生した預り金につきまして、入居者が退去される際、入居者の責めに帰すべき修繕等においては、入居者の負担において修繕していただいておりますが、便宜的に町の予算において当該の修繕を実施し、当該費用を一旦町が立て替えた後、町が立て替えた額と同額を入居者に別途請求し、入居者負担修繕費用として徴収いたしております。この際、入居時から預かっている敷金を、入居者負担修繕費用の一部として充当しておりますが、歳入歳出外現金の町営住宅預り金として

おります敷金を、一般会計歳入の住宅補修等費用個人負担分への収入処理を失念していたものでございます。

2点目は、平成10年度以前に発生した3件について、これらが雑入に上げられないままになっていた要因につきましては、敷金や増築保証金を退去時に入居者に返還しないケースにおいて、これら預り金の雑入への移行を失念していたものと推測いたしております。

続きまして、今回の不一致が判明するまでの経過についてでございます。

町営住宅における敷金の事務取扱いについてですが、入居者から預かった敷金は歳入歳出外現金として、町営住宅預り金という会計に一旦保管いたします。その後、退去により敷金を返還する場合、町営住宅預り金から、敷金を入居者に返還する会計処理や、残りの敷金を一般会計の住宅補修等費用個人負担分に入金するなどの会計処理を行います。敷金につきましては、事務取扱いにおいて、一般会計と歳入歳出外現金での処理が発生することなどから、年間での複数の入退去に際して、収入と支出のそれぞれの合計額を容易に確認できる状態にはなっておりません。そのため、今回の令和6年6月5日付、副町長からの「公金及び財務会計の適切ではない取扱いに関する点検について」の通知により、町営住宅の敷金・保証金の管理台帳の合計額と財務会計システムの額が一致しているか否かを調査したことにより、両者の不一致を初めて確認したところでございます。

私からは、以上でございます。

健康福祉部長 続きまして、戸籍住民基本台帳費、住民基本台帳ネットワークシステム管理及び賃貸借におきまして、更新を3か月前倒しした理由につきまして、御答弁申し上げます。

令和6年度の当初予算を作成いたしました当時の判断といたしましては、リース期間が満了となります令和6年11月に新しい統合端末に更新いたしましても、その更新いたしました端末を翌年5月には新庁舎に移転する必要がございまして、別途システムの移転に係る費用も生じる見込みであったため、そうであれば、現在使用している端末をリース期間満了後も延長して使用いたしまして、新庁舎移転と同時に更新したほうが効率的であると、そういう判断をいたしておりました。

しかしながら、今般、事業者から新たな申出がございまして、事業者におきまして精査した結果、新庁舎への移転と同時に端末を更新することには、一定リスク等が生じるとの説明がございました。

説明を受けましたリスク等は3点でございまして、まず、1点目につきましては、エラーが発生するなどシステムが正常稼働しない事象が生じた場合に、それが端末の更新によるものなのか、庁舎移転の影響なのか、原因の特定がしづらいという点でございます。次に、2点目でございますが、統合端末の更新は全国的なものでございますことか

ら、新庁舎の移転まで延長いたしますと、統合端末などの備品の確保が難しくなる——これは可能性でございますが——可能性があるということでした。そして、3点目でございますが、庁舎移転と同時に更新したといたしましても、更新の準備作業が必要になりますので、その作業は旧庁舎で行うことになり、旧庁舎でセットアップしたシステムを新庁舎に移転する必要があるということから、いずれにいたしましても、移転費用が発生するということが判明いたしました。

よって、更新時期を3か月前倒しすることによりまして、補正予算可決後、最短で更新作業を実施するスケジュールで、今般、補正予算を計上させていただいたところでございます。

以上でございます。

総務部長 新庁舎建設工事に係ります今回の増額補正は、いずれの根拠、種類によるものかとお尋ねでございます。

工事の受注者より、工事請負契約書第25条第6項に基づく請負代金額の変更について請求があったものでございまして、この第25条第6項と申しますのは、「予期することのできない特別の事情により、工期内に日本国内において急激なインフレーション又はデフレーションを生じ、請負代金額が著しく不相当となったときは、発注者又は受注者は、請負代金額の変更を請求することができる。」とありまして、いわゆるインフレスライド条項に該当するものでございます。

2点目の、受注者、発注者、どちらから、いつ、協議の申出があったかとお尋ねでございます。

今回につきまして、受注者側からの申入れがございまして、それは本年4月23日でございます。

それから、変更後の金額の算出、額の決定までにどういう流れ、手続を経ているのかというお尋ねでございます。

今回、適用いたしました工事請負契約書第25条第6項、いわゆるインフレスライド条項の適用については、国及び府において運用マニュアルを定められておりますので、その運用マニュアルに基づいて、増額分の算定及び精査をいたしました。算定に当たっては、増額となる対象範囲は、受注者の請求のあった本年4月を基準日として、基準日より前に工事が完了している分は対象外となり、残りの工事分が対象となります。また、単価については、本年4月の建設資材単価や労務単価を用いて算定いたしました。なお、運用マニュアルにおいて、残工事費の1%は受注者側の負担することになっておりますので、そちらを差し引いた額を増額いたしております。

手続については、補正予算計上に当たり、庁舎整備等検討チームでの精査、検算を行い、町長への説明を経て予算計上しております。

以上でございます。

清水議長 この際、暫時休憩いたします。

(午後 1 時56分～午後 2 時15分まで休憩)

清水議長 休憩前に引き続き、会議を開きます。

永山議員 引き続き質問いたします。

ここまで歳入歳出で管理されていた通帳について伺いましたが、その用途性質に即して正しい事務処理がなされていれば、本来、口座にお金が残らないのか、正しい処理がされていたとしても、残金が生じてくるものなのか、そうだとすれば、どういう理由が挙げられるのか、この点について、今、御答弁いただけていないところであったと思いますので、御回答をお願いしたい。ここまで御答弁の中に出ておりませんでした人事課長名義の通帳もあるかと思しますので、こちらも含めて御答弁いただきたいと思ひます。

あと、なぜ、これまで雑収入に上げるなどの対応が取られなかったか、口座内において管理しておく必要があつたのかということも加えて伺ひ、最後に、0円になった当該通帳は、今後どのように処理されるのか、その扱いについても確認しておきます。

同じ歳入歳出のところから、雑収入の中から歳入歳出外で管理されていました都市計画課の預り金の御答弁を受けて、最後の質問として、今後、同じことが二度と起きないように課内で事務処理の見直しを行ったのかどうかについても伺ひます。

一般会計からもう1つ、住基ネットについて、前倒して時期を見直されたという、その理由については伺ひましたが、今回、増額・減額補正がそれぞれ上がっておりますが、これによって、全体として費用がどうなるのか、変更前・変更後の金額を示した上で御回答いただきたいと思ひます。

また、第90号議案 島本町水道事業会計について、伺ひます。弁護士費用ということで項目が上がっておりますが、その詳細が明らかでないことから質問いたします。

この説明にあります調停申請というのはどういったものなのか、その詳細を伺ひたいと思ひます。また、今回、弁護士費用が計上されておりますが、この調停申請というのは弁護士でなければならないのか、なぜ、そもそも弁護士に依頼することになったのか、この2点について、まとめて伺ひます。

会計管理者 口座に関わる3点につきまして、御答弁申し上げます。

まず、1点目の残金が残らないのかという部分についてでございます。

こちらにつきましては、毎年度末に記帳し、利息が発生している場合には歳入事務を行うことで、このような事例は発生しなかったものと認識いたしてあり、繰越金等がなければ残金が発生することはないものと考えております。

次に、2点目の口座内において管理しておく必要があるのかというところでございますが、今回の案件につきましては、当該口座において管理する必要はなく、先ほども御答弁申し上げましたとおり、長年にわたり残金があるにもかかわらず歳入事務が行われ

ていなかったこと及び記帳を行っていなかったことから、利息が発生しているものにもかかわらず歳入事務が行われていなかったために過年度収入となったことなどから、不適切な事務処理であったというふうに考えております。

次に、3点目の0円になった当該口座は、今後、どのようにして扱っていくのかというところでございますが、今回、128円の利息が発生した水道事業部の口座につきましては、定期預金等の運用に当たっての出し入れ口を普通口座で管理する必要があることから、引き続き口座を管理する予定でございますが、他の3口座につきましては、当面、使用する予定はないことから、御可決いただいた後、歳入事務を行い、解約する予定でございます。

以上でございます。

総合政策部長 続いて、人事課分について御答弁を申し上げます。

まず、正しい処理がされていても残金は出てくるのかということでございますが、人事課が管理する口座につきましては、以前から普通口座であったため、現状、全て適切に事務処理を行ったとしても、預金利息がつくことにより、必ず残高が生じることとなります。このため、今回の一斉点検の結果を踏まえ、当該口座については決済用口座に変更し、今後、利息がつかないように改めたところでございます。

次に、口座内において管理しておく必要があったのではないかとということでございますが、今回の一斉点検における分析の結果、残高の内容は、平成19年以前に保険会社から入金された取扱事務費と現在までの預金利息であると推定されます。これまで抜本的な対応を取ることができなかった理由につきましては、現存する預金通帳が平成22年以降のものであり、それ以前の残高の内容の全貌や過去の経緯を正確に把握することが困難であったことや、休業・退職者の共済費の受入れ・払い出しなどに日常的に入出金があるため、常に残高が変動し、預金通帳の定期的な残高の確認等を行えていなかったことが主な要因と考えております。

以上でございます。

都市創造部長 今後の事務処理の見通しに係る御質問でございます。

現在、入居者が退去される際、敷金を入居者負担修繕費用に充当する事務に関しましては、入居者に入居者負担修繕費用が発生する場合と発生しない場合で、敷金還付事務が2つのルートに分かれ、さらに、入居者負担修繕費用が敷金を上回る場合とそうでない場合でさらに2ルートに分かれるなど、事務が複雑化していたことが、事務手続の失念につながった要因と考えております。

そのため、今後につきましては、退去時の敷金還付事務手続について、可能な限りルートを一本化していくよう改善してまいりたいと考えております。現在、具体的に事務処理の見直しとして検討しております一案といたしましては、退去時において、入居者の責めに帰すべき修繕等が発生する場合においても、入居者から入居者負担修繕費用の

支払いに係る承諾書を提出いただいた上で、敷金を入居者に全額返還し、入居者自身において必要な修繕を実施していただくことにより、町が入居者負担修繕費用を立替える現在の運用を原則廃止してまいりたいと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 住民基本台帳ネットワークシステムに係ります再度の御質問でございます。

システム更新に係ります費用、また、変更前と変更後の金額の差について、御答弁申し上げます。

まず、システム更新の総額といたしましては、5年間の賃貸借料と保守料で合計2,341万円となっております。前倒しになったといたしましても、この金額には変更はございません。しかしながら、新システムに移行するまでの間、現システムをリース期間満了後も引き続き使用する期間がございます。この期間を3か月間前倒ししたことによりまして、保守料につきましては5万7,000円の減額、賃貸借料におきましては42万7,000円の増額となっておりますので、それを差引いたしますと、37万円の増額ということで予算計上させていただいております。

以上でございます。

上下水道部長 調停申請についてでございます。

公害紛争の迅速・適正な解決を図るため、司法的解決とは別に公害紛争処理法に基づきまして、公害紛争を処理する機関として、大阪府公害審査会が置かれております。本公害審査会につきましては、弁護士や学識経験者などの有識者から構成された調停委員等が、中立的な立場で当事者の間に立ち、話し合いを進め問題の解決をはかることを目的としており、調停・あっせん・仲裁を行う機関でございます。

調停につきましては、公害審査会委員の中から3名の委員が調停委員会を構成して、紛争の当事者を仲介し、双方の互譲による合意に基づき紛争の解決を図る手続きとなっております。調停委員会は、調停期日において申請人から被害の実態などを、被申請人からはこれに対する反論などを聴取し、当事者の主張内容や事実関係を明らかにして、公平で当事者に納得のいく解決策など、調停委員会が主体となって話し合いを進めますが、当事者双方がお互い譲りあって紛争の解決を図るための制度となっております。

次に、弁護士への依頼についてでございますが、本年9月2日付で、大阪府公害審査会会長名で本町宛てに調停申請の受付についての通知が参りました。申請人からは、調停を求める事項といたしまして9項目と、さらに理由及び紛争の経緯といたしまして50項目の合計59項目について、大阪府公害審査会に対しまして、町の意見書の提出を求められております。

当初は、職員で意見書の作成や調停への対応を考えておりましたが、弁護士に依頼することで、専門的な知見や法的分野を踏まえて意見書を作成することができるものと判断したところでございます。

以上でございます。

永山議員 第90号議案について、引き続き質問いたします。

今回、大阪府公害審査会に申請が出されたということですが、そのきっかけ、発端はどういうことだったか、また、審査会に申請に至る以前に問題解決を図ることができなかったか、ここまでどのような対応を取ったのかについて伺います。

上下水道部長 まず、発端でございますが、若山台地区老朽配水管布設替工事につきましては、本年4月22日から工事に着手しておりまして、その後、申請人から数回にわたり騒音に関する電話をいただいております、その都度、現場での対応策を講じながら工事を進めてまいりました。しかしながら、申請人から改善が図られていないなどの理由から、6月12日付で本町に対しまして工事の差止めを求める嘆願書が提出され、本嘆願書で6点の提案事項を提示され、町といたしましては6月28日付で回答を行ったところでございます。それでも、申請人は納得されないことから、大阪府公害審査会へ調停申請をなされたものと認識をしております。

次に、問題解決についてでございますが、4月22日から工事に着手し、配水管の切断作業を低区配水場内で実施をしておりましたが、4月26日に申請人の方から申入れを受け、直ちに申請人宅から離れた場所での切断作業に変更いたしました。再度の申入れもあり、受注業者と協議した結果、6月14日からは、さらに離れた道路上での切断作業に変更を行うなどの対策をさせていただいております。また、音の軽減対策といたしまして、配水管の切断時には、他の作業を止めるなどの対策もさせていただいております。

なお、工事着手後からこれまでの期間、申請人との電話での対応や現地での対応もさせていただいておりますが、双方の主張が異なり、本町ができる対応と対策では御理解、御納得がいただけなかったものと認識いたしております。

以上でございます。

中田議員 89の11、防災用備品26万2,000円について、こういった製品を購入する予定か、補正で購入するに至った経緯についても伺います。

それから、第90号議案の調停申請に伴う弁護士費用に関して、今回の調停申請の内容について、こういったものなのか伺いたいのと、管路更新というのは毎年のように行われているものだと思うのですが、今回、通常と異なる工事があったのか、伺います。

それから、89の12の委託料のコールセンター等業務ですが、もともとコールセンターは女性交流室があったところでやっていたと思うんですが、今回、延長になるということ、新しくこどもすこやかセンターができると思うんですけど、そことの兼ね合いというのがどうなるのか、伺っておきます。

総務部長 防災用備品について、こういった製品を購入する予定かとお尋ねでございます。

今回の防災用備品といたしまして、衛星電話を購入する予定でございます、大沢地

区の間地域孤立対策として、連絡体制の確保のため、令和3年に衛星携帯電話機器の配置を行いました。本年8月末に通信事業者がサービスを終了したことから、ほかの通信事業者の衛星電話を購入するために、今回、補正予算を計上したものでございます。以上でございます。

上下水道部長 調停の概要についてでございます。

先ほども申し上げましたように、申請人からは調停を求める事項といたしまして、大きく9項目、それから、さらに理由及び紛争の経過といたしまして50項目の合計59項目につきまして申入れをされております。

なお、今後、予定されております調停審査会につきましては非公開となっておりますので、具体的な調停内容につきましての御答弁は差し控えさせていただきます。

続きまして、通常の工事と異なる工事があったのかというお尋ねでございます。

今回の工事につきましては、老朽管路の更新工事でございます。特殊な工法や重機を使用することもございませんので、通常の管路工事との大きな違いはないものと考えております。

以上でございます。

健康福祉部長 コールセンター等業務の実施場所についてのお尋ねでございます。

議員御指摘のとおり、令和7年1月からすこやか推進課と一体的に新たにこども家庭課を設置をいたしまして、こども家庭センターを設置してまいります。今現在、コールセンター等業務を行っておりますのが旧女性交流室で、3階の部屋となっております。それにつきましては、新たなこども家庭課の設置準備等がございますので、以前、新型コロナワクチンのコールセンターを設置しておりましたり、地域包括支援センターを設置しておりましたりしたふれあいセンター2階の諸室に11月末に移転をいたしまして、こども家庭センター等の設置には支障がないように、部内で調整して事務を進めてまいりたいと考えております。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

防災用品のほうです。今まで使っていたサービスが終了したために、ほかの通信事業者の衛星電話を購入し直すということかと思うんですが、今どき、衛星電話ではなく衛星通信というものがあって、電話機能も当然のようにあり、動画も一緒に見られたりし、かつ、コストもかなり安くなっているのかなと思うんです。なので、このタイミングで切り替えるのであれば、例えばスターリンクとか、衛星通信のほうの導入も考えられると思うのですが、この点、検討されたのかどうか、伺います。

それから、水道の調停申請の弁護士費用のほうです。通常と異なる工事ではないということですが、先ほど永山議員が聞いたかもしれないんですけど、申入れにある騒音については、工事音というのは基準値を上回っていたのか——測定されていると思うので

すが——ということを伺いたいのと、これまでもたくさんやってきたこの工事に関して、騒音の訴えというのはあったのかということ伺います。

総務部長 防災用備品としての衛星通信スターリンクの導入についてはどうかのお尋ねでございます。

スターリンクは衛星のデータ通信であります、ネット電話を行うことも可能と聞き及んでおります。しかし、アンテナを屋外に設置する必要があり、暴風時にはアンテナを固定する必要があります。また、アンテナへの電源の供給も必要になることから、単体で使用可能な衛星電話がデジタル機器に不慣れな高齢者でも扱いやすいと考えられ、衛星電話の購入を予定しているものでございます。

以上でございます。

上下水道部長 騒音についてのお尋ねでございます。

騒音規制法第15条及び大阪府条例施行規則第63条の規制基準に定める騒音の規制基準につきましては85デシベルとなっております、本町が申請人宅前で測定した結果につきましては、最大で48.5デシベルでしたので、規制基準値内であることを確認いたしております。

次に、騒音の訴えでございます。今回の工事での騒音の訴えにつきましては、申請人お一人のみでございます。上下水道部がこれまで実施いたしました過去の工事につきましても、騒音に関する訴えはございません。

以上でございます。

中田議員 分かりました。

水道に関してなんですけど、基準値ギリギリでもなく、半分ぐらいの値ということですよ。これまでも訴えがなかったということです。それにもかかわらず、先ほども御答弁にあったと思うんですけども、調停の申請ということは、御納得いただけなかったということだと思っておりますが、行政側の対応に問題があったということはないのか、もしくは、特別な事情が何かあるのかという辺りを確認しておきます。

上下水道部長 これまでも答弁申し上げましたが、町といたしましては、現場でできる対策を講じるなど適切に対応させていただきましたが、見解の相違により、御理解、御納得をいただくことができないものと認識いたしております。

以上でございます。

伊集院議員 1点だけ、確認させていただきます。

両方の第89号、第90号議案にもかかわりますが、公金及び財務会計の適切ではない取扱い、点検をされました。過去からの部分でありますので、詳細の部分は先ほど来のお話を聞いておれば分かるんですけども、もう、こういったことはほかに一切出てこないという、今回の総点検で過去のこういったものは出てこないということなのか、そこだけは確認させていただきたいと思っております。

高岸副町長 お答え申し上げます。

これで、ほかにもう出てこないのかという御質問でございますけれども、今回、従前から把握している課題も含め、適切ではない取扱いがある場合は必ず報告してくださいとして、調査を行いました。その結果につきまして、各部局から報告を受け、報告させていただいたものでございまして、調査を指示いたしました私といたしましては、ほかにはないものと考えております。

以上でございます。

清水議長 他に質疑ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、質疑を終結いたします。

これより、順次討論、採決を行います。

それでは、第89号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第4号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第89号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算(第4号)について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の討論を行います。

補正予算に上げられた支出について、労務単価の上昇に対応するなど、そのほか全体として事務執行に必要な予算が盛り込まれていると考えています。

住民基本台帳ネットワークシステムに関する予算計上並びに債務負担行為の廃止については、次年度、新庁舎移転作業を見通して滞りなく住民サービスを提供することに資すると思えます。

新庁舎建設費用の増額については、国際情勢の変化やマンション建設ラッシュに加え、万博開催も相まって、契約締結の当初から人件費や資材の上昇は必須との理解でした。今回の増額は、合理的な範囲を超える価格の変動を受注者側だけに負担させないというインフレスライド条項の趣旨から、相当な範囲と考えます。

質疑はいたしませんでしたが、定額減税に伴う調整給付について、今後も事務が続き、作業負担は続くことから、コールセンター業務を継続するための費用は盛り込まざるを得ないと思えます。

また、こちらも質疑は行いませんでしたが、土地建物貸付収入297万円の歳入については、旧やまぶき園の跡地について、当初、測量作業を進めるということでしたが、賃貸借の利用希望があったということで、これに柔軟に対応され、有効な財産活用が図られたという点で評価できるものと思えます。

もう1点、歳入について、ここまで多くの質問がありましたが、管理する口座の残金

や歳入歳出外の預り金などを一般会計に入れること自体は、あるべき処理がなされたものであり、相当と考えます。しかしながら、利用しない通帳が長年放置され、詳細は把握できないなど、不適切な管理状況が明らかになったことが今回の処理のきっかけになっていたということは見逃すことができません。歳計内外を問わず、町が管理するお金は、多くの住民、あるいは、本来取得すべき人から託されたものであり、適時適切な管理ないし処理は住民の信頼の基礎をなすと言えます。今回のような事案の発生は、重大な問題と認識しなければなりません。令和5年11月の事態の判明後、速やかな対処ができなかったことも問題があったと考えます。今後、事務処理上の問題と組織風土の双方から内省が必要だと考えています。

今後のこととして、膨大な業務を抱える中、事務の失念などを完全に防ぐことは難しいとは考えますが、答弁に挙げられた再発防止策が確認できたことを教訓と捉え、実施を怠らず、確実に行っていただくように求め、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第89号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第89号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

引き続き、第90号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)に対する討論を行います。

まず、本案に反対の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 次に、本案に賛成の方の発言を求めます。

永山議員 第90号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算(第2号)について、人びとの新しい歩みを代表して、賛成の立場から討論をいたします。

生活用水、その他の上水を安定的に住民に供給するためには、管路の維持更新作業は不可欠であり、水道事業において管路工事は避けることができません。工事に伴い、騒音・振動を生じさせないことは事実上不可能で、これは、周辺住民の方に一定期間御不便をおかけして受忍していただいた上で成り立ちますが、今回、大阪府公害審査会に申請が出されたことから、それに対応する費用が計上されたものです。

当該手続は、弁護士でなくても対応可能ではあるものの、今回のケースについては事務量の大きさや専門性が必要な点から、弁護士による対応を選んだ判断は妥当で、かつ、その費用についても資料から相当な範囲内であると考えます。加えて、そこに至るまでの現場の対応について見れば、納得は得られなかったものの、申入れに対して、管の切断作業を別の場所に変更するなど細やかに対応を講じたと考えています。こうしたことから、本件補正予算を適切なものと認めます。

最後に、本事案に限らず、ここまで本町が被告となる訴訟も続いていることは懸念するところです。住民への対応として、丁寧な説明がなされているか、行政への不信感など問われるところが大きいのではないかと。また、特に、町長の舵取り、また、その一言があればという局面があったのか。こうしたことも含め、再考の余地があり、このようなことを指摘し、賛成の討論といたします。

清水議長 反対の討論の方がありませんので、引き続き、本案に賛成の方の発言を求めます。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 他に討論ありませんか。

(「なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 ないようでございますので、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

第90号議案は、原案のとおり可決することに賛成の方の起立を求めます。

(全 員 起 立)

清水議長 起立全員であります。

よって、第90号議案は、原案のとおり可決することに決定いたしました。

以上で、9月定例会議に提出されました諸議案は、全部議了いたしました。

お諮りいたします。

明日から、次の定例日の前日までを休会としたいと思います。

これに御異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

清水議長 御異議なしと認めます。

よって、明日から、次の定例日の前日までを休会とすることに決定いたしました。

これをもちまして、令和6年島本町議会9月定例会議を閉じまして、散会といたします。

次会は、12月13日午前10時から会議を開きます。

本日は、長時間にわたり、大変御苦勞さまでした。

(午後2時46分 散会)

本日の会議に付された事件は次のとおりである。

行政報告

- 第74号議案 島本町長期継続契約に関する条例の制定について
- 第86号議案 令和5年度島本町水道事業剰余金の処分について
- 第87号議案 令和5年度島本町下水道事業剰余金の処分について
- 第1号認定 令和5年度島本町一般会計歳入歳出決算
- 第2号認定 令和5年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算
- 第3号認定 令和5年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第4号認定 令和5年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算
- 第5号認定 令和5年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算
- 第6号認定 令和5年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算
- 第7号認定 令和5年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算
- 第8号認定 令和5年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算
- 第9号認定 令和5年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算
- 第10号認定 令和5年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算
- 第11号認定 令和5年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算
- 第12号認定 令和5年度島本町水道事業会計決算
- 第13号認定 令和5年度島本町下水道事業会計決算
- 第7号報告 損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について
- 第89号議案 令和6年度島本町一般会計補正予算（第4号）
- 第90号議案 令和6年度島本町水道事業会計補正予算（第2号）

令和6年島本町議会9月定例会議の結果は次のとおりである。

事 件 番 号	件 名	結 果
一 般 質 問	1. 保育所待機児童状況と継続的待機児童発生の回避取組を 2. より住みやすいまちづくり 空き家状況と立地適正化について 3. 住民がつどい楽しめる よりよい公園づくりに向けて	9月3日 福島議員
	1. 島本町の妊娠期からの子育て支援について 2. 島本町の屋外分煙所整備について	〃 大久保議員
	これからの一般廃棄物処理行政～高齢者等のごみ出し支援～	〃 戸田議員
	子ども達が遊べる（集える）屋内施設の必要性について	〃 中嶋議員
	高齢者や障害者等の投票環境について	〃 山口議員
	1. 自衛隊への個人情報提供に対する除外申請制度について 2. 会計年度任用職員の処遇改善について 3. 6月定例会議の答弁について	〃 永山議員
	乳幼児健診について	〃 川嶋議員
	改めて、命を守る避難所運営・備えを！	〃 中田議員
	第五次総合計画に掲げられているまちづくりについて	9月4日 平井議員
	第5号報告	令和5年度島本町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について
第6号報告	令和5年度島本町教育委員会の点検・評価に係る結果報告について	〃 報告を承る
第66号議案	教育委員会委員の任命につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第67号議案	公平委員会委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第68号議案	大字尺代財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意
第69号議案	大字桜井財産区管理委員の選任につき同意を求めることについて	〃 原案同意

事 件 番 号	件 名	結 果
第 7 0 号 議 案	工事請負契約の締結について	9 月 4 日 原 案 可 決
第 7 1 号 議 案	動産の買入れについて	〃 原 案 可 決
第 7 2 号 議 案	大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について	〃 原 案 可 決
第 7 3 号 議 案	大阪広域水道企業団の共同処理する事務の変更及びこれに伴う大阪広域水道企業団規約の変更に関する協議について	〃 原 案 可 決
第 7 5 号 議 案	島本町情報公開条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 7 6 号 議 案	島本町税条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 7 7 号 議 案	島本町住民福祉審議会条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 7 8 号 議 案	島本町障害者施策推進協議会条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 7 9 号 議 案	島本町国民健康保険条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 0 号 議 案	島本町地域包括支援センターにおける包括的支援事業の実施に関する基準を定める条例の一部改正について	〃 原 案 可 決
第 8 1 号 議 案	令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決
第 8 2 号 議 案	令和 6 年度島本町国民健康保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 8 3 号 議 案	令和 6 年度島本町後期高齢者医療特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 8 4 号 議 案	令和 6 年度島本町介護保険事業特別会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 8 5 号 議 案	令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 1 号）	〃 原 案 可 決
第 8 8 号 議 案	令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 3 号）	9 月 5 日 原 案 可 決
第 7 4 号 議 案	島本町長期継続契約に関する条例の制定について	9 月 3 0 日 原 案 可 決

事 件 番 号	件 名	結 果
第 8 6 号 議 案	令和 5 年度島本町水道事業剰余金の処分について	9 月 3 0 日 原 案 可 決
第 8 7 号 議 案	令和 5 年度島本町下水道事業剰余金の処分について	〃 原 案 可 決
第 1 号 認 定	令和 5 年度島本町一般会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 2 号 認 定	令和 5 年度島本町土地取得事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 3 号 認 定	令和 5 年度島本町国民健康保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 4 号 認 定	令和 5 年度島本町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 5 号 認 定	令和 5 年度島本町介護保険事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 6 号 認 定	令和 5 年度島本町大沢地区特設水道施設事業特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 7 号 認 定	令和 5 年度島本町大字山崎財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 8 号 認 定	令和 5 年度島本町大字広瀬財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 9 号 認 定	令和 5 年度島本町大字桜井財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 0 号 認 定	令和 5 年度島本町大字東大寺財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 1 号 認 定	令和 5 年度島本町大字大沢財産区特別会計歳入歳出決算	〃 認 定
第 1 2 号 認 定	令和 5 年度島本町水道事業会計決算	〃 認 定
第 1 3 号 認 定	令和 5 年度島本町下水道事業会計決算	〃 認 定
第 7 号 報 告	損害賠償の額を定めること及び和解の専決処分について	〃 報 告 を 承 る
第 8 9 号 議 案	令和 6 年度島本町一般会計補正予算（第 4 号）	〃 原 案 可 決
第 9 0 号 議 案	令和 6 年度島本町水道事業会計補正予算（第 2 号）	〃 原 案 可 決

以上、会議の次第を記し、これを証するため、地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和6年9月30日

島本町議会議長 清水貞治

署名議員(5番) 大久保孝幸

署名議員(9番) 東田正樹